慶応　元乙丑

正月元日風　二日長閑是ヨリ十日後マテ至テ暖気三月如シ諸品次第高直米三斗二升位麦ハ直安シ　大豆米ト同直ナリ　正中旬ヨリ三月末マテ又寒気強シ　三月頼母家ヲ常味方エ譲ル　四月東照宮二百回忌　五月十七日発駕

上洛

大樹公上洛ト沙汰ス長州征伐ノ由也　進発ニ付献金申触依両宮ニテ一両二朱上ル国中同断　閏五月十四五日ヨリ大雨日々不止　十九日止雨祭両宮ニテ勤　同月晦日初テ青天　米一両ニ二斗二升麦七八斗同年四月ヨリ　御本宮屋根普始波志江伊三郎八木沼熊吉両人　今年桑至テ高シ一駄三両二分迄在リ　蚕大抵ノ出来ナリ糸大ニ高シ　五月大樹公長州追討ノ由ニテ上洛在　五月下旬ヨリ雨フリ土用中降ル麦ハ七八分也　土用後天気　稲実ノリ由八分ノ作ナリ米高直一両ニ二斗或ハ一斗八升

同　二丙寅

諸品至テ高シ　十月ヨリ冬中寒気少シ　桜井伊与退転跡ヘ小野二男賢次養子ス屋作モ今月出来也　同年七月ヨリ大門通ヲ西ヘ回シ造ル九月出来土方前谷村政五郎金三十二両ニ渡ス

正月元日風　二日暖和追日同シ去年ノ如シ

同　三丁卯

同月十八日天赦方吉成宣妻ヲ迎沼田中町天王宮神主宮沢娘二十才婚姻首尾整ヲ苗島斎藤助媒妁ナリ　二月中旬ヨリ寒気在リ風ハ少シ

大樹公未大阪御滞留ノ由也　米一両ニ一斗八升次第ニ上ル　三月東拝殿屋替御拝ヲ刷取

四月大樹公未大坂御滞留ナリ一円御沙汰ナシ　大樹公御他界　米一斗二升麦二斗ニナル　六七月武州川越辺一揆発リ三百四五十軒打潰ス　其外世間強盗多シ　秋作大凶三四分也　世上大ニ逼迫ス　八月辰巳風強シ　諸作違ス　沼田ハ別テ強シ　真ナシ　同十二月今上皇帝御崩御　此辺諸品大高直就中米一両ニ九升　大麦一斗六升迄ニナル　世上騒シ

正月朔天気　二日同シ　三四五六日同シ　七日雪フル寒気至ル雨雪少シ米麦大ニ高シ二月同断寒気在リ　当月川越家中大ニ引移ル凡五六宿町々在々迄備家仮住居モ成諸品益々高　同月廿二三日北風吹雪寒気強シ　三月天気ナレ共冷気ナリ　同月下旬大北風翌日霜フル桑大ニ損フ　四月七日雨フル大洞ハ雪五寸フル参詣少　同八日フル　十四日ヨリ天気　廿五日ヨリ四日雨フル　廿八日ヨリ天気今夜辰巳方ヨリ北ニ向テ大弁星在リ大サ俵程ナル物也　末

ニ至テ三ツニ分レ落ルト云人多ク見　五月中天気ヨシ　六月雨ナシ旱甚シ諸祈雨　七月雨ナシ穀下落米一斗四升　麦四斗　八月十五日頃ヨリ雨フル　九月十日迄折々フル米一斗六升麦五斗或ハ六斗也　田方大ニ吉諸国同シト云　穀下落スレ共諸品高ク成蚕ハ悪シ糸下落ス桑一駄六両マテスル　蚕風至テ高シ一枚金七両也　当秋山付ハ田八九分五六厘下ハ三四分米麦下落銭一両ニ九貫六百文、冬大ニ暖和也　同年十月二十日朝卯上刻成宮嫡子出生美能里ト名ル

出産

同　四　戊辰　明治改元

正月元日風　二日天気静也　正月二月三月寒気雪度々フル　三月武劦羽生辺百姓一揆大ニ興リ惣代或ハ陣屋ヲ焼払フ五六里内百軒余同十二三藁田宿ニテ歩兵五六百人官軍ト戦争同時ニ西上劦東上州一揆大ニ発テ富家ヲ打潰コト多シ　正月三日京伏見ニテ一橋会津桑名戦争江戸方敗走シテ逃下ル仁和寺　宮征東将軍ニ任ス　三月東海東山北陸道鎮撫総督御下向　四月官軍大ニ下向　同月十一日江戸城官軍ヘ渡ニ成下野宇都宮城下総古河城落城　歩兵又ハ旗本　走共ノ所業也　閏四月廿二日当社ヨリ六人近戸神主産泰神主同道ニテ出府大総督　有栖川親王四鎮惣軍ヘ大儀為御礼登城御礼献上相済　閏四月八日一同帰国　此節水沼七郎衛門父子被召捕後ニ赦免ナリ　今月大胡前橋近在高崎沼田迄官軍多ク屯ス五六月雨フル　七八月同川々洪水穂悪シ五六分也追々高直八月ニ至米一両ニ一斗或ハ八九升惣穀是ニ順ス奥州会津庄内仙台二本松羽州米沢等皈ク官軍夥発向輪王寺宮モ白石ヘ屯ス　八月上旬二本松落城　十一月平泊落着　八月当社ヨリ五人上京　十四日出立　十月五日帰国ス　今年秋穂五分大ニ高直一俵三両三分冬中暖和ナリ　寒中雨二度フル　社持修験大ニ復飾シ神職ニ相成天台真言寺モ同

同　二　己巳

正月元日風　二日宜　同二月神光寺竜赤寺廃寺ニ成相済榛木沢ノ田ヲ取ル二反余也　二月雨度々寒気在リ　同月三日出立柏倉村北爪一家外ニ人数加リ合三十一軒自葬祭願東京神祇官ニテ聞済ニ成同廿八日一同帰邑ス　此外村々自葬大ニ成　去年ヨリ大政官金札大ニ出行追々諸藩札モ出来二分判金買物多ク通用悪シ、四月ヨリ雨フリツヽキ作物不熟麦ハ六七分ナリ　秋作二三分追々高直九月マテ雨フリ冬ニ至テ米一両ニ七八升麦一斗八升木綿ハ種

ナシ雑穀同シ世上盗賊多南京米多ク渡ル少シ下直ナリ　十一月ヨリ雨雪ナシ正月ニ至テ雪降　同八月十日男子志解里誕生　十一月二十

普請出産

五日東本宮上棟祝ナリ普請ハ去年ヨリ始ル大工棟梁越後石地森山相模通称森八　八月十日亥刻二男出生志気里ト称ス　十一月ヨリ裏山岩ノ上下雑木ヲ炭ニ焚初

同三庚午

正月元日風在　二日暖和六日雪五六寸在去冬ヨリ寒気強シ刀祢川氷ワタル湖水諸所氷ワタルト云ナリ　二月寒気強シ去年十月ヨリ裏山雑木炭焚始ム正月六日ノ雪ニテ西神木枝三本雪折ニナル同月廿三日波志江村七十一人自葬願ニ付請合ノ添書伊勢崎民政所ヘ差出吾妻ハ一郡大方自葬ニナル　同三月度々雪フル今月総テ雨天多シ　同四月モ雨多シ八日天気宜シタ方俄ニ曇氷雨フル事夥シ深所ハ二三寸或ハ七八寸苗島室沢月田ハ麦打揺一切破ル大胡河原ヨリ西南無難大前田ヨリ竜巻ニテ　武井田面小林竹沢阿左美蔵塚桐生下通リ小俣羽鹿辺迄川沼等ノ水ヲ巻上ケ家ヲ潰事百余宇怪我人多シ　ニヨリテ石塔ヲ不残巻上ケ大木ヲ倒コト数多九月十日ノ朝霜フル近年ノ大荒ナリ　五月中天気吉北風度々吹六月天気雨折々降気候吉麦ハ十二分作也大ニ下直ニナル蚕半吉ナリ　諸藩ノ札通用悪シニ分金モ同シ米一両ニ七升麦九升也

同四辛未

災

六七月雨頻ニ降然共暑気在テ稲宜八九月雨フルコト同田方大吉別テ奥羽宜米麦追々下落ナリ　九月十月米一俵一両二分麦順之十一月寒気強シ　十二月同官家ヨリ追諸事御布告触出ル　冬中雨雪一向ナシ　諸社家系世代御改今年ヨリ天下一般諸人官名停止　苗字御免ナリ　十二月東長ヲ駒形ニ払フ

災

正月元日風少在二日霽也同月中雨雪ナシ寒甚シ去十一月中旬雨少シ降シヨリ七十余日照続ク　同月二十二日伊香保温泉場不残焼ル木崎焼ル本庄新町少シ焼ル

二月上旬諸社祈雨五日六日大ニ雨アリテ世上悦フ　正月奈良原出府官ヘ御年頭御礼此序当社諸祀神ヲ伺官ニ於テ御定被下処祀神十柱ニ定両社ニテ同シニ祀ル

同年二月廿一日井上屋舗内石工居宅焼ル世上麦大ニ宜シ米一俵三両余麦二両三分　追々下落ス天気吉雨雪ナシ　二三月当国諸所疱瘡ハヤル小児多ク失ヌ　三月雨折々降ル麦大ニ宜シ四月雨折々フル麦宜シ稲毛宜シ五六月暑気

強シ七八月間シ稲八九分大ニ下落ス冬十月ヨリ寒気強シ大川皆氷渡ル近年ノ寒ナリ米下落両ニ二斗五升麦八九斗ナリ　西屋鋪杉ヲ払フ二三十本　土蔵上屋ニ通ス尾ハ　大胡へ売渡ス匠人八木沼熊五郎冬中雨雪少シ　当冬ヨリ群馬県高崎ニ建

同　五壬申

正月元日二日天気吉静也寒気強シ世上火災折々在リ米麦下直塩下直二三月天気ナリ正月五日夜子刻三男維三郎出産正二三四五月五日迄天気続テ雨雪ナシ五月天気ヨシ六七月平年ナリ八月雨天曇天晴日ナシ刀祢郡交易掛合成同月ヨリ九月中大門道作ル幅六間ニ定ム下宿町屋作始沼田道ヲ開ク下村人足ヲ頼ミ九月上旬出来

跋

本年代記は昭和二十八年十一月宮城村文化財展覧会に出品されたもので、その内容の重要性により昭和二十九年四月群馬大学教授尾崎喜左雄先生の指導により尾崎研究室の諸君により孔版印刷された。（赤城神社奉讃会発行）

原本は三夜沢鎮座の赤城神社神職奈良原家に所蔵されている。天保三年九月中旬まで真隅田成孝がその先代成宥の書写記録により再編筆写し、更に天保三年以降を書き加えたものである。貞和元年に始まり明治五年に終っているが、赤城神社を中心として社会情勢の変化を記録し群馬県の歴史資料として重要なものである。

ここに宮城村誌の編さんに際し資料編として加えることとした。関係各位に謝し特に前記刊行関係各位に感謝の意を表する。（編者）

第二節　吉勝翁物がたり

序

我が父今年八十歳の高齢に達して猶いと健かに居ませるは、児孫にとりてまことに喜びの極みなり。顧みるに、父は嘉永四年四月十四日上野国苗ヶ島に生れその青年時代は恰も明治維新の頃なりき。若年にして両親を失ひ具に辛酸を嘗めたるが如し。内には中世以降の家運の衰微に会ひ、是れが復興の業に務め、而して祖先の祭を盛んにし、子孫繁栄の基を堅くし、外には、廃藩置県に方り初代村長として村治に奔走しよく公私、忠孝の両道を全らせられたり。

玆に老父母誕生の吉辰に方り。児孫相集りて、膝下に寿を祝ひまるらひ且つは長き年月に亘る貴き苦辛の物語りを承はりて、我等処世の栞にもせんとは計りけるが遠隔の地に公職を奉するの身を以ては、遺憾ながら其の意を果すに由なし、依りて、乞ふて父が永年ものせられし手記を読みけるに明治維新以来、世の移り変りし様、又は我家の古さ歴史など、子孫に伝へたきもの数々あり。乃ち今之を梓に上せ一門に頒ち以て、児等の一堂会して老翁の物語を承るに代へんとす。我が先考の事蹟を尋ね、家柄を知ることは忠孝の道に入るの第一歩なるを思ひ此の企に臨んで、殊更に一言を加ふることゝせり。

昭和五年四月十四日　岡山市に於て

三男　東宮鉄男

序

吾レ嘗テ軍籍ニ在リ、南満州ノ野ニ守備ノ任ニ服スルコト歳余、此ノ間亡ヒ往ク支那民族ノ惨状ヲ目撃シ、此レヲ上ニ万世一系ノ天皇ヲ戴ケル皇国ニ比ヘ、切ニ皇恩ノ深キヲ感シ、益々報国ノ志ヲ堅ウセリ。夫レ国運ノ興隆ハ一家ノ繁栄ヲ基礎トナス、我家代々赤城山南麓ニ住シ、祖々忠孝ノ道ヲ家風トナシ、相承ケ相継キヲ茲ニ三百有余年、而シテ祖父吉勝翁ハ我家中興ノ祖ニシテ、其ノ徳行ハ皆吾等子孫ノ亀鑑トナス可キモノナリ。

本年其ノ第八十回誕生ノ吉辰ニ方リ、叔父老翁ノ手記ヲ梓シテ児孫ニ頒タント企ツ、真ニ意義アル計画ナリ、吾レ菲才ヲ以テ祖先ノ遺徳ニヨリ。宗家第十五代ノ家長タリ。先考ノ遺業ヲ聞キ、家系ノ正シキヲ知リ、愈々責任ノ重大ナルヲ自覚セリ。願ハクハ益々家業ニ精励シ一門ノ和親繁栄ニ努力センコトヲ期ス。

昭和五年三月　　孫　東宮裕吉

系図

口碑によれば東宮家の祖は下毛野国、国造の後裔にして下野国より当国花輪の郷に分れ後更に苗ケ島村に移住す。

東宮の姓は下野国に住せる頃当時都にて東宮の職たりし宇都宮家（藤原氏）より賜はりしものなりといふ。

一説に新田義貞の臣由良氏花輪に隠れ神職となる、奉仕せる神社上野国の東辺に在りしを以て姓を東宮と呼へりと。

初代

東宮平右衛門　六右衛門ト称ス慶安二己丑年二十六日死（三百十三年前）
　　歓寿院清山宗心居士

妻　承応二癸巳年卯日死
　　歓楽院清月光心大姉

二代

平右衛門　天和元辛酉年二月十五日死
歓青院春月慶法居士

妻　天和元辛酉年六月十三日死
歓蓮院照誉栄法大姉

三代

平右衛門　天和元辛酉年正月六日死
歓松院江露照盛居士

妻　天和元辛酉年四月二十一日死
歓釈院弘心栄感大姉

四代

平右衛門　通称八太夫又伝助寛文二壬寅五月七日死
歓泣院光山法月居士

妻　北爪氏寛文二壬寅年五月六日死
歓弟院光室法玉大姉

五代

平右衛門師重　正徳二壬辰六月十日死
歓景院誉厳栄保居士

妻　享保九甲寅年九月二十四日死
歓唱院唯温貞保大姉

六代

平右衛門元禄二己巳年生明和六己丑年十一月二日死
歓孝院一雲栄閑居士

後六右衛門ト称ス

妻　当村長岡与惣右衛門女元禄七甲戌年生
明和八辛卯年正月十日死
歓証院一阿栄貞大姉

二男　佐平治　分家東蔵ノ祖元禄五辛申年生
宝暦十二壬午年十二月十五日死

ま　正徳二壬辰生

さ

七代

平右衛門影明午年生安永八己亥年七月十三日死歓
花院貫蓮邦利居士

幼名伝助居六右衛門ト称ス正徳四甲

妻　享保五庚子年生天明八戊申年八月二十八日死
歓説院貫如貞利大姉

平　蔵　享保元丙申生
平太夫則安ト称ス享保三戊戌年生
吉柏川村小保方氏へ入婿文化九壬申年十二月六日死
雲翁了然居士

平　享保十乙己年生居弥文治義致ト称ス当村手島鳴氏へ
六入婿安永七戊年十月二十九日死
顕覚浄厳居士

清

八代

平右衛門光久　幼名平四郎寛延三庚午年生　文化六己巳年九月十七日死　歓遊院見阿玉栄居士

妻　安永七戊戌七月二日死　歓奥院見了有栄大姉

妻　か　つ　同郡藤生沢氏寛享二乙丑年生　文化十四年丁丑七月五日死　歓光院見呼勝栄大姉

幸四郎　宝暦三癸酉年生　田部井村阿久津氏へ入婿

文四郎　婿宝暦十二壬午年生当村手島氏へ入婿　天保十三壬寅年六月二十二日死　起一道井居士

九代

平右衛門　通称為八小中村松島登右衛門二男　天明三癸卯年生実天保十四癸卯年正月十六日死　歓玉院見超密栄居士

妻　か　や　天明三癸卯年生実天保十二辛丑年二月五日死　歓善院見夢明栄大姉

ち　天明七丁未年生横宮村大友林右衛門ニ嫁ス文久二壬戌年八月四日死　宝月円泉大姉

十代

平左衛門正武　幼名松太郎后徳次郎ト称ス享和三癸亥年生　安政六己未年十月十三日死　歓自院見阿本栄居士

妻　き　せ　伊勢崎藩士小峯応右衛門女享和二戊戌年生　安政五戊午年十二月二十六日死　歓珠院見帰本栄大姉

さ　文化二乙丑年生同村東宮善九郎ニ嫁ス　と　安政六己未年六月八日死

く　文化五戊辰年十月九日生同郡横宮村大友林兵衛ニ嫁ス　に　明治十八乙酉年二月二日死　宝明実応大姉

さ　文化七丑年十月生同郡女潤村粕川小保方忠太郎ニ嫁ス　だ　文久二壬戌年八月二十二日死

平　文政三庚辰年七月十六日生室沢村河原氏へ入婿与平治ト称ス　吉　明治十八乙酉年七月十日死ス

利三郎　文政十丁亥年生同村前原氏へ入婿安政三丙辰年三月十一日死　自善道清居士

十一代

平左衛門治光　幼名半四郎文政六癸未年三月十三日生　明治三庚午年二月三日死　歓宝院貫阿本栄居士

妻　ま　つ　月九日生明治三庚午年二月二十七日死　歓照院貫誠本栄大姉　横室村大友林兵衛長女文政八乙酉年十一

た　文政十一戊子年生横室村大友栄助ニ嫁ス　ま明治二十二年己丑十月二日死　宝秋孝道大姉

平　佐次右衛門ト称シ后保佐治ト改ム晩年草寿ト作号ス天保元庚寅年三月二日生分家ノ養子トナル明治三十七甲辰年二月二十四日死

六　天保九戊戌年生伊勢崎藩士石原家ノ養子トナリ平之助ト改名后春治ト称ス　明治三十三庚子年十二月十日死

き　天保十二辛丑年十一月十五日生市ノ関村引田栄助ニ嫁シ後生家ニ帰リ明治二十丁亥年八月ぬ二十一日死

十二代

六郎治吉勝　幼名亀十郎嘉永四年四月十四日生　歓誠院慈温道顕本栄居士

よ　弘化二乙巳年三月二十七日生女潮村し柏川小保方儀作ニ嫁ス大正七戊午年二月十八日死

妻　さ　い　不動堂村奈良幸十郎二女嘉永四辛亥年七月七日生明治五壬申年三日四日死　歓奈院貫良本栄大姉

妻　と　み　山田郡天王宿村藍原太十郎長女嘉永三庚戌年九月二十三日生明治三十二己亥年四月七日死歓真院貫綱節誉妙栄大姉

妻　シ　ョ　ウ　日輪寺村萩原孫九郎三女　文久元辛酉年八月二十日生

か　嘉永六癸丑年十一月八日生奥沢村小野里市郎平ニ嫁ス子ナシ大正三甲寅年四月四日死

い　安政二乙卯年十二月二十九日生東宮保佐次ニ嫁ス昭和丁卯二年四月四日死

い　安政五戊午年七月十三日生大胡町勝山ゑ鶴寿ニ嫁ス

さ　文久元辛酉年二月七日生奥沢村田村新八郎ニみ嫁シさくト改名大正五丙辰年九月十三日夜

七之助　文久三癸亥年生　慶応元乙丑年二月十七日死

定　吉　慶応二丙寅年生同　三丁卯年八月七日死

み　明治元戊辰年十月九日生　つ女潮村小保方新太郎ニ嫁ス

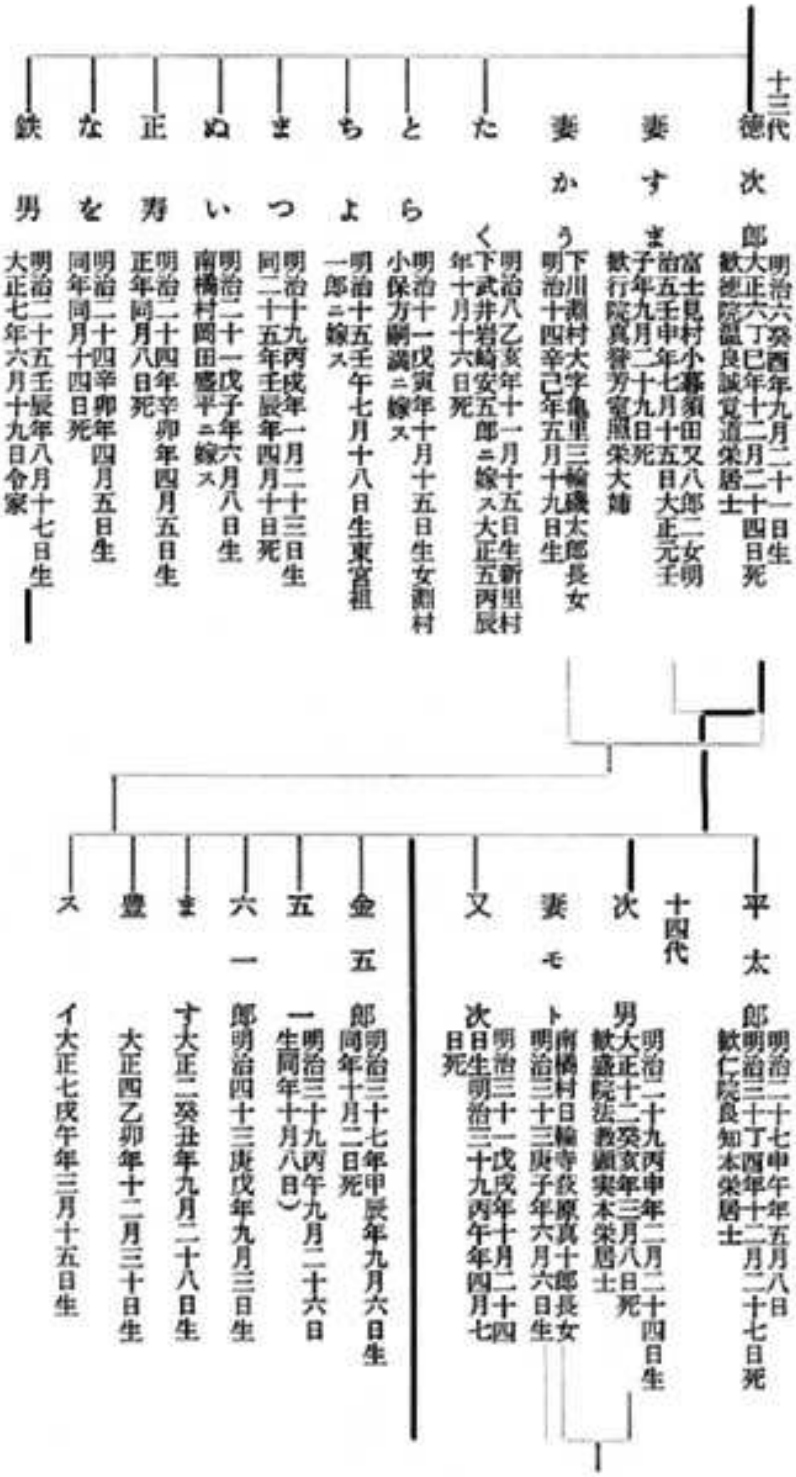
十三代
徳次郎　明治六癸酉年九月二十一日生　大正六丁巳年十二月二十四日死　歓徳院温良誠覚道栄居士
妻すま　富士見村小幕須田又八郎二女明治五壬申年七月十五日大正元壬子年九月二十九日死　歓行院真誉芳室照栄大姉
妻かう　下川淵村大字亀里三輪儀太郎長女明治十四辛巳年五月十九日生
た　明治八乙亥年十一月十五日生新里村く下武井岩崎安五郎ニ嫁ス大正五丙辰年十月十六日死
とら　明治十一戊寅年十月十五日生女淵村小保方嗣満ニ嫁ス
ちよ　明治十五壬午七月十八日生東宮祖一郎ニ嫁ス
まつ　明治十九丙戌年一月二十三日生同二十五年壬辰年四月十日死
ぬい　明治二十一戊子年六月八日生南橋村岡田盛平ニ嫁ス
正寿　明治二十四年辛卯年四月五日生正年同月八日死
を　明治二十四辛卯年四月五日生同年同月十四日死
なを　明治二十五壬辰年八月十七日生大正七年六月十九日令家
鉄男
平太郎　明治二十七申年五月八日　明治三十丁酉年十二月二十七日死　歓仁院良知本栄居士
十四代
次男　明治二十九丙申年二月二十四日生　大正十二癸亥年三月八日死　歓盛院法教顕実本栄居士
妻モト　南橋村日輪寺荻原真十郎長女　明治三十三庚子年六月六日生　明治三十一戊戌年十月二十四次日生明治三十九丙午年四月七日死
又
金五郎　明治三十七年甲辰年九月六日生　同年十月二日死
五一郎　明治三十九丙午年九月二十六日生同年十月八日）
六十　明治四十三庚戌年九月三日生　大正二癸丑年九月二十八日生
ま　大正四乙卯年十二月三十日生
豊　イ大正七戊午年三月十五日生
ス

子　大正九庚申一月二十五日生
い　大生十三甲子年二月十五甲子日生
枝　昭和三戊辰年五月二日生

吉勝翁略歴

出生修道　嘉永四年四月十四日東宮宗家第十一代平左衛門治光ノ長男トシテ上野国苗ケ島村ニ生ル安政六年金剛寺第十六世住職寛善僧都ニ入門書読ヲ学ヒ後大林寺住職大樋諦観師ニツキ四書ノ講義ヲ受ク武道ハ本間氏ノ門ニ入リ念流ノ剣術荒木ノ居合術ヲ修ム

明治二十二年大成教権中講監ニ補セラル

大正十一年新義真言宗豊山派管長広瀬賢信師ノ灌頂ヲ受ケ大日如来ニ結縁ス

家政　明治元年十月二十五日家督相続、明治三年二十歳ニシテ父母ヲ失ヒ爾後家政ヲ掌リ明治三十二年一月十九日嗣子徳次郎ニ之ヲ譲リ隠居ス大正六年十二月二十四日徳次郎死去再ヒ家政ヲ管理ス

此ノ間相続ケル災難ヲ排シ大イニ家勢ヲ興隆セシム（買得セル土地三十七町三反三畝二十九歩）

公務　明治　元年　藩主堀田公ヨリ新兵申付ケラレ苗字帯刀ヲ許サル

仝　七年　熊谷県ヨリ副戸長申付ケラル

仝　十三年　馬場村外二ケ村聯合村会議員ニ当撰（爾後明治二十二年ニ至ル間四回当撰）

仝　十六年　村社苗ケ島神社造営ヲ担任ス

仝　二十一年　群馬県ヨリ馬場村外三ケ村（苗ケ島、室沢、月田）戸長ヲ命セラル（准判任官十等級月給拾円）

仝　二十二年　室城村々長ニ撰任（初代村長）

仝　二十三年　宮城村役場建築ヲ担任ス

仝　二十五年　宮城小学校建築ヲ担任ス

仝　二十七年　苗ケ島神社氏子総代人ニ撰任（爾後昭和四年ニ至ル間六回撰任）

仝　年　金剛寺檀徒総代人ニ撰任（爾後大

正十二年ニ至ル間六回服務）
仝　二十九年　県社赤城神社保存協会委員長嘱托
仝　三十四年　及大正六、七年金剛寺工事担任
仝　三十五年　宮城小学校増築委員長当撰
仝　三十六年　所得調査委員ニ当撰
同　　年　勢多倶楽部創立発起人評議員撰任
大正　五年　県社赤城神社氏子総代人ニ当撰
（現時ニ及フ）
同　八年　県社赤城神社拝殿新築工事委員同会計長服務
同　十一年　赤城山開発事業調査員
昭和　四年　赤城クラブハウス建設委員ノ嘱託ヲ受ク

土木事業　明治　四年　湯之沢温泉新道開設
同六年ヨリ十六年ニ至ル間湯之沢温泉石垣構築
同　十一年　前土蔵建築
同　三十七年　隠居家建築
其他住宅及庭園囲壁ノ改築新造等ニ努メ其ノ面目ヲ一新セリ

災　害　明治六年一月二十三日裏土蔵焼失シ家財特ニ家伝ノ古書類及什器ノ大部ヲ焼失セリ
同　十八年　湯之沢温泉全焼シ元禄二年以来ノ温泉業ヲ廃止ス

光　栄　大正元年五月二十二日東京麹町区永田町閑院宮御殿ニ於テ
閑院宮載仁親王妃智恵子殿下ヨリ赤十字特別社員章ヲ拝授茶菓ヲ賜ハル
大正五年五月二十三日赤十字社第二十回総会ニ参列特別社員トシテ
皇后陛下ヲ呎尺ノ間ニ拝シ
奉ル大正四年五月二十五日陸軍士官学校卒業式ニ参列
天皇陛下ヲ拝シ奉ル
大正八年五月七日東京芝公園内ニ於テ
御成式ノ為宮城ヨリ御還啓ノ　皇太子裕仁親王殿下ヲ拝シ奉ル
大正十三年八月十六日三男近衛将校トシテ日光田母沢御用邸ニ御駐蹕ノ
天皇皇后両陛下ノ供奉奉仕中皇后陛下ニ拝謁ヲ賜ハリ御言葉ヲ賜ハル
（翁自ラ浴セシ光栄ニハ非サルモ一門中拝謁ヲ賜ハリシ嚆矢ナルヲ以テ特ニ記ス）

思出のまゝ

安政四年、月日は覚えざれども、我が村金剛寺に於て、赤城

山湯之沢薬師尊、滝沢不動尊へ武術奉納の式ありける時、諸国の剣士あまた集りたり。

幼年の事とて其の人数人名など記憶せざれど、田口永八郎先生（後前橋住）の居合横室の祖父の大刀抜きなど見事なりしやう子供心に覚えあり。吾れ其の時七歳父（平左衛門治光）の相手をなし木刀もて念流の型を使ひたり。当時家に紋服なかりければ、衣は東屋の従妹ふじ女の産衣を借り社弁は横室の祖父の子供着を借りて着たり。其の時集まりし剣士の今世にあるものはなからん。薬師堂は明治十八年の火災に罹りて今は古の面影なく、不動尊の大願もいかにしけん此の頃は見えずなりぬ。古きことなり。

我が家の脊戸に茂れる杉は明治四年余の植ゑたるものにて今周囲六尺に近きものあり。何時育つとも知れぬ間に育つものにて植林は楽しみ多きものなり。屋敷内にある大杉は何時の代に植えたるものなるか不明なるも三百年あまり経たるものならん。

吾生来健康人に勝れたることなく、加ふるに若年より過激の労働過度の心痛多く殊に壮年心臓病宿病となり、医薬に親しむ事十数年に及びしに奇しくもかく長寿を得て開け行く御代の恩沢に浴し、栄え行く子孫達の様を見得るは、まことに神仏の加護と深く感謝し奉る所なり。

昭和五年二月　　八十翁吉勝

湯之沢温泉沿革

赤城山に霊泉あり、傷病の禽獣之に集まるを土人発見し附近の病弱者浴する為登山するもの多し（口碑）元禄二年領井酒井雅楽頭「諸人助けの為」とて東宮平右衛門（五世）に命し湯坪一湯小屋一を建築せしめたるを温泉業の揺籃となす後遂次営業者増加し元禄五年に至り六戸となる当時薪運上とし年々鯨八貫文を領主に上納せり。爾後数次の興廃あり（天明五年、文化十四年、文政二年、文政三年、明治十八年火災）文化六年営業者二名（東宮平衛門、佐次右衛門）となり、明治維新に至る明治十八年四月二十日全焼の災害に遇ひ子及従弟東宮保佐次業を止め貸地となし現時に至る名士の来遊左の如し

弘化二年三月領主堀田摂津守様領地内巡視の際赤城登山本陣を湯之沢平右衛門に置き一泊す謝礼とし雲竜の円一軸を拝領す。

明治十五年四月群馬県令楫取素彦閣下来遊左の詠歌あり

雨となり又晴となるたゆたへに定めかねたる五月空かな

深やしも温泉の里となりしより遠ち近ち人のたゆるまそなき

元禄御絵図の由来

元禄年間三夜沢社人と鼻毛石、柏倉、苗ヶ島三村との村界争議の判決図にして当時幕府の老中たりし諸公の左の如き署名捺印あり

元禄六年癸酉十二月二十二日
稲伊賀㊞
松美濃㊞
川摂津㊞
能出雲㊞
本記伊㊞
戸能登㊞
松壱岐㊞

古来絵図は三村の名主（鼻毛石七左衛門、柏倉十郎兵衛、苗ケ島平右衛門（東宮五世））年番保管し来り今日に至りしものにて郷土最古の地図ならん

苗ケ島村石高

元禄十三年田畑屋敷合計五拾三町九反一畝二十二歩此の石高六百五十七石八斗、宝暦九年田畑合計九拾八町二反一畝二十六歩、此の石高九百二十石三斗一升、明治維新前九百八十九石八斗九升八合、明治九年田五拾九町七反九畝九歩、此地価三万五千五百円八拾五銭、畑拾町六反二畝二十七歩となれり

六地蔵由来

村内最古の建造物なり石塔の周囲に六体の仏像を彫刻せるもの永正三年我祖先の建立せるものにして西の豊龍の側にありしものを維新の際寺社区別令により金剛寺大門に移し明治三十五年該地に建碑するに当り更に金剛寺墓地に移せしものなり

新地城跡

阿久沢能登守居城と云ふ該地の字を阿久沢と呼ぶ又悪沢とも書す

苗ケ島七ッ石

一、八畳石（上面積八畳敷あるを以って名つく）二、蚕種石（表面に蚕種に似たる苔むし四時其色変化す道路工事の為除去し今なし）三、乳母石（小児の足跡あり、乳児の夜泣を封するの霊験あり、四時祈願者絶えず）四、平金石　五、重さなり石　六、兜石（石材として割取り今なし）七、大石　重さなり石は柏川の東にあり其の位置室沢村にあるを以て苗ケ島七ッ石に加へすといふ説あるも他に之に代る石を聞かず

苗ケ島七皆戸

一、丹蔵皆戸　二、権皆戸　三、久保皆戸　五、団皆戸　六、猿皆戸　七、寒皆戸（元禄十三年水帳には寒皆戸なくそつそう皆戸あり又権皆戸は権六皆戸、梶皆戸は梶谷皆戸とあり）

宿の平館跡

桃井播摩守の館跡なりと言ふも文献なし路傍に古塔あり文亀の年号刻しありしも無心者の為谷底に落され今なし

苗ケ村所領の変遷

始め酒井雅楽守領後堀田摂津守領明和五年三月一部（我家附近）八軒村と称し天領となり後更に堀田領となり維新に至る

苗ヶ島神社及金剛寺附近桜樹

明治三十一年前原甚太郎、前原久弥、前原善次郎、上野儀次郎、東宮保佐治諸氏及予等の植え付け後更に同三十三年金剛寺横大門下に上野東太郎氏及予植樹せるものなり

六右衛門の武術

六衛門は我が祖先にして剣道を上泉伊勢守の門に修め技倆優秀なりしといふ元亀年間伊勢守より賜はりし剣術目録等家に蔵しありしが明治六年土蔵火災の際焼失せり

村内田地所有者の異動

宝暦三癸酉年春快晴法師（六十三歳東屋の祖）の記に「田地程売買なる者はなし山道より東田歩八町と云ひ伝ふる所我覚へて四十五六年以来売買不成地は二町四五畝歩に過ぎす其内には二三度も売替りたる田地有り是を一度に平均して見れば一切不残の様成ものなり、惣村を考見ても如斯や、又屋敷の売買は稀なり是人惜む故かとあり実に我か前田甫を明治九年地租改正の際字八丁と名つけ田畑山林原野を合せ改正反別八丁九反一畝七歩（八十八筆）あり内今日迄売買せられしもの左の如し（大正五年迄）

田　六町八反四畝二十四歩（四十八筆）中三町二反五畝三歩（二十四筆）反別筆数共概ネ二分ノ一

畑　一丁五反二畝二十九歩（二十二筆）中二反六歩（六筆）反別約七分一筆数四分ノ一

宅地　二反四畝三歩（三筆）中九畝二歩（二筆）反別数三分一、筆数三分ノ二

山林原野　二反九畝十一歩（十四筆）中二十九歩（一筆）反別三十分一筆数十四分ノ一

売買地合計　三反五畝十歩（三十三筆）三分ノ一強

右土地の異動は主として明治十七八年頃の農村不況（当時米価拾円台より一挙三円台に下落せり）の為なり

苗ヶ島戸口の増加

明治三、四年頃九十戸なりしが大正四年百七十戸となれり

苗ヶ島焼失家屋数

余覚へて安政以来明治末年に至る間焼失戸数三十五戸あり

苗ヶ村土蔵数

余覚へて当村内に新築せる土蔵三十一棟内焼失二売却二現在二十七棟又余の覚えさる昔よりあるもの二十一棟内売却二現在十四合計四十一棟あり（大正五年八月現在）

我家の印章

文化八年以来戸主の実印として使用せるものなり

米価の変動

我家にて売却せる米価中最低明治二十一年一駄（四斗一升入二俵）三円四十銭最高大正九年一駄（四斗入二俵）四十五円五十銭なりき

明治維新に於ける農民暴動

慶応四年三月「世直シ」と称する暴徒起り当時の手先等主謀となり不穏民を煽動し地方資産家を襲ひ、掠奪を行ひ良民を

苦めたり、我家に於ても貸金証書及質物等負債者置主に全部還付せり、後地頭の討伐により鎮定す俗に「打毀シ」と曰ふ、後貸興金の一割を債務者に施与せり

之幕府の威力衰へたる機に乗し発生せる革命的社会運動の一種にして近因は各所に掲示せる領主等の制札を撤したるを見幕府の警察権及ばさるものと判断し不良民蜂起せるものなり

天　　変

明治十三年五月二十三日大降雹あり農作物全滅殊に同部深津村の如きは一尺以上に積り、七八尺回り以上の松樹残らず枯死す、雉子山鳥兎等の惨死多かりき

明治三十五年七月七日大粒の降雹あり前庭に降りたるものを測るに長経二寸重量七匁のものあり

明治四十一年四月九日降雪一尺四寸、九日間残存せり

大正十二年九月一日正午関東大震災の際は当地方は相当の強震なりしも特記す可き程の損害なかりしも午后六時頃より我門前より巳午の方向に当り大火災を目撃し人々当国木崎附近ならんなと語り合ひたるに翌二日に至り東京と判明せり真に未曾有の惨事なりき

苗ヶ島標高

我宅地内に陸軍陸地測量部三等三角点あり、海抜一千四十尺なり

富士見十三州中に当村内の地名あり

富士見十三州中に杉下、下内の二地名あり、杉の下は我字にして、下内田古来我所有地俗称大畑なり、此の附近よりよく富士山を望み得るを以て此の地名を附せしものにや

苗ヶ島七屋敷

苗ヶ島に古き宅地七あり、俗に草分けの屋敷と称す住居者平右衛門（我家）権左衛門、園右衛門長太夫、五左衛門、太郎左衛門、市郎右衛門にして内三屋敷は畑地となり、一屋敷は住者変り残三屋敷は星野三郎氏、北爪嘉吉氏及我家なり

赤城下三屋敷

一ノ関村阿久沢源吉氏邸大久保村鶴谷氏邸及我家を曰ふ、赤城山南麓に於ける最古の屋敷なりといふ

八軒村由来

我家の附近往古一時八軒村と称し天領たりし事あり、石高四十八石七斗五升七合一勺五才、人名平右衛門、佐次右衛門、馬之丞、勘左衛門、与左衛門、弥文治、文四郎

苗ヶ島村の眺望

苗ヶ島村は赤城南麓にあり、眺望天下に稀にして上野三山（赤城榛名妙義）同五色山（赤城榛名白雲山（妙義）金山黒滝山）富士、筑岐、浅間の諸山関東八ヶ国（上野、下野、信濃、甲斐、相模、上総、下総、常陸）一望の中にあり

文　　明

大正十三年六月九日、柏川水力電気発電所竣工当村に始めて電燈点せらる

大正十五年馬場村に警察電話架設せらる

昭和三年十一月十日前橋相生間電車開通
昭和四年九月一日、大胡馬場間定期自動車開通
宮城村村名改正及地域決定
明治二十二年四月一日より現在の如く村名を改正す、同年十月二十七日赤城山野の内二千二百九十二町六反二畝四歩宮城村に編入せらる。当時群馬県知事は佐藤与三閣下にして余村長たり

我が居宅

享和三年の建築にして棟札に「享和三癸亥四月吉日棟梁北爪浅右衛門正明当所八代住東官佐次右衛門正喜」を記しあり、佐次右衛門は東屋三代の祖にして当時（七代より十代に至る間）我家は東屋に東屋は我屋敷に住居せるものなり

三大変革

日本、慶応三年十二月八日幕府政権返上大小名藩籍を奉還し王政復古す
朝鮮、明治四十三年八月二十九日、日本に合併す
支那、明治四十五年二月十三日清国宣統帝（六歳）御退位共和国となり中華民国と称す

戦争

明治十年西南役
同二十七八年日清戦争
同三十三年北清事変
同三十七八年日露戦争
大正三年日独戦争

柏川小麦堰水争事件

大正十三年七月十一日より柏川東西の住民間に分水につき、争議発生し互に暴力を用ふるに至り、前橋相生大胡警察署より警官六十六名、出動鎮撫に努め県農務課長、勢多部長、警察署長等の仲裁により、同月二十八日解決す二十四日の如きは東部約六百人、西部約二千人互に川を挟みて争論し、前後二回衝突乱闘し十数人の重軽傷者を生せり

花輪光明寺由来

花輪村に光明寺といふ修験者あり、歳末に我屋に来り東宮一族の神幣を造るを例とす往古由良を姓とし、後東宮と改め、明治維花輪と称し神職なり、口碑に東宮の宗家なりといふも明かならず

維新以来財界の変遷

維新以来財界変遷の跡を見るに、幕末横浜開港の頃より物価逐次騰貴し、我が地方に於ては会津戦争の頃世に所謂「チン〳〵金」と呼ぶ多額の二分金流出したる為金融俄かに円滑となり米一駄十六円、小売白米一升二十銭に至りし事あり、明治六年金百七十三円にて購入せる上田六反歩より得る小作米二十俵が明治十一、二年頃には百六十円にて売却し得るが如き好況を呈したりしが、其の後間もなく景気不振に赴き明治十六年には米一駄三円に下落し、農村の疲弊其の極に達し、破産者続出世人「身代限りの花盛り」と呼べり、日清日露両

戦役を経て、欧州大戦等戦争毎に物価騰貴し殊に欧州戦後に於ける好景気は明治十一、二年のチンチン金時代を偲ふ有様にて、大正九年米一駄四十五円五九銭に上騰し、農家の台所にはヂャガタラ芋と十円札を貯へざる家なしと言われ華美の風一時に蔓延し人心頓に弛緩し、外国の軟文化農村にまで浸入し来りたる折から之が反動的不景気間もなく襲来し、昭和二年に至りては東京渡辺銀行を始め、八十四、中沢、左右田中井、松井、近江、十五、台湾其他一流銀行の休業するもの多く、同年五月二十二、三の両日に亘り全国銀行一斉休業する等未曾有の珍事にして我国財界の恐慌時代を現出せり

我家古来相当の家産を有したりしとは雖も時に浮沈なきに非す、殊に九代平右衛門の世に湯之沢温泉に使用する赤城山の薪炭採取に反対の訴訟事件は下村住民数千人を相手に九ヶ年に亘り此の間温泉の焼失する事三回、文政三年に至りて始めて勝訴となり、事件解決せりと雖も之に要したる経費は実に莫大にして然も大部分借銀によりたるを以て爾後債務の急迫に逢ひ、祖父の代に至り零落の極に達せり一例せは波志江村矢内新蔵氏よりの借銭のみにても当時の金額にて金二千百四両一分三朱銀十八匁七分銭六貫六十文に達し、其他当時小暮村の豪農須田氏等よりも多額の負債あり遂に返済の道絶えんとし父の如きは永代矢内家の番頭即ち借家人又は小作人たるの覚悟を定めし事ありといふ、然るに父及子の時代至り財界の変遷を適当に利用し累積せる債務を返却し今日の域に達し得たるは幸運の然らしむる所とは雖も又祖先のよく難局に処して益々奮励家業に努力せる結果に他ならず子も亦其の跡を受けし往時の艱星負月の辛苦を回顧し今日安穏なる生活をなし得るを省み感慨無量なるものあり、

思ふに世の不景気は周期的に巡還するものにして、之に遭遇して俄に喜憂す可きものに非す好況に驕らず不況に屈せず、我家百年の計に従ひ終始一貫家業に精励す可きものなり

第三節　赤城神社　奈良原家文書目録抄

番号	件名	年代	摘要
一	日本名蹟図誌　第八編　上野之部　三巻	明治三十五年六月	名古屋光彰館発行　（一）
二	赤城山神蹟要領	明治十八年	社格昇進願書写　山崎衡撰述　（二）
三	竜赤寺過去帳　一冊	天保七年	（三）
四	上野国分米名寄牒	安政四年五月	安政四丁巳五月吉日書写日筆真隅田蔵書（四）右本書享保十五庚戌年十一月中旬書写本有之処文政二巳卯年十二月焼失依而杉下家蔵書を以今般写畢
五	年代記	安政のころ	貞和元年～明治四十五年三月　筆止め　（五）
六	年代記	明治三年	神代～安政五年
七	明治六年太陽暦　全	嘉永七年六月	東京・大阪　頒暦商社　五銭
八	御調書上帳	明治十二年九月	赤城神社　神階　御位記写　神家系図　（一〇〇）
九	御朱印御改諸事日記	明治十二年	九月六日　出立　十月二十九日帰国
一〇	神社明細帳	明治初年ころ	南勢多郡
一一	御願書	慶応のころ	二ノ宮神社よりのもの
一二	名字不知訓集	明治四十年十月	山内その外有志の徒を集め教導　松沢孚
一三	雑記	明治四年十二月	河原浜村
一四	苗島神社水屋上棟祝詞		
一五	神社御取調書上帳		

一六	三夜沢神官家景録　全	明治六年二月	奈良原清志
一七	惣社人分帳	寛文七年七月	宮内右衛門分帳
一八	宮内右衛門分		
一九	四方山之改覚帳	天保六年四月	山境　奈良原神主
二〇	乍恐以書付御訴詔申上候事	天保五年三月	村境　秣場一件　紙数弐（九九）
二一	御宮遷栄金貸附帳	明治四年四月	常木美祝　木島図里　奈良原清志
三二	同（営）	明治三年四月	世話番　井上屯、小川速水、斎藤高
三三	同	明治二年四月	同　常木丹後、常木忠作、常味
三四	同	慶応四年四月	同　桜井安芸、小野駿河、桜井健次郎
三五	同	同　三年四月	同　常味帯刀、板橋上総、桜井能登
三六	同	同　二年四月	同　木島図里、奈良原出雲、高山常陸
三七	同	元治二年四月	同　小川真学、斎藤若狭、常木筑前
三八	同	文久四年四月	同　常味形部、常木丹後、井下越前
三九	同	同　三年四月	同　桜井能登、桜井土佐、小野記内
四〇	同	同　二年四月	同　高山常陸、常味帯刀、板橋上総
四一	同	同　元年四月	同　常木義之進、木島薩摩、奈良原出雲
四二	同	万延元年四月	同　井下大炊、小川真学、斎藤若狭
四三	同	安政六年四月	同　常木丹後、常味長門、小野駿河
四四	同	同　五年同	同　板橋上総、桜井能登、桜井土佐
四五	同	同　四年同	同　奈良原出雲、高山常陸、常味帯刀
四六	同	同　三年同	同　常木喜代治、斎藤若狭、木島薩摩
四七	同	同　二年同	同　常木周防、井下伊賀、小川伊豆
四八	同	嘉永七年四月	同　桜井伊予、常味長門、常木丹後
四九	同	同　六年四月	同　桜井能登、桜井土佐、小野駿河
五〇	同	同　五同	同　高山常陸、常味帯刀、板橋備後

四二	御宮造栄金貸附帳	嘉永四年四月	世話番	常木和泉、木島主計、奈良原出雲
四三	同	同　三年同	同	井下伊賀、小川伊豆、斎藤若狭
四三	同	同　二年同	同	常味長門、常木丹後、常木加藤
四四	同	同　元年卯月		桜井土佐、小野駿河、桜井伊予
四五	為取替申一札之事	弘化二年十二月		山境和融、桜井能登と竜赤寺
四六	覚	卯十二月拾六日		寿延寺より未社修復のこと
四七	書　簡	明治二十五年十一月		寿延寺より社家三人へ　争論
四八	故高山彦九郎先生一百年祭祭文	明治二十五年		その他雑二点
四九	上	寛政二年二月		田・畑・山林書き出し
五〇	三夜沢　絵図面	正徳五年十一月		奈良原家絵図二点
五一	覚	寛延二年～三年		清太夫分作渡
五二	赤城大明神上葛奉加帳	元禄七年十一月	神主	奈良原宮内
五三	諸用覚帳	寛政二年正月改		
五四	上野国勢多郡三夜沢村御法渡書	宝暦十三年正月		
五五	前橋御用私用記	寛政二年四月		神主奈良原出雲守、教訓的なものから　(八九)
五六	万事日記当用帳	明治四年正月		輝虎から明治元年まで　二家　一〇八人　(九一)
五七	神社文書写	元禄十一年八月	三夜沢村	条々と五人組　(九四)
五八	社院社家神人家内人別御改帳	天保四年三月		三夜沢社家　(九五)
五九	上野国勢多郡之内赤城神社領三夜沢村高其外取調帳	享保三年五月		神祇道裁許之趣……覚　鈴鹿から　(一元)
六〇	三夜沢村寅　五人組御改帳　内組	寛保元年酉八月		前書きなし　(一四四)
六一	寺社人別印鑑御改帳	宝永四年亥八月		
六二	本所下知書			
六三	三夜沢村五人組御帳面			
六四	三夜沢村五人組御改帳			

三夜沢村卯之五人組御改之帳		正徳元年卯八月	
寺社人別印鑑御改帳		天保十二年三月	
書付を以奉願候		天保七年十二月	
赤城神社収納之内旧神官配当簿		明治八年六月	
赤城神社旧朱印収納取調書上簿		同　年	
柏倉村ゟ願書写		天保九年正月	
野帳		享保六年	
神葬祭入用控帳		天保六年	
神葬祭入用控帳		天保六年	
神葬祭願書写		天保十二年閏正月	
神葬祭願書写		（文政九年）	
一札之事		不　詳	
神道葬祭略次第	右	天保六年七月	
同	右	同	右
同	右	同	右
同	右	天保六年七月	
同	右	同	右
同	右	同	右
同	右	同	右
同	右	同	右
奉願上候		寛政七年正月	
覚		延享元年四月十七日	
以書付奉願上候		不　詳	

三夜沢村社家		（四八）
柏倉村出作りの件社人ゟ柏倉村役人へ		（四九）
神官　奈良原清志　出		
同		
柏倉村地内の田畑年貢未納につき願出し		
神主　奈良原役所		
神主　奈良原家		
寺社御役所宛九件（天保五年次のもの含む）		
同右　十二件。		
神葬祭願書案文。		
神祇管領長上家、鈴鹿筑前守より常陸佐渡宛		
井下伊賀殿		
常木丹後宛		
杉下備前宛		
小野駿河宛		
小川伊豆宛		
常木相模宛		
常木和泉宛		
神葬祭之儀願書　年寄・神主ゟ　寺社御役所宛		
人数老人　住寺　竜赤寺		
（酒井雅楽頭殿役人中迄書出申候）		
案文　神葬祭之儀願　竜赤寺・神光寺より		

八八	（願　書）	不　詳	案文・神葬祭願
八九	値用申一札之事	宝暦十四年正月	金拾両・借人出雲寺・請合竜赤寺
			貸主　加賀守
九〇	乍恐以書付奉願上候	寛政七年十月	案文・神葬祭願、竜赤寺旦那中
			東叡山　御政所宛
九一	一札之事	寛政五年七月	神葬祭願　社中一統および茂木村竜性寺より控。竜赤寺、建物等書上、東叡宛（分限帳）
九二	覚	文化八年	神葬祭願・神職に限らず社中一統不相残。（竜赤寺竜性寺の神職本人嫡子老人に限るよう願出たことに対し）
九三	（願　書）	寛政七年正月	九三の関連。竜赤寺より同寺惣旦那中宛
九四	一札之事	寛政五年五月	案文　江戸吉田役所宛
九五	奉願神葬祭之事	寛政五年七月	社家神葬祭願、案文　寺社御役所宛
九六	以書付奉願上候	寛政五年九月	社家神葬祭の義につき、竜赤寺より「妻子ハ先規之通云々」社家宛。
九七	一札之事	寛政六年六月	案。控　神葬祭願・吉田家役所宛
九八	（願　書）	寛政五年七月	案文　神葬祭願
九九	以書御願奉申上候	不　詳	奈良原出雲宛
一〇〇	神道葬祭略次第	天保六年七月	神葬祭願下書
一〇一	以書付奉願上候	不　詳	竜赤寺無主ニ付米野村大聖寺第子云々、社中より信解院法印様宛
一〇二	乍恐以書付奉願上候	宝暦二年二月	案文　神葬祭願、御政所宛
一〇三	乍恐以書付奉願上候	寛政七年十月	伯耆後家歳五拾才　不録ニ付。
一〇四	落着一札之事	寛政五年三月	人数書上書式
一〇五	覚	不　詳	案　社家神葬祭につき、竜赤寺より同寺旦那
一〇六	一札之事	寛政五年九月	

一七	一札之事	寛政五年九月	中へ
一八	以書付奉願上候	不詳	案　神葬祭の義につき、年寄より竜赤寺竜性寺宛に出されたもの（妻子は先規通）
一九	以書付奉差上候	文政四年	案文　社中一統家内不残神葬祭御許容願書。 案　大旱祈禱被仰渡候ニ付、両人ニて認出被仰付候（祈禱供物等お尋に付申上）
二〇	一札之事	寛政五年四月	竜赤寺無住の間、祈願廻方之分御願申候泉沢村門明寺より奈良原出雲守宛
二一	離担一札之事	天保六年	神葬祭につき離旦書を取置候（註書）
二二	書　簡	不詳（寛政五カ）	社中神葬祭願につき、御本所宅に奈良原出雲より出された書状。
二三	以書付奉願上候	天保八年三月	宗門帳記載ケ所（奈良原家）を古来の通りに仰付被下置様願出。
二四	以口上書奉願候妻	不　詳	他領太田町之者神前にて踊興行仕度由願来り候奉窺候（おとり役者名）
二五	断　簡	不　詳	宗神葬祭家族とも不残相勤候ニ付為霊物料と金子何両相云々。
二六	同　右	同　右	太々神楽修行仕候云々。
二七	請取申離檀金之事	天保十二年	離檀金請取ほかに二点含む。
二八	一札之事	天保十二年旧正月	離檀一札　二九と略々同様
二九	一札之事	天保十二年	離檀一札東寿寺より社中宅 （為施物并修覆料相定之通三両を条件）
三〇	以書付奉願上候	明治二年正月	控　一新之御主意ニ基キ竜赤寺々号相廃寺跡早々相清め度く願出。社寺役所宛 （東寿寺より入置甲書面之事含む、他離檀関係書状四点）

二二	同　右（案文）	天保十二年正月	控　宗旨方御役所宛、西社中、東社中東社中十家6神葬祭（家内一統）関係重要。
二三	差上申一札之事		
二三	以書付奉願上候	天保十二年閏正月	控　本嫡者勿論家内一統神祇道神葬祭願書、西社中東社中より
二四	同　右	同　右	
二五	以書付奉申上候	同　右	
二六	一札之事	明治二年二月	常木和泉死去ニ付同後家願ニ而御聞済ヒ成度願書年寄神主より寺社役所
二七	一札之事	天保十二年正月	二三の関連。寺号廃止御知祭につき一札
二八	入置中申書面之事 ほかに覚　一点	天保十二年正月 明治二年正月	井下越前・奈良原出雲より東寿寺宛 離檀の件為取替証文東寿寺6
二九	一札之事	天保十二年正月	寺号廃止一件承知証文および、本山届金三両也の請取、東寿寺6
三〇	請取申離檀金之事	天保十二年三月	離檀一札
三一	差上申一札之事	不　詳	金　二両
三二	以書付奉願上候	寛政七年	宗門役所宛？　断簡
三三	以書付奉願上候	寛政五年九月	神葬祭願、寺社御役所宛許書
三四	以書付御願奉申上候	天保六年	神葬祭願書、同右
三五	指上候一札之事	不　詳	神葬祭関係
三六	書　簡※	（寛政五年カ）	案　奉行所宛、杉下・増田家の神道裁許状各一通添差出す（両人追放ニ付）
三七	以書付奉願上事	（天保六カ）	写※神祇管領鈴鹿家より神葬祭許可に関連して諸社家宛書状。
三八	一札之事	寛政五年五月	写　神葬祭関係、竜赤寺より寺社役所 案　神葬祭許可につきヶ条申合書　竜赤寺宛

一元	御鷹方水夫人足役ニ付請書	不詳	（社中と寺院間） 案　勢多郡苗ヶ島村（苗ヶ島市郎右衛門より宮田右衛門宛書状含む）
一三	一札之事	寛政六年四月	神葬祭につき竜赤寺旦那（社中）より竜赤寺宛控差出。
一三一	一札之事	寛政六年六月	神葬祭之儀ニ付神光寺より旦那（社家）宛差出。
一三二	一札之事	不詳（天保？）	案　神葬関係、今般私共家内男子不幾神葬祭願之義云々。
一三三	（願書）	天保六年	写　東寿寺ゟ前橋役所へ差出候願書。神葬祭関係
一三四	（願書）	天明八年八月	案　寺社役所宛奈良原出雲より、神職和合不仕候ニ付御披露奉願候趣意乍恐左ニ申上候
一三五	入置申離檀一札之事	天保六年	写　東寿寺ゟ社中宛
一三六	議定連印一札之事	天保六年四月	神葬祭につき議定。社家神主連印
一三七	差上申一札之事	不詳	宗門役所宛カ
一三八	覚	不詳	正月廿三日、木ヤ太郎兵衛より出雲宛並・すゝのべ等〆三朱八百八十文
一三九	覚	天保十二年九月（記）	百文出雲、百文役人若狭…… 上小塙村山田播磨次男出雲養子、不縁ニ付落
一四〇	差出申一札之事	弘化四年十月	付証文代りに差出申一札。
一四一	入置申離檀一札之事	天保六年四月	案　東寿寺より社中宛
一四二	一札之事	天保十二年閏正月	離檀一札、東社中、西社中宛　東寿寺より
一四三	乍恐以書付奉願上候	天保十二年閏正月	殿様所替ニ付両社ニ面冥加金弐百疋献上したき旨願書、東西社中より寺社役所

一五四	一札之事	天保五年三月	家内一統神葬祭許容之上ハ云々、竜赤寺より惣檀中一札。
一五五	御赦許		写、訴訟人駿府府中新谷某・相手玄忠寺神葬祭関係、
一五六	内済取扱証文之事	寛政三年九月	寛政元年二月東西年礼出入
一五七	社中墳出入		前欠。東西社地出入。
一五八	乍恐書付を以御訴申上候	天明八年二月	案　東西両宮和融に運ぶために
一五九	内済取扱証文之事	寛政三年九月	〃　寛政元年二月に年礼についての出入。
一六〇	覚	延享元年四月	〃　東一〇六人（男五八、女四六） 西　四八人（〃二五、〃二〇）
一六一	一札之事	天明八年九月	〃　社中定書。
一六二	乍恐書付を以御披露申上候	同　八月	組出入之節御役所江差上候証文
一六三	一札之事	寛政三年四月	天明八年の出入和融案文
一六四	内済取扱証文之事	寛政三年九月	寛政元年二月の年礼出入
一六五	以書付奉差上候事	文政五年二月	正一位神階確認について
一六六	御祈禱刻覚	貞享二二年正月	
一六七	神社書上	寛延二年二月	社殿　本宮三間四面、拝殿、前殿、縦殿、神楽殿、鳥井など
一六八	以書付奉願上候	不　詳	神葬祭関係願書案文宗旨方奉行所宛・願人社中。
一六九	以書付御伺奉申上候	天保六年四月	神幣紛失につき差上文書　室沢八王子権現にありしこと
一七〇	山境論返答書	元禄五年六月	神主方より
一七一	御宝殿再興勧進	元和七年	宮内丞家広代
一七二	定書之事	安永八年十一月	浄瑠璃踊の件。

一七五	乍恐以書付御訴訟奉申上候	嘉永二年八月	荒山伐木の出入
一七六	（神人勤方の定）	明和四亥年十一月	案文
一七七	走域神社本社末社覚	元禄七年八月	
一七八	日吉十禅師本社再造募縁起	〈大永三年〉	
一七九	元禄山境論裁許写	元禄六年十二月	
一八〇	御神饌献上	寛政二年四月	月田松村宗助記の写し
一八一	覚（走域神社末社）	貞享元子ノ五月ニ差上ケ	しうつし。
一八二	元禄山論裁許状写		
一八三	〈覚　書〉	天正八年霜月三日	山日に関して。
一八四	新居刑部少輔長重書状	午十月	写。折紙。
一八五	寄付折紙	慶安三年三月	屋ふきのため奉納駄数　計一、一八一駄
一八六	覚	卯十一月	山林売買関係覚　六月朔日～廿五日
一八七	兵法虎之巻　赤域大明神社内	嘉永二年	奈良原宮内家重　納置
一八八	書　簡	閏四月朔日	寿延寺より両社社家へ争論
一八九	訴　状		荒山浅間社と社地関係
一九〇	書　簡	元禄七年八月	宮川大膳ゟ　奈良原采女　増田下野守　杉下山城
一九一	赤域大明神本社覚		大洞社開帳の件
一九二	差上口上書ニ而申上候	八月十七日	本社、末社のようす
一九三	書　簡	十二月二十日	神光寺関係、善昌寺　下書
一九四	高見沢駿河守書状		三浦善八から私信　江戸初期？
一九五	私　信	三月十二日	社家衆中へ
一九六	書　状	五月廿七日	仮名書き内容不明
一九七	武弥兵衛		神光寺より宮内様へ
一九八	同		金胎様
			神主様

一九七　書　簡　三月廿一日
一九八　武孫兵衛書状　二月一日
一九九　御迁宮行列之覚　寛政八年霜月十五日
二〇〇　書　簡　九月廿八日
二〇一　武弥兵衛書状　五月廿一日
二〇二　組太郎左衛門書状　正月廿九日
二〇三　謹而口上　寛文五年十一月
二〇四　高広書状写　（元亀三年十月）
二〇五　円後守書状写　（永禄八年三月）
二〇六　制　札　写　（永禄寅十一月）
二〇七　北条丹後守書状写　慶応三年十一月
二〇八　証書一札

二〇九　竜赤寺後住の件　宝暦二年十二月
二一〇　（書　状）　宝暦七年
二一一　（輪王寺宮仰執達）　寛文十一年二月
二一二　乍恐奉願上候事　寛政九年七月
二一三　乍恐以書付奉願候御事写　正徳三年三月
二一四　一　札　慶安二年六月
二一五　口上之覚　寛政十一年三月
二一六　以書附奉申上候事　下書　文政三年十一月
二一七　一札之事　慶応元年七月
二一八　寅十一月
二一九　覚　寛延三年八月
二二〇　入置申一札之事　明治二年五月

宮内あて
勝山藤兵衛から原宮内あて
神主殿
籾一俵の寄進
不行跡の吟味
応昌寺宛

御宮造建請合書之事
越後口刈場郡森山入右衛門
輪王寺より
竜赤寺跡目の件
竜赤寺山号院号の件
退役願
西宮のかぎの件
鳥居前敷右之証文
奈良原氏一件内止の証
両社境の件
神楽殿普請の件
御鷹飼鳥請負に関すること
万事相談するという連判状
東宮地行請負の件

二三	入置申一札之事	安政五年七月	神楽殿再建請負
二三	御尋付左奉申上候扣	文政三年三月	黄御紋附由緒御尋の節差出
二三	議定書之事	慶応四年九月	畑山荒し、小盗、博奕、野火附について
二三	覚	不　詳	普請材料の価格など
二三	覚	慶安五年正月	年頭、祝儀等での出府の件
二三	以書付奉申上候　下書	文久二年四月	神主座次（座席表）　七枚
二三	以書付奉申上候　下書	寛政三年四月	本宮神事について
二三	定	文政十三年八月	神事行幸の儀
二三	御社行跡ヶ条之事	正徳四月	寛政元年村と出入の件
二三	乍恐以書付御訴訟申上候	永禄三年九月	東西宮
二三	（御朱印　写）		不入の安堵、他に慶長十八年天正十年、
二三	大御供　五々三之式御膳之図	慶応四年九月	慶安二年、　三通
二三	乍恐以書付奉言上候	元亀三年十二月	綏峨天皇御宸筆御勅額写届
二三	（御朱印　写）	享和元年七月	守護不入安堵
二三	大目付江	正徳三年三月	博奕のこと
二三	請取申一札之事	文政六年七月十八日	東西両宮関係
二三	規定証文之事	天保七年六月	馬草場出入之件
二三	書付ヲ以奉願上候	天保二年四月	借金滞ニ付
二三	入置申一札之事	正徳二年九月	金子要用ニ付
二三	指上申一札之事	不　詳	宗旨五人改関係
二三	（書　状）	天保九年四月	借用金子の件
二三	乍恐返答書ヲ以奉願上候	享保十一年正月	称宜後継願

二豎	乍恐以書付奉願上候	天保二年六月	譲受願書写
二四	野論裁許之条々	元禄六年十二月二十二日	野論絵図之御裏書
二七		申ノ六月十三日	〃　誓詞安文相渡の件
二八	起請文前書		〃　双方絵師誓文
二九	御朱印之覚	元禄十一年五月二十九日	三ヶ所飛地反別之事
二三	書上ヶ覚	元禄十三年辰六月	〃　石高五拾石
二三	覚	享保六年七月二日	〃　子年の人数　百十八人
二三	乍恐書付ヲ以御訴訟申上候	元禄五年申ノ六月日	御朱印五拾石大明神之神領之松伐採ニ付
二三	覚	享保六年七月二日	二豎に同じ
二四	覚		三夜沢村社領之義
二三	乍恐以返答書御訴訟申上候御事	元禄五年七月二十五日	訴訟人鼻毛石名主外　相手三夜沢　出雲外
二六	前橋御城初之事	亥卯ノ年	
二七	乍恐御訴訟申上候事	元禄三年七月十二日	
二八	起　請　文		風よけ之松切ヒ取申候
二九	乍恐以書付ヲ御訴訟申上候御事	元禄七年三月日	野論関係
三〇	乍恐御訴訟甲上候事	六月二十六日	〃
三一	御朱印社領之覚	元禄十三年十一月	〃
三三	御朱印社領覚	元禄十三年六月	〃
三三	覚		〃　三夜沢社領飛地反別
三四	覚		野論関係
三五	一札之事	元禄六年正月二日	〃　絵図請取甲処実正也
三六	二本木田之覚		野論関係
三七	覚	不　詳	〃
三八	一札之事	元禄五年十二月二十四日	〃
三九	廻　状	九月十日	赤城山出入之儀ニ付

二七〇	覚		道程、繩入等
二七一	江戸持参仕御証文之数		川普請、朱印地高割等
二七二	覚		大洞赤城山との争論
二七三	乍恐以書付御訴訟奉申上候	〃	書訴
二七四	以書付奉願上候	〃	赤城山別当寿延寺ゟ
二七五	以手紙得其意候	〃	〃
二七六	先達而以書面兼而及掛合ニ候一条	訴訟人上野国邑楽郡瀬戸井村	
二七七	乍恐以書付奉願上候	長良大明神神主　修大光院	
二七八	以書付申上候	大洞赤城社との争論	
二七九	乍恐以書付奉願上候	〃	
二八〇	以書付奉願上候	〃	
二八一	以書付御訴申上候	〃	
二八二	指上申済口証文事	〃	
二八三	乍恐以書付奉願上候	〃	
二八四	口上書ヲ以申上候	新五左衛門出入の件	
二八五	乍恐以口上書申上候	〃	
二八六	乍恐以書付御訴訟奉申上候	縁談ヒ妨候出入	
二八七	入置申一札之事	旦中差替の件	
二八八	以書付追訴申上候	三夜沢提出、柿之宮寿延寺一件	
二八九	乍恐以書付御訴訟申上候	東西宮惣門支配出入	
二九〇	以書付奉願上候	大洞正一位額字願出礼に付き高山大隅出府の願	
二九一	乍恐以書付奉願上候	寿延寺宛。詫状	
二九二	差上申済口証文之事	大洞との関係一体	

	享和二年七月
	寛政十二年三日
	卯十一月六日
	卯正月十一日
	不　詳
寛政十二年九月	
享和二年五月	
寛政十年十二月	
寛政十二年四月	
享和二年六月	
享保五年四月朔日	
享保八年五月	
寛政八年十二月	
天保十年三月	
寛政十二年七月	
正徳四年十月	
寛政十年十二月	
延享二年十二月	
文化十三年三月	

二九三	訴状（大洞）出入乍恐以書付御訴訟申上候	享和二年六日	大洞額面につき出入一体
二九四	以書付申上候	嘉永二年八月	大塔（洞）一件
二九五	乍恐以書付御訴訟奉申上候	申ノ五月	荒山伐木一件
二九六	覚	嘉永二年	元禄野論について
二九七	訴状（入会地立木）	寛政十年十二月	荒山浅間伐木一件
二九八	書付を以奉願上候	正徳二年十一月	大洞寿延寺につぎ願書下書
二九九	乍恐以書付御訴訟申上事	正徳三年三月	西組中間出入、左享ら
三〇〇	請取申一札之事		増田より奈良原へ。三年前の論に案つき。預り確認。
三〇一	一札之事	元文五年七月	東西両宮和融
三〇二	覚	申ノ四月	寿延寺より。奉納燈灯本宮宛に付仕寿
三〇三	以書付追訴申上候	寛政十二年六月	寿延寺、大洞額面の件
三〇四	覚	元文三年三月	竜赤寺（天台宗）人数
三〇五	相渡申証文之事	享保七年七月	金子拾両借用
三〇六	乍恐以口上書奉願候御事	寛文十二年五月	西ノ宮仲ケ間出入。左京ら。
三〇七	左京荷物之覚	寛保八年四月	新五左衛門乱心
三〇八	乍恐以口上書申上候	申ノ五月	元禄野論に関する覚
三〇九	覚	寛保八年	新五左衛門一件
三一〇	乍恐以書付申上候	文政二年五月	東西両宮境論
三一一	規定書之事		新五左衛門追放願
三一二	乍恐以口上　候		小川伊豆梓浦蔵身持悪し
三一三	（断　簡）		

第四節　赤城神社　真隅田家文書目録抄

番号	題目	年代	摘要
一	大堵（洞）額面出訴図書	享和二戌年五月	
二	寛政大洞記	寛政十二甲申年	
三	大洞訴状写	寛政十午末申年	
四	社人許状写	元文五年	
五	両宮論論之節口書等之留書	元文二己年五月	
六	江戸役所御書状写	元禄六年十一月	
七	壇家村附帳	文正二～七	
八	元禄山境争論	文政八～天保三	
九	御用留	天保四～十五	
一〇	同	弘化二～文久三	
一一	同	享保ころ	
一二	同	寛政ころ	
一三	社人関係雑	明治元年十月	
一四	正一位赤城太神宮西宮社中記	享和二年四月	
一五	復飾帳	寛政七～八年	
一六	館林公御社参記		慶長～天明
一七	神葬祭願記		神主　増田加賀守
			勢多・東村、山田・河内等

一八	当社神階顕京都勅許迄日記　天	宝暦十三年	
一九	同　地	宝暦十四年	
二〇	道中駄賃帳	宝暦十四	
二一	同　同	同　十五	
二二	年代記録　全		
二三	年代記録		
二四	社人関係雑		
二五	同　同	申八月	
二六	佐加伊呂古　水府一条	延享四年二月	
二七	三夜沢村卯ノ五人組帳		
二八	（〃　〃五人組帳）	慶安四年卯ノ正月晦日	
二九	（〃　〃　）	承応己ノ二月十六日	
三〇	未ノ五人組　三夜沢西	正保三年戌正月二四日	
三一	（五人組帳）	寛永廿年末ノ正月廿三日	
三二	五人組之帳　三夜沢神主　惣社片　西分	慶安五年二月日	
三三	（五人組）	明暦二年申ノ朔日	
三四	五人組之状　三夜沢村西分	正徳三年八月十四日	
三五	三夜沢村戌五人組御改帳	慶安三年三月一日	
三六	（五人組帳）	享保三年八月廿七日	
三七	神代巻講義　巻之一	寛永二十一年二月五日	
三八	〃　巻之二		
三九	〃　巻之四	享和二年写之	
四〇	〃　巻之五		
四一	社人雑記帳	杉下	
四二	恋歌集	増田、杉下	
		応永～天保三年まで	
		文治元～暦応二	
		幕末文書写	
		二組戸長名のみ	
		後筆	
		前書、組人数あり	
		渾成翁口授	
		混成翁〃	
		〃	
		〃　上下四巻写巣	

豎	和歌集	文化十三年五月吉日	増田豊宥詠　羽生仲繩点削	
謳	和歌集	明治四年まで	〃　豊智詠	
豎	歌集		神社関係あるいは土佐日記の写本	
哭	異船戯詞	寛政十一、十、廿六	藤原彦永従五位下	二通
哭	雑記	〃	〃	二通
哭	縁起	〃	〃	二通
咒	口宣案写	〃	〃	一通
咒	位記宣旨写	〃	〃	一通
咒	同　写	慶長十六年		
咒	神道啓状写	明和二年二月	水雲紙也	二通
咒	神道裁許写	正徳四年十一月	東西両宮関係	
咒	宗源宣旨并祝詞写有	明和二年	東西両宮関係（和融）	
咒	大宮司願書	正徳四年十一月	同　右	
咒	指上申一札之事	元明八年二月	東西両宮関係	
咒	乍恐書付を以奉願上候	同　右	二通	
咒	乍恐書付を以御訴申上候	正徳四年四年九月	東西両宮（和融）	
咒	乍恐以書付御訴訟申上候	正徳四年二月	東西両宮（和融）	
咒	三夜沢村西（宮建物）	元文五年七月	東宮訴状	
咒	一札之事	正徳四年十一月	西宮建物　二通	
咒	指上申一札之事	正徳四年九月	東西両宮——西宮返答——	
咒	乍恐以書付御訴訟申上候	正徳四年正月	咒の受取り	
咒	一札之事	正徳四年十月	咒と同様	
咒	乍恐以返答書申上候	正徳四年九月		
咒	一札之事	元文五年七月		
咒	一札之事			

空	取替地所証文之事	文正十三年四月	奈良原から増田へ
六	差出申一札之事	享和元年三月	産泰神社　神主から寺社役所へ
究	差上申一札之事	文政十一年三月	わび証文
七	乍恐書付以御願奉申上候	文政五年九月	森境出入
三	内済取扱証文之事	文政十一年三月	究と関係
三	乍恐以書付御吟味御下ケ奉願上候	寛政三年九月	東西両宮関係
三	乍恐以書付御吟味御下ケ奉願上候	文政四年九月	社頭森境争論
三	境内境争い絵図	同　右	同　右
三	許　状（宣）	同　右	
三	許　状（宣）	寛政十一年十月	
三	許　状（宣）	明和二年三月	
三	位　記	延享四年二月	
三	位　記	寛政十一年十月二六日	
三	同	明和二年二年三月八日	
三	御髭餝天皇御綸旨写	（元享三年三月）	
三	高倉院綸旨（写）	（完元元年六月）	
三	御土御門院綸旨写	（文明十六年十一月）	
三	義晴御教書写	（天文二年十一月）	
三	後堀川院綸旨写	（嘉禄三年十一月）	「彦永」任加賀守
三	後奈良院綸旨写	（天文二年十二月）	「成胤」任加賀守
三	御西院勅筆写	（寛文二年六月）	「成緑」任佐渡守
三	御円融院綸旨写	（承和元年六月）	「成緑」右可正六位下
三	起請文前書写	（寛文五年十二月）	彦永、従五位下、天皇御璽
三	覚（法度条々）	寛永十四年	成胤　同　同
			他に綸旨年号二前書　計二通
			鈴鹿将監ほか
			五人組前書の如きもの

九三	同	寛永十九年	（法度条々）
九四	条々	同	田所石見守に神道（風折烏帽子等）裁許（二之宮）
九五	覚	寛永十九年六月	五人組・組入のこと
九六	袖道裁許之状	寛永六年七月	五人組条々
九六	乍恐申上候事	寛永十四年十二月	成宥　従五位下
九七	覚	同	同　加賀守に任
九八	（奉納書写）	寛永十九年六月	成縁　正六位下
九九	口宣案	寛永十六年（慶長十六年九月）	成縁　任佐渡守
一〇〇	同	明和九年九月	彦永　従五位下
一〇一	祭神書上	同	同　任加賀守
一〇二	口宣案	正徳四年三月	成胤　従五位下
一〇三	同	延享四年二月	同　任加賀守
一〇四	同	寛政十一年十月	神祇官附属被仰付候願書
一〇五	同	同	宣奉授正一位々記
一〇六	同	明和二年三月	二通――一通は衣服の件
一〇七	神道裁許之状	慶長十一年八月十一日	
一〇八	上野国諸社家社法之条々	承応元年十月吉曜日	
一〇九	乍恐奉願口上書	慶応四年八月二十八日	
一一〇	口宣案	明和二年二月二十日	
一一一	神道裁許之状	慶安二年五月十九日	
一一二	神道裁許状	寛政二年三月廿六日	
一一三	神道裁許之状	延享元年八月廿六日	
一一四	神道裁許之状	寛文七年四月五日	

二五	神道啓状	明和二年三月十一日	
二六	神道啓状	明和九年十月三日	
二七	神道之状	寛政十一年十一月朔日	
二八	布斎服之事	宝暦八年十二月五日	
二九	神道裁許状	文化十三年正月六日	
三〇	神道裁許状〔写〕	慶長一年八月十一日	
三一	石見国　柿本社神位記	享保八年二月一日	
三二	御拝殿素建并ニ造作注文之事	寛政十一年八月	
三三	東照宮御条目	元和元年正月十五日	
三四	奉願御幣御勧請之事	安永三年九月	
三五	古海、田中、高尾　幣勧請願書入	明和八年八月	
三六	「赤城太神宮　御神躰事」	不　詳	
三七	奉願御幣勧請御額字告文之事	安永三年九月	
三八	奉願御幣勧請宣命之事	寛保三年三月四日	
三九	〔宣下書〕	寛保元年？	
四〇	奉願御幣勧請之夏	不　詳	
四一	御位記写	明和二年二月廿日	
四二	東宮位記写	文政五年二月	
四三	神道裁許状写	寛政二年三月廿六日	
四四	神道裁許状	正徳二年九月	
四五	同	宝暦十四年五月	
四六	同	寛文七年五月	
四七	宣	明和四年十二月	
四八	神道啓状	延享四年二月	
四九	火祭護摩法奥書	明和元年八月	

他に、寛永六年・慶安三年

文化五年八月書写

増田成縁
〃　成宥
〃　成光
増田駿河守　為中務大夫
成縁（佐渡守正六位下）
成胤

一四〇	宗源行事奥書	明治元年七月	
一四一	神道裁許	元禄四年四月	成　嵐
一四二	裁許状	正徳四年三月	成菊
一四三	同	元禄四年四月	成縁（萌黄色四組掛）
一四四	同	同	成菊（同　四組木綿手襷）
一四五	十八神道加行次第	寅十二月	同（持笏）
一四六	裁　許		成　嵐
一四七	宗源行法加行次第	正徳二年九月	立烏帽子　増田加賀宛
一四八	十八神道加行次第	慶安二年五月	
一四九	大護摩法加行次第	明和九年十月	
一五〇	裁　許		成　宥
一五一	神道裁許	文化十三年正月	成縁　持笏
一五二	裁　許	同	板橋右近高橋利右衛門杉下平右衛門杉下将監
一五三	十八神道加行次第	寛文丁未孟夏	増田加賀守　安楽
一五四	六根清浄太秡	寛政二年三月	成光、成縁　二通
一五五	中臣秡	寛政八年正月	印刷に後書　豊知
一五六	同　（折帋）	享和元年十月	同　同
一五七	参詣次第	同	成　光
一五八	以書付御願申上候	安永六年九月十二日	彦　長
一五九	位記写（勅許）	安永三年九月三十日	高橋和泉継目
一六〇	位　記　写	安永六年九月十二日	産泰神社　正一位
一六一	位記断簡		同　同
一六二	神道裁許状写		
一六三	同		〔衣服の件〕
一六四	同		

一六四	〔神躰について写〕		
一六五	一札之事	正徳四年三月廿六日	尊号について　増田→杉下
一六六	同	正徳四年四月廿八日	同　杉下→増田
一六七	奉謹言上	元禄十二年九月	けいたいの原年貢の件
一六八	覚〔写〕	宝暦九年九月	社殿について役所へ出す下書
一六九	以書付奉願上候	寛政六年八月	神葬祭願之儀　八通
一七〇	一札之事	天明七年十二月	修里屋敷水通之節証文　二通
一七一	神道裁許状写	天明八年正月十二日	三通、他ニ慶長六年棟札写　他二通
一七二	一札之事	寛保元年三月十一日	人別調〔神主〕
一七三	乍恐以書付奉伺候事	享和二年七月	川越火災寸志一件
一七四	御蔵楊配入手扣帳	弘化五年	野川
一七五	新田佐位邑楽榛沢四郡配札帳	文政十三年三月	
一七六	村々代参御立府扣帳	弘化五年	
一七七	同	文政十一年	
一七八	利根川筋絵図	不　明	井上山城
一七九	村絵図	天保十一年	今村修裡
一八〇	同	天保十一年	今村修裡
一八一	絵図〔並木まで〕	不　明	利根東
一八二	西宮本殿設計図		
一八三	同	天明三年四月	東西和融
一八四	同	享保十年写（天保十一年再興）	吉田家へ神仏関係について二通（神道のこと）
一八五	上野国地図	安永八年卯月十一日	
一八六	硯石山金刻合并利足金覚	寛文七年八月廿六日	
一八七	定〔写〕	子ノ卯月廿六日	
一八八	謹而書上		

一八九	證　上	亥ノ五月日	
一九〇	指上申一札之事	延宝三年末四月	神仏関係
一九一	書　状		神道相勤のこと。吉田家へ
一九二	口上之覚	天和二年三月	日吉大膳亮屋宛
一九三	覚	丑ノ二月廿四日	杉木伐についての喧嘩　左京を相手
一九四	證言上	戊ノ八月	追放三年訴相手右京
一九五	乍恐書付ヲ以言上	子ノ二月	仏教分離の件
一九六	差上申一札之事	正徳三年六月	祭祀勤務についての訴状　右近左京
一九七	乍恐書付ヲ以御訴訟申上候	元禄五年六月一日	神領の松伐採について社人訴
一九八	元禄山境論写（部分）	〃　六、十二、二二	
一九九	乍恐以口上書申上候御事	申七月五日	山境論絵図の件
二〇〇	欠　番		
二〇一	元禄絵図〈略図〉	元禄六年十二月二二日	
二〇二	元禄山論裁許状写	同	
二〇三	〃	〃	
二〇四	元禄山境論社人訴状	元禄五、七、二五	三夜沢区域外松、田畑開発整理について
二〇五	指上ケ申一札之事	〃　七、二、十八	山境論にからむ入会権確認の訴状
二〇六	乍恐以書付御訴訟申上候御事	〃　六、一、一	系図、それに関する小片の書付けあり
二〇七	系図書	享保十三年六月	西宮本地堂について
二〇八	新川善昌寺本地堂建立一件	〃	〃
二〇九	乍恐指上ケ申口上書	（右と同年代か）	
二一〇	新川善昌寺北大島村吉祥寺開帳のこと	元文三年五月	新川新光大平山善昌寺
二一一	六地蔵和讃〈印刷―木版〉	享保十三年申五月廿八日	記年　享保十三年六月
二一二	虚空蔵像、千手観音像銘文写		
二一三	（本地堂の件　呼状）差紙		

二四	善昌寺かい帳時の売札		
二五	京都諸入用之帳	宝暦十四、四、十七より	増田加賀・杉下将監
二六	増減御改帳	文化十一・三	
二七	和泉割合不納覚帳	宝暦六、十二、十	
二八	家康公付人書上	文化四年写	
二九	新井四郎右衛門書簡		二通。新田郡藪塚村。増田加賀宛
三〇	鈴鹿豊前守ら書簡		
三一	山田造酒書簡		
三二	同		
三三	同		
三四	鈴鹿周防守ら書状		讃岐継目之状
三五	鈴鹿周防守書簡		深沢家満継目祝官のこと
三六	〃　佐渡守　〃	十二月廿四日	板橋讃岐継目
三七	〃　小膳ら書簡	四月廿九日	
三八	山田造酒　書簡	正月十一日	
三九	鈴鹿筑前守ら書簡		
四〇	〃　周防守ら書状		増田成菊許状のこと
四一	同		板橋讃岐　継目　返信案文あり
四二	同		
四三	書　簡		藪塚三島大明神御幣勧清云々
四四	鈴鹿土佐守ら書簡		杉下但馬継目
四五	〃		
四六	鈴鹿陸奥介　書簡		
四七	〃		
四八	鈴鹿陸奥守　〃		

二五五	勘定書	井上七より真隅田家宛	
二五六	段々つけ	米　亀	
二五七	奉公人請状之事	茂木村より	
二五八	赤城祭神書上げ写		
二五九	竜海居士十三遠忌歌会撰者名	大川太平（三小区副区長）	
二六〇	大川太平書簡	小暮此右衛門より	
二六一	勘定書		
二六二	大島甚左衛門書簡	小池文七郎より	
二六三	お　札		
二六四	勘定書		
二六五	鼻毛石村菅広持主書上		
二六六	新井重左衛門書（断簡）		
二六七	送り書一札之事		
二六八	三結寺（石井）縁起		
二六九	鯛代金借用之証	代金八拾五円也	
二七〇	壱小区長六本木善三　書状	酒類醸造云々	
二七一	覚	一杉皮百弐拾七坪……引〆七百余	
二七二	小　絵　図		
二七三	覚白俳諧		
二七四	定	市場（糸繭市）毎月二七日	
二七五	猪谷米雄　書状		
二七六	北爪桂雄書状	急用一件	
二七七	小林重平書状	※前橋本町小安	
二七八	借用申一札之妻	弐拾五両、借主増田、金主波志江、矢内新蔵金	
二七九	預り申相続講金之事	弐拾五両、預人井下・桜井・増田	

	明治三年二月
	正徳四年三月
	明治九年四月
	寛政九年二月
	明治九年七月十一日
	明治十年二月廿一日
	不　詳
	同　右
	文政五年
	明治六年八月
	不　詳
	明治九年四月廿九日
	文政二己卯九月
	慶応三年八月

二六四	回達　第八大区調所	明治六年四月十六日	神官兼勤の件
二六五	御請書	明治九年一月三日	真隅田家酒造見込高、書上
二六六	差出申対談証書之事	明治九年三月	波志江矢内氏より借用金の件
二六七	前橋取締所より	明治七年一月四日	御用状壱通
二六八	第八大区調所より通達	明治十年五月廿四日	清酒醸造税云々
二六九	壱小区長より通達	同　右	同右関係
二七〇	第八大区調所より	明治十年七月二日	
二七一	記	第十月	〃　桶手間人数　桶屋　和吉
二七二	書　簡	三月三日	島村石井伊左衛ゟ　増田加賀様
二七三	〃	十二月廿八日	江黒吾郎ゟ
二七四	記	九年一月廿六日	受取証文　二通
二七五	書　簡	亥六月十二日	小暮村　須田
二七六	〃	七月二日	市之関村　弘田栄三郎ゟ
二七七	（覚）		香取神宮
二七八	書　簡	三月二日	斎藤多須久ゟ
二七九	〃	一月十四日	〃
二八〇	新補許状（下書）	明治二年四月	川嶋主膳
二八一	酒類醸造税通達	明治九、十、二七	群馬県雑税掛
二八二	質地書入申屋数証文之事雛形		
二八三	受取書	明治六、二、九	酒田県貫属高橋の宿村送り
二八四	第八大区調所書簡	〃　不詳	（一年五円）真隅田家より新潟県李崎村へ
二八五	奉公人につき書簡		
二八六	借用書	明治八、十	
二八七	真隅田健雄履歴	〃　八、九	
二八八	歳入覚		

一六九	堀越村江黒書簡	明治九年五月十一日	米代金
一七〇	会計簿	明治	横堀宿佐藤晋平受。小の子村 増田野村入
一七一	受取書	明治六、十二、十九	鳥居内外地覚
一七二	質受書	明治九、五、十一	酒代　苗ヶ島前原芳太郎より
一七三	記	亥一月 八月八日	石納皆済鼻毛石村北爪より 鼻毛石戸長より
一七四	替印御願	嘉永二、七	ゆのさは
一七五	借受書	嘉永二、	社人訴、状荒山伐木
一七六	受取書	寛政十二、八 十一月	大洞関係 同　右
一七七	受取書	末ノ十月	善昌寺、竜性寺宛　神葬祭のこと
一七八	ゆのさわ中居専次郎書簡	元禄七、十、四	宗門改提出催促
一七九	ゆのさわ鶴屋書簡	安永七、正	正徳三年写
一八〇	書付を以奉願上候	文政十三、四	世良田長楽寺の寄進
一八一	社人訴状	元禄七、八、十六	
一八二	口上書を以御答申上候	寛政八年十一月十五日	両宮関係
一八三	栃伽院・恵恩院書簡	宝暦十四年四月	
一八四	鈴鹿越前守書簡	明和元年七月	
一八五	西宮諸道具改覚		
一八六	菊池七郎右衛門書簡		
一八七	社家配置図		
一八八	社殿・来社書上（東・西）		
一八九	正迂宮改定式		
一九〇	奉願神階之事		
一九一	蜀山人狂歌（写）		
一九二	書状（下書）		
一九三	神文（下書）		

三四	黒門御修覆諸用帳	嘉永六年四月八日
三五	覚	西御殿
三六	神道葬祭略次第	末社ノ覚
三七	〃	
三八	（写）	大阪一揆（大塩平八郎）
三九	（覚）	大胡弥右衛門のこと
三〇	（覚）	神器のこと
三一	永代大々神楽講金覚	寛政六年二月
三二	（覚）（断簡）	天保六年七月
三三	制札（写）	永禄三年九月日
三四	〃	永禄四年十二月廿七日
三五	〃	天正十三年七月九日
三六	〃	永禄九年拾月十二日
三七	覚	三月九日
三八	制札	末二月十二日
三九	〃	慶長十八年二月廿四日
四〇	請取中一札之事	正徳三年三月
四一	遣成覚	寛政四年五月
四二	御奉納物御請書	安永七年正月
四三	以書付奉願候	宝暦十四年三月
四四	定	宝暦二年十一月廿四日
四五	神道裁許状（写）	慶長十六年八月三日
四六	神道裁許状写	慶長十一、八、十一
四七	制札写	永禄十二、閏五、二六
		御神木（両宮）
		両宮関係
		丹後守
		〃
		常陸介
		成繁
		輝虎
		氏郡
		牧野駿河寺
		両宮関係
		神主　藤原朝臣　豊宥
		神階の件
		神楽料を以七ヶ年之内東宮建立云々

壹九	北条丹後守　書状写	永禄九、十一、九	奈良原紀伊守宛
壹〇	制札写	元亀三年極月十三日	今泉角蔵・武弥兵衛
壹一	定　写	閏三月二日	
壹二	安堵状	寛文五、七、十一	造営諸色入目如先規
壹三	〃	慶安二、八、二四	
壹四	〃	貞享二、六、十一	二ノ宮許状判の写
壹五	請取申一札之事	元禄八、三、二三	酒井忠清より
壹六	赤城大明神本社拝殿書上	元文四年八、晦	宮巫職のこと
壹七	〃	〃	元禄野論案文
壹八	花押写	天明七、五	絵図に五十石ノ分米を書付ること
壹九	郡代所通達覚	慶安二、八	元禄野論関係
壹〇	社領五十石の安堵　写	申ノ五月	官位について
壹一	断　簡	八月三日	東西社人書上（元禄申ノ年）
壹二	覚	天正八年霜月十二日	増田古京宛
壹三	上田五右衛門書簡	元禄六年正月	
壹四	新居長重書状写	天明七年	中仙道宿問屋役人衆中宛
壹五	乍恐以書付御訴訟申上候御事	元禄五年	
壹六	覚　書	（天文十三）	
壹七	覚（写）	八月十六日	
壹八	五輪峠銘覚	九月二日	
壹九	井下加賀守書簡	元禄五、七、廿五	
壹〇	笹沢彦兵衛書簡	卯四月十五日	
壹一	野論訴状	酉ノ十月	
壹二	前田又久書簡		
壹三	鯉登豊前書簡		

三六四	覚　書（走り書税金）		
三六五	人別御改帳		荒山浅間のこと
三六六	天台宗門御改帳　弐冊之内	〃	西宮社家
三六七	〃	〃	〃
三六八	神祇道宗門御改帳　弐冊之内	〃	〃
三六九	〃	〃	神事相勤の事
三七〇	覚		神葬祭一件
三七一	書　状		勘定書
三七二	鳥居立替諸色控帳	京都諸入用	
三七三	鳥居刻合不足金	未八月三日ゟ諸入用	
三七四	吉田殿御廻状順達帳		
三七五	覚	室沢村金主与右衛門	借用人板橋讃岐
三七六	中年諸色入用控帳	吉田彦八より	
三七七	京都諸事入用控帳	松本相模守役人ゟ	
三七八	御神官願諸事入用覚帳	新五左衛門一件	
三七九	御神階願諸入用控帳		
三八〇	神楽諸事入用帳		
三八一	神楽諸事覚帳		
三八二	神楽諸事入用控帳		
三八三	神楽入用諸事覚帳		
三八四	建立諸色寄進覚帳		
三八五	借用申一札之事		
三八六	書　簡		
三八七	（断　簡）		
三八八	乍恐以書付申上候		

文化八年二月	
文化二年三月	
寛政十年	
寛政十年	
享和元年三月	
正徳三年六月六日	
明和一年八月吉日	
明和五年四月十日	
明和九年十一月	
明和二酉年二月吉日	
明和二年四月十三日	
宝暦十三年七月	
延享元年十一月朔日	
寛延二年二月吉日	
寛保三年三月吉日	
寛延二年二月	
宝暦三年七月一日	
文化八年四月	
霜月廿月	
五月七日	
享保九年四月五日	

二六九	午恐書付を以御訴訟申上候	享保八年四月	
二七〇	口上書を以申上候	享保九年四月朔日	
二七一	朔日指上ケ申一札之事	享保八年四月二十二日	
二七二	指上ケ申一札之事（下書）	〃	
二七三	根岸弥次右衛門書簡		
二七四	午恐口上書申上候		
二七五	山伏と社人との条々	寛文三年三月日曜	
二七六	午恐口上書以申上候	享保八、六、二	
二七七	指上申一札之事	享保八、四、廿二	
二七八	書遣し覚	承応三年午ノ八月	
二七九	午恐以書付御訴申上候	享保八年五月	
二八〇	午恐口上書を以申上候	享保八、四、二二	
二八一	覚え書	享保八	
二八二	一札之事	正徳二、八、十八	
二八三	差上申口上書之事		
二八四	定　写	寛文七、八	
二八五	差上書状写	〃　七、三、五	
二八六	鈴鹿陸奥介書簡	寛政五、一	
二八七	鈴鹿周防書簡写	安永二、七、二三	
二八八	触　控	七月廿九日	
二八九	一札之事	元禄七、八、二四	
二九〇	請取之事	正徳四、三、四	
二九一	売渡申松立木之事	申十月八日	
二九二	覚	正徳二、十二	
二九三	一札之事	正徳四、八、十九	

二九四	新五左衛門一件		
二九五	〃		
二九六	〃		
二九七	案		
二九八	吉田より奥州岩城宛		
二九九	出入決着		
三〇〇	新五左衛門乱心		
三〇一	同　監物後家宛押入		
三〇二	同　右		
三〇三	次郎助、吉田よりの許状受取		
三〇四	社家勤方、社中一件案		
三〇五	神道裁許受取		
三〇六	高橋和泉のこと		
三〇七	宗源家類焼手伝いに頼		
三〇八	川越城火災見舞金子枝参方		
三〇九	社人出入		
三一〇	頼母子関係		
三一一	奈良原妥女より増田下野守宛代金三両で売渡		
三一二	山城殿へ本金請取田返しい		
三一三	加賀神主職に付帳外に帳外に被御付候		

四一四	諸国神社拝礼			
四一五	郡代所より触	四月廿七日	神田神社社中成中帯から	
四一六	一札之事	延享四、二、七	西柏倉村名主より。峯の名憚候様	
四一七				
四一八	触　控		火之元用心	
四一九	榑木売渡し申手形事	元禄四年十二月	前橋本町より杉下山城宛	
四二〇	杉下三郎兵衛書簡	六、十		
四二一	欠			
四二二	指上申一札之事（下書）	寛保元年三月十一日	奈良原（宮内）支配之人数	
四二三	配札村名戸数調書			
四二四	旧配札村名戸数調書		旧大弥宜　板橋上総	
四二五	赤城神社旧配札町村々控簿		奈良原	
四二六	配札村名			
四二七	〃		配札村名	
四二八	誌		〃	
四二九	南勢多郡			
四三〇	配札村名	万延元年十一月五日	杉下備前　藤原成利拝書	
四三一	〃	明治廿九年六月二十日		
四三二	御旦中村々家数控帳			
四三三	村名書上之帳			
四三四	旧配札常木両家受持場	明治六年一月六日	預り人真隅田健雄	
四三五	預甲頼母子金子之事	享和元年四月吉日	授与　尾池氏房	
四三六	賞　状	明治八年二月		
四三七	新規酒造願書一通	六月三日	吉野与市	
四三八	書　簡			

四九五	書簡	四月三日	斎藤多須久	
四九六	調書	明治八年九月十一日	酒造一件	
四九七	以書付奉願候		修験許可願	
四九八	書簡	六月三十一日	日向南行村戸長吉野与市ゟ	
四九九	〃	六月二十日	〃	
五〇〇	入置金子證書之事	明治六年六月	年貢并夫銭ニ付　寺社役所ゟ社人へ	
五〇一	（写）	辰二月五日	祭礼心得　岩鼻県ゟ	
五〇二	御布令書　写	辛未三月十七日	町役書上	
五〇三	（断簡）			

第五節　宮城村役場所蔵資料目録

（番号）	（件名）	（年次）	（数量）	（備考）
一	上野国勢多郡之内大前田村水帳	元禄弐年四月	一	
二	上野国勢多郡大前田村寅より戌迄新田水帳	宝永八年三月	一	
三	上野国勢多郡東柏倉村辰より亥迄新田水帳	元禄弐年四月	一	此帳本高ニ入
四	上野国勢多郡之内鼻毛石村辰より寅まで新田水帳	〃　年四月	一	
五	上野国勢多郡鼻毛石村寅より戌迄新田水帳	宝永八年三月	一	

六	上野国勢多郡市之関村検地水帳	享保十年三月	一	弐冊之内
七	上野国勢多郡市之関村寅より戊迄新田検地水帳	享保十年三月	一	
八	上野国勢多郡之内大前田村辰より亥迄新田水帳	元禄弐年四月	一	
九	上野国勢多郡市之関村検地水帳	享保十年三月	一	弐冊之内
一〇	上野国勢多郡馬場村寅より戊迄新田水帳	宝永八年三月	一	
一一	上野国勢多郡大前田村子より丑迄新田水帳	宝永八年三月	一	
一二	上野国勢多郡馬場村子より丑迄新田水帳	宝永八年三月	一	
一三	上野国勢多郡之内鼻毛石村水帳	元禄弐年四月	一	
一四	上野国勢多郡東柏倉村水帳	元禄弐年四月	一	
一五	大胡東領鼻毛石村卯ノ新田帳	年号ナシ	一	
一六	上野国勢多郡西柏倉村亥より寅迄新田水帳	享保十六年二月	一	
一七	上野国勢多郡東柏倉村寅より戊迄新田水帳	宝永八年三月	一	
一八	上野国勢多郡之内馬場村辰より亥迄新田水帳	元禄弐年四月	一	
一九	上野国勢多郡西柏倉村寅より戊迄新田水帳	宝永八年三月	一	
二〇	上野国勢多郡内東柏倉村卯より申迄新田水帳	享保十六年二月	一	
二一	上野国勢多郡西柏倉村子より丑迄新田水帳	宝永八年三月	一	此帳本高ニ入

三	上野国勢多郡東柏倉村子より丑　迄新田水帳	宝永八年三月	一	
三	上野国勢多郡之内馬場村水帳	元禄弐年四月	一	
三	上野国勢多郡鼻毛石村子より丑　迄新田水帳	宝永八年三月	一	
三	上野国勢多郡西柏倉村辰より支　迄新田水帳	元禄弐年四月	一	此帳本高ニ入
六	上野国勢多郡西柏倉村水帳	元禄弐年四月	一	
七	宮城小学校建築工事書類	大正七年	一	
八	苗ヶ島中組山林名寄帳	年代不詳（明治時代）	一	
元	柏倉地目変換地価査定額	明治二十年二月	一	
三	林芝小前譲大前田世良田	明治十四年三月	一	
三	大前田神社存置願	明治十年六月	一	
三	柏倉誤謬訂正願	明治二十年	一	
三	柏倉脱落地編入願	明治二十年二月	一	
三	里道改修起業仕様目論見帳	明治十九年三月	一	
三	道路改修起業及潰地々種組換願	明治十九年十二月	一	
三	柏倉誤謬訂正願	明治二十年五月廿日	一	
三	土地分裂願　柏倉	明治二十年二月廿八日	一	
三	社地境内取調帳　大前田	ナシ	一	
三	社寺調簿　大前田控	明治十年五月	一	
四	鎮守上諏訪下諏訪社　大前田	戌二月二十七日	一	
四	大前田字鎌田建立　八幡神社	明治十年八月	一	
四	東正林反別立木調　大前田	明治十年六月	一	

四三	大前田神社関係	同	一		
四四	同	同	一		
四五	観世音移転　大前田	同	一		
四六	同	同	一		
四七	大前田諏訪神社	同	一		
四八	社現在境内書上帳　大前田	同	一		
四九	神仏分離による仏像移転　大前田	同	一		
五〇	神社関係諏訪神社境内移転　大前田	同	一		
五一	社寺図面帳　大前田	同	一		
五二	社地境内取調帳　大前田	同	一		
五三	村社諏訪神社境内　大前田	同	一		
五四	地所質入 地所書入 建物質書入　取調表　大前田	明治十五年より 明治二十年迄	一		
五五	社寺取調地図簿　市之関	明治十年五月	一		
五六	御上地立木直段御書上帳　市之関	ナシ	一		
五七	一ヶ年徴集額予願	明治十五年二月二十四日	一		
五八	民有田畑畔畝取調帳　鼻毛石村	明治二十一年	一		
五九	特別地価修成一筆限調　市之関	明治二十二年十月	一		
六〇	畦畔取調簿　鼻毛石	明治十八年五月	一		
六一	地処証明願　東宮六郎治	明治二十六年六月	一		
六二	壱村供有取調簿九十四戸 共有地　苗ヶ島	明治十八年	一	反別一二町九反	
六三	社地上地御書上帳　市之関	明治巳辛末年八月	一		

五四	住吉神社図面神社移転	市之関	ナシ	一
五五	土地台帳集計表　但し明治三十年現在		明治二十一年二月	一
五六	一人別地租納額調帳	鼻毛石	明治二十一年八月	一
五七	同	大前田	同	一
五八	官有地拝借額	鼻毛石 市之関 柏倉	明治二十一年十月	一
五九	一人別地租納額取調帳	市之関	明治二十一年八月	一
六〇	誤謬訂正願	柏倉	明治二十年二月	一
六一	改正畑宅地地租税取立帳	柏倉	明治十一年七月廿一日	一
六二	開墾地地価査定願	柏倉	明治十九年三月	一
六三	開墾願	柏倉	明治十八年五月	一
六四	地価合計簿	南勢多郡市之関村 鼻毛石村聯合	明治十二年三月	一
六五	田方税金取立帳	柏倉村　下	明治十一年	一
六六	交換地小前帳	大前田	明治十一年一月	
六七	人員加除帳	柏倉	明治二十四年	一
六八	誤謬訂正願	柏倉	明治十九年	一
六九	税落地編入願	柏倉	明治十九年三月	一
七〇	開墾願	柏倉	明治十九年六月	一
七一	民有田畑畦畔数一筆限仕訳表	柏倉	明治二十年二月	一
七二	地目変換届	柏倉	明治四辛未年九月	一
七三	御上地六ヶ年平均書上帳	市之関	明治十年六月	一
七四	神社据置願簿	市之関	明治十年六月	一
七五	神社移転願簿	市之関		

八六	共有地人名簿　市之関	明治十三年一月	一	
八七	社寺取調書上帳　市之関	明治十年五月	一	
八八	準市街地地価取調帳　苗ヶ島湯之沢	明治十年四月	一	
八九	地租一人別取調帳　柏倉	明治二十一年十月	一	
九〇	地価取調簿　大前田	明治十八年二月	一	
九一	等級耕地分縮図　鼻毛石		一	
九二	改正畑宅地租税取立帳　柏倉村下組	明治十一年七月	一	
九三	公儲金取立簿　市之関	明治十四年三月	一	
九四	馬場　室沢　月田　届書　苗ヶ島　残欠	明治廿一年一月		
九五	地所質取届	明治十七年	一	
九六	質地届	同	一	
九七	正延税取立記　大前田	明治十五年	一	
九八	西柏倉村午年免定	明治三年	一	地券状配布ナラン
九九	東柏倉巳年免定	明治二年	一	巳より酉迄五ヶ年偖免
一〇〇	末年割付之事　市之関村	寛政十一巳末年十一月	一	巳より酉迄五ヶ年偖免
一〇一	収穫地価取調帳　市之関	明治時代	一	去卯より未迄五ヶ年定免
一〇二	歳入出決算	明治四十五年より大正十三年迄	一	
一〇三	村会議録	昭和二年より昭和五年まで	一	
一〇四	並木関係訴願書	明治二十六年九月	一	
一〇五	並木関係願末並意見書	明治三十八年一月	一	
一〇六	並木処分ニ対シ郡衙達	明治二十七年	一	
一〇七	並木関係村会決議録	明治三十九年	一	

一〇七	自約之証	明治四十年五月	一
一〇八	地図誤謬更正願　大前田村	明治二十年六月	一
一〇九	里道敷潰地　柏倉村	明治二十三年	一
一一〇	部分　植付願　柏倉村 平民農一同	明治二十三年三月	一
一一一	東宮大佐出征挨拶状	昭和十二年十月十三日	一
一一二	郷土誌　宮城村	明治四十三年	一
一一三	林政資料借用証　宇都宮大学	昭和三十二年七月	一
一一四	神社移転に関する廻状　第一小区長	時六月二十六日	一
一一五	大前田諏訪神社境内へ移転図面	明治十年	一
一一六	旧三組火防合併加末帳　苗ヶ島	明治二十九年	一
一一七	消防一件書類綴　三夜沢	明治二十七年より	一
一一八	宮城消防組三部人員 器具台帳	明治三十四年	一
一一九	消防一件書類綴　柏倉	明治二十七年十二月より	一
一二〇	宮城火防 組合規約及組合員名簿　大前田	明治四十三年一月	一
一二一	消防ニ関スル諸法規　三夜沢		
一二二	大前田火防組合規約書	明治四十三年	一
一二三	宮城消防組七部所轄水利調査表	明治三十九年七月	一
一二四	火災予防組合調査簿	明治四十三年一月	一
一二五	警防日誌　特別大演習　苗ヶ島	昭和九年	一
一二六	警防団警防業務書	昭和十四年六月	一
一二七	消防手詳職願　第五部	明治十七年	一

並木植付に関するもの

市之関

一二九	同	明治四拾参年	一	一	
一三〇	火災予防組合調査簿　大前田第二区	大正四年十一月七日	一	一	
一三一	御大典期間夜警日誌　第五部	昭和十年八月	一	一	
一三二	古墳調査票　宮城村	昭和十五年	一	一	
一三三	村勢概要	昭和十三年	一	一	
一三四	沿革誌　宮城尋常高等小学校	大正五年	一	一	
一三五	明治神宮奉賛会書類	昭和六年八月	一	一	
一三六	赤城山開発期成同盟会	昭和八年起	一	一	
一三七	群馬社ニ関スル書類	昭和十五年	一	一	
一三八	御料地関係書類	昭和十年	一	一	
一三九	赤城山表参道関係書類	同　昭和十年六月十日 七月五日	一	一	
一四〇	降電被害調査書類	昭和十七年	一	一	
一四一	町村内一般状況	昭和十四年	一	一	
一四二	御料地関係書類	昭和十年六月	一	一	
一四三	勝地協会関係書類	昭和十二年	一	一	
一四四	宮城村基本財産並木略図表	昭和十八年	一	一	
一四五	赤城神社御造営	同	一	一	苗ヶ島
一四六	医学専門学校開設関スル綴	明治四十五年四月	一	一	大前田
一四七	県社赤城神社基本金寄附芳名簿	同	一	一	市之関
一四八	同	同	一	一	馬場
一四九	同	同	一	一	
一五〇	陳情書及綴書類	昭和十一年	一	一	
一五一	県園村寄生虫検査成績	昭和二十八年	一	一	

第六節　旧家所蔵文書目録

柏倉　北爪芳男氏所蔵

（件名）	（年次）	（数量）	（備考）
八幡縁起	安政五年	二	
御留木御書上帳		一	
畝分御代下ヶ田宅付帳并引石割付	天保七年	一	
地券取調小前帳壱		一	
御備金御講連名帳	嘉永五年	一	
田畑御書上帳	文政三年	一	
堰御普請入用御書上帳	享和二年	一	
他所者下人帳	安永四年	一	
田方御定免代下御書上帳	天保九年	一	以上十冊市之関村資料

柏　倉　阿久沢茂作氏所蔵

御条目五人組御改帳	明和七年	一	前書のみ
御林御改帳	同　六年	一	
覚		一	

上野国勢多郡西柏倉村水帳　元禄二年　一

同　新田水帳　同　一

川欠砂入永川原御書上帳　明和七年　一

西柏倉村寺社帳　享保十二年　一

同　名寄帳　明和八年　一

同　新田水帳　享保十六年　一

同　同　宝永八年　一

御条目五人組御改帳　明和六年　一

西柏倉村縄次帳　元文二年　一

柏倉北爪房一郎氏所蔵

上毛沼田利根川図絵　明治六年　一

権田直助書　一

絵入自由新聞　明治十八年（三月）

苗ヶ島　長岡亀雄氏所蔵

色々御願書写　天保七年　一

苗ヶ島　前原埻一氏所蔵

覚　文政十三年　一　名主引譲目録

寅御年貢可納割附之事　一

覚　天保二年　一
乍恐以書付歎願奉申上候　安政五年　一
乍恐以書付御願奉申上候　文政十三年　一
送　状　天保二年　一
湯持共申口書上帳　ナシ　一
入置申一札之事　文政十三年　一
乍恐以書付御願奉申上候　ナシ　一
差上申一札之事　ナシ　一
達　十九

苗ヶ島　前原曠氏所蔵

定　文化三年　一　名主引継目録
苗ヶ嶋村新田辰ゟ亥迄水帳　元禄二年　一　潰百姓手余地一件
苗ヶ島村水帳　元禄十三年　一
同　子ゟ巳寅ゟ戌新田水帳　宝永八年　一　喧嘩の詫状
同　新田検地帳　安永四年　一　宗旨請合証文
同　亥ゟ寅迄新田水帳　享保十六年　一　郡奉行ゟ
田畑名寄帳上・中・西・新屋舗組　文政十二年　四
苗ヶ島村社地堂地寺院境内書上帳　天保三年　一
同　正月ゟ十二月迄村入用帳　寛政～安政年　廿九

寛政七・九・十・十一、享和二・三、文化四・七・八・十・十二、文政二・四・五・六・七・八・十一・十二、天保三～六・七、嘉永五～七、安政三

同	田畑山林明細書上帳壱ノ七	明治六年	七	一
熊谷県北方八大区一小区戸籍		同　七年		一
分郷与唱候儀心得違書付入		文政七年		一
差上申一札之事		文化三年		一
議定証文之事		文化三年十月		一
渡戸堰一件済口一札		不　明		一
差上申一札之事		文化三年		一
廻　文		己　正月		一
差上申一札之事		文化三年十一月		一
（年貢割合反取之事）		享和元年十一月		一
苗ヶ島村分郷米永申渡請書		文化三年十一月		一
差上申一札之事		文化三年		一
右　同		文化七年二月		一
議定証文之事		文化四年		一
差上申一札之事		享和元年		一
御普請願用水路絵図		不　明		一
差上申一札之事		文化三・十一年		一
済　口　証　文		文化六・二年		一
乍恐以書付申上奉り候		文化七・二年		一
覚		文化八年		一
売　渡　証　文		文化三年十二月		一
差上申一札之事		文化三年		一

名寄帳改訂のこと
分郷について　別当二十七人連印
佐野御役所宛苗ヶ島役人
往来並木分郷請書写
板橋村、女淵村、代表以下
廿九ヶ村連印村々名主家中
貯穀請書写
苗ヶ島村金剛寺以下百姓連印
耕地番付願百姓連印
郷倉火事一件
水帳損リ方交替ノ件
小沼樋板ノ事
御かこい板請証文
両給之普請用水に関する議定
郷倉火事一件
印鑑類引継
高札場敷地
私領分割ニ付両給名書上

済口証文	明治四年	一
（絵図送り）覚	己八年七月	一
覚		五
願状	文化三年	一
年貢皆済目録	文化、文政、年間	三一
本田畑反取書上帳	享和二年十月	一
右同	文化三年十月	一
役割元仕立帳	天保六年十二月	二
割附	嘉永四・五・六・七年	五
御領主様御本陣諸色帳	弘化二年三月	一
上州勢多郡苗ヶ島村定免割附	文政十一年十一月	一
御巡見ニ付買物覚帳	弘化二年三月	一
諸人夫覚帳	弘化二年十二月	一
覚	安政五・弘化二年	七
御年貢米割仮仕出	天保七年十月	一
（年貢割附覚帳）	寛政四年～文化四年	一

苗ヶ島　区有文書

麦稈回送書上帳	寛政四年	一
改正墓地一筆限調帳	明治十年一月	一
歎願書	慶応四年	一

高懸り三役免除

藏米渡し状

入牢者貰い下げ状

預り状	慶応四年	一
請出状	慶応四年	一
御条目	不明	一
御用留	嘉永五年	一
出金帳	不明	
山小屋出分	不明	一
遣百姓田畑反別書上帳	文政三年二月	一
御年貢米代金取立銘帳	天保六年・十四年 明治七年	三
施行元仕出	慶応四年	一
御年貢米元仕立	文政十年・天保十四年	二
歎願状	万延元年	一
御制禁被仰定五人組帳	嘉永四年二月	一
御役割元仕立帳	安政二年十一月 嘉永五年十二月	二
和宮様御下向ニ付新町助郷入用帳	文久元年十一月	一
拝借米代金取立帳	安政二年十一月	一
御年貢米元仕立	安政二年十一月十二日 万延元年	二
預り状	嘉永七年十一月	一
寅御年貢米永元仕立	天保七年十二月	一
夫食代割渡帳	不明	一
拝借米日記	文政十二年十一月	一
御年貢米割附帳中組	明治二年・六年	六
畑方本代帳（上・中・西・新屋敷組）		

博奕罪親村預り

入牢者（博奕罪）請出状

博奕者について

耕地順番簿（甲、乙）	明治九年	二	
畑米定取帳	明治六年	一	
手余地取調手帳	天保三年・四年	三	潰百姓身弱老衰困窮人所持分
御普請諸色代・人足賃銭割渡帳	文化十年二月 文政十一年五月	二	
当申変地小前持高拾歩壱以上書上帳	文化九年十月	一	
去申検地十分壱以下小前帳	文化十年十二月	一	
去申変地反別書上帳	文化十一年十一月	一	
御普請諸色人足賃銭渡帳	文政二年四月	一	
溜井普請御入用帳	天保十二年二月	一	
糠、藁、萱　縄	元禄十五年	一	
夫食御拝借割渡帳	天保五年三月	一	
湯の沢薬師堂議定書	慶応三年	一	
田畑変地反別書上帳	文化九年九月	一	
田畑名寄帳（西組）	弘化五年		
苗ヶ島村寅ゟ戌迄新田水帳	宝永八年	一	
苗ヶ島村水帳	元禄十三年	一	
苗ヶ島村新田水帳	宝永八年・享保十六年 安永四年	三	
御取下場、御願地所領免帳	文政十三年	一	
本田畑反取書上帳	文化三年	一	
苗ヶ島村当申損地受書	文化九年	一	
苗ヶ島村辰ゟ・亥迄新田水帳	元禄二年	一	

去申年損地起返小前帳	文化十年四月	一
田畑荒地起返帳	文化十三年十月	一
田畑名寄帳（上・中組）	明治六年	二
苗ヶ島村道松並木改帳	寛政六年二月	一
起返小前帳	明和八年・天明五年 年宝永六年	四
田畑見日記帳	文化二年	二
野取絵図帳	明治十八・十九・二〇年	一
麦稗囲穀書上帳	寛政八年 享和二年、三年	三
村入用（カ）		
麦稗囲穀書上帳	寛政六年・文化二年	二
並木四ヶ所之内立枯風打木御訴書扣	天保十二年	一
三併米菜種大豆八ヶ年調并 三役高掛物夫米永相改	文化六年十月	一
麦稗囲穀書上帳	寛政五・九・十一 ・十二	四
御貯石御調書上帳	安政三年	一
組合村々議定書	寛永六年	一
村明細御書上帳	文化三年十一月	一
産業帳控	文化三年	一
字湯之沢山屋鋪絵図面	慶応三年	一
麦稗囲穀書上帳	寛政十年・文化元年	二
上州村々御囲米被仰出請印帳	天保四年	一

並木御改木類御書上帳	寛政六年・天保二年	二	
御囲穀書上帳	享和元年・天保十三年	二	
貯麦稗代銀割付帳	文化七年	一	
差出状	安政四年		御囲米
村方議定書	元治元年	一	
田畑名寄帳	明治六年	一	
午割附	明治三年	一	
願状	安政十年二月	一	
御囲米并代金請取	安政四年	一	
覚	寛政七年	二	
乍恐以書付奉申上候			
御用書物請取一通	天保七年	一	大工桶屋役の録
連印一札之事		一	大工桶屋役の取調差出
差上申一札之事	宝永八年	一	猪鹿の荒についての願
差上申一札之事	元治元年	一	小沼樋抜差
一札之事	寛政十一年	一	小沼樋抜差
百姓代江願連判（一包）	享和三年	一	御定免切替請状
一札之事	寛政三年	一	三通
覚	享和三年	一	定免請願
一札之事	文化六年	一	村高
差上申一札之事	享和元年	一	定免願
上野国勢多郡苗ケ嶋村普請出来形絵図		一	小沼樋抜
上州勢多郡苗ケ嶋村国役普請出来形帳	文政六年	二	吉川栄左衛門御代官所、堀田摂津守領分

上州勢多郡粕川通苗ヶ嶋村地図国役御普請出来印形帳	文化十年	一	
上州勢多郡苗ヶ嶋村御普請出来形帳	文政十一年	一	
渡戸堰一件済口一札	安政六年	三	
碑文拓本	明治三年	一	神代文字

大前田区有文書

御収納米取調書上帳	明治六年	一	
定免願請書	明治七年	一	
存知官林箇所取調帳	明治七年	一	
並木事件に関する訴訟書類	明治廿七年	一	
並木事件関係書類	明治廿七年	十四	
地租高帳	明治初年	一	
製糸釜報告連名帳	明治廿一年	一	
春蚕払立原紙取調帳	明治七年	一	
国民軍取調書上帳	明治十年	一	
囚作ニ付資料救助願	明治三十八年	一	
大前田村共有金貸付元帳	大正三年	一	
修成講連印書	明治　年	一	連名のみ
地租免除出願ニ関し費用帳	明治三十九年	四〇冊	一括
祭典獅子舞費用取調帳	明治二十年四十年前後	一	
共学会関係書類	明治三九・四一年	二一冊	一括

学校資本金元帳外　明治八年・四四年　七冊　一括
逆川堀反歩取調簿　明治十八年　二冊　一括
御料地人足ひかえ　明治三十年　一
田方地価取調帳　明治十二年　一

苗ヶ島　東宮祐吉氏所蔵

五人組御改帳　宝暦十四・十一年　二
宗門改帳　文化八年　一
五人組御改帳　享保十一・十二　二

苗ヶ島　東宮満寿次氏所蔵

農業雑草子　宝暦三年　一　農業渡世心得
田畑名寄帳　明治二年　四
元禄度三夜沢社人と里村数村訴訟書写　一
文化九申年ゟ九ヶ年間湯之沢新出入訴訟書写　一
元禄度三夜沢社人と里村数村訴訟書写　一
雷済目録　慶応二・三年　五
明治一・三年
草木撰種録　文政十一年　一　平田篤胤門人宮負佐平定雄下総国香取郡松沢村農民

苗ヶ島　井上　治郎氏所蔵

歳中夫銭諸色附込帳	寛政三年	一	
御年貢米取立差引銘帳	寛政五・三・元年	四	
御年貢籾米取立差引銘帳	寛政五・七年	二	
田方内見合附小前帳	寛政七・三年	二	
田方毛掃帳上田・中田	寛政七・元年	二	
御検見ニ付賄品々書上帳	寛政元年	一	
田畑定取米割付帳	天明元年	四	西組・中組・上組・新屋敷組
御年貢米割付帳	寛政元・十一年	二	西組・新屋敷
正月ゟ十二月迄村入用帳	寛政二・天明五年	二	
御米内計り津出し帳	寛政七年	一	
御拝借割合相渡帳	天明四年	四	
米籾種麦種夫食五分壱帳	天明九年	一	
名寄帳	寛政三年	四	
五人組御改帳	寛政七年	一	家族の記載なし
宗門御改帳	寛政七年	一	
御年貢米御蔵納諸入用帳	寛政三年	一	
荒地高反別小前帳	寛政五年	一	

苗ヶ島　星野栄一氏所蔵

苗ヶ嶋村御年貢割付之事	貞享四、寛政十、天保三、寛政六・八・三、文政十一・三、文化三寛政一・十一、天保二、寛政七、文化九、寛政五年	一	
渡戸堰願書之事	安政六年	一	
渡戸堰一件済口一札之事	安政六年	一	
神葬祭願書	明治二年	一	
邪宗改規則	庚午	一	民事局より出されたもの
邪宗改証文案	明治初年	一	
差上申詫書一札之事	明治二年	一	神葬祭願違反の詫状
奉差上御請書之事	明治四年	一	不仲の百姓二人の改心誓約
奉差上一札之事	明治四年	一	村役相続の件
奉差上一札之事	明治四年	一	入用金一件
御領主様御出兵ニ附十三ヶ村割合	慶応四年	一	
修堂金借用申証文之事	慶応三年	一	金剛寺
鎮守頼母子金手取状文	明治二年	一	
書　状	明治初年	一	断　簡
入置申一札之事	天保三年	一	聟養子不図家出一件記入
取持申証文之事写	貞享四年	一	赤城山七箇村山境の一件
講金受取掛返抵当之証	明治一四年	一	
恐乍以書付奉願上候	不　詳	一	断簡（御用金関係？）
復古出願入用記	明治二年	一	

献立表	天明四年	一		
御救米割渡帳	天保七年	一		
領置中田地之事	文化九年	一		
廻状写	明治初年	一	前橋鎮撫所より	
借用申金子之事	天保二年	一		
覚	明治七年	一	借金証文	
復古葬祭連名帳	明治二年	一		
免許状	文化一二年	一	僧侶関係	
葬祭入用高割連名帳	明治四年	一		
進達書写	明治初年	一	神号御改の件	
私状	不詳	一		
借用申金子之事	天保六年	一		
覚	不詳	一		
落着一札之事	天保八年	一		
覚	不詳	一	小沼入用	
諸品書上	文化十年	一	断簡	
借用申金子之事	明治六年	一		
覚	不詳	一		
一札之事	安政六年	一	縁談関係	
借用米之事	弘化四年	一	御年貢に差支借用	
入置申証文之事（案）	不詳	一	佐野の御役所の夫人差出	
借家証文	文政一一年	一		
子歳内見合附帳	天保一一年	一		

私　　状	文久三年	一	風聞之件私につき
差出申一札之事	明治初年	一	二十三か村（奥沢村他）
前橋鎮撫掛より高札改御触村々達し		一	
書　　状		一	
私　　状		一	
借用申金子之事	慶応三年	一	
覚		一	和宮様御下向入用
口　上（案）		一	
借用申金子之事	文政二年	一	
覚	文政十年	一	村帳面類数
入置申一札之事	寛政十年	一	金子借用
質物売渡申屋敷之事	文化十年	一	
為取替議定書之事	文久四年	一	貸金勘定の件
取替一札之事	文化八年	一	後見の件
売渡申田地之事	寛政十二年	一	
乍恐以書付奉上候	文化十年	一	百姓勇七御尋ニ付差出状
年貢割付帳	宝暦三年	一	
落着一札之事		一	
乍恐以書付御注進奉上候	文化十年	一	盗難届
差出申証書一札之事	慶応二年	一	風祭夜の若者のいたづら一件
東山道惣督府執事より御触書		一	
馬頼母子手取金証文之事		一	
乍恐以書付再願奉願上候	安政三年	一	

馬頼母子手取金証文之事　文久一年　一
借用申金子之事　文化六年　一

大崎従朗氏、北爪守雄氏、東宮祐吉氏所蔵

議定書及元禄六年裁許絵図　慶応三年　一　元禄の赤城山絵図（裁許）と共に三ヶ村交替管理

北爪守雄氏所蔵

御宗門改帳　安政七年　一
五人組御改帳　安政七年　一
鼻毛石小帳　元禄二年　一
御見分願書控帳　明和七年　二
御触写　明治四年　一
宗門御改帳　文政八年　一
新田水帳　明和七年

大崎従朗氏、北爪守雄氏、東宮祐吉氏所蔵

赤城山荒山伐木一件ニ付割合帳　嘉永二年　一
御裁許御絵図御入用割合帳　天保十三年　一
赤城山伐木一件諸入用帳　慶応三年　一

大字苗ヶ島村　上野丑之助氏所蔵

堰々御普請付御書物控帳	天明六年	一	
赤城両皇神宮御鎮座本紀	不　明	一	延喜式内名神大社、関東五穀惣鎮守
差上申済口証文之事	享和三年	二	小沼水方之事　含　一通ハ写
願　書	文化九年	一	大水ニ付願書写
堰普請絵図面	不　明	二	
差上申一札之事	享和元年	一	宝永、享保の前書あり小沼樋抜のこと
請　書	弘化二年	一	名主出精ニ付領主ゟの御褒、美品、請書

苗ヶ島　上野建作氏所蔵

人置申一札之事	安政四年	一	留井悪米耕新堀仕り（馬場村ゟ）
借用申金子証文之事	寛政七年	一	畑皆請ニ付一札
入置申一札之事	明治三年	一	神道自葬祭赤城神社ゟ、苗ヶ嶋白山神社へ

室沢村　北爪庄寿氏所蔵

水害絵図	文化九年	一	
差上申一札之事	不　明	一	室沢村堰川欠申上候積り書
訴　状	享保九年	二	粕川水利ニ付室沢村相手苗ヶ島一ノ関

柏川水分ニ付一札之事	享保三年五月	一	「案断簡一通」
柏川川東水引方絵図	不　明	一	

北爪守雄氏所蔵

氏邦書状		一
北条氏安堵朱印状	庚寅二月	一
富永能登守書状		一
氏邦軍忠状		一

（昭和三十二年三月三十一日調）

第七節　村　誌（明治十年）

新しい時代の新政治を進める指針として各村の現状と変遷を書きあげた村誌を編さんしたのが明治の新政府である。群馬県令楫取素彦は時代の指導者としてすぐれた業績をあげた県令で革期的な諸政策と共に文化財保護行政にも適確な指示により現在に生きている施策が多い。地誌編集者も山崎衡を始めとするすぐれた歴史学者をもって作製させた。その明治九年より集めた宮城地区の村誌を示す。（群馬県議会図書室所蔵）

○上野国勢多郡鼻ヶ石村

本村古時開拓歳度其他分村等之伝説無之

疆域

東ハ苗ヶ島村大前田村神沢川中央ヲ以テ界シ　西柏倉村神沢川中央ヲ以テ界シ　南ハ川原浜村樋越村ト界シ　北赤城山原野ニ壌ス

幅員

東西十五町四十間　南北廿八町　面積坪数百一万二千九百五十八坪

管轄沿革

大胡常陸介領分同城主牧野駿河守領分、天正十八年ヨリ元和四歳迄右領主区別不詳　元和四歳ヨリ寛延二年迄百卅二歳前橋城主酒井雅楽頭領分ナリ　寛延二年ヨリ明和四歳迄十九歳前橋城主松平大和守領分ナリ　明和四年ヨリ明和五歳マテ岩鼻駅前沢藤十郎支配所ナリ　天明七歳ヨリ慶応四歳迄小笠原六五郎知行所　慶応四歳ヨリ明治四歳迄前橋藩支配所ナリ

里程

群馬県庁前橋ヨリ三里十三町六間四尺

四隣　本村中央ヨリ東苗ヶ島中央迄三十町四十八間四尺　西本村中央ヨリ柏倉村中央迄十九町十三間　南本村中央ヨリ川原浜村中央迄廿一町三間　北本村中央ヨリ三夜沢村中央迄一里九町廿八間　本村ヨリ南大胡駅中央迄三十四町十六間ナリ

地勢

西南ノ間田畑東北山林炭薪等ノ余ナリ

地味

其色薄白砂其質悪ク稲ニ宜シ　綿蕎麦適水利便ニシテ時々旱ニ苦シム

飛地字

、、、、、、、、（ママ）

管広本村北三十五町四十八間東ハ原野壌シ、西原野壌シ南原野壌シ北原野壌シ

字東半木　本村北十八町四間四隣原野ナリ

字西半木　本村北廿七町四隣原野ナリ

字地

鼻石村ノ中央ナリ東字吉里字大日連リ西字庄司皆戸字竹内連リ南字本郷北連リ字伊勢連リ東西一町廿七間南北五町四十間ナリ

伊勢東字見島連リ西柏倉村荒土川中央ヲ以界シ南庄皆戸字鼻石連リ北原野連リ東西三町三十五間南北三町五十間

庄司皆戸東字鼻石連リ西柏倉村荒土川中央ヲ以テ界シ南字竹内連リ北字伊勢連リ東西弐町三十間南北四町四十間

竹内東字鼻石連リ西字元皆戸連南字吉田字本郷連リ北字庄司皆戸連リ東西三町四十五間南北三丁廿五間

元皆戸東字吉田字竹内連リ西柏倉村荒土川ヲ以界シ南川原浜村ヲ以界シ東西一丁三十五間南北四丁四十五間ナリ

吉田東字本郷南前連リ西元皆戸連リ南川原浜村界シ北字竹内連リ東西一丁五十間南北五丁六間ナリ

南前東字池尻字前原連リ西字吉田連リ南川原浜村以界シ東西三丁五間南北四町ナリ

本郷東字吉田字池尻連リ西字吉田字竹内連リ南字南前通リ北字鼻石連東西三丁四十六間南北二丁五十間ナリ

大日東字赤坂連リ西字鼻石連リ南字中皆戸字吉田連リ北字見鳥連リ東西二丁三十九間南北三丁四十五間

中皆戸東字四ツ塚連西字吉里連リ南字天神連リ北字大日連リ東西一町五十三間南北三町ナリ

吉里東字中皆戸連リ西字鼻石字本郷連リ南字池尻連リ北字大目連リ東西二丁廿五間南北四丁二間ナリ

天神東字鎌田連リ西字吉里連リ南字鳥連リ北中皆戸字四ツ塚連リ東西四丁十五間南北四丁七間ナリ

池尻東字島連リ西字前原字本郷連リ南高山梅皆戸連リ北字吉里連リ東西四丁十五間南北四丁三十間ナリ

前原東字池尻字高山連リ西字南前連リ南川原浜村ヲ以界シ北字池尻連リ東西二丁廿間南北三丁四十間ナリ

高山東字梅皆戸連リ西字前原連リ南川原浜村ヲ以界シ北字前原連リ東西三丁五十九間南北二丁四十間ナリ

梅皆戸東字島連リ西字高山連リ南字兜石連リ北字池尻連リ東西三丁三十五間南北二丁廿間ナリ

長又東字鴫山連リ西字兜石連リ南川原浜村ヲ以界シ北字中山連リ東西三丁四十五間南化三丁廿間ナリ

字兜石東字中山字長又連リ西川原浜村ヲ以界シ北字梅皆戸連リ東西二丁四十五間南北三丁四十間ナリ

中山東字蛇柳連リ西字兜石連リ南字長又連リ北字島連リ東西二丁廿間

六町東大前田村ヲ以界シ西字長又連リ南樋越村ヲ以界シ北字鴫山連リ東西一丁五十間南北二丁ナリ

鴫山東大前田村ヲ以界シ西字長又連リ南字六町連リ北字蛇柳連リ東西三丁十間南北三丁三十間ナリ

蛇柳東大前田村神沢川中央ヲ以界シ西字中山連リ南字鴫山連リ北字諏訪字長谷地連リ東西三丁南北二丁五十間

島字長谷地連リ西字梅皆戸字池尻連リ南字中山連リ北字天神連リ東西二丁廿間南北四丁三十間

長谷地東字諏訪連リ西字島連リ南字蛇柳連リ北字鎌田連リ東西二丁十五間南北四丁廿間ナリ

諏訪東大前田村神沢川中央ヲ以界シ西字長谷地連リ南北蛇柳連リ北字鎌田連リ東西二丁四十間南北五丁四十五間ナリ

南皆戸東大前田村神沢川中央ヲ以界シ西字四ツ塚連リ南字鎌田連リ北字一本木連リ東西三丁三十間南北五丁十間ナリ

四ツ塚東字南皆戸連リ西字中皆戸連リ南字天神連リ北字赤坂連リ東西三丁五十五間南北二丁三十間ナリ

赤坂東字六官連リ西字大日連リ南字四ツ塚連リ北字見鳥連リ東西二丁三十間南北五丁四十間ナリ

見鳥東字六官字弥源司連リ西字伊勢山連リ南字赤坂連リ北字赤城山原野壌シ東西三丁三十間南北三丁ナリ

六官東字山田字一本木連リ西赤坂連リ南字四ツ塚北字見鳥連リ東西一丁三十間南北六丁廿五間ナリ

一本木東苗ケ島村界シ西字六官連リ南字南皆戸連リ北字山田連リ東西一丁五十五間南北四丁

山田東苗ケ嶋村界シ西字六官連リ南字一本木連リ北字弥源司連リ東西三町五十間南北三丁三十五間ナリ

弥源司東苗ケ島村界シ西字鳥見連リ南字山田連リ北字大谷地連リ東西四丁十五間南北二丁四十七間ナリ

大谷地東苗ケ島村界シ西原野壌シ南字弥源司連リ北原野壌シ東西一丁五十五間南北二丁ナリ

馬

牝馬五十一頭ナリ

川

神沢川　赤城山カルヒ沢ヨリ発シ深キ処二尺浅キ処五寸広処九間セマキ処四間原野ヲ南流シ字半木西ヨリ支流シ原野ヲ流レ字弥源司字見鳥字山田字六官間ニ来リ字一本木ヲ貫キ大前田村界ニ至ル字南皆戸字諏訪字鴫山東ヲ南流シ大前田村ヘ入長サ廿四町四十五間ナリ。

神沢川　赤城山カルヒ沢ヨリ発シ神沢川末流ニシテ本村字東半木西ヨリ支流シ深キ処二尺浅キ処五寸広キ処五間セマキ処二間柏倉村ト本村界ヲ南流シ川原浜村ヘ入長サ十二丁十五間ナリ

荒井川　源ハ神沢川末流ニシテ荒井川ト称ス本村字伊勢山ヨリ支流シテ深キ処二尺浅キ処三寸広処一間セマキ処三尺字伊勢字鼻石字庄司皆戸間ヲ南流字本郷貫キ字南前字前原間ヨリ川原浜村界ニ入ル長サ十七丁廿五間ナリ村用水トナス

大石川　源神沢川末流ニシテ本村字庄司皆戸ヨリ西ハ字竹内ヲ字本皆戸字吉田ヲヘテ川原浜村界ニ入ル長サ廿五丁四十五間ナリ深キ処一尺五寸浅キ処三寸広キ処一間一尺狭キ処一間ナリ

原野

三角原官有地村北八丁三十間ニアリ東ハ苗ケ島村ト界シ西柏倉村神沢川中央ヲ以テ界シ南伊勢字大谷地字見鳥連リ北赤城山原野壌シ樹木無之東西十二丁八間南北廿五丁十五間ナリ

道路

日光山里道字兜石字長又字中山字島字長谷地天神字鎌田字四ツ塚字南皆戸字一本木ヲヘテ苗ケ島村大前田村界ヘ入ル長サ十九丁四十五間ナリ

赤城山里道川原浜村界ヨリ本村字本皆戸字吉田字竹内ヲヘテ柏倉村界ニ入長サ五丁五十五間ナリ

掲示場
本村東入口ヨリ四丁十間ニアリ
大間々道柏倉村界ヨリ字竹内字本郷字吉田字鼻石字中皆戸字四ツ塚字南皆戸ニテ日光道ニ入長サ十八丁三十八間ナリ掲示場本村東入口ヨリ五十四間ニアリ
堤塘
庄司皆戸　堤源ハ荒土川ヨリ入村西字庄司皆戸ニアリ東西三十七間南北三十二間、周囲面積三反四畝七歩。
大日　堤源ハ荒井川ヨリ入字大日ニアリ東西二十二間南北四十六間周囲面積三反三畝一歩村用水トナス
長又　堤源ハ字長又出水ナリ村東南間字長又ニアリ東西三十一間南北百三十四間周囲二百廿七間、面積一丁七畝廿六歩
社
八幡社　村社々地東西十間南北七十五間面積二反三畝二歩　村中央字鼻石ニアリ　祭神本田別命　祭日三月十五日九月十五日老木松アリ
愛宕社　小社々地東西十五間南北十間面積二畝十八歩　字本郷ニアリ　祭神火産霊神　祭日一月廿四日　明治十年六月本村八幡社境内ヘ移転
天神社　小社々地東西八間南北三十九間面積五畝廿九歩　村字天神ニアリ祭神菅原道真公　祭日一月廿五日明治十年六月村社八幡宮境内移転
諏訪社　小社々地東西十六間南北十三間面積五畝一歩　村字諏訪ニアリ祭神武御名方命、祭日七月二十七日明治十年六月村社八幡境内移転
御霊社　小社々地東西九間南北十一間面積二畝廿五歩　村字一本木ニアリ、祭神不詳
伊勢社　小社々地東西六間南北七間面積一畝十六歩村字伊勢山ニアリ祭神天照皇太神　祭日十一月十日明治十年六月村社八幡社移転。
熊野社　小社々地東西九間南北十一間面積一畝十一歩村字竹内ニアリ祭神伊邪那岐命、祭日十一月十日明治十年六月村社八幡社境内ヘ移転
稲荷社　小社々地東西三間南北十間面積一畝六歩村中央字鼻石ニアリ字迦之御魂神　祭日十一月十五日明治十年六月村社八幡社移転。
稲荷社　小社々地東西三間南北七間面積二十歩村字本郷ニアリ祭神字迦之御魂神祭日十一月十五日明治十年六月村社八幡社境内ヘ移転。
稲荷社　小社々地東西七間南北二間三尺　面積十五歩　村字南前ニアリ祭神字迦之御魂神祭日十一月十五日明治十年六月村社八幡境内ヘ移転。
寺
赤城寺　東西三十間南北廿二間面積二反十四歩真言宗東京護国寺末ナリ　村中央字鼻石ニアリ　創立不詳
学校

鼻石小学　本村字鼻石ニアリ市之関村柏倉村三沢村四ケ村共立ナリ　生徒百四十九人内男百二人女四十七人

事務取扱所　戸長宅ニ而取扱別建立無之

古跡　鼻石　村名ニシテ字鼻石ニアリ東西二間南北十三間三尺面積廿六歩

物産　繭石千百十五石　生糸十七貫五十目　木綿四十一貫七百五十目

民業　男農業ヲスルモノ七拾戸　女農業ヲ助クル者六十五人　石工二人

税地　田　反別　三十二丁九反一畝廿二歩　畑　反別　三十七丁五反八畝二歩　宅地反別　七丁六反五畝七歩　林　反別　二百五十四丁六畝四歩　総計反別　三百三十二丁二反一畝五歩

入寄留男士族一人

前書之通取調書上仕候也

第八大区一小区

勢多郡鼻ヶ石村

立会人　北爪岩重

副戸長　北爪紋重郎

戸長　北爪清六

明治十年十二月

群馬県令楫取素彦殿

○上野国勢多郡柏倉村

古時開拓年度伝説無之

中興貞享二乙丑年三月東西柏倉邑ト両村ニ分ツ其後明治五壬申年五月東西合テ柏倉村一村トナル

疆域　東ハ神沢川中央ヲ以テ界トシ　西ハ市之関村ト金丸川大穴川中央ヲ以テ界トシ、南ハ川原浜村ト対シ　北ハ赤城山原野ニ壊シ

幅員　東西十六町四十間　南北二十四町三十間、面積百四十七万坪

管轄沿革　天正十八年マテ大胡城主大胡常陸介領分、年限不詳、同城

主牧野駿河守領分、天正十八年ヨリ元和三丁巳年マテ二十七年次ニ元和四戊午年ヨリ寛延二巳巳年マテ百三十二年ノ間前橋城主酒井雅楽頭領分ナリ、寛延三庚午年明和四丁亥年マテ十八年間前橋城主松平大和守領分ナリ　明和五戊子年天明六丙午年マテ十九年間岩鼻駅前沢藤十郎御料所ナリ　天明七丁年ヨリ明治四辛未年マテ八十五年間稲葉美濃守領分ナリ　明治五壬申年五月ヨリ群馬県管轄トナル　明治六年六月十五日熊谷県ト改ル　明治九歳九月一日猶群馬県ト改ル此間三ケ年。

里程

県庁ヨリ本村中央マテ三里廿五町五十八間一尺二付、本村里程標ヨリ大胡町マテ一里六町三十四間　本村中央ヨリ大間々町マテ　本村里程標ヨリ市之関村里程標マテ八町五十七間一尺二寸　本村里程標ヨリ三夜沢村里程標マテ一里七町廿七間　本村里程標ヨリ鼻ケ石村里程標マテ十九町三十九間。

地勢

東北山林西南田畑ニシテ高低多ニ付運輸不便薪炭等余ル。

地味

其色赤黒ニシテ尤軽シ、稲蕎麦ニ宜シ、大麦小麦ニ適シ水利ニ便ナリ、時々霖雨暴風ニ苦シム

飛地

本村ノ北ニ当リ原野内ヘ田反別一町九反一畝六歩　畑反別一町四反六畝十二歩

字

鎌田　大村南ノ方ニアタリ　東ノ方前川原字ニ連リ　南ノ方川原浜村ニ界ス北ノ北堀之内字ニ連リ西ノ方市之関村ニ界ス　東西一町五十間南北三町四十間ナリ

字堀之内　本村南ノ方ニアタリ　前川字ニ連リ東西二町二十間南北四町ナリ

字前川原　本村南ノ方ニアタリ　丸山字ニ連リ　東西二町南北二町二十間ナリ

字丸山　本村南ノ方ニアタリ　六万部字ニ連リ　東西三町南北三町十間ナリ

字六万部　本村南ノ方ニアタリ　中原字ニ連リ　東西一町五十間南北二町五間ナリ。

字中原　本村東ノ方ニアタリ　房田字ニ連リ　東西四町南北二町四十間ナリ

字房田　本村東ノ方ニアタリ　箱田字ニ連リ　東西二町五間南北二町四十間ナリ

字箱田　本村南ノ方ニアタリ　安之久保ニ連リ　東西二町十間南北四町廿五間ナリ

字安之久保　本村南ノ方ニアタリ　西房字ニ連リ　東西一町五十五間　南北二町五十間ナリ

字西房　本村東ノ方ニアタリ　近戸字ニ連リ　東西二町廿五間南北二町十間ナリ

字近戸　本村東ノ方ニアタリ　新屋敷字ニ連リ　東西四町

五十間南北二町四十五間ナリ
字新屋敷　本村東ノ方ニアタリ　甲ノ大沢字ニ連リ　東西三町四十五間　南北三町廿間ナリ
字甲大沢　本村東ノ方ニアタリ　甲ノ新井堰ニ連リ　東西二町五間　南北四町四十五間ナリ
字新井堰　本村東ノ方ニアタリ　甲大沢字ニ連リ東西一町南北二町五十五間ナリ
字甲大沢　本村東ノ方ニアタリ　石田字ニ連リ東西二町廿間南北四町四十間ナリ
字石田　本村東ノ方ニアタリ　奥縣字ニ連リ　東西一町五十間南北三町四十五間ナリ
字向田　本村東ノ方ニアタリ　乙大前字ニ連リ　東西一町五十間南北四町廿間ナリ
字甲大前　本村東ノ方ニアタリ　乙諏訪字ニ連リ　東西二町南北四町三十五間ナリ
字乙諏訪　本村東ニ連リ　東西一町三十間南北四町四十間ナリ
本町甲諏訪　東西二町五間南北五町五間ナリ
字庚塚　本村北ニ連リ　東西一町四十七間南北五町ナリ
字甲二本木　本村北ノ方ニアタリ　乙二本木字ニ連リ東西三町廿間　南北三町四十一間ナリ
字乙二本木　本村北ノ方ニアタリ　甲洞々メキニ連リ　東西三十間南北四町五十二間ナリ
字洞々メキ　本村北ノ方ニアタリ　原野ニ接シ東西二十四間南北二町二十間ナリ
字乙横山　本村北ノ方ニアタリ　甲横山字ニ連リ　東西一町三十間南北三町廿間ナリ
字甲横山　本村北ノ方ニアタリ　勢多ヶ橋ニ連リ　東西一町三十六間南北五町五十間ナリ
字勢多ヶ橋　本村北ノ方ニアタリ　平替戸字ニ連リ　一町五十九間南北六町五間ナリ
字平替戸　本村西ノ方ニアタリ　島崎字ニ連リ　東西二町十五間南北五町ナリ
字島崎　本村西ノ方ニアタリ　殿替戸字ニ連リ　東西二町三十間南北一町五十間ナリ
字殿替戸　本村西ノ方ニ当リ　北替戸字ニ連リ　東西四町南北一町廿三間
字北替戸　本村西ノ方ニアタリ峯字ニ連リ　東西一町三十五間南北五町廿間ナリ
字峯　本村西ノ方ニアタリ井戸尻字ニ連リ　東西一町廿間南北三町四十間ナリ
字井戸尻　本村北ノ方ニアタリ　新井字ニ連リ　東西二町十九間南北四町ナリ
字新井　本村北ノ方ニアリ　東田字ニ連リ　東西四町五間南北一町三十間ナリ
字東田　本村北ノ方ニアタリ　乙深山沢字ニ連リ　東西二

町五十間南北三町四十間ナリ

字乙深山沢　本村北ノ方ニアタリ　甲深山沢字ニ連リ　東西二町三十間南北四町十六間ナリ

字甲深山沢　本村北ノ方ニアタリ　大久保字ニ連リ東西三町三十七間南北一町ナリ

字大久保　本村北ノ方ニアタリ　乙大脇字ニ連リ東西一町十間南北四町二十四間ナリ

字乙大脇　本村北ノ方ニアタリ甲大脇字ニ連リ東西二町廿五間南北四町廿八間ナリ

字甲大脇　本村北ノ方ニアタリ　丙大脇字ニ連リ東西二町四十三間南北一町五十一間ナリ

字丙大脇　本村北ノ方ニアタリ　下石倉字ニ連リ東西町五十間南北一町五十一間ナリ

字下石倉　本村北ノ方ニアタリ　芳見沢字ニ連リ東西二町廿間南北六町十間ナリ

字芳見沢　本町西ノ方ニアタリ　次郎丸字連リ東西二町十間南北四町五十五間ナリ

字次郎丸　本村西ノ方ニアタリ　西堀久保字ニ連リ東西二町四十間南北二町四十間ナリ

字西堀久保　本村西ノ方ニアタリ　中堀窪字ニ連リ　東西二町十間南北三間四十五間ナリ

字中堀久保　本村西ノ方ニアタリ東堀久保字ニ連リ東西二町三十五間南北四町十六間ナリ

字東堀久保　本村西ノ方ニアタリ　落合字ニ連リ東西一町十間南北五町二間ナリ

字落合　本村西ノ方ニアタリ　下石倉ニ連リ東西一町四十四間南北五町十間ナリ

馬　牝馬総七計拾五頭

川

大穴川　此川赤城山字大穴ヨリ発シ南流シ　本村北ノ方字上石倉ニ来リ南流シ　市之関村ニ入ル　此間一里三十五間広処五間狭処二間深処二尺五寸浅処八寸

神沢川　此川三夜沢邑界ヨリ本村北ノ方字新井堰ニ来リ南ノ方へ流レ川原浜村ニ入ル　此間一里三十五間　広処九間狭処四間深処二尺浅処五寸

精進川　此川三夜沢邑界ヨリ本村北ノ方字甲洞々メキニ来リ南流シ神沢川へ会ス　此川三十一町五十七間広処三間深処一尺浅処五寸

金丸川　赤城山字金丸ヨリ発シ南流シ本村字次郎丸へ来リ市之関村界ヲ南流シ大穴川へ会ス、此間廿二町一間　広キ処三間狭キ処一間深キ処一尺浅キ処三寸

林

民林　東西十町十間　南北八町三十間　面積百三町七反歩　村ノ北方十一町四十間ニアリ　大木ナシ雑木多ニテ処々痩松アリ猶本村東ニアタリ民林東西六町四十間　南北十五町四十間　面積百三十五町三反三畝十歩大木ナシ雑木アリ

牧場

赤城牧　字荒山牧場四隣共官有地　牡馬十頭牝馬三十六頭
総計四十六頭

道路

赤城街道　村ノ北ノ方三夜沢村界ヨリ南方鼻ケ石村界ニ至リ　長廿五町廿九間巾一間半

赤城道　村ノ北ノ方三夜沢邑界ヨリ西ノ方市之関村界ニ至リ　長廿六町四十一間巾一間

社

諏訪神社　村社々地東西十九間南北三十八間　面積七百二十二坪本村ニアリ　建御名方命　祭日五月十日並九月三日老松杉木アリ

近戸神社　無格社　東西十間南北廿間面積二百坪　本村東ニアリ　大己貴命　祭日十月廿五日　老松木アリ

社宮司社　無格社　東西七間半南北十三間　面積九十七坪　本村東ニアリ　稲魂命　祭日十一月四日　老松木アリ

寺

東昌寺　東西三十間南北二十五間半　面積七百六十五坪
天台宗東叡山末派ナリ　本村西ノ方ニアリ　天和二壬戌年僧元栄開基創建ス

村事務所

戸長宅ニテ取扱別ニ建立ナシ

物産

悪米出来高四百九十八石九斗九升

税地

田　反別　六十一町七反八畝七歩
畑　反別　三十六町五反九畝九歩
宅地反別　十五町一反七畝二十歩
林　反別　二百十四丁一反一畝十五歩

民業

男　農業ヲスル者　百六戸
寄留戸数ナシ　全戸同居
入寄留　人数五人　内男四人女一人
出寄留　男平民一人

右之通取調候処相違無御座候也

勢多郡柏倉村
副戸長　前原　弥平
戸　長　六本木定吉

桐取群馬県令殿

明治十一年一月

○上野国勢多郡市之関村

本村古時開拓年度其他分村合村等ノ伝説無之

疆域

東ハ柏倉村ト金丸川ヲ以テ界シ　西滝久保村隣シ　南ハ堰越村ト対シ　北ハ赤城山原野ニ接ス

幅員

東西十四丁九五間　南北三十丁五十間　面積二百四十六丁五反八畝五歩

管轄沿革

大胡城主大胡常陸介領分同城主牧野駿河守領分天正十八年ヨリ元和二丙辰年迄右両主区別不明瞭ナリ、次ニ元和三丁巳年ヨリ寛延二巳巳年迄百三十七年間前橋城主酒井雅楽頭領分ナリ　寛延三庚午年ヨリ明和五戊子年迄二十六年間前橋城主松平大和守領分ナリ、明和六年ヨリ元明五乙己年廿六年間岩鼻駐在前沢藤十郎御支配処　明和六年ヨリ慶応三卯丁年九十七年間武蔵国川越城主松平大和守領分慶応二丁卯年ヨリ明治四辛未年マテ五年間前橋城主松平大和守領分、明治辛未年ヨリ同六年六月マテ群馬県管轄、同年七月ヨリ熊谷県管轄、同九年八月マテ、同九月ヨリ群馬県管轄。

里程

群馬県庁前橋ヨリ東北方三里十七町、東ノ方柏倉村元杭ヨリ当村元杭マテ八町五十七間一尺、南堰越村元杭マテ三十一町九間三尺、南ノ方大胡町マテ一里五町十間　日用弁スル町ナリ。

地勢

西北山林、東南耕地ナリ。薪炭沢多ニシテ市街運輸ス、西北高クシテ　其形南ヘ長シ。

地味

其色赤黒其質悪クシテ、稲宜シ小麦、蕎麦ニ適シ、水旱ノ愁ナシ。

字地

梅木　村西北ニアリ、東十二、南上替戸、西原野連ナリ、東西三町四十間　南北七町四十間ナリ

十二　村北ニアリ、東北柏倉村界シ、西梅木、南ハ高田ニ接シ　東西三町四十間、南北六町ナリ。

高田　村北ニアリ、東ハ柏倉村界シ、北ハ十二、西ハ上替戸、南ハ中替戸ニ接シ　東西三町三十二間　南北五町十間ナリ。

上替戸　村西北ニアリ、北ハ梅木東ハ高田南ハ下替戸西ハ上白草ニ接シ、東西四丁三十間、南北六町四十間ナリ。

中替戸　村西北ニアリ、東ハ関口、北ハ高田上替戸、西ハ

下替戸、南ハ住吉ニ接シ、東西三丁廿間、南北五町ナリ。

西原　村西ニアリ、東ハ住吉南ハ吉ケ沢西上石田北ハ下替戸ニ接シ　東西二丁三十間、南北四町ナリ。

住吉　村ノ中央ニアリ、東関口前田北中替戸西ハ西原南吉ケ沢ニ連リ　東西一町四間、南北五町四十間ナリ。

前田　村ノ東ニアリ、北ハ関口西ハ住吉吉ケ沢、東ハ柏倉村界シ、東西三町十間、南北五町四間ナリ。

吉沢　村ノ東南ニアリ　西南ハ堀越村ニ界シ　東ハ柏倉村川原浜村ニ界シ北ハ前田吉ケ沢ニ連リ　東西四町五十間、南北十町四十間ナリ。

吉ケ沢　村ノ南ニアリ東前田北住吉西原南吉沢堀越村下石田、西ハ上石田連リ　東西六町十五間、南北十町四十間ナリ。

上石田　村ノ西ニアリ　東ハ西原吉ケ沢北ハ下替戸西ハ堤久保南ハ下石田尾引ニ接シ、東西五町、南北六町十間ナリ

下石田　村ノ南ニアリ、北ハ上石田吉ケ沢東南西堀越村界シ、東西三町二十間、南北三町ナリ。

尾引　村ノ西南ニアリ、北東上石田ニ接シ南ハ堀越村界シ、西ハ堤久保ニ接シ、東西四町南北五町四十間ナリ。

堤久保　村ノ西南ニアリ、東上石田　尾引ニ接シ南堀越村西ハ滝久保村界シ、北ハ下白草ニ接シ、東西一町四十間、南北七町三十間ナリ。

下白草　村ノ西ニアリ、東ハ上替戸、下替戸、南ハ堤久保

ニ接シ西ハ滝久保村界シ北ハ上白草ニ接シ、東西一町五十間、南北八丁十間ナリ。

上白草　村ノ西北ニアリ、東梅木上替戸、南ハ下白草ニ接シ西ハ滝久保村ニ界シ北ハ原野ニ接シ、南北八町四十間、東西二丁五間ナリ。

馬　牝馬四十頭ナリ。

川

金丸川　源ヲ赤城山溝口ヨリ発シ原野ヲ南流シ、字十二キタリ柏倉村ト界ヲ東南流大穴川ニ入。

大穴川　柏倉村ヨリ字前田ニ来リ本村界ヲ東南流、川原浜村堀越村ノ界ニ入　荒口川ノ上流ナリ。

関口川　深キ処三尺浅キ処二尺、広キ処一間三尺狭キ処一間、金丸川ノ支流字関口ヨリ本村ニ入南流ス　前田ヲ流大穴川ニ入。

林

新林　民有、東西一丁五十間南北十五丁、反別二十町三反五畝三歩　堤久保下白草両字ニアリ、樹木松。

天神林　民有、東西五町五十間南北十町、反別廿八町八反七畝十八歩、本村南吉沢吉ケ沢両字ナリ、樹木槻。

石田林　民有、東西五町廿間南北十町、反別三十五町四反十八歩、本村西字下替戸上石田両字ニアリ、樹木槻。

梅木林　民有、東西四丁三十間、南北十丁三十間、反別廿九丁八反一畝十歩、本村西北字上替戸梅木両字ニアリ、樹木

雜松。

沼

梅木沼　東西四十間南北三十八間、周四百三十間三尺、本村西北十三町、字梅木ニアリ、村用水トス。

梅木小沼　東西十九間、南北二十四間、周囲八十一間、本村西北十二町二十間、字梅木アリ村用水トス。

道路

赤城山街道　本村西南堀越村界ヨリ東ノ方柏倉村ニ至ル、長サ十三丁四十四間四尺。

掲示場

本村東口ヨリ廿六間ニアリ。

社

住吉社　村社、東西十五間、南北三十五間三尺、面積一反七畝廿四歩、本村中央ニアリ、祭神大海津見命　祭日四月十五日、十月十九日、老木松杉之レアリ

稲荷社　五座住吉社境内ニアリ、祭神豊受姫命　祭日二月二日、十二月十五日

大山祇社　三座住吉社境内ニアリ、祭神大山津見命　祭日十二月十二日。

八幡社　四座住吉社境内ニアリ、祭日八月十五日

疱瘡神　二座住吉社境内ニアリ。

秋葉社　住吉社境内ニアリ。

愛宕社　住吉社境内ニアリ、祭神火産霊命、祭日一月廿四日

伊勢社　住吉社境内ニアリ、祭神伊勢二宮、祭神伊勢二宮　祭日九月十七日

菅原社　住吉社境内ニアリ、祭神道真公、祭日一月廿五日。

熊野社　住吉社境内ニアリ　祭神櫛御食野命、大狐津姫、伊邪那岐命、祭日九月十三日。

厳島社　住吉境内ニアリ　祭神市杵島姫命

琴平社　住吉社境内ニアリ　祭神金山彦命、祭日三月十日。

猿田彦大神二座　住吉社境内ニアリ

道祖神二座　住吉社境内ニアリ

稲荷社　小社　社地東西十間南北十一間、面積二畝廿四歩　本村中央字住吉ニアリ、祭神豊宇気姫命祭日二月二日十二月十五日、社木松杉。

下之宮　小社　社地東西六間南北四間、面積二畝十五歩　村中央字住吉ニアリ　祭神息長足姫命、祭日四月十五日　十月十九日

神明社　稲荷社境内ニアリ

稲荷社　稲荷社境内ニアリ

大洗磯先社　稲荷社境内ニアリ

酒州磯前社　稲荷社境内ニアリ

石長姫社　稲荷社境内ニアリ

菅原社二座　稲荷社境内ニアリ
大山祇社　小社　社地東西八間三尺、南北四間、面積一畝七歩　本村北字十二ニアリ、祭神大山津見命　祭日十二月十二日。
菅原社　小社　社地　東西九間三尺　南北十一間　本村南字吉沢ニアリ、祭神菅原道真公、祭月二月廿五日、老木松杉アリ。
大山祇社　菅原社境内ニアリ　祭神大山津見命　祭日十二月十二日
琴平社　菅原社境内ニアリ、祭神金山彦命、祭日三月十日。

古跡
羽黒堂跡　村北字中替戸ニアリ　明治二年廃堂、東西五間南北五間三尺、面積廿歩。
地蔵堂跡　東西三間南北三間　面積八歩、村中央字住吉ニアリ、明治二年二月廃堂
薬師堂跡　東西七間南北七間　面積一畝十四歩　村中央字住吉ニアリ　明治二年二月廃堂
宝蔵寺跡　東西廿八間　南北五十四間　面積一反六畝八歩　本村字関口ニアリ　明治二年二月廃寺。

税地
田反別三十二町三反七畝十三歩
畑反別廿五町六反九畝十四歩
宅地　七町　一反四畝歩
林反別百四十九町二反一畝十四歩

寄留
三戸平民五人　出寄留四人平民内男二人女二人　入寄留一人平民男一人

産物
繭十八貫目　生糸三貫三百目　米三百五石　大麦百六十九石　小麦四十七石九斗八升　大豆十石八斗　蕎麦十三石七斗八升

村事務取扱所
戸長宅ニテ取扱別ニ建立無之

民業
男農ヲ業トスル者五十戸　女農ヲ業トスル者一戸　女養蚕製糸ヲ業トスル者四十人
前書之通取調候也
明治十一年　第八大区一小区
勢多郡市之関村
立会人　小堀　長太郎
同　阿久沢重郎平
副戸長　小池　代次郎
同　高橋　新二郎
戸長　小池　久米八

○上野国勢多郡三夜沢村

性古現今ノ宮居ヨリ東ニ当リ離ルルコト凡三十丁余ニシテ元宮沢ト云アリ　宮跡并人跡今ニ存セリ　其辺ヨリ甕瓦クダ玉等出ツ、蓋ヨリ当地ヱ移住シタルナルヘシ　年度不詳。

赤城山南面中腹ニ赤城神社鎮座アリ　豊城入彦命関東ヲ治メ給フ時　尽ク御敬祭遊ハサレ　後安閑天皇御宇二乙卯年命ノ御苗裔当社ノ斎主トナリ　始メテ七月　祈年会ヲ行フ、夫ヨリ追々奉主ノ為メ人蕃息シテ　人跡ノ位置ヲナス　只赤城神社アルヲ以テ　村号ト云フニモ無ク　赤城宮沢ト称ス

慶安二年八月廿四日徳川氏ニ至リ石高ヲ定メ　宮沢ヲ更テ三夜沢村トス

疆域

赤城一山赤城神社社地ニシテ性古ヨリ境界ナシ、元禄六酉年　至リ神社ノ森ヲ以テ始メテ境ヲ立ツ　則チ東ハ神沢川中央ヲ以テ境トシ　西ハ中丸ノ嶺ヲ以テ境トシ　南ハ清進川中央ヲ以テ堺トシ　北ハ赤城山ノ原野ヲ以テ境トス

幅員

東西四町拾間　南北弐拾町　面積三万坪

管轄沿革

赤城山一円赤城神社ノ神領ナリ　永禄天正ノ頃ニ至リテ管領上杉家北条家ヲ始メ諸家ヨリ守護不入ノ証アリ、後チ慶安二年八月廿四日旧幕府徳川三代将軍家光公ニ至リ　社領高五拾石　山林竹木諸役免除朱印地トナル　因テ一山事務故ヲ以テ進退ス　然ルヲ明治四辛未年神領一円上地始メヲ群馬県管轄トナル　明治（六年）熊谷県ニ属シ　後明治（九年）更ニ群馬県ニ属ス

里程

群馬県庁ヨリ丑寅ノ方ニ当リ四里　大胡町ヘ二里　苗ケ鳴村ヘ一里　鼻ケ石村ヘ一里五丁　粕倉村ヘ一里　市ノ関村ヘ一里

地勢

赤城山　南面中腹ニ位置シ　東ハ神沢川ヲ帯ヒ　西ハ牛丸ノ嶺ヲ負ヒ　南北ハ原野ナリ　僻遠高低ノ地ニシテ　運輸不便　薪炭贏余。

地味

其色赤黒ナリ　質悪シクシテ尤軽シ　本村ヨリ耕地ヱ離ルル事二拾丁或ハ三拾丁ニシテ稲穀漸ク熟ス　蕎麦　馬鈴薯ニ適シ　水利ニ便ナリ　時々霖雨ノ節ハ数日雲霧不晴　且霜暴風ニ苦ム

飛地

字空池　本村中央ヨリ未申ノ方ニ当リ二拾丁精進川ヲ隔テ

反別八反九畝廿四歩

字洛谷　本村中央ヨリ南ノ方ニ当リ　原野三十丁ヲ隔テ北ハ原野　東西ハ林　南ハ柏倉村ノ耕宅地ニ接シ　田反別三町四反弐畝弐歩、畑反別三反三畝拾弐歩　芝地反別七反四畝二拾四歩

字二本木　本村中央ヨリ南ノ方ニ当リ、原野三拾丁ヲ隔テ　柏倉村耕地内ニ　田反別五畝弐歩　畑反別三畝拾五歩

字

字境内　本村中央ヨリ北ノ方ニ当リ　赤城神社現境内ニ接シ十二字ニ連リ　東西壱町三間　南北壱町三十五間ナリ

字十二　本村中央ヨリ丑寅ノ方ニ当リ　北坂下字ニ連リ　東西弐丁五拾間　南北三丁四拾間ナリ

字北坂下　本村中央ヨリ東ノ方ニ当リ　南坂下字ニ連リ　東西四丁南北壱丁拾三間ナリ

字南坂下　本村中央ヨリ辰巳ノ方ニ当リ　北神戸字ニ連リ　東西壱丁五拾間南北四丁八間ナリ

字北神戸　本村中央ヨリ南ノ方ニ当リ　南神戸字ニ連リ　東西壱丁拾五間　南北六丁四拾間ナリ

字南神戸　本村中央ヨリ南ノ方ニ当リ　南空池字ニ連リ　東西壱丁四間　北南三丁三拾八間ナリ

字南空池　本村中央ヨリ未申ノ方ニ当リ　北空池字ニ連リ　東西五拾間　南北五丁ナリ。

字北空池　本村中央ヨリ未申ノ方ニ当リ、西側字ニ連リ　東西壱丁拾間　南北八丁ナリ。

字西側　本村中央ヨリ南ノ方ニアタリ　中丸字ニ連リ　東西壱丁三拾間　南北四丁拾間ナリ。

字中丸　本村中央ヨリ西ノ方ニ当リ　硯石字連リ　東西壱丁三拾間　南北五丁五間ナリ。

字硯石　本村中央ヨリ戌亥ノ方ニ当リ　境内字ニ連リ　東西四丁三拾間　南北三丁拾間ナリ

字東側　本村中央ヨリ南ノ方ニ当リ　西側字ニ接シ　赤城神社現境内ニ連リ　東西五拾八間　南北五丁五拾間ナリ

馬

牡馬三頭　牡馬五頭　総計八頭

川

神沢川　赤城山字湯ノ沢ヨリ発シ南流シテ本村丑寅ノ方ニ来リ　猶南流シテ柏倉村鼻毛石村ノ間ニ入ル　此流程弐拾壱町拾間広キ処九間　狭キ処四間　深キ処三尺　浅キ処五寸　源巌窟ニシテ急流　清水ナリ

清進川　本村中央ヨリ戌亥ノ方ニ当リ　字硯石ヨリ涌発シ南流シテとう〳〵めきニテ柏倉村ニ入ル　此流程拾九町三拾間　広キ所三間　狭キ所壱間　深キ所壱尺　浅キ所五寸　急流　清水ナリ

林

民林上地ノ内ニ連リ凡弐十ヶ所ニテ林反別壱町壱反九畝拾八歩　松杉雑木アリ大木ナシ

牧場

赤城ノ牧　字荒山古号於呂嶺　其四隣ハ官有地　牡馬拾頭　牝馬三拾六頭　総計四拾六頭。

道路

本村赤城神社現境内ヲ以テ中央トス

大胡街道　本村赤城神社現境内ヨリ総門迄弐百弐拾壱間　巾六間　総門ヨリ一ノ鳥居迄弐百三拾壱間　巾三間　一ノ鳥居ヨリ前橋街道迄分マテ弐百七間弐尺　巾三間　前橋街道迄分ヨリ柏倉村境ニ至ル　四百十間五尺　巾九尺　此丁数　計拾七丁五拾四間弐尺ナリ

前橋街道　本村中央ヨリ大胡街道ヲ行程拾丁五拾九間ニシテ迄分アリ　茲ヨリ長二丁二十五間　巾九尺ニシテ柏倉村境ニ入　総計拾三間三拾弐間三尺ナリ

大間々街道　本村中央ヨリ大胡街道ヲ行程七町三拾弐間ニシテ迄分アリ　茲ヨリ長三丁四拾間巾弐間ニシテ鼻毛石村境ニ入ル　此町数総計拾壱丁拾七間ナリ

湯ノ沢街道　本村中央ヨリ九町五拾八間三尺　巾九尺ニシテ苗ケ島ヨリノ湯ノ沢街道ニ入ル

沼田街道　本村中央ヨリ大洞迄弐里拾三町三拾三間　巾九尺ナリ

掲示場　本村東入口ヨリ八町五拾八間三尺、南入口ヨリ拾六町五拾四間弐尺ナリ

社

赤城神社　郷社　社地東西七拾間　南北七拾壱間

面積　四千九百七坪　本村中央ニアリ

祭日　五月二十日　八月九日

祭神　大己貴命　豊木入彦命

相殿　天照大御神　少彦名命

磐筒男命　磐筒女命

級津比古命　級津比女命

日本武命　大山祇命

社地中ニ老杉ノ大木繁茂ス　中ニ神木田原杉ト云フ甚タ大木アリ　此ハ下野押領使藤原秀郷信仰ニヨリテ寄進植附ナリト云フ

赤城神位従五位下　三代実録貞観九年六月廿日丁亥授上野国従五位下赤城神正五位下

同十一年十二月廿五日　上野国正五位下赤城神　正五位下赤城神正五位上

同十六年二月十四日　癸酉　授正五位上赤城神従四位下

元慶四年五月廿五日　授勲七等従四位下赤城沼神従四位上

国帳　正一位赤城大明神　宝暦十二年正月九日　宣旨　上野国勢多郡正一位赤城神社　位記　日宣アリ　延喜ノ時　名神大社タリシニ後　朱雀天皇ノ天慶二年平将門ノ兵乱ニ遇ヒ印鑰ヲ奪ハレ其乱妨大方ナラス　後チ承久三年安達景盛上野国守護職ノ時　社領等多分掠奪致サレ　後亦天正四丙子年八月八日小田原北条氏政ノ軍勢二ノ宮ノ社ヨリ当社マテ濫妨致

サレ祠廟葺フ　明治五壬申年　郷社ニ列ス
村事務取扱所
戸長宅ニテ取扱　別ニ建築ナシ
物産
悪米　収獲高三拾五
税地
田反別六町弐反九畝廿四歩
畑反別三反壱畝五歩
宅地反別弐町五反四畝廿五歩
林反別壱町壱反九畝廿三歩
民業
男農桑ヲスル者廿五戸　内ニ士族四戸
人口百四十七人

○上野国勢多郡苗ヶ島村

本村古時同郡深津村ニ属スト其年代伝ハラス蓋元禄二年ノ水帳ニ苗ヶ島村トアリ
疆域
東ハ室沢村ニ粕川ヲ隔テテ対シ西ハ鼻毛石村ト並木及溝渠ヲ以テ界トス　南ハ大前田馬場村ト田島ノ畦界参差タリ　北ハ赤城山ノ横野ニ接ス
幅員　東西拾弐町三十間南北廿九町三十間

(ママ)寄留
戸数ナシ　全戸ニ同居
入寄留
人数七人　内男三人　女四人
出寄留
弐人　内士族老人　平民老人
右之通相違無御座候也
第八大区一小区
勢多郡三沢村
立会人　井下　屯
副戸長　斎藤　高
戸長　奈良原　晴慮

管轄沿革
天正十八庚午ヨリ元和三丁巳マテ大胡城主牧野駿河守領
邑　元和四年ヨリ寛延二己巳マテ前橋城主酒井雅楽頭領分
同年ヨリ明和四丁亥マテ同城主松平大和守領分　同年武州川越へ移城　天明七丁未マテ幕府代官前沢藤十郎支配　同八戊申ヨリ寛政四壬子マテ代官山中太郎右衛門支配同五癸丑ヨリ文化三丙寅マテ代官吉川栄左衛門支配　同年ヨリ明治四辛未

マテ野州佐野城主堀田摂津守領知　同五壬申ヨリ群馬県権令青山貞、同年ヨリ熊谷県令河瀬秀治

里程

県庁ヨリ東北方本村掲示場マテ四里近、町大胡町ヘ壱里十八丁　山田郡大間々町ヘ二里十八丁　佐位郡伊勢崎町ヘ四里　皆本掲示場ヨリ算ス

地勢

東西ハ隣邑ト平列シ北ハ赤城山ヲ負ヒ南ハ村落連綿田野平坦ナリ運輸稍不便ト雖薪炭饒足ス贏余ヲ市ニ売ル

地味

土色赤ト黒トアリ其質悪ク稲粱桑ヲ種フト雖収獲薄ク又往々旱ニ困ム

飛地

本村北方赤城山中字湯ノ沢ト云温泉アリ　浴戸二軒嶋屋東屋ト号ス段別二段九畝　本村元標ヨリ弐里弐町浴場四隣ハ温泉ヲ沸カス薪採ノ地旧時ヨリ公許有税地東西凡八百間南北千二百間　境界北ハ細川通リ蟻ノ戸渡リ大石東ハ粕川ヲ跨キ突出シテ大猿端山ニ限リ南ハ宿ノ平石地蔵并峰割石西ハ荒山腰小丸嶺ヨリ広萱ニ至ル同山内該浴場ヨリ東折シ十八町ニシテ字大通竜林段別壱町八畝拾壱歩　本村金剛寺ノ所有ナリ

字地　旧来ハ四耕地ニ分チ東北字大堰東南字田中西南字西川西北字白山ト称ス　明治九年地租敬正廿三字トナス　壱番東南字下小林西ニ連リ二番字下田中三番字西原四番字西川北ニ折レ五番字上西川相並ヒ東列シ六番字石合七番字小林八番字井ノ上ハ馬場村室沢村ノ間東南ノ角ニ突出シ粕川ニ面ス九番川伝ヒニ北ニ回リ字八丁トス　其中央ヨリ西向シ十番字田中拾壱番字一丁田北折シテ拾弐番字杉ノ下粕川ニ臨ム川ニ沿ヒ北ニ登リ拾三番字大堰東北隅ナリ北ニ並ヒ赤城山横野ニ界ヒシ西列シ十四番字原十五番字白山十六番字山王十七番字片並木ハ西北隅十八番ハ鼻毛石村界ニ沿ヒ下リ字山田之ニ続キ西南ノ隅ヲ十九番字梶谷トス　飛地ハ二里赤城ニ上リ二十番字湯ノ沢東ニ離レ廿一番大通竜渓路ヲ南下スル　三十町許廿二番字壱ノ渡此ヲ沿下シテ廿三番字三本木ト称ス

牛馬

牡牛八頭牡馬二頭牝馬六十頭

山

赤城山　本村ノ正北ナリ南麓ヨリ絶頂迄四里左折シ字細萱通リ稍夷ニシテ遠シ　右折シテ字躑躅嶺路ハ頗険ニシテ近シ此山ノ渓水本村ヲ始メ麓村ノ田水タリ極メテ冷ナリ末流利根川ニ入ル

川

粕川ハ赤城山南面大猿洞沢ノ二渓ヨリ発源シ猪ノ口ヲ過キ大堰ニ抵リ滝沢川ト合シ本村ノ東辺ヲ南流シ六里ニシテ刀川ニ入ル平常ハ水少ク夏時洪水田畠ヲ害ス　冬春間ハ橋ヲ架シ　東方室沢村ニ通ス

森

苗島神社ノ森　旧称ハ東白山東西凡十九間南北大約十七間

強段別壱段壱畝九歩及明治四辛未ノ上地段別壱畝六歩倶ニ並ブ村ノ東北ニ在リ　杉三拾株囲壱尺九寸ヨリ九尺ニ迄ル長三丈ヨリ五丈此他檜柊椿藤アリ

原野

赤城麓ノ裾野続キ官有地ニシテ村北ニ位ス東ハ粕川ニ臨ミ西ハ道祖神嶺ニ界シ南ハ村民所有地ニ界シ北ハ東沢ヨリ一ノ渡戸ニ限ル此中赤城山ヘノ登路ニ松並樹四条路ノ両側其合長三千四百八拾間此原他木ナシ唯茅蓑ヲ生シ入会ノ村民之ヲ採ル

道路

日光街道及近傍市町ニ通スル道路本村ノ南境ニアリテ西隣鼻毛石村界ヨリ南隣馬場村境迄長六町五十八間巾弐間

赤城山登路二条字真石橋ヨリ三夜沢村界迄長一里七町七間巾九尺本村中央ヲ貫ク一ハ本村東方馬場村境ヨリ三夜沢村境迄長三十四町五十二間巾九尺

堤塘

赤城裾野字薗池田水ナリ此堤四十五間堤敷拾間水門ニ処篠ヲ樹エ堤ヲ固クス又字山田ノ溝池此堤長四拾壱間堤敷拾間水門一処細篠アリ又字小林溜池此堤十九間堤敷三間篠ヲ樹エス以上皆民費修繕トス

瀑

滝沢瀑　赤城山南湯ノ沢採薪拝借地中ニ在リ赤城山小沼ヨリ発ス　高十六丈三尺巾五尺五寸澗谷ヲ南下シ粕川ニ入ル

温泉

字湯ノ沢其質硫黄ヲ含ム其味渋苦ナリ功験ハ疝気寸白刀傷腫物ヲ主治ス浴室三所　逆旅八十五戸アリ壱歳浴客大凡二千五百人但元禄年間酒井家ニテ泉質ヲ試験スト云

社

苗鳴神社　字杉ノ下東西十九間村ノ東北ニ位ス社格村社祭神邇々芸命大山咋命伊弉諾神伊弉冊神句々理姫神合テ五柱末社五十八座皆石祠ナリ　祭日十月十九日（旧時ハ該社ト八坂神社受持神社ノ三社ヲ鎮守トセシカ明治十年十月ニ一社ニ合併スベキ旨庁旨アリ八坂受持ハ此社ノ境内ニ遷座ス）八坂神社保食神社字杉ノ下ニ在リ東西五間村ノ東北ニ位ス祭神素盞嗚神豊受姫神祭日七月廿八日境内老杉壱株雑木少許

菅原神社　字杉ノ下ニ在リ東西廿一間本村東北ニ在リ祭神道真公祭日二月廿五日境内杉及雑木アリ　雷電社字杉ノ下ニアリ東西八間本村長ニ位ス祭神火雷神祭日十月十九日境内杉木アリ

寺

金剛寺　山号ハ霊松山字杉ノ下東西四拾間南北三十間八分面積四段一畝二歩真言宗山城国醍醐報恩院末地位ハ村ノ東北ナリ　元和元乙卯年僧円義創建宝暦中炎焼住職僧智海再建ス　十王堂　字同上ニ在リ東西拾五間南北拾壱間　面積五畝廿壱歩本村ノ東北ニ位ス　薬師堂　字石合ニ在リ東西二間南北十間面積廿七歩地位当村西南ニ位ス

強段別壱段壱畝九歩及明治四辛未ノ上地段別壱畝六歩側ニ並ブ村ノ東北ニ在リ　杉三拾株囲壱尺九寸ヨリ九尺ニ迄ル長三丈ヨリ五丈此他檜栂椿藤アリ

原野

赤城麓ノ裾野続キ官有地ニシテ村北ニ位ス東ハ粕川ニ臨ミ西ハ道祖神嶺ニ界シ南ハ村民所有地ニ界シ北ハ東沢ヨリ一ノ渡戸ニ限ル此中赤城山ヘノ登路ニ松並樹四処路ノ両側其合長三千四百八拾間此原他木ナシ唯茅萇ヲ生シ入会ノ村民之ヲ採ル

道路

日光街道及近傍市町ニ通スル道路本村ノ南境ニアリテ西隣鼻毛石村界ヨリ南隣馬場村境迄長六町五十八間巾弐間

赤城山登路二条字真石橋ヨリ三夜沢村界迄長一里七町七間巾九尺本村中央ヲ貫ク一ハ本村東方馬場村境ヨリ三夜沢村境迄長三十四町五十二間巾九尺

堤塘

赤城裾野字瀦池田水ナリ此堤四十五間堤敷拾間水門ニ処篠ヲ樹エ堤ヲ固クス又字山田ノ瀦池此塘長四拾壱間堤敷拾間水門一処細篠アリ又字小林瀦池此堤十九間堤敷三間篠ヲ樹エス以上皆民費修繕トス

瀑

滝沢瀑　赤城山南湯ノ沢採薪拝借地中ニ在リ赤城山小沼ヨリ発ス　高十六丈三尺巾五尺五寸澗谷ヲ南下シ粕川ニ入ル

温泉

字湯ノ沢其質硫黄ヲ含ム其味渋苦ナリ功験ハ疝気寸白刀傷腫物ヲ主治ス浴室三所　逆旅八十五戸アリ壱歳浴客大凡二千五百人但元禄年間酒井家ニテ泉質ヲ試験スト云

社

苗鳴神社　字杉ノ下東西十九間村ノ東北ニ位ス社格村社祭神剏々芸命大山咋命伊弉諾神伊奘冊神句々理姫神合テ五柱末社五十八座皆石祠ナリ　祭日十月十九日（旧時ハ該社ト八坂神社受持神社ノ三社ヲ鎮守トセシカ明治十年十月ニ一社ニ合併スベキ旨庁旨アリ八坂受持ハ此社ノ境内ニ遷座ス）八坂神社保食神社字杉ノ下ニ在リ東西五間村ノ東北ニ位ス祭神素盞嗚神豊受姫神祭日七月廿八日境内老杉壱株雑木少許

菅原神社　字杉ノ下ニ在リ東西廿一間本村東北ニ在リ祭神道真公祭日二月廿五日境内杉及雑木アリ　雷電社字杉ノ下ニアリ東西八間本村長ニ位ス祭神火雷神祭日十月十九日境内杉木アリ

寺

金剛寺　山号ハ霊松山字杉ノ下東西四拾間南北三十間八分面積四段一畝二歩真言宗山城国醍醐報恩院末地位ハ村ノ東北ナリ　元和元乙卯年僧円義創建宝暦中炎焼住職僧智海再建ス　十王堂　字同上ニ在リ東西拾五間南北拾壱間　面積五畝廿壱歩本村ノ東北ニ位ス　薬師堂　字石合ニ在リ東西二間南北十間面積廿七歩地位当村西南ニ位ス

ス　同六年六月十五日熊谷県ニ代ル　同九年九月一日群馬県ニ代ル

里程

御県庁ヨリ東北ニ当リ居村掲示場迄四里、近傍市街大胡町エ老里拾八町　山田郡大間々エ弐里八町　佐位郡伊勢崎町エ三里三拾町　但シ五隣　室沢村元標迄九町弐拾三間、大前田村元標迄弐拾四町六拾間　苗ケ島村元標迄拾町弐拾八間　込皆戸村元標迄拾九町三拾弐間三尺　月田村元標迄弐拾八町拾間三尺。

地勢

東西南北ハ村落連綿トシテ田畑林平坦ナリ、諸物運輸ハ聊不便ニシテ且薪充足ス　嶺余ハ近傍市街エ少シク売出ス

地味

色黒クシテ其質悪ク稲粱桑茶ニ適セス、或ハ水利不便ニシテ　旱ニ苦シム

字地

本村旧来六耕地ニ分裂シ、東北ハ字小太郎、西南字針間并字西皆戸、南ハ字前原、東接シテ字前田　東中ハ字山神ト云。然ル処明治九年地租御改正ニ付弐十七字ニ改正ス。第壱番ハ東北ヨリ始　字小太郎ト云西エ連続シ　二番字西小太郎　三番字新山　四番北皆戸　五番中屋屋敷　六番西浦　七番字山神　八番竹花　九番穴畑　十番古屋敷　拾壱番字東畑　拾弐番字前田　拾三番南皆戸　拾四番川折　拾五番東前原　拾六番西前原　拾七番東矢次、拾八番字八町牧、拾九番西皆戸　弐拾番西久次、廿壱番南針間　廿弐番北針間　廿三番向針間　廿四番字西山　廿五番西原　廿六番北原　廿七番大矢地トス

馬

牡馬弐頭　牝馬拾八頭　総計弐拾頭也

川

粕川ハ源ヲ赤城山南表大猿洞沢ノ弐渓ヨリ発シ　猪ノ口ヲ過キ小沼源水　滝沢川ト合シ室沢村并苗ケ島村両村ノ間南流シテ本村ノ東ヲ又南流ス　利根川ニ入ル　平常水少クシテ其季ニ向ヘ時々洪水アリテ田畑ヲ損害ス　冬春ノ間ハ土橋ヲ架シ東隣室沢エ渡ル

森

稲荷神社　旧称保食ノ神　東西二十壱間　南北弐十九間　面積壱反九畝廿九歩　村落ノ北ニ属シ　杉木弐十五本　檜木三本　大樹壱本　合廿九本ナリ　并八坂神社旧称須佐之雄命皆素ヨリ民有地ニシテ東西六間南北八間、面積壱畝拾七歩　村落ノ東北ニアリ　此社木杉九本檜弐本壱本　合テ拾弐本ナリ

沼

二ケ所　内一ツハ東西拾五間、南北四拾間、周囲壱町四拾四間本村辰ノ方ニアリ村ノ用水トナシ。二ハ東西拾七間、南北四拾三間、周囲壱町五拾壱間本村ノ丑ノ方ニアリ。用水トナ

ス。

道路

日光街道　其余近傍市街ニ通路本村北境ヨリ中連ニ渉リ、東隣室沢村境ヨリ西隣苗ヶ島村境迄九町二十壱町　巾弐間道敷九尺屈曲多ク。

堤塘

無之

社

稲荷社　社格村社并社地東西弐拾壱間、南北拾九間、面積壱反九畝廿九歩、本村ノ北ノ方ニアリ、村社ニシテ祭神保食神　末社拾座、総テ石祠ナリ、祭日毎年十月廿四日、廿五日両日、旧今本村鎮守ナリ、并八坂神社社格無格社ニシテ、社地東西六間、南北八間、本村ノ東北ニアリ、祭神須佐之雄命、末社無之、祭日毎年八月六日、七日両日、社境内杉木アリ。

村事務取扱所

本村古昔ヨリ別ニ取扱所設置無之、時ノ戸長宅ヲ以テ事務取扱所トス

物産

穀物凡テ出産ス、土地軽クシテ出来薄シ、尤モ粟稗芋等少シテ米ハ是ニ次ク、麦大豆小豆ハ又次ニシテ収穫少シ　依而田畑肥シトシテ植付収納前後ニハ株刈リ取落葉カキ等ニ苦シム、植物ハ松杉檜ノ類　飲食品ハ大麦、小豆、大豆、小麦、粟等ナリ　製造物ハ生糸、薪、縄等ナリ。

民業

男人口百三十人　農業ヲ業トス　戸数六十戸、皆隙アレハ薪ヲ取ル、縄、簑等ヲ製ス、

女人口百二十四人　平常機織ヲ業トス　男ノ農業ヘモ救助ス　且養蚕ノ時節ハ特別ニ骨折勤労ス

右者去ル明治八年第百四十七号御達ヲ奉詔シ村誌詳細ニ記載上献候也

第八大区壱小区馬場村

立会人　堤　弁造

〃　吉沢　調吉

明治十年

〃　堤　清吉

副戸長　田村　和造

〃　長岡相十郎

戸長　鹿田　彦八

群馬県令掛取素彦殿

○上野国勢多郡大前田村

本村古時開拓歳度　其他分村等伝説無之

疆域

東ハ込替戸村　新屋村ト田畑ヲ以界シ　南ハ樋越村　込替戸村　林ヲ以界シ　北ハ苗ヶ島村　日光通ヲ以界シ　右六ヶ村隣村ナリ

幅員

東西十一丁廿一間　南北廿四町三十五間

面積坪数百万四千四百七十五坪

管轄沿革

大胡常陸介領分　同城主牧野駿河守領分　天正十八歳ヨリ元和四歳迄領主　区別不明瞭ナリ　元和四歳ヨリ寛延二己歳迄百三十二年間　前橋城主酒井雅楽頭領分ナリ　寛延二歳ヨリ明和四歳迄十九歳ノ間　前橋城主松平大和守領分ナリ　明和四歳ヨリ明和五歳迄岩鼻県前沢藤十郎御支配ナリ　天明七歳ヨリ慶応四年迄小笠原六五郎知行所　慶応四歳ヨリ明治四歳迄前橋藩支配所

里程

群馬県庁前橋ヨリ東三里二丁十七間一尺　三夜沢迄一里廿九丁四間五尺　伊勢崎へ三里、大間々町へ二里十八丁、苗ヶ島村元抗ヨリ二ツ橋迄十五丁三十三間三尺、鼻石村廿六丁三十五間二尺、樋越村廿丁三十八間二尺、新屋村十三丁廿間

地勢

東西間田畑北南ハ林薪等余ナリ

地味

其色赤黒其質悪ク稲宜シ　粟　蕎麦適シ　水利大不便ニシテ年々旱ニ苦シム

字地

字竹花　村ノ中央ナリ　東ハ字天神連リ　西ハ字諏訪前ニ隣シ　南ハ字川東字久保ニ対シ

字道祖神　字若宮ニ接シ　東西一丁四十七間　南北二丁廿二間

字諏訪前　東ハ字竹花ニ連　西ハ字落合ニ隣シ　南ハ字久保居鎗ニ対シ　北ハ字諏訪　鍛冶皆戸ニ接シ　東西一丁五十六間　南北一丁五十五間

字諏訪　東ハ字若宮ニ連リ　西ハ字鍛冶替戸ニ隣シ　南ハ字諏訪前ニ対シ　北ハ字久平田　字稲荷木　字中屋敷ニ接シ　東西一丁廿四間　南北三丁廿七間

若宮　東ハ道祖神ニ連　西ハ字諏訪ニ隣シ、南ハ字竹花ニ対シ、北ハ字中屋敷ニ接シ　東西一丁五十三間、南北二丁五十一間

字道祖神　東ハ字天神籠田ニ連リ　北ハ相ノ窪ニ接シ　東西四十八間　南北二丁廿七間

字籠田　東ハ字沖田ニ連リ　西ハ字道祖神字天神ニ隣シ　南ハ字東川東ニ対シ　北ハ字半ノ木字岩穴ニ接シ　東西一丁五十八間　南北一丁五十二間

字東川東　東ハ字沖田連リ　西ハ字天神隣シ　南ハ字権現熊沢ニ対シ　北ハ字籠田接シ、東西二丁十間

字熊沢　東ハ字権現大足ニ連リ　西ハ川東ニ隣シ　南ハ字下ノ松字半行田ニ対シ、北ハ東川東ニ接シ　東西一丁三十間　南北二丁廿五間

字河東　東ハ字熊沢ニ連リ　西ハ久保ニ隣シ　南ハ半行田字前原ニ対シ　北ハ字天神竹花ニ接シ　東西二丁十間　南北二丁五十間

字久保　東ハ字川東ニ連リ　西ハ居鎗ニ隣シ　南ハ前原ニ対シ　北ハ字竹花字諏訪前ニ接シ　東西一丁廿八間　南北二丁廿間

字居鎗　東ハ字窪ニ連リ　西ハ字西原ニ隣シ　南ハ字下十二ニ対シ　北ハ字諏訪前ニ接シ　東西一丁十五間　南北二丁廿間

字下十二　東ハ字前原ニ連ル　西ハ字下十二字花亀ニ接シ　南ハ字浮美字三反田ニ対シ、北ハ字居鎗ニ接シ　東西一丁四十間　南北二丁五十間

字三反田　東ハ字大沢ニ連リ　西ハ浮美ニ隣シ　南込皆戸樋越村ト界シ　北ハ下十二ニ接シ　東西五十間　南北四丁廿間

字浮美　東ハ字三反田ニ連リ　西花亀ニ隣シ　南ハ樋越村ト境シ　北ハ下十二ニ接シ　東西一丁三十間　南北二丁三十間

字花亀　東ハ下十二浮美ニ連リ　西長原ニ隣シ　南樋越村ト林ヲ以界シ　北十二ニ接シ　東西二丁八間　南北四丁二間

字長原　東ハ花亀ニ連リ　西ハ神沢川ヲ以界シ　南ハ樋越村ト林ヲ以境シ　北ハ字上十二字唐堤ニ接シ　東西一丁五十五間　南北一丁五十五間

字唐堤　東ハ字上十二字曲師ニ連リ　西ハ樋越村ト　神沢川中央ヲ以界シ　南ハ字長原ニ対シ　東西二丁三十九間　南北三丁十間

字曲師　東ハ字上十二字西原ニ接シ　西ハ樋越村　鼻石村ト林ヲ以界シ　南ハ字唐堤ニ対シ　北ハ落合ニ接シ　東西一丁四十六間　南北三十五間

字上十二　東ハ字十二字居鎗ニ連、西ハ字曲師字唐堤ニ隣シ　南ハ字長原字花亀ニ対シ、北ハ字西原ニ接シ　東西二丁廿四間　南北二丁。

字落合　東ハ字諏訪前ニ連リ　西ハ鼻石村ト林ヲ以界シ　南字西原字曲師ニ対シ　北ハ字二本堂ニ接シ　東西二丁廿間　南北一丁四十五間。

字二本道　東ハ字鍛冶皆戸ト連リ　西ハ鼻石村ト神沢川中

央ヲ以界トシ　南字落合ニ対シ　北ハ鶴巻ト接シ　東西一丁廿間　南北一丁三十間。

字鶴巻　東ハ字鍛冶皆戸ニ連リ　西ハ鼻石村ト神沢川中央ヲ以界シ　南ハ字二本堂ニ対シ　北ハ字久平田ニ接シ　東西一丁廿三間　南北二丁五十五間

字鍛冶皆戸　東ハ諏訪ニ連リ　西ハ字鶴巻ニ隣シ　南ハ字二本道　字諏訪前ニ対シ北ハ字久平田ニ接シ　東西一丁廿八間　南北二丁四十間

字久平田　東ハ字稲荷木ニ連リ　西ハ鼻石村　神沢川中央ヲ以界シ　南ハ字鍛冶皆戸　字鶴巻ニ対シ　北ハ鎌田ニ接シ　東西二丁十七間　南北一丁四十五間

字稲荷木　東ハ字中屋敷　字源太皆戸ニ連リ　西ハ久平田隣シ　南ハ諏訪ニ対シ　北ハ世良田ニ接シ　東西一丁廿八間　南北二丁五間。

字中屋敷　東ハ相ノ窪　字新林ニ連リ　西ハ字稲荷木ニ接シ　南ハ字若宮ニ対シ　北ハ字源太谷戸ニ接シ　東西一丁五十五間　南北一丁十間

字源太皆戸　東ハ字新林ニ連リ　西ハ字世良田字稲荷木ニ接シ　東西一丁十五間　南北三丁廿間。

字世良田　東ハ字源太皆戸ニ連リ　西字下鎌田ニ隣シ　南ハ字稲荷木ニ対シ　北ハ字堤下ニ接シ　東西一丁十間　南北一丁四十二間。

字下鎌田　東ハ世良田ニ連リ　西ハ鼻石村ト神沢川中央ヲ以界シ　南ハ字久平田ニ対シ、北ハ字鎌田ニ接シ　東西二丁十五間、南北一丁四十間。

字鎌田　東ハ二ッ橋、字堤下ニ連リ　西ハ鼻石村神沢川中央ヲ以界シ　南ハ下鎌田字世良田ニ対シ、北ハ日光道入口ナリ、東西二丁南北四丁四十間

堤下　東ハ字新林字高橋ニ連リ　西ハ字鎌田ニ隣シ　南ハ字源太替戸　字世良田ニ対シ、北ハ二ッ橋ニ接シ　東西一丁四十間、南北三丁二間。

字二ッ橋　東ハ高橋ニ連リ西ハ字鎌田ニ隣シ　南ハ字堤下ニ対シ　北苗ヶ島村ト日光道中央ヲ以界シ　東西一丁五十七間南北一丁五十五間。

高橋　東ハ字新地字新林ニ連リ、西ハ字二ッ橋堤下ニ隣シ　北苗ヶ島村ト日光道中央ヲ以界シ　東西一丁十八間、南北三丁五十二間。

字新地　東ハ字久保戸ニ連リ　西ハ字二ッ橋　字堤下ニ隣シ　北苗ヶ島村ト日光道ヲ以界シ、東西一丁廿五間　南北三丁三十三間。

字新林　東ハ窪皆戸ニ連リ　西ハ字堤下字源太替戸　字中屋敷ニ隣シ　南ハ相窪ニ対シ、北ハ新地ニ接シ　東西一丁十八間　南北六丁三十間

字吹上　東ハ張馬ニ連リ　西ハ字新林ニ隣シ、南ハ字相ノ窪字一丁田ニ対シ　北ハ字久保替戸ニ接シ　東西一丁廿四間、南北一丁十間

字相窪　東ハ半ノ木字一丁田ニ連リ　西ハ字中屋敷字若宮ニ隣シ、南ハ字道祖神ニ対シ、北ハ字新林字吹上ニ接シ、東西一丁四十二間、南北一丁五十間

字半ノ木　東ハ字岩穴字一丁田ニ連リ　西ハ字相ノ窪字道祖神ニ隣シ　南ハ字籠田ニ対シ　北ハ字相ノ窪字一丁田ニ接シ、東西五十五間、南北一丁五十二間

字一丁田　東ハ矢次ニ連リ　西ハ字相ノ窪半ノ木ニ隣シ　南ハ字岩穴ニ対シ　北字吹上ニ接シ　東西一丁十間　南北一丁三十間。

字張馬　東ハ込替戸村田畑ヲ以界　西字吹隣シ、南ハ矢次ニ対シ　北ハ馬場村田面ヲ以界シ　東西一丁四十七間　南北二丁廿間。

字矢次　東ハ込替戸村田畑ヲ以界シ　西ハ字一丁田字岩穴ニ隣シ　南ハ字沖田ニ対シ、北張馬ニ接シ、東西一丁十五間、南北二丁四十間。

字岩穴　東ハ字矢次ニ連リ　西ハ字半ノ木ニ隣シ　南ハ籠田字沖田ニ対シ　北字一丁田ニ接シ　東西一丁三十五間　南北一丁十五間。

字沖田　東ハ女淵村田畑ヲ以界ス　西字籠田字東川東隣シ　南字権現ニ対シ　北字矢次字岩穴ニ接ス　東西一丁四十九間　南北三丁四十五間。

字権現　東新屋村堤ヲ以界ス　西ハ字熊沢ニ隣場シ、南ハ字大足ニ対シ　北ハ沖田字東川東ニ接シ　西東二丁廿八間　南北一丁三十間

字大足　東ハ新屋村道畑ヲ以境シ　北ハ字権現ニ接シ　東西二丁四十間　南北二丁十八間。

字下リ松、東ハ新屋村林ヲ以境シ　西字半行田隣シ　南ハ新屋村林ヲ以界シ　北字大足字熊沢ニ接シ　東西一丁四十二間　南北一丁四十間。

字半行田　東ハ下リ松ニ連リ　西字前原ニ隣シ　南ハ新屋村林ヲ以界シ　北字川東字熊沢ニ隣シ　東西一丁五十四間　南北二丁四十五間。

字前原　東ハ字半行田連リ　西下十二字三反田字大沢隣シ　南新屋村林ヲ境ス　北字窪字川東接シ　東西一丁三十六間　南北四丁十間。

字大沢　東ハ女淵村林ヲ以界シ　西字三反田隣シ　南込替戸村林ヲ以界　北字前原ニ接シ　東西二丁四十間　南北二丁十八間。

馬

牡馬四十八匹ナリ。

川

神沢川　赤城山カルモ沢ヨリ発シ深キ処八尺浅キ処三尺二寸　広キ処五間　狭キ処三間、原野南流シ　鼻石村ヲ貫キ本村鼻石村苗ヶ島村界字二ツ橋ニ来リ　本村鼻石村トノ界ヲ南流シ　字鎌田字下鎌田字鶴巻字二本道字落合字曲師ヲ貫キ樋越村界ヲ南流シ　字唐堤字長原ニ西南流シ　樋越村ニ入

長廿二丁三十間ナリ

大沢川　源ハ神沢川末流ニテ字鶴巻字二本道ヨリ支流シ大沢川ト称シ　深キ処一丈八尺　浅キ処二尺三寸広キ処七間　狭キ処七尺　字諏訪前ヲ貫キ　字居鎗字久保前原字大沢ヘンノ新屋村女淵村トノ界　南流シ　長十三丁四十七間ナリ

高橋川　源ハ苗ケ島村ヨリ支流シ　本村字高橋ニ来テハ高橋川ト称シ　深キ処六尺五寸、浅キ処二尺広キ処二間三尺狭キ処五尺八寸。字堤下ヲ貫キ　字源太替戸字中屋敷字相ノ窪ヲヘテ若宮字竹花ヲ貫キ字川東字窪ヲヘテ　字前原中央ニテ大沢川ニ合併南流シ、新屋村女淵村界ニ至ル、長廿四丁三十九間ナリ。

石田川　苗ケ島村末流ニテ字久保替戸ニ来ル、字吹上字一丁田字岩穴ヲ貫キ　字籠田字沖田ヲヘテ字東川東字権現字大足字下リ松ヲ貫キ南ニ流レ新屋村へ入　長十九丁三十四間。

道路

前橋道　樋越村界ヨリ村字長原字カラ堤字上十二字花亀下十二字居鎗字久保字前原字川東字半行田字熊沢字下リ松字大足字権現ヲヘテ、西ヨリ東シ道長サ十六丁十七間二尺

伊勢崎道　鼻石村界ヨリ字鎌田字下鎌田ヲ貫キ字久平田字諏訪字鍛冶替戸字諏訪前ヲ貫キ　字久保字居鎗字下十二字前原字三反田字大沢ヲヘテ込替戸村界ニ入リ　長廿七丁廿七間。

堤塘

二ツ橋堤　源ハ高橋川ヨリ入　村ノ戌亥ニ二ツ橋ニアリ　東西四十一間　南北四十四間　面積坪数千五百十四坪村用トナス。

二ツ橋堤　源ハ高橋川ヨリ入戌亥字二ツ橋ニアリ、東西五十間　南北三十七間　面積坪数千七百四十七坪　村用トナス

堤下堤　源ハ高橋川ヨリ入　村ノ北ノ方堤下ニアリ　東西三十九間　南北十七間三尺　面積坪数五百九十三坪　村用水トナス。

久保替戸堤　源ハ石田川ヨリ入　村子丑方ニアリ　東西八十間　南北十六間　面積坪数千四百五十八坪　村用水トナス

久保替戸堤　源ハ石田川ヨリ入　子丑ノ方ニアリ　字窪替戸ニアリ　東西七十二間　南北四十三間　面積坪数二千九百七十九坪　村用水トナス

鶴巻堤　源ハ神沢川ヨリ入リ　村ノ申酉ニアリ　東西廿七間　南北四十八間　面積坪数九百十二坪　村用水トナス

上十二堤　源ハ神沢川ヨリ入　村ノ未申ニアリ　東西廿六間　南北六十一間　面積坪数　千三百五十八坪

社

諏訪社　村社　東西十一間　南北廿六間二尺　面積坪数二百九十九坪　字諏訪ニアリ　祭神健御名方命　外ニ十三社末社　祭日旧七月廿七日　旧九月廿九日

学校

大前田小学校　本村中央字諏訪ニアリ　一ケ村独立ナリ

生徒数六十名

事務取扱所

戸長宅ニテ別ニ建立ナシ

物産

五穀類総テ生産スト雖モ大旱地ニシテ収穫米薄シ　然モ粟稗蕎麦唐土芋等ハ少美麦小麦ハ中等ナリ　大豆小豆ハ殆ト収獲少シ　依テ秣ヲ刈　落葉ヲ掻キ田圃ノ肥トス

飲食

大麦小麦粟稗蕎麦等米ハ少シ飯スルナリ

植物

松杉等ナリ

製造物

生糸木綿糸織等ナリ

民業

男農桑ヲ業トスル者又薪ヲ樵リ馬ヲ牽等ナリ　女常ニ木綿ヨリ生糸等業トス、養蚕等ハ男女互ニ勉強ス

税地

田　反別　五十七町九段廿九歩

畑　反別　六十二町八反七畝歩

宅地反別　十一町四反廿二歩

林　反別　九十二町三反三畝廿八歩

総計反別　二百廿四町五反二畝十九歩

右村戸長

中村　伝吉

〈市之関と大前田〉

市之関　昔は各部落の村社は氏神の形態であった。例えば市之関で阿久沢六本木が住吉、高橋が天神、小池が稲荷、小堀が大山津見で合祀したのが住吉神社である。そのほかに色々な神様があった。明治初年に神仏が分離され、続いて神社合併があった。

市之関の阿久沢家の旧姓は六本木であったが、山中の阿久沢能登守から嫁が来たので阿久沢になったという伝説がある。同家は濠をめぐらした出居の形態を残している。家宝に戦国時代の馬具がある。かって前橋藩の記録に苗字帯刀御免の記事があった。

市之関で明治初年に戸長を、後に大区長となった小池文七郎がいる。この大小区制は明治五年に制定され、宮城村は第八大区一小区であった。

大前田　この間、下田弘さん宅へ行って大前田字世良田の薬師様の鍵をかりて薬師様をつぶさに調べた。これは擬灰岩の石仏で風雨にさらされていないので、実に立派なものである。南北朝時代までさかのぼると思われる。本村にはこのような石仏が柏倉に二体、馬場に二体あるがいづれも完形でない。これら石仏が六百年以上の長いあいだ、いろいろの面で信仰され現在に至ったことは大切である。同族を中心として部落を形成してきた民族意識を認めないわけにいかない。その他、赤城塔や観音などの石仏がかなり多く、各時代の信仰を伝えて貴重である。

つぎに諏訪神社へ調査に赴いた。昔は神社を寺が支配した。そこにも禅宗の寺があって住職の石塔の立派なものが四、五基現存している。寺小屋をやったと見えて筆子の名がみえるのもある。明治の初年に大前田学校のあったのもここであった。次に田島さんの墓地へ行って栄五郎翁の墓の写真をとった。栄五郎は勿論えらかったと思うが、栄五郎の実兄である要吉翁が立派であったと思う。石塔の角台に子分の名前が四面に六十八人刻んである。それがきわめて広い範囲にわたっている。栄五郎の兄さんは盲であまり遠くには出られなかったというが栄五郎が有名になったのも兄さんのおかげが多分にあったと思われます。

（上野丑之助）

後編

〈村誌調査あれこれ〉

村誌をつくるために、古文書を調査してみると、昔は、争いが多かったことがうかがわれます。「百姓は菜種たやすな、公事するな」と云われた言葉のうらには、この争いが多かったことが考えられます。

元禄三年から七年にわたる赤城山入会地争いは、その最も古く、大きなものと思われます。この判決の絵図面は畳二枚位あり、ただいまでも大切に保存されています。

これにつづいては、湯之沢の薪切場の争いがありました。文化文政ごろから、いく度かあり、明治初年まで続きました。明治になって梨木沢の薪切場の騒動がありました。

本村におきましても、明治二十四年に端を発した並木事件は、本村史上においても最も大切なことであり、これを反省して村政を考えることが重要だと思います。

明治二十二年に町村制が発足して、七つの字が一つになり、新しい宮城村が誕生したのですが、その翌年郡長八木始の指令で、県から並木枯損木の無代価払下げの通告がありました。

元来並木は、その接続地の部落が枯損木を伐ったり、植付したり、道普請をしたりしていたのが、徳川時代からの習慣のようでした。

それが新しい町村が出来たので、村へ払下げの指令が来たわけです。ところが、その権利は、野付四ケ村のものであるという考え方と、村全体のものであるという考え方と、村会が二つに割れて、議決の取消を県に願うやら、部落同志の争いは深刻化する一方でした。

しかし、最後には、県の考え方で、村全体に払下げたのだとの決論に達したようです。

次に明治二十八年には、並木の払下げの問題がおこりました。

当時は、官尊民卑の悪い習慣がありましたから、直接県へ払下げ申請が出せないため、富樫竹治という人に頼んだところ、周旋料を五千円とられて、並木の立木全部を伐って売っても、借金の返済が出来ない有様で、当時の関係者は、その責任を問われ、多額の金を出しています。

この事件を反省してみると、前半は自由民権思想の影響がかなりあり、後半は官尊民卑のなかにも、積極的に払下げをなして村有財産を殖そうとした涙ぐましい、努力を傾注されたことが認められます。（上野亜之助）

第一章　村の政治

第一節　行　政
第二節　村三役
第三節　村議会
第四節　選　挙
第五節　村の諸役職
第六節　村の財政
第七節　村税と交付金・補助金
第八節　並木事件
第九節　新農村建設事業

第一節　行　政

明治維新後もしばらくは江戸時代の組織で村の行政はおこなわれてきたが、明治の年の廃藩置県以後に町村行政も次第に改革されてきた。明治二十一年四月、わが国最初の帝国議会において、法律第一号として「市制町村制」が公布され、地方自治制が本格的に歩み出した。その後、この法律運用上の不備欠陥や時代の推移等により、何回か改正され、より良き地方自治をめざしていった。明和四年に「群馬県自治講習所」より出された印刷物の中に、地方自治を解説して次のような記事をのせている。

「地方自治ノ長所ヲ挙グレバ

自治ハ地方ノ実情ニ適応セル行政ヲ行フニ適セリ、各地方ニハ各地特殊ノ事情アリ然シテ地方ノ事情ヲ最モ克ク知ル者ハ其ノ地方ノ人民ナリトス故ニ其ノ地方人ヲシテ自ラ行政ヲ行ハシムル事ハモットモ克ク地方ノ実情ニ適応セル行政ヲ為スコトヲ得ルモノトス」

この考え方も昭和十年代に入り、戦争の時代になると次第にうすれ、太平洋戦争突入の頃には地方の独自性を生かした行政よりも、中央集権的な行政が強く打ち出されるようになった。

しかし、終戦となり、昭和二十二年には地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を目的とした「地方自治法」が制定され、これに基づいて民主的な地方自治の運営がはじまった。

一　戸長役場の時代

明治二十一年の法律公布にしたがい、同二十二年より町村制が実施されたが、それ以前においては、村のしごとは戸長役場においておこなわれた。

宮城村においては鼻毛石村、柏倉村、市之関村、三夜沢村、大前田村の五ヶ村の戸長役場が鼻毛石の北爪安栄宅の離れ、馬場村、苗ヶ島村、室沢村の四ヶ村の戸長役場が馬場の観音寺におかれた。

この頃のしくみについては、資料がなく明らかではないが、明治二十一年の鼻毛石村外四ヶ村の戸帳役場の記録によると、人員は戸長の他に用係が一名程度いたようである。

また、戸長のしごとの一部もその記録からわかるが、それによると、戸長には決定権といったものはあまりなかったようで、村民からの様々な願いを県知事または、東群馬南勢多郡長に差し出す仲介の役を果したことが多かったようである。と同時に、知事または郡長の通達を村民に流す仲介の役もおっていた。

戸長から県知事あてに出されたものには、官有地拝借願、小学校経費予算調製義ニ付伺、官林落葉採収願、枯木無代償御払下願、開墾願、地目変換地価査定願というようなものがある。

また、戸長から郡長あてに出されたものは、用掛増給儀ニ付上申、用係採用ノ儀ニ付上申、小学校の夏季休業に関する御伺、改名願、附籍戸主廃戸主願等がある。

これからみると、戸籍関係から戸長役場内の人事関係にいたるまで、郡長の指示をあおいだようである。その中の附籍戸主廃戸主願、改名願を参考までにあげておく。

附籍戸主廃戸主願

群馬県南勢多郡柏倉村
第四拾五番地平民
氏名（甲）
嘉永六年三月十日生

右私儀前書之通附籍戸主罷在候処無資力ニシテ到底一家ヲ維持致兼候ニ付廃戸主許可済之上南勢多郡石井村平民乙養子ニ縁組致度親戚示談行届候間何卒廃戸主之義御聞届被成下度

右願人　甲

明治廿一年十一月十三日

親戚証人
東群馬
南勢多　郡長　八木　始殿

前書之通相違無之ニ付奥書捺印候也

群馬県南勢多郡鼻毛石村外四ヶ村
戸長　田島　義方

書面願之趣聞届候事

明治廿一年十一月十四日

東群馬南勢多郡長　八木　始

願書の出された翌日には許可が出されており、事務手続がはやかった様子がうかがわれる。

改名願

南勢多郡鼻毛石村
第六拾三番地平民
留次郎弟
町田　要吉
元治九年九月廿九日生

右之者名前之義同村ニ同姓同名之者有之往々不都合生シ候付要吉ヲ七造ト改名仕度候間御聞届被成下度此段奉願候也

明治廿一年十月廿七日　右　町田　要吉

東群馬
南勢多郡長　八木　始殿　戸主　町田留次郎

前書之通相違無之ニ付奥印候也

戸長　田島　義方

書面願之趣聞届候事

明治廿一年十月廿九日

東群馬南勢多郡長　八木　始

このように、村の行政においても主たるものの決定権は戸長にはなく、県知事、郡長の指示にしたがっていたもので、村の自治といったものは今にくらべると、ごくわずかであった。

村に自治権が生じ、主なることを村で決定し、執行するようになったのは明治廿二年の町村制の発足以後で、村会も設置され、村長を中心にした村役場が執行にあたった。

二　村役場の設置

明治二十一年の「市町村制」が公布されると、同二十二年三月、群馬県条令第十九号町村合併の命令が出された。これによって、鼻毛石村、柏倉村、市之関村、苗ヶ島村、三夜沢村、馬場村、大前田村の七つの小村が合併して宮城村が成立した。これにともなって前述の戸長役場は廃止され、合併七ヶ村のほぼ中央にあたる鼻毛石に村役場がおかれた。

発足当初は鼻毛石にあった戸長役場（現北爪安衛氏宅）で一時事務をとったが、二代村長（前原甚太郎）の時に赤城寺の東に移り、その後現在の英霊殿の場所に移動、さらに明治二十九年）現位置に移されたものである。その頃の庁舎の規模は明らかでないが、参考までに昭和三年当時の庁舎施設ならびに規模をかかげておく。

昭和三年の役場庁舎施設

一　木造瓦葺二階家間口七間三尺　奥行三間　老棟役場庁舎
　　此建坪　二十二坪五合　造作付
　　附属炊事場
一　木造トタン葺平家間口三間　奥行二間　老棟
　　此建坪　六坪
　　附属厠
一　木造トタン葺平家間口一間　奥行一間　老棟
　　此建坪　一坪
　　附属倉庫
一　木造トタン葺二階家間口二間　奥行三間　老棟
　　此建坪六坪外二階坪五坪三合
　　附属厠

一　木造トタン葺平家間口三間奥行二間壱棟
　　此建坪　六坪

現在の役場庁舎は、従来の木造庁舎をとりこわし、昭和三十五年と三十七年の二期の工事を経て、鉄筋コンクリート二階建のスマートなものに改築された。

庁舎　一階　三九四、五九二平方米
　　二階　三四六、一三三平方米
　　塔屋　二九、六八〇平方米
車寄せ　一二、九六〇平方米

庁舎の一階は事務室で、二階は村会議場となっている。

なお、役場ではジープ二台、ダンプカー一台、小型トラック一台、水道局専用パトロールカー一台、グレーダー一台と各課一台ずつのバイク（七台）、学校給食専用の自動車一台をそろえ、村政のスピード化と機動性を保っている。

三　村役場の組織

明治二十二年五月、初代村長、助役、収入役の三役が、第一回村議会において選出され、宮城村としての仕事が踏み出された。この時の三役及び書紀は次の通りである。

村　長　東宮　六郎治　明治二十二年五月就任
助　役　前原　芳雄　同　右
収入役　大崎　藤次郎　同　右

書記　田島義方　明治二十二年五月二十五日就職
同　北爪嘉重郎　同　年六月五日就職
同　長岡国太郎　同　年六月八日就職

これらの人たちで、各々事務を分担した。

この頃の村政状況を次の資料は示している。

町村巡視復命（自廿五年、至廿八年）

庶務係

明治廿六年十二月十四日

南勢多部宮城村巡視表

○村内全躰ノ状況

部内ノ折合ハ是迄平穏無事ナリシカ、本年七月中大字三夜沢鼻毛石苗ケ島柏倉ノ四ケ村ニ係ル地盤官有ニシテ並木アリ、之レカ修理保存方等右四大字ニ於テ為レ来リタル。其並木枯木売却方及該払代金処分方ニ関シ、村会ニ於テ、従来関係アル右大字四ケ村へ枯木払代金ヲ交付スル事ニ議決シタリ。然ルニ従来関係ナキ大字一ノ関馬場大前田ノ三ケ村人民ニ於テハ議決ハ不当ナリ、素ヨリ本県訓令甲第七十一号ニ依リ枯木売却代金ハ宮城村ノ収入ト為スヘキニ村会ハ不公平ノ処分ヲ為シタル不当ヲ鳴ラシ、竟ニ村会議決取消ノ訴願ヲ差出シタルニ依リ、之レカ裁決ノ為メ不日村会ヲ開設セント云ニアリ。加斯場合ナルヲ以テ大字四ケ村ト大字三ケ村人民ノ間ニ不円滑ヲ生ス。此間種々円滑法ヲ計リタル者アリト雖平和ノ局ヲ見ル事能ハサルヨシ。其他ニハ紛擾ナシ。又党派アリ、則自由党、良民党ノ二派アルモ党派ノ軋轢ハ見サルナリ。部民ノ意向ハ第一蚕業ニシテ之レカ教師ヲ高山社共進社順気社ヨリ雇入ル。第二ハ米麦改良ニ熱心ナレトモ試作場等ノ設ケハナシ。生計ハ部民ノ常食ハ米五合麦五合トス。本村中ニテ貧富大字村ヲ挙クルニ富饒ト云フヘキハ大字柏倉村、其他ハ同等ナリ。重要物産ハ繭ヲ第一トシ、米麦ヲ第二トス。交通ハ赤城山麓ノ村落ニシテ不便況ヤ三夜沢村ノ如キハ最モ交通不便ナリ。訴訟等ナシ。

○村吏員ノ勤怠能否及事務ノ成績

出勤時間ハ管督官庁同様ナリ。然レトモ吏員出勤ハ午前九時ニ至ラサレハ揃ハス。退場ハ日没ナリ。欠勤者少シ、服務上ハ吏員何レモ袴ヲ着シ正粛ナリ。組織選任方等適セリ。村

長助役満期退職シタルニ依リ、村長ハ新任、助役ハ再選ス。其他異動ナシ。事務処分方ハ適ニシテ簡ナリ。繁雑渋滞セザル方ナリ。懲戒処分ヲ行ヒタル事及給料給与規程等ナシ。村教育ニ在テハ学務委員アリ、事務ノ補助ヲナス。衛生ニハ衛生組長アリ、伝染病患者アリタルトキ事務ノ補助ヲ為セリ、勧業土木ノ事務ニ就テハ特ニ補助者ナシ。国府県郡行政ノ事務稍挙行セリ。

○村役場事務分課及執務ノ躰裁

庁舎ハ新築ニシテ物品ハ稍設備セリ。事務分掌ハ三課ヲ置キ、第一科ニ於テ兵事戸籍社事衛生庶務ノ事務ヲ掌ル、第二科土地ニ関スル件、第三科税務ニ関スル件ニシテ、分掌方適セリ。文書収受配付及発送方ハ処務規程ニ依リ実行ス。吏員職務権限ヲ遵守ス。執務ノ体裁宜シ。

○村吏員ノ部民ニ対スル接遇

部民召喚ハ書面ヲ以テス、口頭申出アリタルトキハ其事柄ヲ村長ニ申報シ担任者之ヲ処弁ス。一例ヲ挙クレハ口頭申出ニ依リ処分スルモノハ出産死亡届出等ニシテ、其届書ナキヲ以テ役場ニ於テ認メ、之レニ捺印セシメ処分スル事アリ。面接ヲ求ムルトキハ村長以下直チニ面接ス。其他各部ニ対スル処置方公平ナリ。

○村吏員ノ処置法律命令ノ規定ニ違背スル所ナキヤ否

吏員ノ処置法律命令ノ規定ニ違背スル処ナク、能ク遵守ス。村条例ハ未タ設ケアラサルナリ、公告式ハ一ハ役場掲示

場ニ掲示シ、二ハ各区長ヘ配布シ其大字掲示場ニ掲示スルヲ以公告式トス。

○村事務之状況

事務ノ繁ヲ極ムル第一ハ税務ニシテ、第二ハ戸籍、第三ハ土地ニ関スル件ナリ。而シテ本村ハ土地ノ異動少ナキヲ以テ第三ニ位セリ。其他著シキモノナシ

○書類帳簿ノ整理并ニ保管

目録ハアリ。加除ス。索引ナシ。編綴類別等適セリ。法令改廃加除ス。収蔵保存ニ就テハ大概書箱ニ収蔵シアリト雖トモ従来ノ書類ハ釣棚上ニ収置シ、収蔵保存方完全セサルナリ。不用文書処分未済ナリ。

○村会議員選挙之景況

議員交代ナシ。定数十二名ニシテ其選出方ハ大字大前田二名、馬場二名、苗ケ島二名、鼻毛石二名、柏倉二名、一関一名、三夜沢一名ナリ。如斯各大字ヨリ選出シ、一方ニ偏スル嫌ナシ而シテ選出上党派ノ関係及弊害等ナシ。又選挙ノ効力ニ関シ訴願ナシ。

○村会会議ノ景況

会議ニ党派アリト雖、何等ノ弊ナク軋轢ヲ生シタル事モナク議決ニ依リ、公益ニ関係ヲ惹起シタル事ナシト雖、初項ニ掲記スル如ク、本年七月中地盤官有ニシテ赤城並木枯木処分方及払下代金ヲ四大字村ヘ交付スル事ニ議決シタルヲ以テ、三大字人民ヨリ該村議会ノ議決ヲ取消方訴願書提出シアリ。

又再議及停止等ノ処分シタル事ナシ。議員ハ権限ヲ遵守ス。議事細則ハ実行ス。臨時会計検査手続書ハナシト雖、議員中互選ヲ以テ二名立会フ事ニ決定シアルモ未タ実行セス。村事務ニ係ル書類及計算書等検閲手続ナシ。又事務ノ管理議決ノ執行及収支監査手続等モナシ。訴願裁決シタル事、今日マテハ非ラサルナリ。

○村歳入歳出予算決算ノ整理

款項目記載方適合シ、予算外ノ支出等ナク整理セリ。年度区分適法ナリ。予算外ノ費用ハナシ。予算不足ノ充用適法ナリ決算モ適法ナリ。

○出納正否及現金ノ保管

収支命令ハ適法ニシテ、収支手続モ正確ナリ。帳簿ノ記入、計算モ先ツ適法ナリ。現金ハ金庫ニ収蔵シ保管ス。巡視当日現在金三百九拾八円四拾六銭壱厘アリ。出納検査未タ実行セス。廿六年度ニ係ル会計帳簿等ハ訓令ニ依リ取扱フヲ以テ不適当ノ廉ナシ。

○村ノ営造物及財産之管理

営造物アリ。則校舎弐棟又財産タルモノハ家屋壱棟アリ。及大字柏倉村有山林弐反六畝壱歩ハ大字鼻毛石村有田壱反五歩、畑四畝拾八歩、山林壱町九反拾歩、苗ケ島村有宅地九畝拾八歩、山林三町四反八畝五歩、大字馬場村有壱反六畝拾歩、宅地三反九畝八歩、山林壱町壱反壱畝廿六歩、大字大前田村有宅地弐反壱畝六歩、畑五畝廿八歩、山林壱町四畝拾七歩、田七歩、大字市之関村有畑壱畝九歩、山林三反七畝廿四歩アリ。之レカ管理手続等ノ如キハナシ。村長之ヲ管理ス。

○村経済ノ状況

村税其他負担ノ軽重ハ別表トス。徴収期四月十月ノ二期ナリ。而シテ村債ハナシ。滞納処分及延納ノ許可セシ事ナシ。

注意ノ件

一　索　引
一　財産台帳
一　営造物台帳
一　種痘名簿
一　保存文書収蔵方

明治三十九年の役場事務分掌をみると、この頃には組織が確定してくるのであった。

村　長　前原　芳雄　　助　役　長岡道三郎　　収入役　阿久沢源吉

科	事務内容	主任
第一科	兵事・社事・衛生・医事・学事・農工商ニ関スル事項	長岡朝太郎
第二科	土地水面ニ関スル事項、税務ニ関スル事項	田島新吉
第三科	会計上収支ニ関スル事項	農島秋太郎

他に書記　深沢伊三郎・阿久沢政雄

この頃の事務の傾向を書類の収受・発送件数からみると次のようになる。

種別	収受件数	発送件数	合計	種別	収受件数	発送件数	合計
庶務	一、四三六	八五一	二、二八七	土地	一七〇	八二	二五二
議事	四八	三二	八〇	税務	二一六	一一〇	三二六
兵事	五五九	一八一	七四〇	戸籍	六一〇	三二五	九三五
学務	二五九	六〇一	八六〇	寄留	四九	四五	九四

大正七年の役場事務分掌も明治三十九年の頃とほぼ同じであるが、事務内容の細かな記載があるので参考までにかかげておく。

科名	分掌事務	科長	科僚
第一科	議員選挙・会議・勧業土木・文書往復及ヒ他科ニ属セサル事務	書記　井上嘉重郎	書記　倉橋富義雄
	兵事、学務		
	戸籍・寄田		書記　井上嘉重郎

	社寺・土木		書記　杉下　茂樹
	衛生		書記　阿久沢民吉
第二科	税務・税外収入・地理		書記　杉下　茂樹
第三科	会計	収入役　中村伝平	書記　阿久沢民吉

この事務分掌は昭和二十年まで続くが、社会の進展にともなう変化が事務内容にも認められる。特に、昭和十六年に太平洋戦争（大東亜戦争）が始まると、戦時社会を反映して役場内にも「防空」「貯蓄」「配給・供出」「銃後奉行会」等の係が科の中に新たに設置されている。

この事務分掌も、事務量の増加によって終戦直前の昭和二十年四月には全面的に改正され、次のような課別の組織になった。

宮城村役場事務分掌・自昭和二十年四月実施

統裁	課名	係名	主要事務分掌
村長	総務課	総務係	村政ニ関スル事項・村有財産管理・村会・吏員ニ関スル事及委員会・翼賛運動ニ関スル事項
		庶務係	法令規程関係・議員選挙・其ノ他庶務一般・常会ニ関スル事項
		兵事係	兵事・馬匹・防空・警防
		財務係	土地・税務・税外・地理・土木
		戸籍係	戸籍・寄留・埋火葬認許可・身元及印鑑証明

経済課	産業係	自作農創設雑事・農地調整・食糧増産・供出ニ関スル事項・労力調整・畜産統計
	調査係	人口調査・国民登録・資源調査並ニ回収・国民貯蓄ノ奨励ニ関スル事項
	統制係	生活必需品企業整備・生活資源・配給統制加工票
役場		
学事課	学務係	国民学校・青年学校・其ノ他学事一般
	社寺係	社寺・宗教
厚生課	厚生係	国民体力・医療施設・幼児哺育・妊産婦・保険衛生ニ関スル事項
	社会係	教養・教済方面事業・社会事業・託児所・罹災救助・生活改善上関スル事項
	経理係	経理・用度・物品管理
銃後奉公会		軍事扶助・軍事生活扶助・其ノ他

現在の組織に近い形となっているが、「統制係」「兵事係」「銃後奉行会」等の中に戦争末期の社会情勢がうかがえる。

戦後は、地方自治法の制定をはじめ社会全般の民主化への大変革により、役場組織も大幅に改正された。

昭和二十二年五月二十八日に条例第一号として「宮城村課設置条例」が制定されその後、昭和三十七年六月、三十八年九月、四十一年五月と数回の改正が加えられた後、現在の組織にいたっている。

（昭和四十六年四月現在。宮城村例規集による）

課	係	分掌事務
総務課	庶務係	職員の進退及び身分に関する事項 議会及び村の行政一般に関する事項
	財務係	村の歳入歳出予算その他財務に関する事項 広報及び条例の立案に関する事項
	消防係	宗教及び外務に関する事項 消防に関する事項
住民課	戸籍住民登録係	生活保護に関する事項・社会福祉に関する事項
	民生係	社会保障に関する事項・保健衛生に関する事項 国民健康保険に関する事項
	衛生係	戸籍住民登録に関する事項 転出・転入に関する事項
	国民年金係	諸証明に関する事項・埋火葬認許に関する事項 犯罪人に関する事項
	国民健康保険係	配給に関する事項 印鑑証明に関する事項
農政課		農政・林政・商工・畜産に統計・計量に関する事項
建設課		道路橋梁・住宅及び建築・地理・観光・交通通信に関する事項

税務課	賦課係		村税・税外収入・土地台帳及び家屋台帳・土地及び家屋の図面・その他税に関する事項
	徴収係		
	管理係		
振興局			群馬用水事業・農業改善事業・農業土木に関する事項
出納室			村歳入・歳出・雑部金・物品会計・その他会計に関する事項

振興局に本村農業の変りゆく姿が反映している。なお、国民健康保険関係は、当初農業協同組合で取り扱っていたものであるが、昭和二十三年法律により役場に移管された。

また、戦前役場内の一課としておかれた学事課は、戦後は廃止されて「教育委員会」として独立し、学校教育、社会教育全般を担当することになった。

以上のような組織のもとに村政は執行されていったが、この中心になるのはもちろん村長である。

村長は、昭和二十二年までは村民の選挙によるものではなく、村議会において選出された。昭和二十二年以後は地方自治法の施行によって、村民の直接選挙により選出されるようになった。

昭和五年には、役場吏員の減俸問題に端を発して役場書記の辞職、次いで村長の辞職という問題が発生し、村長不在という時期があった。昭和五年十一月八日同年十一月十二日までの五日間であったが、この間は県から官選村長として、群馬県属天笠清が村長職務を代行した。

告示第四五号

勤多郡宮城村長職務官掌左ノ通リ任命セラレタリ

昭和五年十一月八日

群馬県属　天笠　清

告示第五一号

勢多郡宮城村長職務官掌トシテ本村ニ巡遣セラルタル左記ノ者本日解任セラレタリ

昭和五年十一月十二日

宮城村長　東宮端一郎

記

群馬県属　天笠　清

右のように、五日後には議会において村長東宮端一郎が選出され、県属は解任となったが、このような例はごくまれなことであった。

以下、昭和四五年三月三一日現在の役場職員、歴代助役・収入役・役場書記の一覧表をかかげておく。

第二節　村三役

一　歴代村長

東宮　六郎治　初代　明治二十二年五月―二十六年四月

苗ヶ島村廿二番地。平左衛門長男。嘉永四年四月十四日生。

苗ヶ島村小前惣代から戸長となり馬場村ほか二ヶ村連合戸長をつとめ、宮城村の成立にあたり初代村長となった。

昭和七年八月二十一日没。

妻トミ、山田郡天王宿藍原多十郎長女。

前原　甚太郎　二代　明治二十六年五月二十五日―二十八年四月五日

苗ヶ島村五拾九番地　喜与次長男。天保十一年三月十五日生。

村会議員（明治二十二年四月から二十八年四月）。初代につづいて村長兼議員であった。

明治三十六年十一月九日没。

妻ゲン、勢多郡上神梅磯田半平次女。

前原久弥　三代　明治二十八年四月二十四日―二十八年八月
苗ヶ島村一〇四三番地　徳八長男。
文政十一年九月二十八日生。
明治三十九年六月十五日没。

長岡道三郎　四代　明治二十八年八月二十六日―
三十二年八月二十五日
苗ヶ島村七四番地　与惣次長男。嘉永二年十一月十二日生。
村会議員（明治二十二年四月から四十年まで連続して議員で、その間に助役、村長）。助役（明治三十六年九月から三十八年九月まで）。
大正元年十二月二日没。妻ジヤウ。

前原芳雄　五代　明治三十二年九月―三十六年九月
六代　明治三十六年九月―四十年五月
弘化元年一月十三日生。弥平長男。
助役（明治二十二年五月から二十七年まで）
大正十四年九月十九日没。
妻さみ。佐波郡野村茂木紋弥長女。

阿久沢　友次郎　七代　明治四十年六月十日―四十四年六月九日
市之関四四番地。甚七郎長男。元治元年一月十六日生。
助役（明治三十一年五月から三十三年一月まで）
村会議員（明治二十五年から三十一年、三十四年から四十年、大正二年から十四年）。昭和二十二年九月三十日没。
妻そめ。柏川村深津真藤由造三女。

東宮　徳次郎　八代　明治四十四年六月十四日―四十五年三月十九日
苗ヶ島二二番地。六郎治長男。明治六年九月二十一日生。
役場勤務（明治三十三年から三十五年八月）
助役（明治四十一年二月から四十四年六月）
〃　（大正五年八月から六年二月まで）
大正六年十二月二十四日没。

長岡　朝太郎　九代　明治四十五年五月二十二日
―大正五年五月二十一日
馬場村二三三番地。周治郎長男。明治四年九月一日生。
村会議員（明治四十三年四月から大正二年）
収入役（大正十一年二月から十二年七月）
昭和三年五月十一日没。

小池一郎　十代　大正五年五月二十五日―九年五月二十四日
市之関三番地。要吉長男。明治五年七月十八日生。
村会議員（大正二年から六年）
昭和二十五年七月四日没。
妻がん、南勢多郡引田村斎藤幾太郎長女。

前原勝馬　十一代　大正九年五月二十五日―十三年五月二十四日
苗ヶ島村五七番地。前原甚太郎長男。慶応三年九月廿五日生。
助役（明治三十三年三月から三十四年九月まで）
昭和十五年一月三十一日没。
妻サダ、山田郡如来堂下山清次郎三女。

阿久沢源吉　十二代　大正十三年五月二十五日
―昭和三年五月二十四日
市之関村四二番地。万延元年三月五日生。勢多郡鎭村池田伝兵衛三男、阿久沢与三郎養嗣子となる。収入役（明治三十六年九月から四十四年九月まで）
助役（大正元年八月から五年八月まで）
〃　（大正十三年一月から十三年五月まで）
昭和九年十二月七日没。
妻里き、与三郎長女。

北爪徳衛　十三代　昭和三年五月二十五日―五年十一月六日
鼻毛石四〇番地。松三郎長男。明治四年二月三十日生。
妻いの、前原甚太郎二女。
昭和三十年十月三十一日没。

東宮端一郎　十四代　昭和五年十一月十二日―九年十一月十一日
十五代　昭和九年十一月十二日―十年九月七日
苗ヶ島一五七番地。伴一郎長男。明治十五年六月五日生。
助役（大正十五年七月から昭和五年十一月まで）
昭和十三年一月二十八日没。

深沢伊三郎　十六代　昭和十年五月十三日―十年十月十七日
鼻毛石三四一番地。善次郎長男。明治三年十月二十九日生。
収入役（大正十二年七月から昭和二年七月）
助役（昭和五年十一月から十年五月まで）
昭和十五年八月十九日没。

田島　荘次郎　十七代　昭和十一年三月三十日―十五年三月二十九日
大前田一三一七番地。東宮伴一郎二男。明治十八年七月二日生。
田島家養嗣子。助役。
村長の後に村議会議長（昭和十七年から二十二年）。
昭和四十五年七月十五日没。妻むつ。

阿久沢　武雄　十八代　昭和十五年三月三十日―十九年三月二十九日
柏倉六一三番地。長七長男。明治十三年十一月二日生。
助役（昭年十二年八月から十五年三月まで）
妻とよ（旧姓長沢）

東宮　祐吉　十九代　昭和十九年四月三日―二十一年十二月五日
苗ヶ島甲一一〇九番地。徳次郎四男。明治三十四年八月十六日生。
助役（昭年十五年四月から十九年四月まで）
昭年四十一年七月一日没。
妻モト。

前原　英四郎　二十代　昭和二十二年四月五日―二十六年四月四日
苗ケ島二〇二〇番地。勝馬四男。明治二十八年十二月二十八日生。
農協組合長。
妻かく。

阿久沢　千代吉　二十一代　昭和二十六年四月二十四日
―三十年四月三十日
柏倉五八六番地。民吉長男。明治三十年十一月七日生。
助役（昭和二十二年五月から二十六年四月まで）
妻せき（旧姓須田）

田島　清一郎　二十二代　昭和三十年五月一日―三十四年四月三十日
大前田甲一三一七番地。明治四十二年七月二十五日生。荘次郎長男。
宮城村教育長。
妻薫（旧姓神沢）

前原盤根　二十三代　昭和三十四年四月三十日
―三十八年四月二十九日
苗ヶ島四七三番地。良一長男。大正二年一月十三日生。
妻志もの（旧姓茂木）
現在群馬県議会議員。

阿久沢　俊夫　二十四代　昭年三十八年四月三十日
―四十二年四月二十九日
市之関七七二番地。誠男長男。明治四十一年九月二十四日生。
妻こう（旧姓松本）
現在大栄信用金庫理事長。

上野　丑之助　二十五代　昭和四十二年四月三十日
―四十六年三月二十九日
苗ヶ島六七三番地。広三郎長男、富太養子となる。明治三十七年十月一日生。
助役（昭和三十八年五月から四十二年四月まで）
妻里う（旧姓今泉）
現在宮城村文化財調査委員。

田村定吉　二十六代　昭和四十六年四月三十日―（現任）
馬場二五五番地。孝四郎長男。
明治三十七年一月一日生。
妻せいろ（旧姓松村）。

二　助役・収入役

助役

（氏名）	（就職年月日）	（退職年月日）
前原芳雄	明治三・五	明治三七
大崎庄次郎	〃　二七・五	〃　二七・三・五
北爪桂雄	〃　二八・三・二四	〃　二八・七
阿久沢源三郎	〃　二八・八・二六	〃　三一・三・二七
阿久沢友次郎	〃　三一・五・一	〃　三三・一・一七
前原勝馬	〃　三三・三・一〇	〃　三四・九・一九
長岡道三郎	〃　三四・九・一三	〃　三八・九・三
上野東太郎	〃　三九・三・一〇	〃　四〇・九・二七
東宮徳次郎	〃　四一・二・七	〃　四四・六・二三
北爪弥三次	〃　四四・六・一〇	〃　四四・七・九
阿久沢源吉	大正一・八・五	大正五・八・四
東宮徳次郎	〃　五・八・九	〃　六・二・七
石橋喜多次	〃　六・三・一	〃　一〇・二・二八
北爪清三郎	〃　一〇・三・五	〃　一一・三・三
北爪歌多	〃　一一・四・一	〃　一一・一二・二四
小池大助	〃　一一・一二・一〇	〃　一三・七・三
北爪久七郎	〃　一三・七・三	〃　一三・一〇・一〇
阿久沢源吉	〃　一三・一・三	〃　一三・三・二四
石橋喜多次	〃　一三・六・一七	〃　一五・六・一〇
東宮繁一郎	〃　一五・七・一〇	昭和五・一・四
深沢伊三郎	昭和五・一・一七	〃　一〇・五・三

収入役および同代理者

（氏　名）	（就職年月日）	（退職年月日）	備　考
田島荘次郎	〃 一〇・五・一六	〃 一一・三・三〇	
六本木喜代治	〃 一一・五・一〇	〃 一二・二・二一	
阿久沢武雄	〃 一二・八・八	〃 一五・三・三〇	
東宮裕吉	〃 一五・四・二四	〃 一九・四・二	
六本木小松	〃 一九・六・一〇	〃 二一・四・九	
阿久沢千代吉	〃 二一・五・三一	〃 二六・四・三	
金子一雄	〃 二六・五・一四	〃 三〇・四・三〇	
六本木小松	〃 三〇・五・八	〃 三四・四・三〇	
大崎公平	〃 三四・五・二五	〃 三八・五・二四	
上野丑之助	〃 三八・五・二五	〃 四二・四・三五	
大崎与平治	〃 四二・六・一	〃 四六・五・三一	
大崎清	〃 四六・六・一		
大崎藤次郎	明治三一・五	明治三八・四・四	
大崎長吉	〃 三八・九・一九	〃 三一・九・一八	
東宮保佐次	〃 三一・九・二七	〃 三六・九・二六	
阿久沢源吉	〃 三六・九・二八	〃 四四・九・二七	
中村伝平	〃 四四・九・二七	大正四・九・二七	
天川久五郎	明治四五・五・二五	〃 六・九・七	収入役代理書記
中村伝平	大正四・九・二八	〃 八・九・二七	
北爪歌多	〃 六・九・二〇	〃 一一・三・三〇	収入役代理書記
阿久沢民吉	〃 七・四・一九	〃 一一・一〇・三一	〃
北爪一郎	〃 八・九・二八	一〇・二・二三	
阿久沢貞吉	〃 一〇・二・二六	〃 一一・二・二三	
長岡朝太郎	〃 一一・二・二三	〃 一三・七・一四	
町田千代造	〃 一二・一・三〇	昭和四・一〇・二一	収入役代理書記
深沢伊三郎	〃 二・七・二〇	昭和二・六・一九	
前原政次	昭和二・七・二〇	〃 五・一・四	
小池平衛	〃 四・二・二〇	〃 五・一・四	収入役代理書記
前原政次	〃 五・一・五	〃 五・一・七	
萩原草七	〃 五・一・一七	〃 九・一・一六	
小池平衛	〃 五・一・二〇	〃 一一・七・一〇	収入役代理書記
萩原茂七	〃 九・一・一七	〃 一三・一・一六	
長岡鈴寿	〃 一三・一・一七	〃 一七・一・一六	
北爪弥太郎	〃 一七・一・一七	〃 二一・一・四	
前原文次郎	〃 二一・一・五	〃 二九・一・四	
前原光男	〃 二九・一・五	〃 三三・一・四	
吉田時男	〃 三三・一・五	〃 四五・一・四	
大崎茂	〃 四五・一・五		

三役場書記

（氏名）	（就職年月日）	（退職年月日）
田島　義方	明三・五・二五	明二七・四
長岡国太郎	〃三・六・八	〃二七・四
北爪嘉重郎	〃三・六・五	〃二七・三
阿久沢政雄	〃二六・四・三	〃二七・四・二
東宮保佐次	〃二七・四・二六	〃二八・八・三
北爪弥三次	〃二七・四・二八	〃二八・八・三
長岡朝太郎	〃二七・四・二六	〃二八・三・二七
北爪　岩重	〃二八・五・一四	〃三一・二・二六
倉橋　亀次	〃二八・九・一四	〃三二・一・一六
高井　丑郎	〃二九・四・三二	〃三〇・九・一七
田島　新吉	〃三〇・一〇・三二	〃四二・八・二五
長岡朝太郎	〃三一・一・三二	〃四一・一・三二
東宮徳次郎	〃三二・五・三三	〃三五・八
北爪久七郎	〃三六・四・一	〃三六・四・一四
阿久沢政雄	〃三六・四・一五	〃三八・一・三〇
倉橋富美雄	〃三六・七・一五	〃三七・三・三〇
深沢伊三郎	〃三七・四・三三	〃三八・八・一
豊島秋太郎	〃三八・四・一〇	〃四三・三・三一
東宮保佐次	〃三八・一〇・二一	〃三八・一〇・二八
阿久沢政雄	〃三九・四・五	〃四〇・三・三一
奈良原備雄	〃四一・一・三二	〃四一・四・三〇
天川久五郎	〃四一・三・二四	大六・九・七
阿久沢政雄	〃四一・五・一	明四四・三・五
東宮保佐次	〃四二・九・一	大四・三・二
田島　義男	〃四三・九・一	〃二・一一・一七
北爪久七郎	〃四四・三・三五	〃一・七・三一
杉下　茂樹	大一・八・二四	〃三・六・一六
六本木清重郎	〃三・一・四	〃六・一・三一
北爪久七郎	〃四・三・二八	〃四・八・三一
井上嘉重郎	〃四・八・三一	〃八・一一・三〇
田島　義男	〃六・一・三一	〃六・一一・一九
北爪　歌多	〃六・九・九	〃六・一一・三〇
倉橋富美雄	〃七・一・三一	昭五・一一・四
阿久沢民吉	〃七・三・二八	大一一・一〇・三一
町田千代造	〃八・三・三五	昭四・一〇・一二
白石　円八	〃九・三・三一	〃五・一一・四
田島　義男	〃一一・一〇・三一	〃五・一一・四
高井伊佐雄	〃三・七・一八	大一三・三・三〇
桜井泰次郎	〃三・三・三一	〃五・一・三
前原　登	〃三・四・三〇	昭五・六・一六
大崎勘次郎	〃五・一・一八	〃五・一一・四
大崎　茂雄	〃五・八・九	〃二・九・三〇
大崎　鶴松	昭二・一一・四	〃三・八・九
小池　平衛	〃三・九・九	〃五・一一・四
横山　敏司	〃四・三・四	〃五・一一・四
宮崎　政一	〃五・三・三一	〃五・一一・四
前原　光男	〃五・六・一六	〃五・一一・四
倉橋富美雄	〃五・一一・七	〃七・一〇・三一
前原　光男	〃五・一一・七	〃五・一二・三
島田　登	〃五・一一・八	〃一二・二・二〇
横山　敏司	〃五・一一・八	〃五・一一・二八
小池　平衛	〃五・一二・四	〃二一・七・一〇
阿久沢一作	〃五・一二・四	〃六・一・三一
深津利三郎	〃五・一二・四	〃一四・三・三一
北爪源三郎	〃五・一二・四	〃一九・一二・三
天川　友次	〃六・一・三一	〃一三・九・八
白石　国八	〃六・一・三一	〃三・一・三一
提　芳光	〃一〇・一・三一	〃一六・六・九
石橋　保	〃一〇・三・三一	〃一四・六・五

北爪	保男	〃二・七・三一	〃
吉田	貞義	〃三・一・三一	〃二九・二・三
北爪	亀男	〃三・三・三一	〃八・三・三
小池	光明	〃三・二・二八	〃
谷川	英世	〃三・三・三一	〃一四・三・一〇
深沢	正徳	〃一四・三・三一	〃一四・一一・一〇
深沢	一恵	〃一四・一一・一四	〃六・三・三一
高井	忠一	〃一六・四・三一	〃七・九・三〇
神尾	平吉	〃一六・六・三	〃三〇・三・三〇
酒井亀太郎		〃七・一・六	〃二一・三・二八
北爪一之輔		〃七・一・三	〃三一・三・九
前原	光男	〃七・一〇・三	〃九・一・三
春山	青一	〃八・三・三一	〃九
井上	治郎	〃九・二・三	〃三一・三・一〇
北爪	政衛	〃九・四・一〇	〃三一・四・三
霜田	君代	〃九・四・一六	〃一〇・一〇・三
井上	多加	〃九・八・二六	〃一〇・四・二五
堤	一雄	〃一〇・七・三一	〃三七・九・三〇
高井	文雄	〃二一・三・三一	〃二六・三・三一
高橋	弘	〃二四・三・三一	〃二四・三・三一
前原	正香	〃三一・五・三〇	〃
大崎	茂	〃三四・八・三一	〃
後藤美代子		〃三一・一〇・三五	〃八・四・一五

北爪恵美子		〃三五・二・一五	〃三一・一・一〇
松村	かね	〃三五・四・五	〃
松村	充子	〃三五・四・五	〃六・四・三〇
六本木芳男		〃三五・五・一〇	〃
長岡	輝司	〃三五・八・三一	〃
北爪	若子	〃三五・一〇・一	〃三一・三・三一
勝田	一夫	〃三五・一一・三	〃三七・八・三〇
東宮	志夫	〃三五・三・四	〃
北爪	政一	〃三五・三・三一	〃
神尾タツ子		〃三六・四・一	〃二六・一・三〇
須藤	知雄	〃	
千吉良房江		〃	昭六・一・三一
六本木	高	〃	〃三〇・三・三一
長岡フサエ		〃	
東宮	志夫	〃三六・七・一	
石橋	保	〃三七・一・三〇	
高橋	信二	〃三七・一一・一	
北爪	浩子	〃三七・一〇・三九	
霜田	君代	〃六・五・一	
小保方春代		〃 七・一	
山口	定男	〃 一〇・一	
浅田	直江	〃	
吉田テツ子		〃 一一・一	昭三五・一・三一

土屋なつ子		〃二九・三・一	〃二五・四・三〇
横山	喜代	〃三七・四・一	
北爪	光	〃三一・四・一	
松永	健一	〃三四・七・一	
阿久沢徳次		〃三五・四・一	昭四〇・三・三一
阿久沢嘉雄		〃三五・一・一	〃三九・六・三〇
松村	達夫	〃三一・四・一	〃六・八・三一
沢田	明恵	〃三五・四・一	
庄司久仁子		〃	昭
大崎	順一	〃三五・九・一	
松本奈美江		〃	
沢田	淳	〃六・四・三一	
大崎	キワ	〃三七・四・一	
河田	君代	〃	
大崎	進	〃三七・五・一	昭四〇・三・三一
細井	輝子	〃三七・四・一	
吉沢	亨夫	〃三五・九・一	
藤平	典子	〃四〇・一・一	昭
松村	高明	〃	
滝沢	マサ	〃	
六本木英夫		〃	
深沢きく代		〃二四・六・五	昭三五・九・六
北爪	さく	〃	〃六・三・三一

末島まさ子	〃三六・四・一	〃三六・三・三一
吉野　政治	昭三・八・三一	昭七・三・三一
篠原　ハツ	〃三六・五・一四	〃三七・三・三一
大崎あき代	〃三一・五・三一	〃三一・八・三一
井上しげり	〃三〇・四・一	〃三四・七・六
阿久沢ちかし	〃六・一〇・一	〃三四・一二・二四
石原　静枝	〃三五・四・一	〃三六・四・一〇
角田　紀子	〃三七・四・一	〃三九・四・三〇
松村　美枝	〃三五・九・一	〃四一・六・三〇
山崎　栄子	〃三九・一・五	〃四一・一・三一
酒井　勝人	〃四一・六・三〇	〃四二・六・三〇
五百部　正	〃三九・四・一	〃四四・六・二
棚橋　利道	〃四二・四・一	〃四四・七・三一
大崎　啓夫	〃四二・四・一	〃四四・三・二〇
阿久沢幸子	〃三四・一二・二一	〃四四・三・三一
金子富美男	〃四四・三・二五	〃四五・一・七
小池　信衛	〃三九・五・一	〃四五・一・三一
豊島　利夫	〃六・一二・一	〃四五・三・三一
松永　正江	〃三五・九・一	〃四五・八・一〇
宮田　カネ	〃四四・三・三一	
前原　誠一	〃三一・三・二六	
六本木　充	昭四〇・四・一	
大崎　育寿	〃四一・四・一	

桜井えつ子	〃四二・四・一	
豊島　妙子	〃四五・四・一	
阿久沢ハツ	〃三九・四・一	
深沢　保路	〃四一・四・一	
戸谷　利夫	〃三九・六・一	
石橋　敦子	〃四五・四・一	
深沢　知行	〃三九・一〇・一	
大崎　武男	〃四一・一・六	
野口　芳江	〃四〇・四・一	
北爪　範夫	〃四一・四・一	
中沢　竹男	〃四四・八・二	
真隅田吉安	〃四五・二・九	
北爪　賢寿	〃三九・四・一	
北爪その江	〃三九・四・一	
北爪かほる	〃四四・五・三	
板橋　悦夫	〃四六・一・二〇	
小池　満	〃四六・二・一	
堤　千佳子	〃四六・四・一	
前原　章一	〃四六・四・一	
阿久沢市郎	〃四六・四・一	
金井知恵子	〃四六・四・一	

職員一覧

（昭45・3・31現在）

（職名）	（氏名）	（係名）	（氏名）
村長	上野丑之助		
助役	大崎与平治		
収入役	大崎　茂		
教育長	田島清一郎		
		総務課	東宮志夫
		〃	浅田直江
		〃	松永健一
		〃	宮田カネ
		出納室	沢田明恵
		〃	細井輝子
		公使	小林　茂
		〃	小船勝次
		〃	田口義治
		税務課	前原誠一
		〃	六本木芳男
		〃	沢田　淳
		〃	六本木英夫
		〃	六本木　充
		〃	野口芳江
		〃	中沢竹男

振興局　小池光明
〃　山口定男
〃　松村高明
〃　大崎武男
〃　深沢保路
〃　北爪範夫
〃　桜井えつ子
農政課　真隅田吉安
〃　須藤知雄
〃　高橋信二
〃　千吉良房江
〃　北爪光
〃　戸谷利夫
建設課（水道局兼任）　石橋保
〃　吉沢亨夫
〃　阿久沢ハツ

水道局住民課　大崎育寿
〃　深沢知行
〃　大崎順一
〃　前原正香
〃　横山喜代
〃　松本奈美江
〃　大崎キワ
〃　滝沢マサ子
〃　北爪賢寿
〃　北爪その江
〃　滝沢かほる
〃　板橋悦夫
〃　長岡輝司
〃　富田いね子
〃　松永正江
〃　桜井キヨノ

教育委員会　霜田君代
〃　河田君代
〃　石井政幸
〃　神尾平吉
〃　吉沢栄子
〃　小池喜美恵
〃　松村康平
〃　堤百合子
〃　木村益枝
〃　北爪美代子
〃　北爪巴
〃　六本木秀子
公使　宮原ちよ
〃　大羽賀角次
〃　大羽賀花江
〃　大崎秋男

第三節　村議会

一　戦前の議会

明治二十一年市制町村制が公布になると村会を開き、直ちに村政を施行すべき意欲が先行するが、そこに至るべき手順がある。明治二十一年始めに村政の運営にあたって懸命だったふんい気を伝える文書を示す。

村会開設御猶予之義上申

明治廿一年二月廿三日　戸長欠員ニ付用係　田島義方

村会及連合村会ハ規則第廿七条ニヨリ二月中開会可致之処本年一月以降廿年度分土地台帳訂正廿一年度第壱期地方税徴収簿調製及戸長事務引継其他事務頗ル繁多ニシテ本月中開会仕兼候就テハ来ル三月十日迄開会之義御猶予相成度此段上申候也

群馬県知事　佐藤与三殿

南勢多郡鼻毛石四ヶ村

書面之趣戸長赴任之上速ニ開会スベシ

明治廿一年二月廿五日

知事代理

群馬県書記官　渡辺清

村議会議員は、明治二十二年～大正十四年五月までは、年々の固定資産の額により一級議員と二級議員とに区分されていた。その定員は明治二十二年～大正十年までが十二名（一・二級各六）、大正十年から十八名（一・二級各九）であった。一級・二級の区分は大正十四年にいたって廃止された。なお、大正十四年以後も定員は十八名であった。戦後は定員二二名と改正され現在に至っている。

村議会での決議の主なものは、各年度の予算と決算に関すること、条例規定の設定、改廃、基本財産管理造成処理に関すること、教育に関すること、農事関係その他村全般に関する事、課税戸数割等級認定に関する件等である。なかでも、各年度の予算・決算に関する審議は村の行政を左右するものであり、条例規程の設定・改廃とともに最も重要な審議事項である。

議会の運営は、議長を中心におこなわれるが、議会発足当初より昭和二十一年十月までは、村長が議会の招集とともに議長も兼任した。

昭和二十年の終戦とともに昭和二十一年十月五日町村制改正規定が国より出され、村議会議員の中より選挙によって選出されることとなり、執行者である村長と、議決機関である議会とが明確に区分された。初代議長は田島荘一郎、副議長は高橋福太郎である。

また、村行政にあたって、村政についての審議、議決機関は村議会が最高であり、唯一のものがあったが、戦争が拡大されつつあった昭和十八年九月には宮城村参与条例が制定され、村議会議員の他に五名の参与がおかれ、次の条例にもみるように、村長の相談役として村政に関する重要事項について審議し、その方針が打ち出されたようである。

これに対し終戦後の村議会は村の審議、議決機関として唯一最高のものとしての立場が確立された。

宮城村参与条例

昭和十八年九月二十八日議決

第一条　本村ニ参与ヲ五人置ク。

第二条　参与ハ村会議員、各種団体ノ代表者其ノ他学識経験アル者（国民学校長、篤農家、自治功労者等）ノ中ヨリ村長之ヲ選任ス。

条三条　参与ノ任期ハ二年トス（下略）

第四条　（中略）

第五条　参与会ニ於テ審議スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一　村是村ノ教育是等ニ関スルコト

二　村の振興ニ関スル基本計画ニ関スルコト

三　各種団体等ノ活動ノ綜合調整及之ガ機能ノ発揚ニ関スルコト

四　各種生産物ノ増産及供出ニ関スルコト

五　各種物資資材ノ配給ニ関スルコト

六　分村移民其ノ他労務需給計画ニ関スルコト

七　銃後ノ生活安定充実ニ関スルコト

八　防空其ノ他警防ニ関スルコト

九　各種国民運動ノ実践ニ関スルコト

十　其ノ他挙村的各種事項ニ関スルコト

第六条　参与会ハ月一回予メ村長ニ於テ定メタル期日ニ之ヲ開ク村長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時ニ開クコトヲ妨ゲス

第七条　（略）

第八条　参与ハ自己ノ立場ニ拘ラズ挙村的協力一体ノ精神ニ則リ深ク国ノ方針ト部民ノ生活ヲ察シ献身奉公ノ実ヲ挙揚スルヲ以テ本旨トスベシ参与ハ会議ノ内外ヲ問ハズ村長ノ統裁アリタル事項ニ付異議ヲ唱ヘ其ノ他之ニ反スル言動ヲ為スコトヲ得ズ。

当時選任された参与は次の五名である。

六本木小松　上野丑之助　田島荘次郎　中島正三郎（小学校長）　金子一雄

参考資料

昭和三年の村議会

本村議員定数十八名、現在十六名二名欠員アリ

昭和三年中村会ヲ招集セシ回数九回会議日数十六日会議ニ附シタル事件五十件ナリ議員ハ能ク出席シ毎会議平穏ニシテ概ネ原案ヲ可決セリ

村条例及規程ノ設定改廃左ノ如シ

議決月日	件名	設定改廃
三月二十日	宮城村名誉職員有給吏員其ノ他給与規程中改正ノ件	改正
十一月二十一日	宮城村手数料条例改正条例	〃
十一月二十二日	宮城村督促手数料条例改正条例	〃
〃	宮城村基本財産蓄積改正条例	〃
〃	宮城村小学校基本財産蓄積条例改正条例	〃
〃	宮城村罹災教助資金蓄積条例改正条例	〃
〃	宮城村有財財産管理処理処分規程改正ノ件	〃
十二月二十五日	宮城村名誉職員有給吏員其ノ他給与規程中改正ノ件	〃

開会月日	閉会月日	件名	結果
二月廿五日	二月廿八日	昭和三年度群馬県勢多郡宮城村歳入歳出予算	修正議決
		昭和三年度宮城村々税賦課率ノ件	原案可決
		村費寄附ノ件	〃
		昭和三年度宮城村歳計現金預入ノ件	〃
		村税制限課税ノ件	〃
		臨時出納検査立会議員選挙ノ件	指名推薦ノ通リ当選ス
		県有御成婚記念模範林保護契約締結ノ件	原案可決
		第四区長代理者死亡報告並ニ後任者選定ノ件	村長推薦ノ通リ選定
三月廿日	三月廿日	寄附金受入ノ件	原案可決
		宮城村名誉職員有給吏員其他給与規程中改正ノ件	〃
		宮城尋常高等小学校手工室建築ノ件	〃
		宮城尋常高等小学校手工室建築工事請負随意契約ノ件	〃
		宮城尋常高等小学校手工室建築委員並ニ費用弁償額支給規定認定ノ件	〃
		宮城尋常高等小学校手工室建築委員推薦ノ件	村長推薦ノ通選定
		昭和二年度群馬県勢多郡宮城村歳入歳出追加更正予算	原案可決
		路線変更ニ関スル件	諮問ニ異議ナク答申書議決
四月廿八日	四月廿九日	昭和三年度県税家屋税賦課ニ関スル家屋ノ等差及各納税義務者ノ賦課額決定ノ件	原案可決
		寄附金受入ノ件	受入ニ決ス
		昭和三年度群馬県勢多郡宮城村歳入歳出追加予算	原案可決

宮城尋常高等小学校附属倉庫処分ノ件	五月廿一日	五月廿一日	原案可決	
宮城尋常高等小学校附属講堂建築ノ件	五月三十日	五月三十一日	〃	
宮城尋常高等小学校建築工事請負随意契約ノ件			投票（当選者）北爪徳衛	
宮城村長選挙ノ件	七月十三日	七月十四日	原案可決	
昭和三年度宮城村特別税戸数割納税義務者別決定ノ件			村長推薦ノ選定	
宮城村学務委員補欠選挙ノ件	八月三十日	八月三十日	原案可決	
退職慰労品贈呈ノ件			〃	
昭和三年度群馬県勢多郡宮城村歳入歳出追加予算			諮問ニ異議ナク答申書ヲ議決ス	
路線変更ノ件	十一月二十一日	十一月二十二日	原案可決	
昭和二年度群馬県勢多郡宮城村歳入歳出決算認定			〃	
昭和三年度群馬県勢多郡宮城村歳入歳出追加更正予算			〃	
自作農創設ニ関スル起債ノ件			〃	
自作農創設資金貸付ノ件			〃	
米ノ売買金残金ヲ罹災者救助資金ニ編入ノ件			〃	
弔慰料支給事後承認ノ件			〃	
昭和三年群馬県勢多郡宮城村歳入歳出追加予算			〃	
自作農創設ニ関スル起債ノ件			〃	
自作農創設資金貸付ノ件			〃	
村有財産立木処分ノ件			〃	
村費補助ノ件			〃	
宮城村手数料条例改正条例			〃	
宮城村督促手数料条例改正条例			〃	
宮城村小学校基本財産蓄積条例改正条例			〃	

十二月二十五日	十二月廿五日	宮城村罹災救助資金蓄積条例改正条例	原案可決
		宮城村有財産管理及処分規程改正ノ件	〃
		宮城村伝染病予防委員満期報告並ニ後任者選定ノ件	村長推薦ノ通選定
		土地購入ノ件	原案可決
		宮城小学校敷地内立木売却随意契約ノ件	〃
		宮城村名誉職員有給吏員其ノ他給与規程中改正ノ件	〃

二　戦後の議会

戦後の大きな社会変革に伴って、村議会においてもいくつかの変革がおこなわれた。特に、前述のように、それまでは村長は村議会において選出され、議員及び村議会議長を兼ねていたのに対し、戦後は審議機関である村議会と執行者である村長とは明確に区分され、村長も村議会議員同様住民の直接選挙で選出されるようになったこと、議会議長は村議会議員の中から選出され、村長とは分離したこと等が大きな変革である。

昭和二十一年十月には宮城村会々議規則が改正された。それ以前の会議規則が残っていないため現在のものとの比較できないが、二十一年の改正点は次の通りである。

第一章

第一条　議員は招集の告示に指定する期日に会議室に参集すべし

第二条　村会成立したるときは村長開会を宣告するものとす。

第二章

第三条　会期は定例会を五日以内臨時会を二日以内とし、開会の際議長之を定む、但し通常予算を議する会議に在りては十日以内とす。

前項の規定により会期を定めたるときは、直に議員に告知し併せて之を村長に通知すべし。

第四条　前条の会期内に議案の審議を終らざる時又は臨時急

施を要する事件あるとき其の他特別の必要あるときは議長は（三日以内に於て）会期を延長することを得。

第三章　閉　会

第五条　村会閉会の場合に於て議案又は建議中議決に至らざるものは後会に継続せず。

第六条　閉会は村長之を宣告す。

第二十一条中「（議員を兼ねる町村長共）」を削る。

（昭和二十一年十月三十一日議決）

宮城村村会定例会条例

宮城村村会の定例会は毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月これを開く。

（昭和二十一年十月三十一日議決）

しかし、この規則も村会の開会、閉会は村長が宣告するといった点では以前の慣習を踏襲している。

現在の議会会議規則は、昭和二十六年度に制定され昭和三十一年度に一部改正したもので、議会の開閉会は議長が宣告することになっている。

村　議　会（昭和45年度）

三　歴代議長

六代　中村　定寿
昭和38年4月30日就職
昭和42年4月29日満期

三代　六本木小松
昭和26年5月8日就任
昭和30年4月30日退職

七代　石原　弥作
昭和44年5月6日就職
昭和46年4月29日満期

四代　中村惣一郎
昭和30年5月1日就任
昭和35年4月30日退職

初代　田島荘次郎
昭和21年10月8日就任
昭和22年4月30日満期

八代　松村　信雄
昭和46年5月11日就職
現　議　長

五代　阿久沢俊夫
昭和34年4月30日就職
昭和38年4月29日満期

二代　下田勇一郎
昭和22年5月31日就任
昭和26年4月30日満期

○議会定例会条例

（昭和三十一年九月二十七日条例第十五号）

沿革　昭和二十年条例第四十八号
昭和二十二年九月三十日条例第四十八号改正
昭和二十八年八月二十八日条例第十四号改正

宮城村の定例会は毎年三回これを開く。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

但し昭和三十一年に限り一回とする。

○宮城村議会委員会条例

（昭和三十一年九月二十七日条例第十四号）

沿革　昭和二十六年六月十二日　条例第七十号

第一章　通　則

（常任委員会の設置）

第一条　議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称及びその所管）

第二条　常任委員会の名称及び所管は、次の通りとする。

1　総務常任委員会
村政一般、庶務その他委員会に属しない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

2　教育民生常任委員会
教育、社会及び保健に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

3　産業経済常任委員会
産業、経済に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

4　土木常任委員会
土木に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

（以下略）

昭和四十五年度議決事項

第二回定例会（九月九日）
○　宮城村公平委員会の選任について
○　宮城村固定資産評価審査委員会委員選任について

第三回　〃　（九月九日）
○　群馬県町村非常勤務職員の公務災害補償に関する条例を制定する条例について
○　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例を廃止する条例について
○　群馬県町村非常勤職員公務災害補償組合負担金条例を制定する条例について
○　群馬県町村非常勤職員公務災害補償組合負担金の設立について

○ 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例
○ 村長、助役、収入役等に対する夏期手当、年末手当及年度末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
○ 宮城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
○ 字区域の変更及設定について

四十六年一月定例会
○ 議会の議員の報酬及費用弁償等に関する条例の一部改正
○ 村長、助役、収入役の諸給与条例の一部改正する条例
○ 宮城村教委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
○ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及費用弁償に関する条例の一部改正
○ 非常勤特別職の報酬に関する特例の一部改正
○ 群馬県町村職員退職手当組合を組織する町村等の数の変更及これに伴う規約変更について
○ 村の区域大字赤城山の設定について
○ 村の区域字名の変更について
○ 村の区域の廃止及編入について
○ 公有水面埋立免許に関する意見について

第四回臨時会
① 専決処分の承認
② 村道の一部廃止

第五回 〃
○ 宮城村職員の給与に関する条例の一部改正する条例
○ 宮城村旅費支給条例の一部改正
○ 議会の議員の報酬及費用弁償等に関する条例の一部改正
○ 村長、助役、収入役の諸給与条例の一部改正
○ 宮城村昭和三十一年度凍霜害対策経営資金融資特別借置条例の全部廃止
○ 宮城村広域簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正
○ 宮城村税条例の一部改正

第六回 〃
○ 村道の認定

第七回 〃
○ 宮城村乳児、高令者医療給付条例
○ 教育委員会委員の任命について

第一回臨時会
○ なし

第二回　〃　○　群馬県町村職員退職手当組合を組織町村等の数の増加及びこれに伴う規約の変更について

○　群馬県消防団員補償報償組合の規約改正について

○　村民プール工事契約について

四　村会議員（一級）　定員六名　任期四年

（氏名）	（大字）	（就任年月日）	（退任年月日）	備考
北爪弥文治	鼻毛石	明三三・四・二六	明三五・五・	定員六名定期改選
阿久沢平吉	柏倉	〃	〃	〃
阿久沢源三郎	〃	〃	〃	〃
長岡鎌太郎	馬場	〃	明三六・四・三五	
堤　清吉	〃	〃	〃	
東宮　六郎	苗ケ島	〃	〃	〃
奈良原晴麿	三夜沢	〃三五・五・一〇	〃三一・五・一〇	
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃	
北爪弥文治	鼻毛石	〃	〃	
東宮伴一郎	苗ケ島	〃三六・五・一八	〃三四・五・一八	
前原　芳雄	柏倉	〃	〃	
鹿田　台吉	馬場	〃	〃三五・一・七	
大崎庄次郎	柏倉	〃三一・四・二九	〃三七・三・二九	
堤　清吉	馬場	〃	〃三五・一・七	
下田幾太郎	大前田	〃	〃	

阿久沢源三郎	柏倉	〃三四・五・一八	〃四〇・五・一七	
大崎　鍋吉	柏倉	〃	〃四〇・八・九	
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃　五・八	
長岡国太郎	馬場	〃	〃三七・四・二九	
田島　義方	大前田	〃	〃	
北爪弥文治	鼻毛石	〃三七・四・三〇	〃四〇・五・九	
田島　義方	大前田	〃	〃	
長岡国太郎	馬場	〃	〃大一〇・一	死亡
長岡鎌太郎	〃	〃四〇・五・一八	〃四五・四・三	辞職
高井　丑郎	大前田	〃	大二・五・一七	失職
小池　一郎	市之関	〃	〃	〃
北爪　歌多	柏倉	〃	明四五・四・三〇	
石橋喜多次	苗ケ島	〃	〃	
北爪　徳衛	鼻毛石	〃	〃	
長岡朝太郎	馬場	〃四五・四・三〇	大二・五・一六	失職
北爪　徳衛	鼻毛石	〃	〃	〃

石橋鍋重郎	苗ヶ島	〃	〃		
前原　寿次	〃	〃	〃		
東宮租一郎	〃	大二・五・一八	〃六・五・一六	満期	
大崎綱五郎	柏　倉	〃	二・三・三〇	死亡	
北爪　徳衛	鼻毛石	〃	〃六・五・一六	満期	
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃		
下田愛太郎	大前田	〃	〃		
吉沢　洸八	馬　場	〃	〃三・一二・一五	死亡	
上野　富太	苗ヶ島	〃六・五・一七	〃一〇・五・一六	満期	
萩原　茂七	大前田	〃	〃		
阿久沢貞吉	柏　倉	〃	〃		
六本木春吉	〃	〃	〃		
堤　八代吉	馬　場	〃	〃		
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃		

村会議員（二一級）　定員六名　任期四年

（氏名）	（大字）	（就任年月日）	（退任年月日）	備考
北爪　桂雄	柏　倉	明三・四・二五	明六・四・二四	
小池　粂八	市之関	〃	〃	
田島　新吉	大前田	〃	〃	
鹿田　彦八	馬　場	〃	〃	
深沢伊三郎	鼻毛石	〃一〇・五・一七	〃一三・七・一八	改正、定員九名となる
北爪　歌多	柏　倉	〃	〃一四・五・一六	辞職
大崎保佐治	〃	〃	〃	満期
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃	
石橋喜多次	苗ヶ島	〃	〃	
長岡朝太郎	馬　場	〃	〃二・三・二九	辞職
東宮租一郎	苗ヶ島	〃	〃	
中村　伝平	大前田	〃	〃三・八・三一	〃
後藤　平作	〃	〃	〃	
井上嘉重郎	苗ヶ島	〃三・三・三一	〃一四・五・一六	満期
北爪亀次郎	鼻毛石	〃	〃	
堤　亀三郎	馬　場	〃	〃	
前原甚太郎	苗ヶ島	〃	〃	
長岡道三郎	〃	〃	〃	
北爪　数吉	鼻毛石	明三五・五・九	明三一・五・一〇	
萩原秀五郎	大前田	〃	〃	
宮田　伝作	大前田	〃	〃	

阿久沢源三郎	柏倉	明六・五・一七	明三四・五・一八		
長岡道三郎	苗ヶ島	〃	〃		
星野　三郎	〃	〃	〃		
堤　清吉	馬場	明二九・七・二七	明三一・五・六		
六本木豊太郎	市之関	明三二・四・二九	明三七・四・二八		
北爪佐文治	鼻毛石	〃	〃		
奈良原清麿	三夜沢	〃	明三七・三（日不詳）		
長岡道三郎	苗ヶ島	明三四・五・一七	明四〇・五・一七		
星野　三郎	〃	〃	〃		
東宮伴一郎	〃	〃	〃		
六本木豊太郎	市之関	明三七・四・二九	明四〇・五・九		
奈良原晴麿	三夜沢	〃	〃		
六本木春吉	柏倉	〃	〃		
宮田三代吉	鼻毛石	明四〇・五・一七	大二・五・一六	制第一五条ニ依リ失職	
阿久沢良造	市之関	〃	明四五・四・三	辞職	
中村　伝平	大前田	〃	〃		
吉沢　洗八	馬場	〃	明四五・四・二九		
北爪弥三次	柏倉	〃	〃		
前原　寿次	苗ヶ島	〃	〃		
阿久沢貞吉	柏倉	明四二・四・二九	大二・五・二九	制第一五条ニ依リ失職	
阿久沢良造	市之関	〃	〃	〃	
北爪初太郎	大前田	〃	〃	〃	
吉沢　洗八	馬場	〃	〃	〃	

北爪弥三次	柏倉	〃	大二・八・三	死亡	
阿久沢貞吉	柏倉	大二・五・七	大六・五・一六	満期	
小池　一郎	市之関	〃	〃	〃	
後藤　平作	大前田	〃	〃	〃	
宮田三代吉	鼻毛石	〃	〃	〃	
上野　富太	苗ヶ島	〃	〃	〃	
田村喜三郎	馬場	〃	〃	〃	
北爪初太郎	大前田	大六・五・七	大一〇・五・一六	〃	
東宮租一郎	苗ヶ島	〃	〃	町村制第壹条ニヨリ失職	
大崎　清吉	柏倉	〃	大六・八・四	〃	
長岡朝太郎	馬場	〃	大六・五・一六	満期	
北爪清三郎	鼻毛石	〃	〃	〃	
小池　大助	市之関	〃	〃	〃	
松村福太郎	苗ヶ島	大一〇・五・一七	大一四・五・一六	大一〇・五・一七ヨリ定員九名満期	
六本木春吉	柏倉	〃	〃	〃	
大崎佐四郎	〃	〃	〃	〃	
上野　富太	苗ヶ島	〃	大三・八・三一	辞職	
北爪久七郎	鼻毛石	〃	大一四・五・一六	満期	
岩崎　琳吉	大前田	〃	〃	〃	
北爪　茂平	鼻毛石	〃	〃	〃	
堤　清一郎	馬場	〃	大一一・三・一〇	死亡	
小池　大助	市之関	〃	大一四・五・一六	満期	

石橋鍋重郎　苗ヶ島　大三・三・三　大一四・五・一六　〃

北爪　一郎　柏倉　〃　〃　〃

村会議員　定員一八名　任期四年（級別廃止）

（氏名）	（大字）	（就任年月日）	（退任年月日）	備考
前原　勝馬	苗ヶ島	大一四・五・一七	昭四・五・一六	満期
東宮租一郎	〃	〃	〃	〃
北爪勝三郎	鼻毛石	〃	〃	〃
田島荘次郎	大前田	〃	〃	〃
阿久沢一作	柏倉	〃	〃	〃
大崎保佐治	〃	〃	〃	〃
堤　亀三郎	馬場	〃	大一五・二・二三	死亡
北爪久七郎	鼻毛石	〃	昭四・五・一六	満期
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃	〃
北爪初太郎	大前田	〃	〃	〃
阿久沢熊吉郎	〃	〃	大一五・一〇・一六	死亡
松村福太郎	苗ヶ島	〃	昭四・五・一六	満期
大崎佐四郎	柏倉	〃	〃	〃
北爪　一郎	〃	〃	〃	〃
石橋鍋重郎	苗ヶ島	〃	〃	〃
小池　大助	市之関	〃	〃	〃
井上吉五郎	馬場	〃	〃	〃
北爪亀次郎	鼻毛石	〃	〃	〃
上野　富太	苗ヶ島	昭四・五・一七	昭五・五・一三	死亡
小池　大助	市之関	〃	昭八・四・一	辞職
小沢高喜知	柏倉	〃	〃	〃
田島荘次郎	大前田	〃	〃	〃
松村福太郎	苗ヶ島	〃	〃六・八・二二	死亡
星野規矩三	〃	〃	〃八・四・一	辞職
磯田亥三郎	大前田	〃	〃	〃
品川橋太郎	〃	〃	〃	〃
石橋鍋重郎	苗ヶ島	〃	〃	〃
井上吉五郎	馬場	〃	〃	〃
大崎保佐治	柏倉	〃	〃	〃
松村吾市郎	柏倉	〃	〃	〃
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃	〃
北爪　柳治	鼻毛石	〃	〃	〃
六本木喜重郎	柏倉	〃	〃	〃
北爪久七郎	鼻毛石	〃	〃	〃
阿久沢雄一郎	柏倉	〃	〃	〃

田村孝四郎	馬場	〃	〃	〃	〃
大崎　公平	柏倉	〃	〃	〃	〃
小堀釣十朗	市之関	昭八・四・三	昭三・四・二	満期	
岩崎　染吉	大前田	〃	〃	〃	〃
北爪　柳治	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
大崎保次郎	柏倉	〃	〃	〃	〃
北爪六郎治	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
六本木喜代治	柏倉	〃	〃	〃	〃
小沢高喜知	〃	〃	〃	〃	〃
吉田岩吉郎	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
松村安治郎	柏倉	〃	〃	〃	〃
星野規矩三	苗ヶ島	〃	昭二・二・二	死亡	
上野東太郎	〃	〃	〃三・二・七	〃	
大崎　政衛	柏倉	〃	〃三・四・二	満期	
宮田忠太郎	大前田	〃	〃	〃	〃
松村吾市郎	柏倉	〃	〃	〃	〃
田村孝四郎	馬場	〃	〃	〃	〃
小池　大助	市之関	〃	〃	〃	〃
品川橋太郎	大前田	〃	〃	〃	〃
吉沢　初雄	馬場	〃	〃	〃	〃
下田勇一郎	大前田	昭三・四・三	昭七・五・二〇	〃	〃
小堀釣十郎	市之関	〃	〃	〃	〃
小沢忠太郎	柏倉	〃	〃	〃	〃

荻原三代次	大前田	〃	〃	〃	〃
北爪　道治	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
大崎　政衛	柏倉	〃	〃	〃	〃
前原　勝馬	苗ヶ島	〃	〃	〃	〃
前原　光男	〃	〃	昭二・一・二六	死亡	
東宮端一郎	〃	〃	〃七・五・二〇	満期	
松村安次郎	柏倉	〃	〃	〃	〃
東宮　裕吉	苗ヶ島	〃	〃	〃	〃
井上豊次郎	馬場	〃	〃	〃	〃
高橋福太郎	市之関	〃	〃	〃	〃
松村吾市郎	柏倉	〃	〃	〃	〃
大崎　従朗	柏倉	〃	〃	〃	〃
井上丑太郎	馬場	〃	〃	〃	〃
深沢伊三郎	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
北爪六郎治	〃	〃	〃	〃	〃
前原林太郎	鼻毛石	昭七・五・二	昭三・四・三〇	〃	〃
阿久沢千代吉	柏倉	〃	〃	〃	〃
高橋福太郎	市之関	〃	〃	〃	〃
北爪　勝寿	柏倉	〃	〃二・二・二四	死亡	
神尾　市郎	大前田	〃	〃三・四・三〇	満期	
上野丑之助	苗ヶ島	〃	〃	〃	収入役就職ニ依リ退職
前原文治郎	苗ヶ島	〃	〃三・一・五	〃	
阿久沢亜市郎	市之関	〃	〃三・四・三〇	満期	

深津利三郎	柏倉	〃	〃	〃	
前原　政次	苗ヶ島	〃	〃	〃	
北爪仙三郎	鼻毛石	〃	〃	〃	
北爪　道治	〃	〃	〃	〃	
田島荘次郎	大前田	〃	〃	〃	
手島弥三雄	苗ヶ島	〃	〃	〃	
大崎　政衛	柏倉	〃	〃	〃	
堤　譲一郎	馬場	〃	〃	〃	
磯田　義雄	大前田	〃	〃	〃	
井上豊次郎	馬場	〃	〃	〃	
昭和二十二年より定員二二名					
松村　義房	柏倉	昭三・二・一	昭三六・四・二九	満期	
町田藤太郎	鼻毛石	〃	〃	〃	
阿久沢俊夫	市之関	〃	〃	〃	
豊島源之助	苗ヶ島	〃	〃	〃	
栗原　直行	市之関	〃	〃	〃	
吉沢　直一	馬場	〃	〃	中途退職	
高井　浩	大前田	〃	〃	〃	
大崎与平治	柏倉	〃	〃	満期	
大崎　清	〃	〃	〃	〃	
小沢忠次郎	〃	〃	〃	〃	副議長
深沢　政道	〃	〃	〃	〃	
阿久沢文雄	〃	〃	〃	〃	

井上巻三郎	馬場	〃	〃	〃	
井上　正勝	苗ヶ島	〃	〃	〃	
石橋　豊吉	〃	〃	〃	〃	
前原　福雄	〃	〃	〃	〃	
星野信三郎	〃	〃	〃	〃	
北爪元次郎	鼻毛石	〃	〃	〃	
下田勇一郎	大前田	〃	〃	〃	議長
高井　茂衛	〃	〃	〃	〃	
後藤　駒雄	〃	〃	〃	〃	
北爪　安衛	鼻毛石	〃	〃	〃	
樽沢　映	柏倉	〃	三六・四・三〇	〃三〇・四・二九	
小池　金作	市之関	〃	〃	〃	
星野多十郎	苗ヶ島	〃	〃	〃	
大崎　清	柏倉	〃	〃	〃	
長岡　鈩寿	馬場	〃	〃	〃	
後藤　駒雄	大前田	〃	〃	〃	副議長
六本木小松	柏倉	〃	〃	〃	議長
吉田　時雄	鼻毛石	〃	〃	〃	
深沢　善甫	〃	〃	〃	〃	
阿久沢熊造	柏倉	〃	〃	〃	
金子　一正	鼻毛石	〃	〃	〃	
高橋　友七	市之関	〃	〃	〃	
深津元三郎	柏倉	〃	〃	〃	

神尾　平吉	大前田	〃	〃	〃	〃
松村寛三郎	苗ケ島	〃	〃	〃	〃
神尾　織寿	大前田	〃	〃	〃	〃
北爪　巌	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
下田勇一郎	大前田	〃	〃	〃	〃
高橋信次郎	苗ケ島	〃	〃	〃	〃
豊島源之助	〃	〃	〃	〃	〃
町田藤次郎	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
田村福太郎	馬場	〃	〃	〃	〃
樺沢　映	柏倉	昭三・四・三〇	昭三四・四・二九	〃	〃
田村　定吉	馬場	〃	〃	〃	〃
深津惣三郎	柏倉	〃	〃	〃	〃
前原　曠	苗ケ島	〃	〃	〃	〃
上野丑之助	〃	〃	〃	〃	〃
井上　清	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
井上　多加	馬場	〃	〃	〃	〃
神尾　平吉	大前田	〃	〃	〃	〃
高井　利賢	〃	〃	〃	〃	〃
阿久沢良太郎	市之関	〃	〃	〃	〃
深津光三郎	柏倉	〃	〃	〃	〃
吉田　時雄	鼻毛石	〃	〃	〃	副議長
豊島源之助	苗ケ島	〃	〃	〃	〃
小沢高喜知	柏倉	〃	〃	〃	〃

北爪　理助	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
井上　治郎	苗ケ島	〃	〃	〃	〃
岩崎　勝三	大前田	〃	〃	〃	〃
中村惣一郎	〃	〃	〃	〃	議長
阿久沢熊造	柏倉	〃	〃	〃	〃
深津宗一郎	市之関	〃	〃	〃	〃
北爪　巌	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
瀬戸梅太郎	〃	〃	〃	〃	〃
阿久沢俊夫	市之関	昭三四・四・三〇	昭三六・四・二九	〃	議長
上野丑之助	苗ケ島	〃	〃	〃	副議長
大崎　豊政	柏倉	〃	三六・八・一〇	死亡	
阿久沢盤根	〃	〃	〃三六・四・二九	満期	
大崎　福寿	〃	〃	〃	〃	〃
井上　清	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
豊島源之助	苗ケ島	〃	〃	〃	〃
品川　久馬	大前田	〃	〃	〃	〃
下田　愛吉	〃	〃	〃三六・一・二九	死亡	
長岡　鉎寿	馬場	〃	〃三六・二・三	〃	
前原文六郎	鼻毛石	〃	〃三六・四・二九	満期	
後藤徳次郎	大前田	〃	〃	〃	〃
宮田紋三郎	鼻毛石	〃	〃	〃	〃
井上　民司	馬場	〃	〃	〃	〃
小林春太郎	〃	〃	〃	〃	〃

北爪一之輔	鼻毛石	〃	〃		
星野　政治	苗ヶ島	〃	〃		
石橋　良市	〃	〃	〃		
小堀　寅雄	市之関	〃	〃	昭三・六・二六	死亡
村野輝三郎	柏　倉	〃	〃	〃三六・四・二九	満期
樺沢　友佳	〃	〃	〃	〃	
北爪　政則	鼻毛石	〃	〃	〃	
中村　定寿	大前田	昭三六・四・三〇	昭四二・四・二四	〃	議長
阿久沢良太郎	市之関	〃	〃	〃	副議長
阿久沢佐市郎	苗ヶ島	〃	〃	〃	
阿久沢良吉	柏　倉	〃	〃	〃	
石原　弥作	〃	〃	〃	〃	
山下松太郎	鼻毛石	〃	〃	〃	
石橋源次郎	苗ヶ島	〃	〃	〃	
深沢　真澄	鼻毛石	〃	〃	〃	
大崎　武雄	柏　倉	〃	〃	〃	
萩原　長造	大前田	〃	〃	〃	
宮田　善雄	鼻毛石	〃	〃	〃	
北爪　福二	〃	〃	〃	〃	
北爪　雅次	苗ヶ島	〃	〃	〃	
小林春太郎	馬　場	〃	〃	〃	
小沢高喜知	柏　倉	〃	〃	〃	
阿久沢寿夫	大前田	〃	〃	〃	

宮田　文蔵	〃	〃	〃		
樺沢　友佳	柏　倉	〃	〃		
東宮満寿次	苗ヶ島	〃	〃		
井上　民司	馬　場	〃	〃		
北爪　真三	鼻毛石	〃	〃		
角田正太郎	市之関	〃	〃		
石原　弥作	柏　倉	昭四二・四・三〇	昭四六・四・二九	〃	議長
井上　玉男	馬　場	〃	〃	〃	副議長
前原　直之	苗ヶ島	〃	〃	〃	
松村　包雄	〃	〃	〃	〃	
萩原　祐雄	大前田	〃	〃	〃	
松永　竹次	鼻毛石	〃	〃	〃	
宮田喜久雄	大前田	〃	〃	〃	
田島　時男	〃	〃	〃	〃	
金子　宏	鼻毛石	〃	〃	〃	
角田　林作	市之関	〃	〃	〃	
下田　弘	大前田	〃	〃	〃	
大崎　行雄	柏　倉	〃	〃	〃	
石橋　良雄	苗ヶ島	〃	〃	〃	
山下松太郎	鼻毛石	〃	〃	〃	
町田　隆司	〃	〃	〃	〃	
阿久沢健司	柏　倉	〃	〃	〃	
村野輝三郎	〃	〃	〃	〃	

都丸	力男	市之関	〃	〃	
北爪	一夫	鼻毛石	〃	〃	
桜井	美知	苗ケ島	〃	〃	
松村	信雄	柏倉	〃	〃	
堤	広治	馬場	〃	〃	
松村	信雄	柏倉	昭六・四・三〇	議長	
石橋	良雄	苗ケ島	〃	副議長	
堤	広治	馬場	〃		
茂木	亀吉	鼻毛石	〃		
住谷	由次	〃	〃		
田島	時男	大前田	〃		
大崎寅五郎		柏倉	〃		
北爪朝次郎		鼻毛石	〃		
中沢	三郎	大前田	〃		

関口	真寿	苗ケ島	〃		
北爪	一夫	鼻毛石	〃		
金子	宏	〃	〃		
大崎	武雄	柏倉	〃		
神沢善之烝		鼻毛石	〃		
大島	舟一	苗ケ島	〃		
村野輝三郎		柏倉	〃		
磯田友治郎		大前田	〃		
引田	春好	市之関	〃		
井上	玉男	馬場	〃		
須永	定明	苗ケ島	〃		
都丸	力男	市之関	〃		
星野	建治	大前田	〃		

第四節　選挙

一　衆議院議員選挙

明治時代　一八八九（明治二二）年「大日本帝国憲法」が公布され、本県でも一八九〇（明治二三）年七月に第一

回衆議院議員選挙が行なわれた。本村は、県下五選挙区中の第一区に属し、その区域は、東群馬、南勢多、利根、北勢多を含んでいる。

有権者数

第一回衆議院議員当選者

区名	区域	有権者数	当選者（得票数）
第一区	東群馬、南勢多、利根、北勢多	一、九八〇	新井　毫（六六〇）
第二区	新田、山田、邑楽	二、三七七	竹井　毬貞（五四八）
第三区	佐位、那波、緑野、多胡、南甘楽	一、四〇三	高津仲次郎（三九四）
第四区	西群馬、片岡、吾妻	一、八四七	木暮武太夫（四六四）
第五区	碓氷、北甘楽	九七三	湯浅　治郎（五二六）

各種議員選挙人員（明治三八年）

字名	戸数	衆議院議員選挙人	県会議員選挙人	郡会議員選挙人	村会議員選挙人
鼻毛石	八五戸	二一人	三一人	三一人	六三人
柏倉	一三四	五五	八一	八五	九五
市之関	六八	一七	三〇	三一	四〇
三夜沢	二七	三	一一	一二	一八
苗ヶ島	一三五	四六	六二	六二	七二
馬場	六二	二五	二六	二八	四一
大前田	一二六	二一	四四	四四	七三
計	六三二	一八八	二八五	三九一	四〇二

第一区有権者数、一九八〇人（明治二三年）宮城村有権者数一八八人（明治三八年）が当時のきびしい制限選挙を示している。特に、三夜沢では二七戸あったが選挙権を持つ者がわずか三名という状態である。

中央政界では、しだいに政党活動が活発化し、その波が地方にも影響し、政友会系と、憲政会系の対立として政治結社の活動が見られる。

誓　約　書

我等苗ヶ島公民同盟会員ハ本会ノ決議ニ基キ、本年八月行ハル可キ総選挙ニ際シ、中島祐八氏ヲ衆議院議員ニ選挙スル事ヲ誓約ス

明治参拾五年六月七日

前原善次郎㊞
前原英作㊞
（中略）
秋塚新五郎㊞

以上三九名

この誓約書は、政友会系の政治結社である同盟会員が、一致して中島氏に投票する約束を交したものであるが、当時苗ヶ島全有権者四十余名中、三九名の多数有力者が、群馬県下で大きな勢力となっていた政友会系の群馬同盟会に加入していたことがわかる。

大正時代　大正期（一九一二～一九二六年）における衆議院議員選挙の推移は有権者数が当時の中央政界の動きを示してくれる。

有権者増加表

年代	有権者数
明治三八年	一八八
大正四年	二三四
大正八年	三九九
大正一四年	一、二一四

選挙権の拡大

(一) 大正四年三月二十五日衆議院議員選挙投票ヲ執行セシニ、候補者ノ競争アリタルモ選挙ハ平穏ニシテ結果左ノ如シ

選挙有権者数	投票シタル者	棄権シタル者
二二四人	二一四人	一〇人

(二) 大正九年五月十日衆議院議員選挙投票ヲ執行セシニ候補者ノ競争アリタルモ選挙ハ平穏ニシテ、結果左ノ如シ

選挙有権者数	投票シタル者	棄権シタル者
三九九人	三六〇人	三九人

中央政界では、「藩閥政府打倒」「護憲運動」の高まりが、参政権の拡大に実を結んでいった。政府は、一九一九（大正八年）その制限をゆるめ、直接国税一〇円から三円に、引きさげ、選挙権者の拡大にふみきった。その結果、本村有権者数も、大正四年の二二四人から、大正八年の三九九人とほぼ倍増した。さらに一九二五（大正一四年）の普選法公布にともない、その有権者数は実に、一二一四名の多きをかぞえ、国政への大衆参加時代を迎えたのである。また投票率も共に九〇％の高率であった。

昭和期（一九二六～）における本村衆議院議員選挙人の推移は次のようになる。

昭和	三年	九年	一二年	一六年	二八年	三五年
有権者数	一、二一四	一、三〇六	一、三七四	一、三四九	男 二、三一一 女 二、四五七 計 四、七六八	男 二、四二五 女 二、五八八 計 五、〇一三

大正一四年の普選法公布により、男子二五歳以上に選挙権が与えられ、昭和初期における有権者数は一三〇〇人代で固定している。本村人口の固定と都市（軍関係）流出の型をとりはじめたためである。

一九四五（昭和二〇）年の終戦によって、選挙制度も大きく変わり、一九四六（昭和二一）年の戦後第一回の衆議院議員選挙から二〇歳以上に引き下げられ、あらたに婦人に参政権が与えられた。また、小選挙区制から全県一区二名連記で投票が行なわれた。

有権者数の激増は投票所を宮城村役場一ヶ所から、各字一投票所をおき本村では七ヵ所に増設させた。

選挙のようす

昭和一二年衆議院議員選挙出合人に与えた通知事項

発一第五一四号

昭和一二年四月三〇日執行ノ衆議院議員選挙ニ付、本投票所ノ投票立会人トシテ議員候補者ヨリ届出有之候ニ付キテハ同日午前六時三〇分迄ニ実印、昼食携帯、礼装ニテ投票前ニ遅刻モザル様参会相成度此段及通知候也

昭和十二年四月二十七日

宮城村投票管理者

宮城村長　田島荘次郎

この資料にも見られるが、選挙の投票管理は、村長がこれにあたり、各立候補者の派遣した立合人は礼装して立ち

合い、投票及び開票の公平をはかった。

翼賛選挙、やがて大東亜戦争が激化した。これに伴ない、各種選挙とりわけ、衆議院議員選挙は翼賛選挙の名のもとに、挙国一致体制が、とられたのである。

「大東亜戦争完遂
翼賛選挙貫徹運動要項」群馬県
昭和一七年三月

一　運動の目標

「大東亜戦争完遂ヲ目標トシテ、清新強力ナル翼賛議会ノ確立ヲ期スル為、衆議院議員総選挙ノ執行セラルルニ際シ、政府ノ基本方針ニ則リ、一大国民運動ヲ展開シ以テ重大時局ニ対処スベキ翼賛選挙ノ実現ヲ期セントス。」

この運動を広めるために、各地で講演会が開かれた。地方でも、市町村長会議や臨時部落会議が開かれ、翼賛選挙で塗りつぶされた。

また投票率を高める為の努力も見られ、さらに各市町村主催による祈誓式が行なわれ、翼賛議員に投票することを誓った。

このため昭和一七年の総選挙では、各市町村とも、九〇%以上の投票率が示され、宮城村も一三四五名の有権者中一一六五名が投票し投票率は八八・八%であった。

入場券

この時の投票入場券にも翼賛選挙と戦時のようすが、よく現われている。

選挙費用、戦前（昭和一七年）と戦後（昭和三四年）の選挙費用をくらべると次のようになる。

〔宮城村選挙関係用〕
（昭和一七年）

項目	旅費	消耗品費	通信費	運搬費	その他	計
金額	三円三	四円八〇	一円五〇	一〇円〇〇	三円五〇	六一円三

（昭和三四年）

項目	選挙費	選挙啓発費	計
金額	四三、五八〇円	一〇、四〇〇円	四四、九八〇円

戦後のインフレーションのようすがよくわかり、また立候補者選挙費用の増大が選挙亡国論を生む背景ともなっている。

一方戦後は「公明選挙」の幕明けでもあった。民主々義の確立は選挙から――のスローガンで、政治への積極的な大衆参加が呼びかけられ昭和二六年の選挙管理委員会発足により選挙の民主化が進められていった。

二　各種議員選挙

県会議員選挙

最初の県会議員選挙は一八八〇（明治十二）年に行なわれた。

選挙権資格は「地租五円以上納める二〇歳以上の男子」という衆議院選挙同様きびしい制限選挙が行なわれた。

このため、有権者数は群馬県で県総人口の六%であり、本村の属する南勢多は、五七二三人の有権者により投票が行なわれ「四名」の県会議員が選出された。

一九〇六（明治三八）年の本村有権者は、二八五人で、衆議院有権者数より九七人多くなっている。

その後、一九二二（大正十一）年の府県制改正により直接国税を納める者に選挙権が拡大され、一九二五（大正一四）年の普選法公布直前に五三七人と倍増した。

さらに、この普選法公布により地方自治の大衆化が行なわれたが、一九二七（昭和二）年の県議戦では、本村投票率は、四六％強で、実に有権者数の半数以上が棄権した。本村でも、選挙権の拡大が、そのまま地方自治への真の参加にならなかったことがわかる。

一九三一（昭和六）年の満州事変以後、軍部の台頭が著しくなり、地方自治は有名無実化していった。このためか昭和十四年から二十二年まで県会議員選挙は行なわれていない。昭和二二年四月に統一地方選挙が行なわれ戦後の新しい地方自治がはじまった。本村から選出された県議会の議員は前原盤根現議員一名である。

郡会議員選挙

明治十一年の郡区町村編成法の公布により、郡役所がおかれ、明治二九年に郡区制の最終決定がなされた。郡行政は、官選郡長により行なわれ、郡会議員の選挙権資格は、ほぼ県会議員同様でありきびしい制限選挙が行なわれた。

このため有権者数の推移も、衆議院議員、県会議員の有権者数とほぼ同様な歩みをしてきた。

年代	明治三八年	大正四年	昭和三年
有権者数	二九三	三三八	一、二一〇

大正四年の郡会議員選挙で次のような報告書が見られる。

「大正四年十月七日郡会議員選挙投票ヲ執行セシニ候補者競争アリタルモ選挙ハ無事平穏ニシテ、結果ハ左ノ如シ」

有権者数	投票シタル者	棄権ノ者
三三八人	二七九人	五九人

同年行なわれた衆議院議員の投票結果とくらべると、約六倍の棄権者数を出している。本村選出議員は明治二十九年に長岡道三郎、四十年東宮徳次郎、四十四年阿久沢友次郎の三名である。郡役所は、一九二六（昭和元）年に廃止され、その事務は地方事務所に移行されていった。

村会議員選挙

明治十一年に公布された、郡区町村編成法により各町村に、戸長役場がおかれ、町村会も設けられた。さらに、明治二二年に市制、町村制が実施され本村でも村会議員が選出され、村議会が開催された。

村会議員数

年代	明治二二年～大正十年	大正十年～大正十四年	大正十四年～昭和二二年	昭和二二年
定数	一級　六名 二級　六名 計　十二名	一級　九名 二級　九名 計　十八名	一、二級 なくなる 十八名	二二名

被選挙権はこの表でもわかるように、明治二二大正十年までの財産制限により一級、二級の二種類に区分されていた。定員はそれぞれ六名ずつ、総数十二名で構成された。

また、この年（明治二二）から旧村（鼻毛石村、柏倉村等）は大字となり、議員は主に各字の資産家、名家から選出された。

大正十年に議員定数が十八名となり、大正十四年の普選法公布により、一級、二級の財産区分による制限がなくなった。

その後、戦後の大改革により、議員定数が二二名となり現在に至っている。

この議員を選出する有権者の資格は、他の選挙と同じように、きびしい制限が加えられたのである。明治三八年の有権者数は、四〇二人で同年の衆議院議員有権者数の約二倍であったが、その後の選挙権拡大法により増加していき、大正十四年の普選法公布により、ほぼ同数になった。

村議会、村議会には多くの権限が与えられており、宮城村発展のために大きな役割りを果してきた。この中で次のような村の役職選出を行なっている。

一　村長、助役、収入役の選出（村　役　職）
二　区長、区長代理の選出　（字　役　職）
三　学務委員の選出　（教育関係）
四　その他役員の選出　（保健、財政等）

これら主な村の役職を決定し、本村政治の方向を決めてきた。

選挙のようす

明治時代の村会議員選挙も一部有産者のものであった。しかし、その後の選挙権の拡大により、地方自治への住民参加が行なわれ民主政治の萌芽が見られたはずであった。だが、昭和六年の満州事変以来の軍部による政治介入が地方自治にも影響してきた。

その例が昭和十二年の予選会の資料で見られる。

資料一

「市町村議員推薦会又ハ予選会ニ関スル調」（宮城村役場）

議員定数	推薦又ハ予選シタ者		推薦又ハ予選セラレザル者	
	当選シタ者	当選セラレザル者	当選シタ者	当選セラレザル者
一八人	一七人	一人	一人	〇人

資料Ⅱ

「推薦又ハ予選会開催調」

部落	有権者数	議員割当数	被推薦者数	上記当選者数	自薦者数	当選者数
鼻毛石	二三二人	三人	三人	三人		三人
柏倉	三四六	四	四	四	一人	五
市之関	一五九	二	二	二		二
苗ヶ島	二五一	四	四	四		四
馬場	一〇五	二	二	二		二
大前田	二〇四	三	三	二		二

立候補者は部落の推薦により決定され、その数も有権者数により各字に割り当てられた。このため立候補は押えられ事実上無競争選挙が行なわれた。部落の統制力は、この後も強められ、住民による地方自治も、名ばかりとなった。

この影響は、新憲法下においても、強く影響し多くの問題を含みながら現在に至っている。

選挙管理委員会委員

（氏名）	（大字）	（就任年月日）	（退任年月日）	（備考）
中村　定寿	大前田	昭二六・七・二一	昭二九・一〇・三〇	委員長
大崎与平治	柏　倉	〃	〃	〃
前原文次郎	苗ヶ島	〃	〃	〃
町田藤太郎	鼻毛石	〃	〃	〃
中村　定寿	大前田	昭二九・一〇・三一	昭三二・一〇・三〇	委員長
大崎与平治	柏　倉	〃	〃	〃
町田藤太郎	鼻毛石	〃	〃	〃
中村　定寿	大前田	昭三二・一〇・三一	昭三五・一〇・三〇	委員長
大崎与平治	柏　倉	〃	〃	〃
町田藤太郎	鼻毛石	〃	〃	〃
前原文次郎	苗ヶ島	昭三五・一二・一〇	〃	〃
中村　定寿	大前田	昭三五・一〇・三一	昭三八・一〇・三〇	委員長
大崎与平治	柏　倉	〃	〃	〃

○選挙管理委員会委員補充員

高橋　友七	市之関	昭二六・一〇・三一	昭二九・一〇・三	
倉橋富美雄	三夜沢	〃	〃	
長岡　鈁寿	馬　場	〃	〃	
深津嘉重郎	柏　倉	〃	〃	
前原文次郎	苗ヶ島	昭二九・一〇・三一	昭三二・一〇・三〇	
町田藤太郎	鼻毛石	〃	〃	
前原文次郎	苗ヶ島	〃	〃	
大崎与平治	柏　倉	〃	〃	
小池　金作	市之関	昭二六・一〇・三一	昭三二・一〇・三〇	
前原文次郎	苗ヶ島	〃	〃	
井上　多加	馬　場	〃	〃	
六本木重郎治	柏　倉	昭二九・一二・一九	〃	
金子　一雄	苗ヶ島	昭三二・一〇・三一	昭三六・一〇・三〇	
阿久沢良太郎	市之関	〃	〃	
六本木小松	柏　倉	〃	〃	
井上　清	鼻毛石	〃	〃	
萩原　長造	大前田	昭三三・一二・一	〃	
大崎　清	柏　倉	昭三五・一二・一	〃	
小池　金作	市之関	〃	〃	
長岡　鈁寿	馬　場	〃	〃	
前原文次郎	苗ヶ島	昭三二・一〇・三一	〃	
小池　金作	市之関	〃	〃	
長岡　鈁寿	馬　場	〃	〃	

六本木重郎治　柏倉　昭三・一〇・三一　昭六・一〇・三〇　神尾　平吉　大前田　〃
奈良原安夫　三夜沢　〃　〃　萩原　長造　大前田　昭三・一〇・三一　昭六・一〇・三〇
六本木重郎治　柏倉　昭六・一〇・三一　大崎　清　柏倉　〃　〃
井上　清　鼻毛石　〃　吉沢　直一　馬場　〃　〃
奈良原安夫　三夜沢　〃　奈良原安夫　三夜沢　〃　〃

第五節　村の諸役職

一　区　長

村行政の円滑な運営を図るため区制がとられ、側面からの協力者として区長、区長代理がおかれた。区長なる名称は、村内を第一区～第七区に分けそこにおかれた責任者をさす。第一区は鼻毛石、第二区柏倉、第三区市之関、第四区三夜沢、第五区苗ヶ島、第六区馬場、第七区大前田である。

区長及び同代理者の選定は、村長が推薦し村議会において選定した。

しかし、戦後は、昭和二二年の地方自治法の施行によって区制は廃止され、区長制もそれにともなって廃止された。

現在でも、以前からの慣習で区長という名称は残っているが、正式には、連絡員大字別担当ということになる。選定方法も各大字別でそれぞれ選出し、村当局が委嘱するという形に変った。歴代区長、連絡員は次のとおりである。

区長　任期二ケ年

（氏名）	（住所）	就職年月日	退職年月日	（備考）
深沢善次郎	鼻毛石	明四〇・四・一〇	明四二・四・九	第一区　満期
大崎久実造	柏倉	〃	〃	第二区　〃
小堀長重郎	市之関	〃	〃	第三区　〃
板橋　隼次	三夜沢	〃	〃	第四区　〃
石橋鍋重郎	苗ヶ島	〃	〃	第五区　〃
田村喜三郎	馬場	〃	〃	第六区　〃
神尾三郎平	大前田	〃	〃	第七区　〃
深沢伝三郎	鼻毛石	〃四一・二・二四	〃四一・五・三	第二区　辞職
深沢伊三郎	〃	〃四一・七・一六	〃四二・四・九	第二区　辞職
北爪美余造	〃	〃四二・四・一〇	〃四四・四・九	満期
阿久沢長七	柏倉	〃	〃	〃
小池　一郎	市之関	〃	〃	〃
小野　弥生	三夜沢	〃	〃	〃
東宮租一郎	苗ヶ島	〃	〃四三・二・二〇	辞職
長岡朝太郎	馬場	〃	〃四四・四・九	満期
阿久沢和太郎	大前田	〃	〃	〃
前原　勝馬	苗ヶ島	〃四二・一・一七	〃四四・三・四	辞職
北爪　信吉	鼻毛石	〃四四・四・一	大二・三・三一	第二区　満期
大崎綱五郎	柏倉	〃	〃	第三区　〃
阿久沢良造	市之関	〃	〃	第三区　〃
板橋　隼次	三夜沢	〃	〃	第四区　〃
石橋喜多次	苗ヶ島	〃	〃	第五区　〃
長岡朝太郎	馬場	〃	〃四五・七・一	第一区　明四五・五・三村長認可に付辞職
中村恒次郎	大前田	〃	大二・三・三一	第七区　満期
田村喜三郎	馬場	〃四五・七・二五	〃	第一区　〃
深沢伊三郎	鼻毛石	大二・四・一	〃四・三・三一	第二区　〃
六本木春吉	柏倉	〃	〃	第三区　〃
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃	第四区　〃
奈良原備雄	三夜沢	〃	〃	第五区　〃
松村福太郎	苗ヶ島	〃	〃	第六区　〃
井上吉五郎	馬場	〃	〃	第七区　〃
岩崎　染吉	大前田	〃	〃	第一区　〃
北爪清三郎	鼻毛石	大四・四・一	大六・三・三一	第二区　〃
大崎　清吉	柏倉	〃	〃	第三区　〃
小池　一郎	市之関	〃	〃	第四区　〃
小野　弥生	三夜沢	〃	〃	第五区　〃
前原　寿次	苗ヶ島	〃	〃	第六区　〃
堤　八代吉	馬場	〃	〃	第七区　〃
青木　広作	大前田	大四・四・一〇	大六・三・三一	第一区　〃
北爪　徳衛	鼻毛石	大六・四・一	〃八・三・三一	第二区　〃

石原	弥善	柏倉	〃	第二区	〃
阿久沢源吉	市之関	〃	〃	第三区	〃
桜井真寿美	三夜沢	〃	〃	第四区	〃
東宮徳次郎	苗ヶ島	〃	大六・三・二四	第五区	死亡
田村喜三郎	馬場	〃	大八・三・三一	第六区	満期
岩崎	染吉	大前田	〃	第七区	〃
東宮伴一郎	苗ヶ島	大七・一・一七	〃	第五区	〃
北爪	信吉	鼻毛石	大八・四・一〇	第一区	
大崎與惣治	柏倉	〃		第二区	
阿久沢友次郎	市之関	〃		第三区	
常木	茂雄	三夜沢	〃	第四区	
松村福太郎	苗ヶ島	〃		第五区	
吉沢	類吉	馬場	〃	大八・四・一九	第六区 死亡
下田幾太郎	大前田	〃			第七区
堤	清吉	馬場	大八・五・一		第六区 補欠
北爪亀次郎	鼻毛石	大一〇・四・一	大三・三・三一		第一区 満期
六本木喜重郎	柏倉	〃	〃		第二区 〃
阿久沢源吉	市之関	〃	〃		第三区 〃
小野	弥生	三夜沢	〃		第四区 〃
前原	寿次	苗ヶ島	〃	大一六・四・四	辞職
堤	清市郎	馬場	〃	大一一・二・二八	第六区 死亡
荻原	茂七	大前田	〃	大三・三・三一	第七区 満期
上野東太郎	苗ヶ島	大一〇・四・四	〃	〃	〃五〃

井上	正作	馬場	大一一・三・一	〃	〃六〃 補欠
北爪勝三郎	鼻毛石	大三・四・一		〃	〃一〃 満期
六本木梅太郎	柏倉	〃		〃	〃二〃
阿久沢重兵衛	市之関	〃	大三・四・三	〃	〃三〃 辞職
板橋	亘	三夜沢	〃	〃	〃四〃 満期
東宮端一郎	苗ヶ島	〃		〃	〃五〃
井上	正作	馬場	〃	〃	〃六〃
高井	久寿	大前田	〃	〃	〃七〃
阿久沢友次郎	市之関	大三・四・三		〃	〃三〃
北爪久七郎	鼻毛石	大一四・四・一	昭二・三・三一	〃	〃一〃
阿久沢貞吉	柏倉	〃	〃	〃	〃二〃
小池	大助	市之関	〃	〃	〃三〃
桜井真寿美	三夜沢	〃	〃	〃	〃四〃
星野規矩三	苗ヶ島	〃	〃	〃	〃五〃
長岡	保雄	馬場	〃	〃	〃六〃
岩崎	染吉	大前田	大一四・四・一	昭二・三・三一	第七区 満期
町田源次郎	鼻毛石	昭二・四・一	昭四・三・三一	〃	〃一〃
大崎佐四郎	柏倉	〃	〃	〃	〃二〃
小堀	善造	市之関	〃	〃	〃三〃
杉下	茂樹	三夜沢	〃	〃	〃四〃
上野東太郎	苗ヶ島	〃	〃	〃	〃五〃
田村孝四郎	馬場	〃	〃	〃	〃六〃
神尾熊次郎	大前田	〃	〃	〃	〃七〃

北爪六郎次	鼻毛石	昭四・四・一	昭六・三・三一	〃一〃	〃
阿久沢武雄	柏倉	〃	〃	〃二〃	〃
阿久沢儀太郎	市之関	〃	〃	〃三〃	〃
常木　茂雄	三夜沢	〃	〃	〃四〃	〃
上野東太郎	苗ヶ島	〃	〃	〃五〃	〃
小林　隣平	馬場	〃	〃	〃六〃	〃
岩崎　染吉	大前田	〃	〃	〃七〃	〃
吉田岩吉郎	鼻毛石	昭六・四・一	昭八・三・三一	〃一〃	〃
大崎　清六	柏倉	〃	〃	〃二〃	〃
小堀釣十郎	市之関	〃	〃	〃三〃	〃
杉下　福樹	三夜沢	〃	〃	〃四〃	〃
前原　勝馬	苗ヶ島	〃	〃	〃五〃	〃
井上丑太郎	馬場	〃	〃	第六区	満期
青木忠一郎	大前田	〃	〃	〃七〃	〃
北爪紋太郎	鼻毛石	昭八・四・一	昭一〇・三・三一	〃一〃	〃
北爪　一郎	柏倉	〃	〃	〃二〃	〃
高橋福太郎	市之関	〃	〃	〃三〃	〃
板橋　岩雄	三夜沢	〃	〃	〃四〃	〃
前原　勝馬	苗ヶ島	〃	〃	〃五〃	〃
井上吉五郎	馬場	〃	〃	〃六〃	〃
田島荘次郎	大前田	〃	〃	〃七〃	〃
宮田甚太郎	鼻毛石	昭一〇・四・一	昭一三・三・三一	〃一〃	〃
小沢高喜知	柏倉	〃	昭一〇・四・七	〃二〃	〃

阿久沢城男	市之関	〃	昭三・三・三一	〃三〃	〃
奈良原安夫	三夜沢	〃	〃	〃四〃	〃
東宮　裕吉	苗ヶ島	〃	〃	〃五〃	〃
田村孝四郎	馬場	〃	〃	〃六〃	〃
宮田卯一郎	大前田	〃	〃	〃七〃	〃
小沢忠次郎	柏倉	〃	〃	〃二〃	〃
北爪　柳治	鼻毛石	昭三・四・一	昭一四・三・三一	〃一〃	〃
天川　甚平	柏倉	〃	〃	〃二〃	〃
阿久沢孫市郎	市之関	〃	〃	〃三〃	〃
小野　一雄	三夜沢	〃	〃	第四区	満期
前原　政次	苗ヶ島	〃	〃	〃五〃	〃
井上　多加	馬場	〃	〃	〃六〃	〃
品川橘太郎	大前田	〃	〃	〃七〃	〃
北爪藤重郎	鼻毛石	昭四・四・一	昭一六・三・三一	〃一〃	〃
大崎勘次郎	柏倉	〃	〃	〃二〃	〃
阿久沢重兵衛	市之関	〃	〃	〃三〃	〃
奈良原安夫	三夜沢	〃	〃	〃四〃	〃
関口福重郎	苗ヶ島	〃	〃	〃五〃	〃
堤譲　一郎	馬場	〃	〃	〃六〃	〃
宮田卯一郎	大前田	〃	〃	〃七〃	〃
北爪正一郎	鼻毛石	昭一六・四・一	昭一八・三・三一	〃一〃	〃
石原　紋作	柏倉	〃	〃	〃二〃	〃
小堀　寅雄	市之関	〃	〃	〃三〃	〃

常木	林平	三夜沢	〃	〃	〃
井上	正勝	苗ヶ島	〃	〃	〃
吉沢	直一	馬場	〃	〃	〃
萩原	茂七	大前田	〃	〃	〃
北爪	柳治	鼻毛石	昭二六・四・一	昭三〇・三・三一	〃
大崎	興平治	柏倉	〃	〃	〃
阿久沢	城男	市之関	〃	〃	第三区 満期
板橋	知可良	三夜沢	〃	〃	〃
石橋	豊吉	苗ヶ島	〃	〃	〃
井上	伊勢吉	馬場	〃	〃	〃
下田	勇一郎	大前田	〃	〃	〃
深沢	秋良	鼻毛石	昭三〇・四・一	昭三二・四・三〇	〃
北爪	基太郎	柏倉	〃	〃	〃
阿久沢	燕市郎	市之関	〃	〃	〃
杉下	福樹	三夜沢	〃	〃	〃
松村	覚三郎	苗ヶ島	〃	〃	〃
井上	巻三郎	馬場	〃	〃	〃
岩崎	勝三	大前田	〃	〃	〃

昭和二十二年五月三日地方自治法施行に依り区制廃止

連絡員大字別担当（地方自治法に依り設置す）

深沢	政道	鼻毛石	昭三・三・三一	昭四〇・三・三一	満期退職
六本木	重郎治	柏倉	〃	〃	〃
栗原	要吉	市之関	〃	〃	〃
桜井	栄作	三夜沢	〃	〃	〃
前原	武男	苗ヶ島	〃	〃	〃
長岡	鈩寿	馬場	〃	〃	〃
磯田	義雄	大前田	〃	〃	〃
北爪	安衛	鼻毛石	昭二四・三・三一	〃	〃
大崎	従郎	柏倉	〃	〃	〃
北爪	房一郎	柏倉	〃	〃	〃
高橋	友七	市之関	〃	〃	〃
奈良原	安夫	三夜沢	〃	〃	〃
金子	一雄	苗ヶ島	〃	〃	〃
田村	福太郎	馬場	〃	〃	〃
萩原	三代次	大前田	〃	〃	〃
北爪	巌	鼻毛石	昭二五・三・三一	昭三六・三・三一	〃
大崎	保佐治	柏倉	〃	〃	〃
小池	金作	市之関	〃	〃	〃
奈良原	安夫	三夜沢	〃	〃	〃
星野	多十郎	苗ヶ島	〃	〃	〃
田村	福太郎	馬場	〃	〃	〃
北爪	源三郎	大前田	〃	〃	〃
北爪	理助	鼻毛石	昭二六・四・一〇	昭三七・三・三一	〃
阿久沢	茂作	柏倉	〃	〃	〃
塚越	福次郎	市之関	〃	〃	〃
小野	一雄	三夜沢	〃	〃	〃

前原	曠	苗ヶ島	〃	〃	
長岡	先治	馬場	〃	〃	
正田由太郎		大前田	〃	〃	
町田藤太郎		鼻毛石	昭六・一	昭九・三・三	
深津利三郎		柏倉	〃	〃	
阿久沢良太郎		市之関	〃	〃	
小野	一雄	三夜沢	〃	〃	
前原	曠	苗ヶ島	〃	〃	
田村	金作	馬場	〃	〃	
下田	愛吉	大前田	〃	〃	
金子	一正	鼻毛石	昭六・一	昭九・三・三	
深津嘉重郎		柏倉	〃	〃	
小池	佐六	市之関	〃	〃	
板橋	徳治	三夜沢	〃	〃	
石橋	良市	苗ヶ島	〃	〃	
田村	定吉	馬場	〃	〃	
阿久沢宇吉		大前田	〃	〃	
鈴木	勘次	鼻毛石	昭六・一	昭一〇・三・一	
大崎	従朗	柏倉	〃	〃	
小堀	寅雄	市之関	〃	〃	
板橋	徳治	三夜沢	〃	〃	
井上	治郎	苗ヶ島	〃	〃	
家合	井男	馬場	〃	〃	

高井	茂衛	大前田	〃	〃	
北爪一之輔		鼻毛石	昭一〇・一	和三・一	
六本木定雄		柏倉	〃	〃	
阿久沢春治郎		市之関	〃	〃	
真隅田幸四郎		三夜沢	〃	〃	
豊島源之助		苗ヶ島	〃	〃	
井上喜代松		馬場	〃	〃	
岩崎	米吉	大前田	〃	〃	
宮田紋三郎		鼻毛石	昭三・一	昭一二・三・三	
大崎	清	柏倉	〃	〃	
都丸	力男	市之関	〃	〃	
真隅田幸四郎		三夜沢	〃	〃	
上野丑之助		苗ヶ島	〃	〃	
井上	民司	馬場	〃	〃	
青木	賜三	大前田	〃	〃	
深沢	善甫	鼻毛石	昭三・一	昭一三・三・三	
阿久沢良吉		柏倉	〃	〃	
小堀浅太郎		市之関	〃	〃	
板橋知可良		三夜沢	〃	〃	
屋野	政治	苗ヶ島	〃	〃	
小林春太郎		馬場	〃	〃	
神尾	市郎	大前田	〃	〃	
前原文六郎		鼻毛石	昭三・一	昭一四・三・三	

小沢高喜知	柏倉	〃	〃	〃
高橋一吉	市之関	〃	〃	〃
板橋知可良	三夜沢	〃	〃	〃
高橋倍次郎	苗ヶ島	〃	〃	〃
堤広治	馬場	〃	〃	〃
神尾織寿	大前田	〃	〃	〃
井上清	鼻毛石	昭四・一	昭弄・三・三	〃
樺沢映	柏倉	〃	〃	〃
板橋徳次	三夜沢	〃	〃	〃
東宮満寿次	苗ヶ島	〃	〃	〃
井上玉男	馬場	〃	〃	〃
岩崎昌次郎	大前田	〃	〃	〃
松永竹次	鼻毛石	昭弄・一	昭弄・三・三	〃
深沢惣三郎	柏倉	〃	〃	〃
小堀新造	市之関	〃	〃	〃
桜井弥彦	三夜沢	〃	〃	〃
阿久沢佐一郎	苗ヶ島	〃	〃	〃
長岡一男	馬場	〃	〃	〃
下田喜九治	大前田	〃	〃	〃
北爪福二	鼻毛石	昭六・一四・一	昭毛・三・三	〃
阿久沢熊造	柏倉	〃	〃	〃
阿久沢武雄	市之関	〃	〃	〃
真隅田幸四郎	三夜沢	〃	〃	〃

金井武雄	苗ヶ島	〃	〃	〃
堤寿江	馬場	〃	〃	〃
神尾半吉	大前田	〃	〃	〃
宮田善雄	鼻毛石	昭弄・一四・一	昭六・三・三	〃
大崎清吉	柏倉	〃	〃	〃
角田正太郎	市之関	〃	〃	〃
常木林平	三夜沢	〃	〃	〃
北爪雅次	苗ヶ島	〃	〃	〃
田村武雄	馬場	〃	〃	〃
宮田文蔵	大前田	〃	〃	〃
北爪政則	鼻毛石	昭六・一四・一	昭元・三・三	〃
石原弥作	柏倉	〃	〃	〃
小池長三	市之関	〃	〃	〃
常味巳蔵	三夜沢	〃	〃	〃
石橋仁吉	苗ヶ島	〃	〃	〃
堤一雄	馬場	〃	〃	〃
後藤佐金次	大前田	〃	〃	〃
町田隆司	鼻毛石	昭元・一四・一	昭四・三・三	〃
大崎藤兵衛	柏倉	〃	〃	〃
六本木忠次郎	市之関	〃	〃	〃
奈良原清	三夜沢	〃	〃	〃
前原福一	苗ヶ島	〃	〃	〃
堤立男	馬場	〃	〃	〃

下田邦太郎	大前田	〃	〃	
深沢　真澄	鼻毛石	昭四〇・一	昭四一・三・三	
天川　忠一	柏　倉	〃	〃	
角田　林作	市之関	〃	〃	
常味　準一	三夜沢	〃	〃	
阿久沢一郎	苗ケ島	〃	〃	
鹿田　二台	馬　場	〃	〃	
小倉元治郎	大前田	〃	〃	
北爪　真三	鼻毛石	昭四二・一	昭四三・三・三	
角田　晴男	柏　倉	〃	〃	
小池　春治	市之関	〃	〃	
神尾　竜伊	三夜沢	〃	〃	
北爪　正一	苗ケ島	〃	〃	
堤　浩一	馬　場	〃	〃	
宮田喜久雄	大前田	〃	〃	
金子　宏	鼻毛石	昭四七・一	昭四八・三・三	
阿久沢梅作	柏　倉	〃	〃	
高橋　徳	市之関	〃	〃	
倉橋四七八	三夜沢	〃	〃	
石橋源次郎	苗ケ島	〃	〃	
岩沢　丈市	馬　場	〃	〃	
阿久沢寿雄	大前田	〃	〃	
阿久沢安四郎	鼻毛石	昭四三・一	昭四四・三・三	

大崎　寿雄	柏　倉	〃	〃	
小池唯次郎	市之関	〃	〃	
斎藤　央	三夜沢	〃	〃	
井上　泰雄	苗ケ島	〃	〃	
長岡　政秋	馬　場	〃	〃	
中村　定寿	大前田	〃	〃	
北爪　勝	鼻毛石	昭四四・四・一	昭四五・三・一	
前原寅之助	柏　倉	〃	〃	
深沢宗一郎	市之関	〃	〃	
杉下　幹樹	三夜沢	〃	〃	
東宮　正男	苗ケ島	〃	〃	
吉沢　卓治	馬　場	〃	〃	
萩原　長造	大前田	〃	〃	
神沢善之丞	鼻毛石	昭四五・四・一	昭四六・三・三	
桜井弥太郎	柏　倉	〃	〃	
引田　春好	市之関	〃	〃	
板橋　元雄	三夜沢	〃	〃	
長岡　健二	苗ケ島	〃	〃	
井上　勝次	馬　場	〃	〃	
宮田　一栄	大前田	〃	〃	

二　その他の役職

公平委員会

昭和二十六年八月、「宮城村公平委員会設置条例」が議決され、「地方公務員法の完全なる実施を確保しその目的を達成するため」に宮城村公平委員会が設置された。

公平委員会の仕事は、公平委員会規則によると、役場職員の勤務条件に関する措置の要求に関し審査、判定をすること、及び、職員の懲戒その他意に反する不利益な処分の審査請求に対し審査判定をすることである。判定の結果は、任命権者に対して書面をもって勧告及び不当な取扱いの是正を指示する。

本村で最初の公平委員は昭和二十六年八月にその任についた。歴代公平委員名をみると二～三期つづけている人が多い。その任にあたった人々は次の通りである。

田　島　荘次郎（二期）		田　島　清一郎（一期）	
東　宮　裕　吉（五期）		大　崎　与平治（一期）	
阿久沢　武　雄（一期）		金　子　一　正（一期）	
阿久沢　千代吉（三期、現公平委員）		中　村　惣一郎（二期）	
前　原　英四郎（四期、現全平委員）		中　村　定　寿（二期、現公平委員）	

宮城村旌表詮衡委員

石原	弥作	柏倉	昭三・五・六	金子	宏
井上	玉男	馬場	〃	大崎	行雄
〃		〃	昭四六・五・五	柏倉	〃
				鼻毛石	〃
				〃	〃

都丸　力男　市之関　〃　〃
桜井　美知　苗ヶ島　〃　〃

消防団員公務災害補償審査委員

六本木小松　柏　倉　昭三七・一・一
町田甚太郎　鼻毛石　〃

懲罰委員

長岡　鉛寿　馬　場　昭三四・五
小堀　寅雄　市之関　〃

宮城村消防委員

町田甚太郎　鼻毛石
椛沢　映　柏　倉　昭三四・三・三一
豊島原之助　苗ヶ島　〃
後藤　駒雄　大前田　〃
前原　驥　苗ヶ島　〃
村野輝三郎　柏　倉　昭三四・五・一　昭三六・四・三〇
石原　弥作　〃　〃　〃
井上　清　鼻ヶ石　〃　〃
前原　秀雄　苗ヶ島　〃　〃
後藤徳次郎　大前田　〃　〃

田島　時男　大前田　〃　〃
小池　光明　市之関　〃
前原文六郎　鼻毛石　昭三六・八
北爪　一夫　〃　昭三六・四・一　昭四二・二・二九
樺沢　友佳　柏　倉　昭三六・五・七　〃
深沢　真澄　鼻毛石　〃　〃
井上　民司　馬　場　〃　〃
石原　弥作　柏　倉　〃　〃
前原　秀雄　苗ヶ島　〃　〃
北爪　一夫　鼻毛石　〃　〃
中村　武夫　大前田　昭四二・四・一
山下松太郎　鼻毛石　昭四二・五・六
村野輝三郎　柏　倉　〃

消防委員

町田基太郎	鼻毛石	大二五・一〇・六	昭三〇・三・三一	前原　秀雄	〃	昭六・四・一	昭四二・三・三一
石原　弥作	柏倉	昭四・五・三	昭三五・四・一	北爪　一夫	鼻毛石	昭四二・四・一	
前原　秀雄	苗ケ島	昭三六・四・一					

消防委員

石原　弥作	柏倉	昭四・五・三	昭三五・三・三一	北爪　一夫	鼻毛石	昭四二・三・三一
前原　秀雄	苗ケ島	昭三六・三・三一		中村　武夫	大前田	昭四二・四・一

地代家賃審査委員会

金子　一雄	苗ケ島	昭六・一・三〇		深沢惣三郎	柏倉	〃
石橋　丈夫	〃	〃		深沢　政道	鼻毛石	昭六・一・三〇
正田由太郎	大前田	〃		小池　佐六	〃	〃
茂木　泰治	苗ケ島	〃		阿久沢春次郎	〃	昭三・三・六
井上巻三郎	馬場	〃		阿久沢千代吉	〃	昭三・三・一九
六本木小松	柏倉	〃		六本木小松	〃	昭三・三・一
井上　清	鼻毛石	〃				

固定資産評価審査委員会委員

前原英四郎	苗ケ島	昭六・八・一〇	昭九・八・九	前原英四郎	苗ケ島	昭九・八・二六	昭三・八・七
大崎　公平	柏倉	〃	昭六・九・九	北爪源三郎	大前田	昭三〇・八・二六	昭三・八・三
北爪源三郎	大前田	〃	昭七・八・九	大崎　公平	柏倉	〃	〃
北爪源三郎	〃	昭七・八・一〇	昭三〇・八・九	星野多十郎	苗ケ島	昭三・三・二五	昭五・三・二四

阿久沢良太郎　市之関　昭四・五・六　昭三七・五・一七
北爪源三郎　大前田　昭三・八・六　昭三六・八・二七
星野多十郎　苗ヶ島　昭三五・三・一四　昭三八・三・一四
金子　一正　鼻毛石　昭三六・八・六　昭三九・八・二七
北爪房一郎　柏　倉　昭三八・五・一　昭四一・四・二五
星野多十郎　苗ヶ島　昭三八・三・一五　昭四一・三・一五
金子　一正　鼻毛石　昭三九・八・六　昭四二・八・二七

固定資産評価員

上野丑之助　苗ヶ島　昭三八・七・一三　昭四三・五・三一
須藤　知雄　前橋市　昭四三・五・六　昭四三・五・一九
　　泉沢町

固定資産評価補助員

茂木　亀吉　鼻毛石
神沢善之丞　〃
桜井弥太郎　柏　倉
阿久沢暢一郎　〃
角田　林作　市之関
栗原弥一郎　〃

宮城村農業委員会委員

井上　忠治　鼻毛石　昭二六・七・二五　昭二九・七・一九
宮田　善雄　〃　〃　〃　〃

北爪房一郎　柏　倉　昭四〇・五・二五　昭四三・五・一九
星野多十郎　苗ヶ島　昭四一・三・一四　昭四四・三・三一
金子　一正　鼻毛石　昭四二・八・六　昭四五・八・二七
北爪房一郎　柏　倉　昭四三・五・二五　昭四六・五・一九
星野多十郎　苗ヶ島　昭四四・三・一四　昭四七・三・三一
金子　一正　鼻毛石　昭四五・八・六　昭四六・八・二七

大崎与平治　柏　倉　昭四二・五・二五

桜井　弥彦　三夜沢
北爪　正一　苗ヶ島
東宮　正男　〃
小林春太郎　馬　場
下田　弘　大前田
萩原　祐雄　〃

瀬戸梅太郎　〃　〃
北爪房一郎　柏　倉　〃　〃
〃　〃

松村　義房	〃	〃二六・七・二〇	〃二九・七・一九	
阿久沢盤根	〃	〃	〃	
深津利三郎	〃	〃	〃	副委員長
都丸　力男	〃	〃	〃	
栗原　正茂	市之関	〃	〃	
前原　盤根	苗ケ島	〃	〃	委員長
井上　治郎	〃	〃	〃	
上野丑之助	〃	〃	〃	
田村　定吉	馬場	〃	〃	
宮田喜久雄	大前田	〃	〃	
神尾　市郎	〃	〃	〃	
阿久沢千代吉	柏倉	昭二六・七・二九	〃	
中村　定寿	大前田	〃	〃	
桜井　弥彦	三夜沢	〃	〃	
北爪一之輔	鼻毛石	昭二九・七・二〇	昭三二・七・一九	
滝沢　林平	〃	〃	〃	
清水　武男	〃	〃	〃	
大崎　義久	柏倉	〃	〃	
深津利三郎	〃	〃	〃	副委員長
阿久沢盤根	〃	〃	〃	
阿久沢俊夫	市之関	〃	〃	
井上　治郎	苗ケ島	〃	〃	
前原　盤根	〃	〃	〃	委員長

石橋源次郎	〃	〃	〃	
田村　定吉	馬場	〃	〃	
宮田喜久雄	大前田	〃	〃	
神尾　市郎	〃	〃	〃	
下田勇一郎	〃	〃	〃	
桜井　弥彦	三夜沢	〃	〃	
栗原　正茂	市之関	〃	〃	
神尾　市郎	大前田	昭三二・七・二〇	昭三五・七・一九	
前原　盤根	苗ケ島	〃	〃	委員長
宮田喜久雄	大前田	〃	〃	
清水　武雄	鼻毛石	〃	〃	
田村　定吉	馬場	〃	〃	
北爪　正一	苗ケ島	〃	〃	
宮田　善雄	鼻毛石	〃	〃	
北爪房一郎	柏倉	〃	〃	
松村　市郎	〃	〃	〃	
石橋源次郎	苗ケ島	〃	〃	
角田　林作	市之関	〃	〃	
阿久沢俊夫	〃	〃	〃	副委員長
天川　松次	柏倉	〃	〃	
深津満三郎	〃	〃	〃	
六本木義太郎	〃	〃	〃	
滝沢　林平	鼻毛石	〃	〃	

中村	定寿	大前田	〃	〃
栗原	正茂	市之関	〃	〃
桜井	弥彦	三夜沢	〃	〃
前原英四郎		苗ケ島	昭三・七・二〇	昭六・七・二九
町田甚太郎		鼻毛石	〃	〃
桜井	弥彦	三夜沢	〃	〃
小林春太郎		馬場	〃	〃
豊島源之助		苗ケ島	〃	〃
東宮満寿次		〃	〃	〃
岡崎	嘉美	柏倉	〃	〃
大崎	義久	〃	〃	〃
北爪	雅次	苗ケ島	〃	〃
下田勇一郎		大前田	〃	〃
小池	安男	市之関	〃	〃
阿久沢健司		柏倉	〃	〃
岩崎	栄一	大前田	〃	〃
松村	市郎	柏倉	〃	〃
松村	包雄	苗ケ島	〃	〃
角田	晴男	柏倉	〃	〃
小堀	一郎	市之関	〃	〃
矢島	和一	鼻毛石	〃	〃
北爪朝次郎		〃	〃	〃
清水	武男	〃	〃	〃

田村	定吉	馬場	〃	〃
北爪朝次郎		鼻毛石	昭三六・七・二〇	昭四一・七・一九
茂木	亀吉	〃	〃	〃
北爪	寿雄	〃	〃	〃
松村	市郎	柏倉	〃	〃
松村	弥生	〃	〃	〃
大崎寅五郎		〃	〃	〃
桜井	薫男	〃	〃	〃
深津	源七	〃	〃	〃
小池	俊一	市之関	〃	〃
高橋	元	〃	〃	〃
松村	包雄	苗ケ島	〃	〃
前原	直之	〃	〃	〃
前原	壮一	〃	〃	〃
宮田	五三	大前田	〃	〃
萩原	祐雄	〃	〃	〃
田村	定吉	馬場	〃	〃
町田甚太郎		鼻毛石	〃	〃
前原英四郎		苗ケ島	〃	〃
桜井	弥彦	三夜沢	〃	〃
栗原	正茂	市之関	昭四一・七・二〇	昭四四・九・一九
北爪	和平	柏倉	〃	〃
桜井	弥彦	〃	〃	〃

堀沢　友佳	〃	昭四一・七・二〇	昭四二・四・二九
小林春太郎	馬　場	〃	〃
茂木　亀吉	鼻毛石	〃	昭四四・七・一九
桜井　薫男	柏　倉	〃	〃
高橋　元	市之関	〃	〃
前原　荘一	苗ヶ島	〃	〃
横坂　十一	鼻毛石	〃	〃
大崎寅五郎	柏　倉	〃	〃
松村　弥生	〃	〃	〃
後藤　道雄	大前田	〃	〃
東宮　正男	苗ヶ島	〃	〃
小池　俊一	市之関	〃	〃
宮田　五三	大前田	〃	〃
金子　淳	苗ヶ島	〃	〃
深津真太郎	柏　倉	〃	〃
北爪朝次郎	鼻毛石	〃	〃
松村　市郎	柏　倉	〃	〃
田村　定吉	馬　場	〃	〃
町田甚太郎	鼻毛石	昭四二・六・一	〃
神尾　茂行	大前田	〃	〃
北爪　実	〃	昭四四・七・二〇	
清水　香	鼻毛石	〃	
小堀　三二	市之関	〃	

高橋　次夫	〃	〃	
前原　初男	苗ヶ島	〃	
金子　敦	〃	〃	
高橋　幸作	〃	〃	
吉沢　丈市	馬　場	〃	
神尾　保治	大前田	〃	
六本木春茂	柏　倉	〃	
深沢　英喜	鼻毛石	〃	
北爪　一郎	〃	〃	
六本木光衛	柏　倉	〃	
松村　正佳	〃	〃	
北爪　芳男	〃	〃	
阿久沢重次郎	〃	〃	
町田甚太郎	鼻毛石	〃	
神尾　繁行	大前田	〃	
杉下　幹樹	三夜沢	〃	

教育長

金子	一雄	苗ヶ島	昭七・二・一	昭八・三・三一
松村	春美	大前田	昭八・四・一	昭三一・四・六
長沼	寿郎		昭三一・四・七	昭三一・九・三〇
金子	一雄	苗ヶ島	昭三一・一〇・一	昭三五・九・三〇

学務委員

阿久沢友次郎	市之関	明三五・一二・三五	明三七・三・三一	
前原	勝馬	苗ヶ島	〃	明三六・三・三〇
長岡道三郎	〃		明三六・四・二六	明三七・三・一〇
高橋新三郎	市之関		明三六・四・三五	明三七・四・一四
高橋新三郎	〃		明三七・四・三五	明三七・四・一四
阿久沢源三郎	柏倉	〃	明三七・四・三五	明三七・四・一四
上野東太郎	苗ヶ島		明三七・四・三一	〃 三六・四・三〇
上野東太郎	〃		明三四・四・三一	明三六・四
星野	三郎	〃	明三八・四・一〇	明三九・四・一〇
東宮艶次郎	〃		明三九・四・六	明四一・二・一三
堤	八代吉	馬場	明四一	〃 四三・三・三一
上野	福松	苗ヶ島	明三六・三	大六・一一・一六
堤	八代吉	馬場	明四三・四・九	明四五・四・八
堤	八代吉	〃	明四五・四・九	大三・三・二八
石橋喜多次		苗ヶ島	大三・三・二八	大五・四・八

苗ヶ島三（明治六年生）

金子	一雄	〃	昭三五・一〇・一	昭三九・九・三〇
田島清一郎	大前田		昭三九・一〇・一	昭四二・九・三〇
田島清一郎	〃		昭四二・一〇・七	昭四七・一〇・四
石橋喜多次	〃		大五・七・三五	大六・三・三七
北爪	徳衛	鼻毛石	大六・四・一	大一〇・三・三一
亀井林次郎	〃		大六・一一・三一	〃
石川	淑人	〃	大一〇・四・一	昭四・四・三一
北爪	徳衛	〃	〃	大一四・三・三一
北爪	徳衛	〃	大一四・四・一	昭三・五・三五
井上	正作	馬場	昭三・五・三一	昭四・三・三一
井上	正作	〃	昭四・四・一	昭八・三・三一
森	織衛	鼻毛石	〃	昭四・七・三六
北爪	一郎	柏倉	昭八・四・一	昭三・三・三一
青木忠一郎		大前田	昭八・四・一〇	昭一三・三・三一
日野原芳二郎		鼻毛石	昭九・二・二八	昭一三・三・三一
阿久沢城男		市之関	昭一一・四・八	昭一五・三・三一
塩沢金重郎		鼻毛石	昭一三・四・三一	昭一七・三・三一
東宮端一郎		苗ヶ島		
前原英四郎		〃		

北爪清三郎	鼻毛石	〃	〃	
中島正三郎		昭一五・四・一		
堤　譲一郎	馬　場	昭一七・四・一		
天川　甚平	柏　倉	〃		
六本木小松	〃	昭三・四・二		
阿久沢俊夫	市之関	〃		

教育委員会委員

後藤　駒雄	大前田	昭二七・二・一	昭三〇・四・三〇	委員長
前原　暁	苗ケ島	〃	昭三三・四・三〇	
前原　キチ	柏　倉	〃	昭三六・九・三〇	
北爪　福二	鼻毛石	〃	〃	
大崎　元寿	柏　倉	〃	〃	副委員長
前原　暁	苗ケ島	昭三〇・五・六	〃	委員長
金子　一雄	〃	昭三一・一〇・一		
大崎　元寿	柏　倉	〃		
前原　キチ	〃	〃		委員長
北爪　福二	鼻毛石	〃		
田村富次郎	馬　場	〃		
阿久沢重悦	市之関	昭三三・一〇・一		
町田甚太郎	鼻毛石	昭三四・九・三〇	昭三八・九・三〇	
阿久沢千代吉	柏倉	昭三五・一〇・一		
金子　一雄	苗ケ島	昭三七・一〇・一	昭四一・九・三〇	委員長
松村竜三郎	苗ケ島	昭三一・四・三		
長岡　はる	馬　場	〃		
下田勇一郎	大前田	〃		
北爪　道治	鼻毛石	〃	昭三一・九・一五	
塚越　保	小学校	〃		
沢田　貞次	〃	〃		
中村惣一郎	大前田	昭三五・一〇・一	昭三八・三・三一	
都丸　力男	市之関	昭三六・一〇・一	昭四〇・九・三〇	委員長
田島清一郎	大前田	昭三六・三・三一	昭三九・九・三〇	
樺沢　映	柏　倉	昭三七・一〇・一	昭三九・一・一八	
北爪一之輔	鼻毛石	昭三六・一〇・一	昭四二・九・三〇	委員長
前原鶴三郎	柏　倉	昭三九・二・一	昭四一・九・三〇	
田島清一郎	大前田	昭三九・一〇・一	昭四四・九・三〇	
星野　政治	苗ケ島	昭三九・一〇・一	〃	
井上　勝次	馬　場	昭四〇・一〇・一	昭四四・九・三〇	
前原鶴三郎	柏　倉	昭四一・一〇・一	昭四五・九・三〇	
北爪一之輔	鼻毛石	昭四二・一〇・一	昭四六・九・三〇	
星野　政次	苗ケ島	昭四二・一〇・三一	昭四七・一〇・一四	
田島清一郎	大前田	〃	〃	
小堀　長夫	市之関	昭四四・一〇・一	昭四八・九・三〇	
前原鶴三郎	柏　倉	昭四五・一〇・一	昭四九・九・三〇	

文化財調査委員

阿久沢千代吉	柏倉	昭四二・七・一	昭四四・六・二〇
奈良原安夫	三夜沢	〃	〃
前原 盤根	苗ケ島	〃	〃

宮城村監査委員

前原 盤根	苗ケ島	昭三九・四・一	昭四二・三・三一
佐沢 友佳	柏倉	〃	昭四二・五・一五

臨時出納検査立会議員

小池 一郎	市之関	明四四・三・二九	大二・五・七
長岡朝太郎	馬場	〃	明四五・五・三
北爪 徳衛	鼻毛石	〃	大二・五・七
前原 寿次	苗ケ島	明四五・七・七	〃
阿久沢友次郎	市之関	大二・七・一五	大四・三・三一
北爪 徳衛	鼻毛石	〃	〃
東宮租一郎	苗ケ島	〃	〃
宮田三代吉	鼻毛石	大四・四・一	大五・三・三一
小池 一郎	市之関	〃	〃
上野 富太	苗ケ島	〃	〃
阿久沢貞吉	柏倉	大五・五・一三	大六・三・三一
田村喜三郎	馬場	〃	〃
後藤 半作	大前田	〃	〃
田村 定吉	馬場	〃	〃
下田勇一郎	大前田	〃	〃
前原 盤根	苗ケ島	昭四二・四・一	昭四六・三・三一
村野鉾三郎	柏倉	昭四二・五・一六	
長岡朝太郎	馬場	大六・五・三一	大七・三・三一
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃
六本木春吉	柏倉	大六・七・二五	〃
阿久沢貞吉	〃	大七・四・一一	大八・三・三一
堤 八代吉	馬場	〃	〃
萩原 茂七	大前田	〃	〃
北爪初太郎	〃	大八・六・二六	大九・三・三一
東宮租一郎	苗ケ島	〃	〃
小池 大助	市之関	〃	〃
北爪清三郎	鼻毛石	大九・四・一一	大一〇・三・三一
上野 富太	苗ケ島	〃	〃
六本木春吉	柏倉	〃	〃
東宮租一郎	苗ケ島	大一〇・五・三〇	大一一・三・三一

北爪	歌多	柏倉	〃
堤	清市郎	馬場	〃
深沢伊三郎		鼻毛石	大一〇・五・三
長岡朝太郎		馬場	〃
大崎佐四郎		柏倉	大二・四・九
北爪	茂平	鼻毛石	〃
後藤	平作	大前田	〃
上野	富太	苗ケ島	〃
阿久沢友次郎	市之関		〃
石橋喜多次		苗ケ島	大三・三・五
北爪久七郎		鼻毛石	〃
中村	伝平	大前田	〃
岩崎	染吉	大前田	大三・五・二五
松村福太郎		苗ケ島	〃
大崎保佐治		柏倉	大三・二・九
井上吉五郎		馬場	〃
小池	大助	市之関	〃
北爪	一郎	柏倉	〃
北爪	歌多	〃	〃
松村福太郎		苗ケ島	大一四・五・二七
大崎保佐治		柏倉	〃
井上吉五郎		馬場	〃
大崎佐四郎		柏倉	〃

北爪勝三郎		鼻毛石	〃
堤	亀三郎	馬場	大一五・四・一
田島荘次郎		大前田	〃
東宮租一郎		苗ケ島	〃
阿久沢熊吉郎		大前田	〃
北爪久村郎		鼻毛石	〃
阿久沢一作		柏倉	昭二・四・一
前原	勝馬	苗ケ島	〃
北爪	一郎	柏倉	〃
阿久沢友次郎	市之関		〃
北爪亀次郎		鼻毛石	〃
小池	大助	市之関	昭三・四・一
北爪初太郎		大前田	〃
石橋鍋重郎		苗ケ島	〃
松村福太郎		〃	〃
大崎保佐治		柏倉	〃
松村福太郎		苗ケ島	昭四・五・三
田島荘次郎		大前田	〃
北爪	柳治	鼻毛石	〃
六本木喜重郎		柏倉	〃
田村孝四郎		馬場	〃
北爪久七郎		鼻毛石	昭五・五・二六
大崎保佐治		柏倉	〃

品川橋太郎	大前田	〃	〃
小池　大助	市之関	〃	〃
星野規矩三	苗ケ島	〃	〃
松村吉市郎	柏　倉	昭六・五・九	昭七・三・三
小沢高喜知	〃	〃	〃
阿久沢雄一郎	〃	〃	〃
大崎　公平	柏　倉	〃	〃
阿久沢友次郎	市之関	〃	〃
磯田亥三郎	大前田	〃	〃
阿久沢雄一郎	柏　倉	昭七・五・二三	昭八・四・一
井上吉五郎	馬　場	〃	〃
田島荘次郎	大前田	〃	〃
北爪　柳治	鼻毛石	〃	〃
六本木喜重郎	柏　倉	〃	〃
吉田岩吉郎	鼻毛石	昭八・四・二六	
星野規矩三	苗ケ島	〃	
小池　大助	市之関	〃	
品川橋太郎	大前田	〃	
吉沢　初男	馬　場	〃	
北爪六郎治	鼻毛石	昭九・六・二五	
宮田忠太郎	大前田	〃	
六本木喜代治	柏　倉	〃	
大崎　政衛	〃	〃	

小堀釣十郎	市之関	〃	〃
大崎保次郎	柏　倉	昭一〇・五・一	昭一一・三・三一
小沢高喜知	〃	〃	〃
田村孝四郎	馬　場	〃	〃
北爪　柳治	鼻毛石	〃	〃
松村安次郎	柏　倉	〃	〃
松村吉市郎	〃	昭一一・五・一〇	昭一二・三・三一
岩崎　染吉	大前田	〃	〃
上野東太郎	苗ケ島	〃	昭一二・一一・七
吉沢　初初	馬　場	〃	昭一三・三・三一
吉田岩吉郎	鼻毛石	〃	〃
東宮端一郎	苗ケ島	昭一三・四・二一	昭一三・三・三一
井上丑太郎	馬　場	〃	〃
高橋福太郎	市之関	〃	〃
大崎　政衛	柏　倉	〃	〃
前原　光男	苗ケ島	〃	〃
前原　勝馬	〃	昭一四・四・一	昭一四・三・三一
北爪初太郎	大前田	〃	〃
小沢忠次郎	柏　倉	〃	〃
松村安次郎	〃	〃	〃
井上豊次郎	馬　場	〃	〃
萩原三代次	大前田	昭一四・四・一	昭一五・三・三一
北爪六郎治	鼻毛石	〃	〃

深沢伊三郎	鼻毛石	昭二四・四・一	昭二五・三・三一	
下田勇一郎	大前田	〃	〃	
大崎　従郎	柏　倉	〃	〃	
小堀釣十郎	市之関	昭二五・四・一	昭二六・三・三一	
松村吾市郎	柏　倉	〃	〃	
北爪　道治	鼻毛石	〃	〃	
井上丑太郎	馬　場	〃	〃	
高橋福太郎	市之関	〃	〃	
大崎　政衛	柏　倉	昭二六・四・一	昭二七・三・三一	
前原　光男	苗ケ島	〃	〃	
東宮　裕吉	〃	〃	〃	
北爪初太郎	大前田	〃	〃	
小沢忠次郎	柏　倉	〃	〃	
神尾　市郎	大前田	昭二七・四・三〇	昭二八・五・三一	
手島弥三雄	苗ケ島	〃	〃	
前原林太郎	鼻毛石	〃	〃	
阿久沢亜市郎	市之関	〃	〃	
高橋橘太郎	〃	〃	〃	
北爪仙三郎	鼻毛石	昭二九・八・三〇	昭三〇・九・三〇	
北爪　勝寿	柏　倉	〃	〃	
深津利三郎	〃	〃	〃	
大崎　政衛	〃	〃	〃	
上野丑之助	苗ケ崎	〃	〃	
田島荘次郎	大前田	昭三〇・九・三	昭三三・四・三〇	
磯田　義雄	〃	〃	〃	
堤譲　一郎	馬　場	〃	〃	
井上豊次郎	〃	〃	〃	
阿久沢千代吉	柏倉	〃	〃	
大崎与平治	〃	昭三三・五・一	昭三六・四・三〇	
大崎　清	〃	〃	〃	
長岡　鉦寿	馬　場	〃	〃	
大崎　清	柏倉	〃	〃	
能沢　映	〃	昭三三・四・三〇	〃	
神尾　平吉	大前田	〃	〃	
北爪一之輔	鼻毛石	昭三四・五・六	〃	
長岡　鉦寿	馬　場	〃	〃	
小林春太郎	〃	昭三六・八	〃	
宮田　善雄	鼻毛石	昭三六・五・八	〃	
東宮満寿次	苗ケ島	〃	〃	

昭和三六年六月八日自治法第九八条により廃止され監査委員制度となる。

第六節　村の財政

明治廿三年宮城村々税収支予算議決録

明治廿三年度宮城村々税支出予算項目

一金八百六十九円十二銭四厘　村税惣額

内訳

金百七十八円　　報酬

金三百八十四円七十二銭四厘　役場費

金十一円五十銭　　衛生費

金十四円九十銭　　会議費

金二百八十円　　役場新築費

明治廿三年度宮城村名誉吏員報酬支出予算細目

一金百七十八円

内訳

金百円　　村長報酬

但シ一ヶ年分

金七十八円　　助役報酬

但シ一ヶ年分

明治廿三年度宮城村役場費支出予算細目

一金三百八十四円七十二銭四厘　役場費惣額

内訳

金三百八円七十三銭四厘　雑給

内

金六十六円　　収入役給料

但一ヶ月金五円五十銭一ヶ年分算出ス

金百四十四円　　書記給料

但一ヶ月金八円取リ一人金四円取リ一人一ヶ年分算出ス

金六十円　　小使給料

但一ヶ月金二円五十銭取二人一ヶ年分算出ス

金二十五円二十銭　　吏員旅費日当

但シ一ヶ月郡役所へ一夜泊リ二回其日返リ一回出張ト見積リ一回車馬賃金三十五銭一里ニ付五銭ノ割日当其日返リ金二十五銭滞在日当ハ金二十銭宛ノ当リヲ以テ一ヶ年分算出ス

金七円二十銭　　臨時雇入費

但シ一ヶ月平均雇入四人一人ニ付金五銭ノ当リヲ以テ

一ヶ年分算出ス

金一円　　慰労費

但小使職務勉励ノ者慰労手当

金五円三十三銭三厘　　銀行手当

但郡衙屋入銀行役員手当村ヘ賦課ノ分

金七十五円九十銭　　需用費

内

金十二円　　備品費

但官報一ヶ月金五十銭ツヽ一ヶ年金六円書籍器械一ヶ月五十銭ノ当リヲ以テ一ヶ年分金六円

金三十六円十五銭　　筆墨紙費

但一ヶ月平均半紙二千枚ト見積リ千枚金一円一ヶ年分

金二十四円美濃紙千五百枚千枚ニ付一円七十銭此金二円五十五銭筆墨代金一ヶ月平均金八十此金一ヶ年分九円六十銭

金十二円三十銭　　炭油蠟燭費

但炭一ヶ月六貫目俵三俵ト見積リ一ヶ年分金十円八十銭一俵ニ付金三十銭ノ当リ油一ヶ月金五銭此金六十銭蠟燭一ヶ年五箱此代金九十銭平均一ヶ月金七銭五銭ノ当ヲ以テ算出ス

金六円　　印刷費

但一ヶ月平均五十銭ノ当ヲ以テ一ヶ年分算出ス

金三円六十銭　　郵便電信費

但シ一ヶ月平均金三十銭ノ当ヲ以テ一ヶ年分算出ス

金一円五十銭　　役場修繕費

但一ヶ月金五十銭ノ当ヲ以テ三ヶ月分算出ス

金四円四十四銭　　借地借家料

但一ヶ月金七十四銭ノ当ヲ以テ六ヶ月分算出ス

明治廿三年度宮城村衛生費支出算予細目

一金十一円五十銭　　衛生費

内訳

金三円　　伝染病予防費

内

金二円　　防疫会所費

但薬品諸器具蠟燭等買入及借家費

金一円　　不潔掃除費

但一ヶ月金八銭三厘ノ当ヲ以テ一ヶ年分算出ス

金八円五十銭　　種痘諸費

内

金七円五十銭　　種痘医手当

但一日々当金一円車代五十銭ツヽ五日分

金一円　　種痘所賄料

但一日金二十銭ツヽ五日分算出ス

明治廿三年宮城村々会々議費支出予算細目

一金十四円九十銭　　会議費

内訳

金二円十銭　雑給

内

金一円四十銭　書記給料
但会日五日前後合セテ七日分一日々当金二十銭

金七十銭　小使給料
但会日五日前後合セテ七日分一日々当金十銭

金十二円八十銭　需用費

内

金五十銭　炭茶費
但開会五日分

金三十銭　筆紙費
但開会五日分

金一円　議場借料
但開会五日分一日ニ付二十銭ツヽ

金九円　議員弁当料
但会日五日合セテ六十人分一人一日金十五銭

金二円　印刷費
但議決録二五部一部ニ付金八銭

明治廿三年度宮城村々税収入予算議決録

一金八百六十九円十二銭四厘　村税総額

内

金二円八十四銭　国庫交付金

残

金八百六十六円二十八銭四厘　賦課額

内訳

金十四円　営業税割
但本年営業税予算高百四十円一円ニ付金十銭

金二円八十銭　所得税割
但本年度所得税予算高二十八円所得税一円ニ付金十銭

金七百三円三十四銭八厘　地租割
但本年度地租予算高四千九百二十五円四十銭五厘地租一円ニ付金四十四銭二厘八毛

金百四十六円十三銭六厘　戸数割

内

金七十三円六銭八厘　戸数平等割
但本年度戸数五百十五戸一戸ニ付金一四銭七厘八毛

金七十三円六銭八厘　地租割
但本村内人民納租額四千五百四十五円〇六銭三厘地租一円ニ付一銭六厘〇八

支出額ニ対スル収入過

金五銭一厘

明治廿三年度宮城村々税徴収期限及歩合

第一期　村税額ノ三歩
四月十五日限

第二期　村税額五歩
八月三十日限

第三期　村税額ノ二歩
翌年一月三十日限

明治三十四年度歳入出総計予算

歳入

一金四四五七円一五銭三厘　歳入予算高

歳出

一金四四〇七円五銭三厘　経常費予算高
一金五〇円　臨時費予算高

合計金四四五七円一五銭三厘

歳入出差引　残金無シ

歳入の部予算額

第一款　財産ヨリ生ズル収入　四〇円三一三
〃二〃　使用料及手数料　二〇
〃三〃　雑収入　四八二・六八
〃五〃　補助金　五三・六六七
〃七〃　国庫交付金　一二・二〇九
〃八〃　県交付金　四七・三七四
〃九〃　村税　三、七〇八・三九
一　附加税　三、三六五・二二
三　特別税　三四三・七〇

歳出の部予算額

第一款　役場費　一、四五五円一二
一　給料　五五八
二　雑給　五八八・一二
三　需用費　二九三
四　修繕費　一六
第二款　会議費　四〇・四五
〃三〃　土木費　九一・三六〇
〃四〃　教育費　二、一九二・三七〇
〃五〃　衛生費　三二二
〃七〃　警備費　五二・二〇〇
〃九〃　諸税負担　一三〇・三九四
〃十三〃　予備費　一二三・二五九
臨時費（第七款勧業費）　五〇
（宮城村会議決録より）

明治三十五年より明治四十五年に至る歳入歳出予算

明治三十五年　五〇九〇円三〇銭三厘　経常費予算高
歳入予算高　三一一円
四七七九円三〇銭三厘　歳出臨時費予算高

明治三十六年　六、三五二円九四銭一厘
歳入予算高
六、三〇三円九四銭一厘
経常費予算高
四九円
歳出臨時費予算高
明治三十七年　四、二七一円四三銭八厘
歳入予算高
四、二三一円四三銭八厘
経常費予算高
四〇円
歳出臨時費予算高
明治三十八年　五、一〇五円五一銭九厘
歳入予算高
五、〇四五円五一銭九厘
経常費予算高
六〇円
歳出臨時費予算高
明治三十九年　資料なし
明治四十年　六、〇七一円九八銭
歳入予算高
五、八七七円二五銭
経　常費予算高
一九四円七三銭
歳出臨時費予算高
明治四十一年　七、一六二円一九銭
歳入予算高
七、一一〇円六九銭
経常費予算高
五一円五〇銭
歳出臨時費予算高
明治四十二年　七、九二六円七二銭
歳入予算高
七、七一三円九銭
経常費予算高
二一三円六三銭
歳出臨時費予算高
明治四十三年　八、四〇一円二五銭
歳入予算高
八、一七五円三一銭
経常費予算高
二二五円九四銭
歳出臨時費予算高
明治四十四年　八、七九五円五八銭
歳入予算高
八、五六七円六四銭

経常費予算高　　九、四二二円五銭
二二七円九四銭　　経常費予算高
歳出臨時費予算高　　七一九円五四銭
明治四十五年一〇、一四一円五九銭　　歳出臨時費予算高
歳入予算高

大正二年度宮城村歳入歳出決算額

歳入

一	金九千八百五十一円	歳入予算高	二三一・二七〇
一	金一万五百九十六円七十一銭四厘	歳入決算高	一〇、五九六・七一四

歳出

一	金九千六百九十四円	歳出経常費予算高	二三三・七二〇
一	金八千四百七十円四銭六厘	歳出経常費決算高	二三五・一五〇
一	金百五十七円	歳出臨時費予算高	一、〇六二・二五七
一	金百五十五円二十銭	同　決算高	七・七五二
計金	九千八百五十円一	歳出予算高	二五・七〇〇
	八千六百二十五円九十四銭六厘	歳出決算高	七二・五〇〇

歳入出差引残金千九百七十円七十六銭八厘
金千九百七十円七十六銭八厘翌年度繰越金

歳入

科目　　本年度決算額

第一款	財産ヨリ生ズル収入	七八円五五〇
第二款	使用料及手数料	四九二・六八〇
第三款	交付金	二、〇七四・六〇八
第四款	県補助金	一一〇・〇〇〇
第五款	寄附金	四、四八〇・二一六
第六款	財産売払代	三〇三・五八一
第七款	繰越金	一三・四七〇
第八款	雑収入	三四・九二〇

歳入合計

歳出経常費

科目　　本年度決算額

第一款	役場費	二、〇七四・六〇八
第二款	会議費	七二・五〇〇
第三款	土木費	一一〇・〇〇〇
第四款	小学校費	四、四八〇・二一六
第五款	実業補習学校費	三〇三・五八一
第六款	正教員恩給基金	一三・四七〇
第七款	伝染病予防費	三四・九二〇

第八款　隔離病舎費　〇
第九款　勧業諸費　七・五〇〇
第十款　土木警備費　一三一・七五〇
第十一款　基本財産造成費　五二六・一四〇
第十二款　財産費　一二・〇〇〇
第十三款　諸税及負担　五一七・一七一
第十四款　輸送費　〇
第十五款　雑支出　一八六・八九〇
第十六款　予備費　第十一款へ充用
合　計　八、四七〇・七四六

歳出臨時費

科　目　八三・二〇〇
第一款　役場営繕費　七二・〇〇〇
第二款　補助費　一五五・二〇〇
合　計

大正六年度宮城村歳入出決算額左の通り

歳　入
一　金一万二千二百三十七円　歳入予算高
一　金一万二千百八十円八十六銭三厘　歳入決算高

歳　出
一　金一万二千九十六円　歳出経常費予算高
一　金一万一千四百三十二円四十八銭　歳出経常費決算高
一　金百四十一円　歳出臨時費予算高

一　金百四十一円　同　決算高
計金　一万二千二百三十七円　歳出予算高
一万一千五百七十三円四十八銭　歳出決算高
歳入出差引残金六百七円三十八銭三厘　翌年度繰越金

歳　入

科　目　本年度決算額
第一款　財産ヨリ生ズル収入　二九六円九七〇
第二款　使用料及手数料　四九三・八五〇
第三款　交付金　五〇九・六七〇
第四款　県補助金　四七・一三〇
第五款　繰越金　二三三・九一三
第六款　雑収入　二四九・三九〇
第七款　村　税　八、七〇〇・九四〇
第八款　寄附金　二九・〇〇〇
第九款　財産売払代　一二〇・〇〇〇
第十款　繰入金　一、五〇〇・〇〇〇
歳入合計　一二、一八〇・八六三

歳　出

科　目
第一款　役場費　二、〇八九・八三〇
第二款　会議費　八九・〇二〇
第三款　土木費　一二〇・〇〇〇

第四款　小学校費　四、九九八・四二〇
第五款　実業補習学校費　二三三・四三〇
第六款　教員恩給基金　二九・四三〇
第七款　伝染病予防費　三六・八二〇
第八款　隔離病舎費　四四二・四二〇
第九款　勧業費　〇
第十款　警備費　一三四・七五〇
第十一款　基本財産造成費　二、七四一・八〇〇
第十二款　財産費　〇
第十三款　諸税及負担　三八五・八三〇
第十四款　神社費　六〇・〇〇〇
第十五款　徴発費　〇
第十六款　雑支出　七〇・七三〇
第十七款　予備費　二八七・〇一〇
合　計　一一、四三二・四八〇

歳出臨時費

科　目　一四一・〇〇〇
第一款　補助費　一四一・〇〇〇
合　計　一一、五七三・四八〇

歳出合計

大正十年度宮城村歳入出決算左の通り

歳　入

一　金三万六千三百七円二十銭　歳入予算高　一　金三万六千三百十円九十四銭三厘　歳入決算高

歳　出

一　金二万八千二百二十三円六十七銭　歳出経常費予算高
一　金二万五千八百八十四円六十三銭五厘　歳出経常費決算高
一　金八千八十三円五十三銭　歳出臨時費予算高
一　金七千九百三円十五銭　同　決算高
計金　三万六千三百七円二十銭　歳出予算高
三万三千七百八十七円七十八銭五厘　歳出決算高

歳入ニ差引残金二千五百二十三円十五銭八厘　翌年度繰越金

右の金額

歳　入

科　目

第一款　財産ヨリ生スル収入　二〇七・九七五
第二款　使用料及手数料　五九九・五七〇
第三款　国庫下渡金　九〇八・九四〇
第四款　交付金　九四四・〇四〇
第五款　県補助金　四九・三三〇
第六款　寄附金　二二七・四〇〇
第七款　繰越金　一、九七三・三八〇
第八款　雑収入　三八四・二五〇
第九款　村　税　二五、九六二・〇五〇

第十款	御下賜金	八四二・〇〇〇
第十一款	繰入金	四、二五〇・一五〇
歳入合計		三六、三一〇・九四三
歳出経常費		
科	目	
第一款	役場費	六、一一五・九四〇
第二款	会議費	三一二・四六〇
第三款	土木費	二二五・〇〇〇
第四款	小学校費	一四、〇八六・九三〇
第五款	実業補習学校費	四九七・二五〇
第六款	正教員恩給基金	一一三・九四〇
第七款	学事会諸費	一〇・〇〇〇
第八款	伝染病予防費	五四・九三〇
第九款	隔離病舎費	四七・五〇〇
第十款	衛生諸費	二五・二〇〇
第十一款	勧業費	〇
第十二款	救助費	

第十三款	警備費	三一六・五〇〇
第十四款	基本財産造成費	一、二七七・三七五
第十五款	財産費	〇
第十六款	県税及負担	一、六一四・五四〇
第十七款	神社費	一八〇・〇〇〇
第十八款	輸送費	〇
第十九款	雑支出	一八七・二五〇
第廿〇款	予備費	三六八・五〇〇
合	計	二五、八八四・六三五
歳出臨時費		
科	目	
第一款	基本金一時費消	二、五四四・〇〇〇
第二款	補助金	六一二・〇〇〇
第三款	小学校費	三九六・〇〇〇
第四款	基本財産費	四、三五一・一五〇
合	計	七、九〇三・一五〇

大正十四年度宮城村歳入出予算

歳	入	
科	目	
第一款	財産ヨリ生スル収入	四四三円二三
二	使用料及手数料	八六九・七〇
三	国庫下渡金	四、一五六・八七
四	交付金	七八一・九三
五	県補助金	二二二・七四
六	寄附金	三〇・三七

七	繰越金	四、一一四・二五
八	雑収入	一、〇二六・〇〇
九	村税	二五、四八二・二一
十	宮内省御下賜金	九八五・〇〇
十一	奨励金	一九五・〇〇
十二	自作農創設貸付金返済	一五九・一〇
十三	基本財産償還金	一、〇五〇・〇〇
十四	村債	六六五・〇〇
歳入合計		四〇、一八一・四〇

歳出（経常費）		
科目		
第一款	役場費	七、六一四・八〇
二	会議費	三五三・五〇
三	土木費	一四五・〇〇
四	小学校費	一七、〇〇六・三〇
五	実業補習学校費	一、一〇三・〇〇
六	正教員恩給基金	一三七・七〇
七	学事会費	一〇・〇〇
八	伝染病予防費	三六六・八五
九	隔離病舎費	二、一〇五・二〇
十	衛生費	九・〇〇
十一	勧業費	八・〇〇
十二	救助費	三・〇〇
十三	警備費	四九九・〇〇
十四	基本財産造成費	四、〇二七・九〇
十五	財産費	三〇・〇〇
十六	諸税	四四・二四
十七	神社費	一八〇・〇〇
十八	徴発費	二・〇〇
十九	雑支出	六二三・〇〇
二〇	地方改良費	三〇〇・〇〇
二一	予備費	二八五・六五
経常部計		三四、八五四・一四

歳出（臨時費）		
科目		
第一款	補助金	一、四〇八・〇〇
二	小学校費	二四〇・〇〇
三	寄附金	一二七・〇〇
四	公債費	一五九・一〇
五	基本金一時費消補塡	二、七二八・一六
六	自作農創設貸付金	五、三二七・二六
臨時部計		四〇、一八一・四〇
出歳合計		

昭和七年度宮城村歳入出予算

歳入

科目		
第一款	財産ヨリ生スル収入	三七六・〇〇
二	使用料及手数料	一、〇六九・〇〇
三	交付金	六六七・〇〇
四	国庫下渡金	八、五〇〇・〇〇
五	国庫補助金	一、二二八・〇〇
六	県補助金	九、一八七・〇〇
七	県奨励金	二八〇・〇〇
八	寄附金	一、三六九・〇〇
九	繰越金	三、六八七・〇〇
十	雑収入	二六八・〇〇
十一	自作農創設資付金返済	四三一・〇〇
十二	村税	二三、〇四八・〇〇
十三	村債	七、五六〇・〇〇
歳入合計		五七、六七〇・〇〇

歳出（経常部）

科目		
第一款	神社費	二一〇・〇〇
二	会議費	二七六・〇〇
三	役場費	八、三〇二・〇〇
四	土木費	五三・〇〇
五	小学校費	一八、二九九・〇〇
六	実業補習学校費	二、三七六・〇〇
七	学事諸費	二三八・〇〇
第八款	伝染病予防費	一三八・〇〇
九	隔離病舎費	二四一・〇〇
十	衛生費	一二・〇〇
十一	勧業費	一二九・〇〇
十二	救助費	三八三・〇〇
十三	警備費	六三四・〇〇
十四	徴発費	二・〇〇
十五	基本財産造成費	四五四・〇〇
十六	財産費	一・〇〇
十七	諸税	八〇・〇〇
十八	地方改良費	二三二・〇〇
十九	雑支出	一五七・〇〇
二十	予防費	三九二・〇〇
経常部計		三二、五九九・〇〇

歳出（臨時部）

科目		
第一款	公債費	二、九八七・〇〇

二	補助金	三、九六九・〇〇
三	寄付金	四〇七・〇〇
四	補助金	一、一六五・〇〇
五	農村振興土木事業費	一一、八三四・〇〇

昭和十四年度宮城村歳入出予算

歳入

科目		
第一款	財産ヨリ生ズル収入	五五一・〇〇
二	使用料及手数料	七九八・〇〇
三	交付金	七二五・〇〇
四	国庫下渡金	九、八七六・〇〇
五	国庫補助金	四一七・〇〇
六	県補助金	八四一・〇〇
七	県奨励金	二四三・〇〇
八	県助成金	九〇・〇〇
九	郡農会奨励金	一・〇〇
十	寄附金	一、〇一一・〇〇
十一	繰越金	二、四〇〇・〇〇
十二	雑収入	二、二三三・〇〇
十三	自作農創設貸付金返済	一、九〇〇・〇〇
十四	国庫補給金	一四、三四二・〇〇
十五	村税	二〇、一七四・〇〇
六	自作農創設貸付金	四、七〇〇・〇〇
	臨時部計	二五、〇七一・〇〇
	歳出合計	五七、六七〇・〇〇

歳出（経常部）

科目		
十六	国庫助成金	一一一・〇〇
十七	県補給金	一〇・〇〇
	歳入合計	五五、七一三・〇〇
第一款	神社費	六二八・〇〇
二	会議費	三六五・〇〇
三	役場費	一二、五一八・〇〇
四	土木費	三・〇〇
五	小学校費	二二、六〇三・〇〇
六	青年学校費	三、二三七・〇〇
七	学事諸費	一八五・〇〇
八	伝染病予防費	一五七・〇〇
九	隔離病舎費	二、一〇八・〇〇
十	衛生費	一一・〇〇
十一	勧業費	五〇四・〇〇
十二	社会事業費	三七五・〇〇

十三　警防費　八六八・〇〇
十四　徴発費　二・〇〇
十五　基本財産造成費　五八六・〇〇
十六　財産費　二・〇〇
十七　諸税　九七・〇〇
十八　地方改良費　九五五・〇〇
十九　雑支出　四七三・〇〇
二十　負債整理委員会費　一一五・〇〇
二十一　予備費　三五〇・〇〇
経常部計　四六、一九二・〇〇

歳出（臨時部）

科目　決算額

第一款　公債費　二、四二九・〇〇

昭和十八年度宮城村歳入出決算

歳入

一　金六二、九七〇円
一　金七三、七〇六円七四銭

歳出

一　金五一、六六八円
一　金四六、二七一円五一銭
一　金二、三〇二円
一　金一、七三〇円八九銭

予算高
決算高

経常部予算高
同　決算高
臨時部予算高
同　決算高

二　補塡金　一、九一九・〇〇
三　寄附金　八七・〇〇
四　補助金　二、六〇四・〇〇
五　自作農資金償還助成金　九一・〇〇
六　選挙費　六〇・〇〇
七　軍用候補馬訓練費　二五〇・〇〇
八　市町村土木事業費　一、三四一・〇〇
九　村郷費　七〇〇・〇〇
十　国勢調査費　四〇・〇〇
臨時部計　九、五二一・〇〇
歳出合計　五五、七一三・〇〇

金六二、九七〇円
計金　金五七、〇〇二円四〇銭
歳入歳出差引残金一六、七〇四円三四銭

歳入

科目　決算額

第一款　国税付加税　一四、五七〇円五八
二　県税付加税　三、三七八・五七
三　独立税　六、八七五・九四

四	地方分与税	二三、三五二・〇〇
五	旧法ニ依ル税収入	四八・八六
六	財産ヨリ生ズル収入	二、六〇九・七五
第七款	使用料及手数料	七二五・〇〇
八	交付金	一、九五二・二一
九	国庫補助金	四、四三五・〇一
十	県補助金	一、八〇五・五三
十一	県奨励金	一二三・〇〇
十二	県助成金	九二七・四四
十三	寄付金	五二・九〇
十四	繰越金	一〇、二五六・四九
十五	雑収入	九〇〇、八三
十六	自作農創設貸付金返済	一、六九二・六三
歳入合計		七三、七〇六・七四

歳出（経常部）

科目		
第一款	神社費	五三二・二〇
二	会議費	三九七・〇〇
三	役場費	二〇、九〇一・一二
四	土木費	四〇〇・〇〇
五	国民学校費	七、五一二・八八
六	青年学校費	八、五七〇・四九
七	学事諸費	一八七・八九
八	伝染病予防費	九八・一〇
九	隔離病舎費	一、二三四・三一
十	衛生費	九三・六五
十一	勧業費	五七九・六八
十二	社会事業費	九一八・三八
十三	警防費	一、一五二・〇四
十四	徴発費	〇
十五	基本財産造成費	一、七三九・〇〇
十六	財産費	五九〇・〇〇
十七	諸費	三六・四一
十八	地方改良費	四五三・二七
十九	雑支出	八〇三・〇九
二十	負債整理委員会費	七二・〇〇
二十一	予備費	〇
経常部計		四六、二七一・五一

歳出臨時部

第一款	公債費	二、一七六・八六
二	補塡金	一、五九〇・〇〇
三	寄附金	六一・〇〇
四	補助金	二、三七四・〇〇
五	自作農資金償還助成金	六四・〇〇
六	軍用保護馬鍛錬費	一六八・九六
七	防空費	三八〇・五〇

八　村葬費　一、〇九六・六七
九　史員恩給組合納付金　一、八五五・九〇
十　財政調政積立金　四六三・〇〇
十一　人口調査費　四〇〇・〇〇

昭和二十二年度宮城村歳入出決算

歳入　予算高　一金二、一七二、四六一円
　　決算高　一金二、二一二、一七三円一銭

歳出　予算高　一金二、一七二、四六一円
　　決算高　一金一、九一一、六六四円六八銭

歳入歳出差引残金三〇万五〇八円三三銭

歳入

科目

第一款　村税　三一六、二八五・〇〇
二　財産収入　七、九八八・七八
三　使用料及手数料　八、七五一・二〇
四　国庫支出金　六四五、八六五・四八
五　県支出金　一〇四、三〇七・一七
六　寄付金　二、三三〇・〇〇
七　繰越金　九四、〇〇九・〇五
八　雑収入　五八、四五五・六六
歳入合計　二、二一二、一七三・〇一

歳出

科目

第一款　会議費　一〇、四六三・二〇
二　役場費　七四九、二七三・七二
三　土木費　二八四、六〇〇・三〇
四　教育費　一六九、七〇六・三七
五　衛生費　二三、七二三・七七
六　厚生費　三二四、五二四・七五
七　勧業費　二二九、八三二・三一
八　警防費　九、五〇二・〇〇
九　地方振興費　二三、五二二・〇〇
十　選挙費　一、三八五・五〇
十一　統計費　一二、二一五・〇〇
十二　財産費　七、四九五・二七
十三　負担金　九、二三〇・〇〇
十四　寄付金　三〇〇・〇〇
臨時部計　一〇、七三〇・八九
歳出合計　五七、〇〇二・四〇
歳入歳出差引残金一六、七〇四円三四銭　翌年度繰越金

十五　補助金　一五〇・〇〇
十六　諸費　五七、七四〇・四九
十七　予備費　〇

昭和二十六年度宮城村歳入出決算

歳入　一金一七、六〇三、七八〇円　予算額
一金一八、二六四、八三〇円三六銭　決算額

歳出　一金一七、六〇三、七八〇円　予算額
一金一五、五四一、七五二円九〇銭　決算額
歳出歳入差引残金二、七二三、〇七七円四六銭

歳入

科目		
第一款　村税	九、〇九四、九五〇・一五	
二　地方財政平衡交付金	四七二、二〇〇・〇〇	
三　国庫支出金	一、〇六四、四〇六・〇〇	
四　県支出金	四八九、七九三・〇〇	
五　財産収入	七五〇、一五八・二四	
六　使用料及手数料	六六、〇七三・〇〇	
七　寄付金	四六四、一〇三・八九	
八　繰入金	二七〇、四七二・三七	
九　繰越金	一、二四六、八三〇・八三	
十　雑収入	九六、〇四二・九八	
歳入合計	一八、二六四、八三〇・三六	

歳出

第一款　議会費	二三三、一一七・〇〇
二　役場費	五、〇二六、一三〇・六〇
三　消防費	一、二四六、二九七・〇〇
四　土木費	二六八、二一五・〇〇
五　教育費	三、七三二、七八三・九五
六　社会労働施設費	七一一、一〇六・〇〇
七　保健衛生費	三四六、三五三・六〇
八　産業経済費	一、〇二七、七六三・〇〇
九　財産費	八六二、九一六・〇〇
十　統計調査費	一八〇、四八四・〇〇
十一　選挙費	一、二〇〇・〇〇
十二　諸支出金	一、七五〇、二八八・七五
十三　予備費	〇〇・〇
歳入歳出差引残金二、七二三、〇七七円四六銭	
翌年度へ繰越	一、九一一、六六四・六八
歳入歳出差引残金参拾万五百八円参拾参銭	
翌年度へ繰越	

昭和四十三年度宮城村特別会計

広域簡易水道歳入歳出決算左の左り

歳　入

第一款　国庫支出金　　〇

二　分担金及び負担金　一六、八三五、〇〇〇

三　繰入金　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

四　諸収入　二二三、五五四

五　村　債　五、五〇〇、〇〇〇

歳入合計　三二、五五八、五五四

歳　出

昭和四十四年度宮城村歳入出決算

歳　入

一　金二二六、〇〇三、〇〇〇円　予算額

一　金二四一、九一一、五〇九円　決算額

歳　出

一　金二二六、〇〇三、〇〇〇円　予算額

一　金二一九、四六六、〇八九円　決算額

歳入歳出差引残額金二二、四四五、四二〇円

歳　入　　%

第一款　村税　四〇、七七〇、〇〇五　一七・〇

二　自動車取得税交付金　一一、四五二、〇〇〇　四・〇

第一款　総務費　四三、一一〇

二　維持管理費　二九、七四九

三　新設費　四、九七二、四二一

四　公債費　〇

歳出合計　五、〇四五、二八〇

歳入歳出差引残額　二七、五一三、二七四円

昭和四十四年三月三十一日企業会計へ

二七、五一三、二七四円

三　地方交付税　一一八、三六二、〇〇〇　四六・九

四　交通安全対策特別交付金　五五、〇〇〇　〇・〇

五　分担金及負担金　二、〇〇七、〇〇〇　〇・八

六　使用料及手数料　五一七、六六〇　〇・二

七　国庫支出金　八、五四五、二二六　三・五

八　県支出金　一一、五〇一、八二四　四・八

九　財産収入　二、一七二、〇三一　〇・九

十　寄付金　四八四、五三〇　〇・二

十一　繰入金　二三、五二〇、〇〇〇　九・三

十二　繰越金　一二、四〇三、五一八　五・一

十三　諸収入　三、六二〇、七一五　一・五

十四	村債	七、五〇〇、〇〇〇	三・一
歳入合計		二四一、九一一、五〇九	一〇〇・〇
歳出			
第一款	議会費	六、〇七四、七三三	二・八
二	総務費	三三、九九〇、〇九〇	一三・七
三	民生費	八、二三八、五八七	三・八
四	衛生費	一八、七一四、七三五	八・五
五	労働費	二七、四五五	〇・〇一
六	農林水産業費	三九、五五五、五三一	一六・〇
七	商工費	一、八〇二、三三〇	〇・八
八	土木費	三〇、七四〇、七六〇	一四・〇
九	消防費	九、〇五二、九九三	四・二
十	教育費	六二、八五五、九八五	二六・六
十一	災害復旧費	〇	〇
十二	公債費	四、七一一、八九〇	二・二
十三	諸支出費	三、七〇一、〇〇〇	一・七
十四	予備費	〇	〇
歳出合計		二一九、四六六、〇八九	一〇〇・〇
歳入歳出差引残高		二二、四四五、四二〇円	
内財政調整基金繰入額		五、〇〇〇、〇〇〇円	
翌年度繰入額		一七、四四五、四二〇円	

昭和四十四年度宮城村特別会計

簡易水道歳入歳出決算

歳入			%
第一款	分担金及び負担金	〇	
二	使用料及び手数料	二六、六四〇	三・九
三	繰入金	〇	
四	繰越金	八三、二三八	一二・七
五	諸収入	一、五三五	〇・一四
歳入合計		一一一、四一三	一〇〇・〇
歳出			
第一款	水道費	九、五一〇	八・五
二	事業費	三、六〇〇	三二・〇
歳出合計		一三、一一〇	一〇〇・〇
歳入歳出差引残額		九八、三〇三	
		翌年度へ繰越	

第七節　村税と交付金・補助金

村財政の歳入源を、村税と交付金、補助金との関係で見る。

宮城村の村税と交付（補助）金　（歳入合計一〇〇に対する割合%）

		村税	交付金	国庫下渡金	国庫補助金（〃支出金）	県補助金（〃支出金）	備考
明治	三五	七八・九	一・二			一・三	
〃	四〇	三七・〇	〇・四			〇・八	予算より
〃	四五	七五・六	〇・三			〇・七	〃
大正	五	八一・〇	五・三			〇・六	
〃	一〇	七一・三	二・六	二・五		〇・一	
〃	一五	五八・〇	一・八	一六・二		〇・九	予算より
昭和	五	五八・一	一・五	一九・〇	〇・三	二・七	〃
〃	一〇	二六・一	一・二	一〇・〇	一・六	三・九	〃
〃	一五	六六・二	三・〇		一・八	四・二	
〃	二〇	五三・五	三・九		一二・〇	四・九	
〃	二六	四四・三	二八・〇		五・八	二・七	
〃	三二	五七・五	一八・四		〇・四	三・五	予算より
〃	三六	二三・八	四三・三		一・六	三・一	
〃	四三	一六・四	四〇・八		一・五	一八・六	自動車取得税交付金
〃	四四	一七・〇	四八・九		三・五	四・八	〃

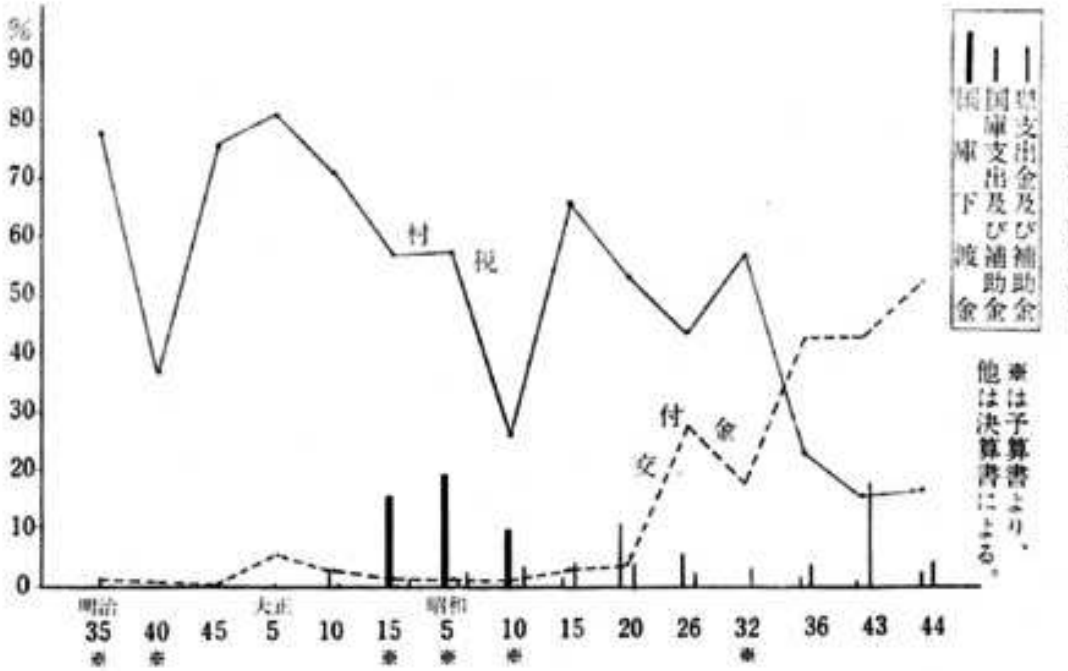

（注）昭和43年44年の交付金のグラフは、自動車取得税交付金を含める。

宮城村の村税と交付（補助）金の推移

— 歳入に占める割合 —

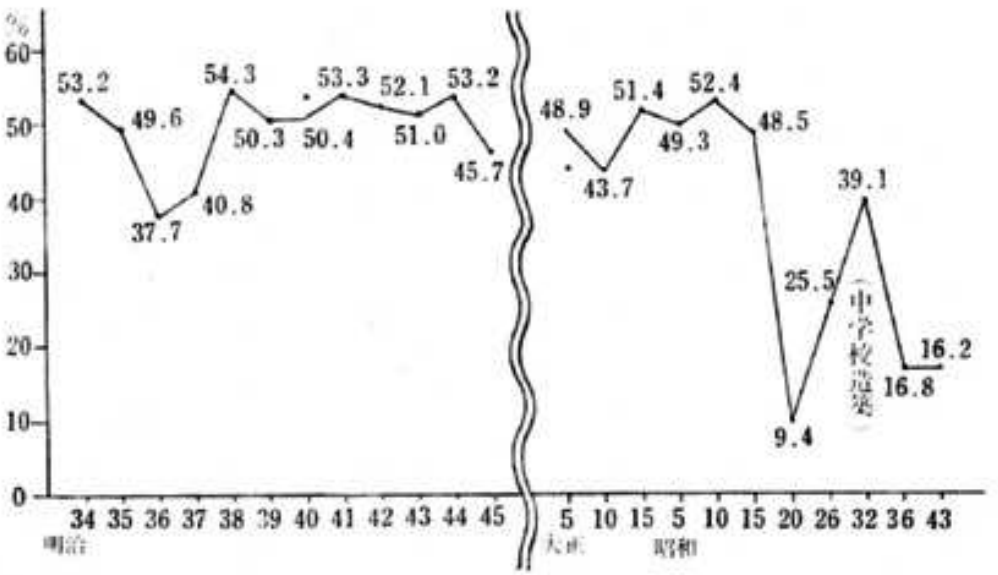

教育予算のしめる割合（%）

昭和二十六年から同四十四年にかけての本村の財政規模を歳入面からみると次のようになる。(前記統計参照)

昭和二十六年	歳入決算	一八、二六四、八三〇円
同　三十二年	同	二三、六八一、四五二
同　三十六年	同	六一、八二三、三四九
同　四十四年	同	二四一、九一一、五〇九

これら各年度の財政額を単純に比較することは、貨幣価値の変動もあり適当ではないが、三〇年代中頃から四〇年代にかけてその規模が拡大している様子はうかがえよう。

特に、昭和二十六年から三十二年までの六年間の増加率に比較して、同三十二年から三十六年までの四年間、及び三十六年から四十四年までの八年間における増加率が著しく伸びている。

しかし、これを財源の面からみると、前記の表及びグラフに見るとおり、昭和二十年の終戦を境にして、それ以前は歳入の大部分（九五%以上）が村税という自己財源によってまかなわれていたのに対し、それ以後は国からの交付税及び補助金の占める割合が次第に増し、財政規模の拡大につれてその率も高くなっている。特に、昭和三十六年以後は交付税の割合が村税を上まわり、同四十四年には歳入の五〇%以上を交付税が占め、村税はわずかに一五%を占めるにすぎなくなっている。ここに、戦前に比較して戦後、特に三十年代後半からの財政の特色が見られる。

宮城村教育費教育予算の推移

明治三十四年以降の教育費を予算の上から全歳出予算中に占める割合でみると、明治期に於ては、五〇%前後を占めている。(当時の歳出予算の内容の主なものは、役場費が約三〇%、衛生費八%程度である。)しかし、明治三十六年、三十七年の割合は低い。これは、当時の日本の国状がこの原因としてあげられるだろう。日英同盟の締結後、日

本と露国との関係が悪化し日本は軍備に力を入れるため、国民生活は犠牲になされ、当然教育費を削減されたと考えられる。以後再び五〇%台に回復するが明治四十五年を境に大正初期までは減少している。当時の第一次世界大戦参加、米騒動等の大きな社会事変がもたらした結果とも考えられる。

昭和に入って、太平洋戦争突入以前の昭和十一年以後は軍部の台頭が著しくなり、教育費の予算は極端な下降線を描く。そして昭和十六年以降の戦時非常時には、まさに十%を割るのである。昭和十八年から「戦時非常措置方策」、「決戦非常措置要綱」、「戦時教育令」と終戦まで連続した戦時教育態勢は、教育より戦争中心のものであったことからしてもうなずける。

戦後、教育費予算はやや上昇のきざしを見せるが新制中学校舎の建築等の支出に多くを占めている。また、歳出面でかなり多様化するにつれ教育予算の比率は十六%前後に近年おちついている。しかし、戦後のシャープ勧告による税制改革以来、歳入の増加を考えると明治期及び昭和十年頃までの教育予算内容とは異なり、かなり内容は充実していると言える。従って、単にグラフ（別表）から近年教育費予算の比率が極端に低下したとは言えないのである。明治より戦後までの教育費予算中には、教員の給与等がかなりの割合をしめていたことを考えればである。教員の給与が県費負担となった戦後、教育費予算のしめる割合が減少するのは当然である。

次は明治三十四年から昭和四十三年に至る教育費予算の割合を示す。

表中に明記されていない終戦前後の予算は昭和十八年　二十七%、昭和十九年　十二%、昭和二十一年　十%、昭和二十三年　五十八%（中学校新築費を含む）

なお、表中昭和三十二年が三十九になっているが、中学校特別教室建築費を除くと、十六%である。

年代	尋常小学校費	実業補習学校費
明四五	四、三四〇円〇〇一	二八六円四〇〇
大五	四、五七五・二〇〇	二〇八・五一〇
〃一〇	一四、〇八六・九三〇	四九七・二五〇
〃一五（予）	一九、六二一	二、五七四
昭五（予）	二〇、七七〇	二、九六一
〃一〇（予）	一九、一八四	二、七一二

年代	国民学校費	青年学校費
昭一五	六、九八八・一〇	三、六三七・一三
〃一七	一二、〇六七・六九※	四、三四七・七七
〃一八	七、五一二・八八	八、五七〇・四九
〃二〇	六、〇〇六・〇六	四、一九七・二四

年代	小学校費	中学校費
昭二二	八〇、一二一・一二	八九、〇七一・二五
〃二三	四三一、七四三・六三	一、一七五、七七八・六〇
〃二六	二、二七九、九九五・二五	一、三一三、七一八・一〇
〃三二（予）	一、六六八、六八一・〇〇	一、四二九、三〇一・〇〇
〃三六	三、一八〇、一二三・〇〇	二、一五五、四〇六・〇〇
〃四三	一〇、四三〇、四六八・〇〇※	九、一八〇、五九〇・〇〇
〃四四	三九、五八三、六一五・〇〇※	八、六三五、三七八・〇〇

（予）は、※予算は校舎増改築等を含む

宮城村土木費の変遷

近年、宮城村内の道路、橋梁等めざましく工事が行なわれ、村民の生活及び生産への寄与は目を見はるばかりのものがある。そこで明治三十五年以降の土木費の推移を歳出の割合から概観してみる。

明治三十五年から昭和二十年頃までの土木費の使途は、主に並木植継費、道路橋梁費、雑費としてであり、全歳出からの割合は、なんと〇・〇〇二%から〇・〇二%程度をしめるにすぎない。中でも昭和十五年から戦後までは〇・〇〇一%程度であり昭和二十年には歳出予算中には盛ってあっても実際には使っていないのである。このような現象は、その時代の必要度と、社会の変動（戦争）によるものであろう。戦後間もなく、大型台風の通過に伴い多くの災害が発生し、その対策として、災害土木費の項が設けられ、昭和二十四年には〇・〇七%の支出があった。その後、道路改良費の項が加わり、昭和三十二年には、〇・〇五%に到っている。やがて、土木費は観光開発、県道改良自費工事、河川、水道等に拡大され、村内の道路修繕、新設、改良、橋梁の新設工事が着々と進められたのである。特に昭和四十四年に始まる村道の簡易補装工事は、宮城村民にとって意義あるものと言えよう。

次に戦後の土木費の概要を表にかかげる

戦後の土木費（全歳出中に占める割合）

年（昭和）	土木費	%	内容（項）		
二四	七二三、三二四円	〇・〇七	道路橋梁費	災害土木費	土木諸費
二六	二六八、二一五	〇・〇二	同上		
三二	一、一六〇、一〇八	〇・〇五	道路橋梁費	災害土木費	土木諸費
			道路改良費		

三六	三、七七六、三一三	六・七	道路橋梁費	災害土木費　観光開発費
四三	一三、九四八、四〇三	七・三	道路登記費	県道改良自費工事費
四四	三〇、七四〇、七六〇	一四・〇	土木管理費	道路橋梁費　河川費　水道費
			土木管理費	道路橋梁費　河川費

（※は予算）

第八節　並木事件

近代における宮城村の重要案件の第一にあげられるのが並木事件である。明治初年より村政の平穏な発展の中に明治二十六年、赤城神社参道の数条の並木の枯損木の払下げに端を発して以来二十余年にわたって問題は村民の生活に直接間接に大きな影響を与えた。

事件を二期に分けて考えることができよう。明治二十八年末までの払下についての村内の論争から和儀一決までと、その後の経済問題についてである。

その論争の概要は明治廿九年三月廿九日南勢多郡長の宮城村巡視表に左の通り記されている。

明治廿六年中大字苗ケ島村外三ケ村ニ係ル並木枯木売却及該払代金処分ニ関シ、村会ノ議決ヲ不当ナリト主張シ、竟ニ訴願提出、其裁決ノ下当ヲ鳴シ、廿七年一月ニ至リ同大字大前田村品川藤次郎外百四拾三名ヨリ郡参事会ニ向テ訴願セリ。然ルニ此ノ裁決ニ服従セス、尚ホ県参事会ノ裁決ヲ乞フニ至レリ。爾来村内大字村々間ニ不和ヲ生シアリシカ、客年（明治二十八年）十二月ニ至リ其ノ紛擾ニ三ノ条件ヲ相互ニ於テ提出隣村長等中間ニ尽力漸ク平和ノ局ヲ結ベリ。之レ元ヨリ能志アルニアラス。議会ノ軌轍ヨリ然ニ及ヒモノニシテ反テ爾来村治上ニ至リテハ或ハ無事平穏。

並木というのは赤城神社参道の道松で、赤城山は入会地で春先きに山焼きをするので秣草の生育はよいが材木は育ちにくい。そうした時に道松は野付き四か村の財源となった。江戸時代にこれらの手入れにあたり領主へ報告している。例えば苗ヵ島村における二・三の資料を抄出すれば左記の様に風打木枯木を書上げている。

安政三年二月

土橋通	松木	七本	
三夜沢通	〃	四本	
長畑通	〃	七本	
湯沢通	〃	十五本	
滝沢通	〃	一本	計三十四本

万延元年

土橋通	松木	十七本	
長畑通	〃	二七本	
湯之沢通	〃	二本	
滝沢通	〃	二本	計四十八本

江戸時代から野付四か村と呼ばれる三夜沢、鼻毛石、苗ヶ島、柏倉の四大字において並木の手入れ植林管理の仕事を引受けていた慣例によって宮城村でも枯損木払下げについて引続き「修理保存および収益」を四か大字に与えるという決定がなされた。それについて新しい宮城村という村制が実施され一つの自治体として円満な運営をしてゆく時に収益を分けて実施するのは不当ではないかと大前田、馬場、市ノ関の三大字からの訴願である。

訴願書

一　明治二十六年八月廿九日告布第三号ヲ以テ、赤城山原野路傍並木処分ノ件本村会ノ決議ヲ以テ、告示セラレ候ニ付拝誦候ニ該並木ノ修理保存及収益ハ接続大字ノ収入トスト断然タル処置ニ有之候得共私共三ヶ字人民ハ其告示ニ服従スル不能依テ三ヶ字一同協議之上不服ノ訴願仕候其要領左ノ如シ

一　明治廿六年八月廿九日付告示第三号全部取消ヲ要求ス

其理由左ノ如シ

並木処分儀ハ去ル明治廿四年六月八日付群馬県訓令甲第七拾壱号ヲ以テ知事ヨリ訓令セラレ候ニ付該訓令ノ七日趣ヲ含味スルニ是ハ町村役場ヘ向テ知事ガ堤塘道路並木敷ノ使用料及堤塘道路用悪水路、土井敷等ニ属スル竹木其他ノ収益ハ其町村ノ収入トスヘシト訓令セシモノナルヲ以テ即チ宮城村接続赤城原野路傍並木敷修理保存費ノ負担及並木ヨリ得ル処ノ収益ノ如キハ宮城村全体ノ収入ニ属スヘキモノニシテ宮城村全体ハ共ニ其権利義務ヲ保有スヘキモノナル事ハ該訓令文意上甚タ明了ナリトス然ルヲ殊更ニ村会ハ此訓令ニ解釈ヲ下ヘ並木接続字ノ収入且修理保存スヘシト全般ヲ其ノ四字ニ一任シ其上枯損木売却ノ義ハ明治二十四年十二月十二日付訓令甲第百弐拾七号ヲ以テ訓令七拾壱号ヘ但書ヲ追加シ竹木其他ヲ売却スル場合ハ町村制第八拾七条ニ準拠スヘシト明晰ニ訓令アルニモ不拘無期ノ認可ヲ与ヘ其字ノ自由ニ採伐売却等ヲ任スト云ヲ決議ハ衡平ナル議会ノ議決トシテハ甚タ其当ヲ得ザルモノト思考仕候依テ右告示第三号ノ取消ヲ要求スル所謂ナリ

私共不服ノ要点次上陳述スル次第ニ候間宜敷公明ノ御判断ヲ以テ告示第三号ヲ取消且是ニ附帯スル本村会決議ハ悉皆御取消被成下度愛ニ訴願仕候也

明治廿六年九月六日

南勢多郡宮城大字大前田村

第七拾弐番地平民農

品川藤次郎㊞

安政三年十一月廿二日生

外六拾九名（大前田分）

三拾七名（馬場分）

三拾八名（市之関分）

この各大字の代表者は市之関〈引田喜三郎〉馬場〈吉沢洗八〉大前田〈高井丑郎〉であった。

この訴願に対する村会の決定は左の通りである。

裁決書

明治廿六年九月六日品川藤原次郎外百四十三名ヨリ明治廿六年八月廿九日宮城村長前原甚太郎カ為シタル赤城原野路傍並木敷ノ件ニ関スル告示第参号ノ村会決議ノ全部取消ノ訴願ヲ為シタルニヨリ再ビ審案スルニ其訴願ノ理由ナキモノト認ム

一　明治廿四年群馬県知事ガ発付シタル訓令甲第七拾壱号ハ元ヨリ其町村役場ニ対シ為シタルモノナレバ総テ其町村ヲ指称シタルハ勿論ニシテ決シテ其町村ノ一部若クハ一大字等ニ対シテ特ニ発シタルモノニアラサル事ハ訓令甲第七十一号ノ明文ニヨッテ瞭然ナリトス而シテ其訓令ノ主趣タルヤ地盤官有ナリト雖其修理保存ノ費用ヲ其町村（仮令ヘハ宮城村ノ或ル大字若クハ全村一般ナルトニ別ナク包括シテ其町村ト指様セル事）カ負担スルモノハ其収益ヲ為ス事ヲ得ル事及其手続等ヲ指示シタル訓令ノ要領ナリトス。故ニ此訓令ノ所謂町村ナルモノハ其町村タル一法人ヲ包括的ニ外観シタルモノナレバ其一部若シクハ一大字ニ於テ特ニ其訓令甲第七十一号ニ該当スル事実ニ存スルモノニセヨ訓令ノ眼中ハ何町村於テ其事実ノ存在スルモノナリトシ決シテ何町村ノ一部若クハ数字ト云フガ如キ其小部分迄ニ関シ訓示ノ効力ヲ及ホスヘキモノニアラサルナリ、反言セバ訓令ニ町村ノ負担町村ノ収益トナスベシトノ意志ハ旧慣特例ヲ破リ町村全体ノ負担又ハ町村全体ノ収益トナスヘシト云フガ如キ負担及収益者ノ資格ニ対シ町村全体ト制限若クハ命令ヲ為シタルモノニアラザルナリ其理由ハ訓令ノ明文ニヨッテ知得スルニ充分ナリトス、依之訴願者カ訓令ニ於ケル町村ハ町村全体の負担収益ニ属スヘキモノナリト解釈シタルハ訓令ノ主趣ヲ誤リタルト訓令ノ効力ト村会ノ議決ノ効力トヲ混合シタルヨリ起因シタルモノトス仮リニ訓令ノ町村トアルハ町村全体ニ負担収益ヲ為サシムル負担収益者ノ資格ニ制限ヲ為ス目的ニ出テタリスルモ其村会カ正当ニ有スル

議決権内ニ於テ事情ト慣行等勘酌スヘキモノアルトキ充分制限ヲ加フル事アル可シ現ニ村タル一法人ノ所有ト雖共一私使用ヲ為スコト得ヘキハ町村制等八十三番及至第八拾六条等ノ現定アリ已ニ町村タル一法人ノ現ニ新有権内ニアルモノト雖モ慣行等ノ存スル以上ハ村会ノ評定ヲ経サレハ之ヲ破ル事能ハス或ハ制限取上等総テ此等ノ権ヲ村会ヘ与ヘタルニ依ルモ亦タ本件ノ如キト雖モ村会ノ議決権ニヨリ之レカ制限ヲ為ス事ヲ得サルモノト云ウ可ラス、況ヤ訓令甲第七十一号ハ決シテ仮説シタルカ如キ主趣目的ニアラサレハナリ

一　原来宮城村ヘ接続スル赤城原野並木敷ハ之ヲ部分スルノ件ハ左ノ如シ

大字柏倉村　三拾五町六反弐畝三歩

大字三夜沢村　壱町五反八畝六歩

大字鼻毛石村　拾八町八反弐畝弐拾歩
大字苗ヶ島村　拾六町弐反拾八歩

然シテ右四ヶ大字ヘ各自接続スルノミナラス頗ル縁故旧慣ノ存スルモノニシテ遠ク明和七年次降引続キ寛政天保度則チ旧藩時代其時々ノ領主ニ於テ旧慣ニヨリ其並木及敷地ノ保官修理等ヲ命セラレ従テ其枯損木等ハ其修理保存費ノ代償トシテ収益シ来リタル事其旧書等ニ徴シテ明白ナリ又タ明治四年佐野県庁外二庁ノ支配ニ属シ其官理ノ為メ従来ノ如ク附セラレ保存官理為シ来リタリ。其後群馬県庁ノ配下トナリ次降諸説ノ改違アリシモ修理保存等間断ナク為シ来リ殊ニ土地丈量現反別等算出四大字ノ地番及収穫地籍帳ニ編入ニ至ル迄能テ四大字負担ニテ仕来リ則チ明治廿一年度ニ至リ枯損木ヲ払下ケ其代金ヲ郡衙ヘ上納スト共ニ直チニ其代金ヲ郡衙ヨリ松木植付代金トシテ御下附相成之ニヨリ年々則チ調令中第七十一号ノ発布当時ニ至ル迄松木植付来リタル次第ニシテ実ニ古来ヨリ変易スヘカラサル官理者タル位地ニアリ且ツ地勢上ノ関係ヨリ之ヲ観察スルモ却テ是等四ヶ大字ガ其修理保存ノ責ヲ負ヒ其収益ヲ為サシムル方総テ其並木保存ノ実蹟アル事疑フ可カラサル事実ナリトス。然リ然ラバ宮城村会ニ於テ是等ノ旧慣情勢ヲ斟酌シ遠ニ旧来ノ通リ此四大字カ修理保存ニ任シ以テ収益スヘシトノ多数ノ同意者ヨリ正当ニ議決シタルモノナレバ其議決上越権ニアラス却テ宮城村全班ヨリ利害ノ関係并ニ其実効ノ挙リタルニ便益ナル点ニ付テハ、尤モ適当ナル議決ナリト云ハサルヲ得ス訴願ハ徒ニ訓令ノ字面ノミニ拘泥シ豪強訴解ヲ来シタルモノニ外ナラス又明治廿四年十二月十二日訓令百弐拾七号ハ売却等特ニ収益方法処分ニ関スル事項ニ付テハ町村制第八十七条ノ規定ニ準拠ス可シトノ訓令ニ外ナラスシテ此ニヨッテ次ニ果シテ甲第七十一号ノ訓令カ町村全体ニ其負担収益ヲ蒙ラシムル制限ヲ附シタリト解釈スルヲ得サルナリ。則チ其収得物ノ処分手続ヲ論示シタニ過キサレハナリ。

一　訴願者ハ明治廿六年八月十一日臨時村会ノ議決録之抜萃ヲ証トスト雖モ其発言ノ解釈ヲ採テ議会カ訓令ノ解釈ヲ誣シタリト云フニアルカ如キモ已ニ前陳シタルカ如ク訓令ノ釈義上且ツハ其旧慣縁故ノ事情アルニヨリ議会カ告示第三号ノ如ク議決シタルモノナレハ其議事録ノ一端ニヨリテ其訓令ニ対スル解釈ニ比附セントスルハ其ノ理由ナキモノトス

以上説明シタル理由ナルハ村会カ訓令甲第七十一号ニヨリ告示第三号ノ如ク議決シタルモ毫モ失当ニアラザルヲ以テ到底訴願者ノ訴願ハ其理由ナキモノト認定セザルヲ得ズ

明治廿七年一月十三日

村会議員

北爪弥文治郎

堤清吉郎

萩原秀五郎㊞　　長岡道三郎㊞
北爪数吉㊞　　阿久沢平吉㊞
阿久沢友次郎㊞　　議長
北爪柱雄㊞　　前原甚太郎㊞
奈良原晴麿㊞　　書記
長岡鎌太郎㊞　　長岡国太郎㊞

両者からの論点は検討され、勢多郡会や県議会にまで訴願書が出されたが、もと村内のことなので隣村の村長その他有志の仲裁により明治二十八年十二月に和解となって二三の条件を付し宮城村全体の問題として受取ることとなった。

さて、並木事件が大事件となったのは並木敷地払下げとそれに伴う費用の問題である。明治三十二年に並木敷地ならびに立木を無代で払下げの運動をなし、これが一切の仕事を弁護士富樫竹二に委嘱した。弁護料は成功した時に収益の半分を受け、不成功の時は一切なしという契約であった。さて、その払下げが決定した時に富樫竹二は収益は一万円であるから半分の五千円を申受けることを強要し別紙領収書の通り四千四百六拾弐円八十一銭九厘也を受取った。その後に勢多郡長は払下げ分は評価格一〇七四円三二銭二厘であるからその半分の五三七円十六銭一厘を支払えば足りるとした。

発第八四号
明治卅弐年七月七日付指令地理第五〇四号ヲ以ッテ御許可相成候
明治卅弐年四月六日勢多郡宮城村大字苗ヶ島字大堰甲千弐百参拾五番弐外拾七筆、大字柏倉字大沢弐千百八拾七番ノ弐外拾参筆大字鼻ヶ字鳥帽子石甲千八百四拾七番ノ弐外拾四筆大字三夜沢字南神戸四百参拾弐番ノ弐外壱筆廃道路敷廃並木無代下付願ニ関スル一切ノ事ヲ前橋市神明町九番地富樫竹次ニ成功ニ達スル迄ノ費用ハ一切地元ヨリ差出サルヲ以テ成功ノ上ハ敷地及立木代実価十分ノ五ヲ委嘱料トシテ差出スベク

契約ヲ以テ依頼候ニ付見積価格ヲ壱万円ト仮定シ其半額即五千円ヲ地元村代表前原芳雄ヨリ冨樫竹次ニ対シ既ニ支払済ノ後当時勢多郡長タリシ小林正義氏ハ該契ノ十分ノ五ハ敷地及立木代実価ニ由ラナシテ出願書ニ添付ノ詳価額壱千七拾四円参拾弐銭弐厘ノ十分ノ五即五百参拾七円拾六銭壱厘ヲ支払ヘキモノト認メラレ其他ハ認可セラレス候得共地元村長ニ於テハ全ク冨樫竹次ヘ契約金五千円ヲ委嘱料トシテ支払候ニ付自後決義ノ上ニ多大ノ紛議ヲ生シ如何トモ致シ難ク村民一同困却相極候間今般更ニ無代下付ヲ受ケタル基本財産中ヨリ金四千四百六拾弐円八拾銭九厘ヲ委嘱料トシテ冨樫竹次ヘ支払シ事ヲ勢多郡長ノ追認ヲ得ンカ為メ玆ニ勢多郡参事会ノ許可相成度第百弐拾七条弐号ニ依リ村会議決録写委嘱契約書写樫冨竹次領収証及参考トシテ該委嘱料ニ関スル森下鉱吉ヨリ冨樫竹次ニ係ル被労金請求事件判決正本写相添此段及申請候也

明治参拾九年七月十六日

勢多郡宮城村長　前原芳雄㊞

勢多郡参事会

勢多郡長　福田伊八殿

領収証写

一金四千四百六拾弐円八拾壱銭九厘

但勢多郡宮城村地内廃道路及廃並木敷

立木共無代渡出願ニ関スル委嘱料

右金正ニ領収候也

前橋市神明町

冨樫　竹次

明治卅参年一月拾日

勢多郡宮城村長　前原芳雄殿

その金額の支出方法はいかがすべきであろうか。その顛末について次の資料を示す。

並木事件顛末

㈠　最初本村並木敷地立木等下附ヲ請願スルニ付テハ成功ノ上ハ総価格ノ半分ヲ運動者前橋市冨樫竹次ニ分与スル事ヲ約シタリ此事ハ村会ニ於テ正式ニ議決シ議事録ニ記載セルモノニハ無之モ村会議員一同異儀ナキ様ニ噺合ヲ付ケタリ

㈡　前記並木始尾能ク無代下付ヲ受ケシニ付総価格ノ一本ヲ冨樫竹次ニ分与スベキ場合トナリタリ然ルニ監督官庁ニ於テハ右総価格ノ一本ヲ分与スルハ甚多大ノ謝儀ナルノミナラズ正式ニ村会ノ決議ヲ経サルモノナレバ之ヲ契約通リ分与スルヲ要セズトシ是認セラレサル事トナレリ

㈢　爰ニ於テ冨樫ニ対シ示談ヲ申込ミタルニ同人ニ於テハ実

価格ノ折出ヲ申受クル約束ナルニ依リ示談ニ応ズル事能ハサルモ即チ金五千円ヲ交附セラルルニ於テハ能テ前約ヲ主張セズト言張リ之レニ服従セサレバ民事訴訟ヲ以テ請求スベキ模様ナリシニヨリ止ムヲ得ズ役場吏員村会議員区長協議ノ上同意ヲ表セリ

(四)　第二号ニ述フル如ク富樫ニ対シ約束通リ履行スル事ハ監督官庁ニ於テ是認セラレザリシモ其収ニ至リ無代下附願書ニ記載セル評定価格即チ金壱千七十四円三拾弐銭弐厘ノ半額此金五百三拾七円拾六銭壱厘ヲ交付スル事ハ是認スルモ該金額以上ノ支払ヒヲ為ス必要ヲ認メズトノ旨趣ヲ達セラル

(五)　本村ニ於テハ監督官庁ヨリ指示セラレタル支配額即金五百三拾七円拾六銭壱厘ノ支払ヲ妥当ト見認メカレハ無代下附出願ノ書面ニ記載セル評定価格全ク虚偽トナシ之ヲ虚偽ノ出願ト認メラルルトキハ無代下附ノ指令ヲ取消サルル恐アリヌ金五千円ヲ富樫ニ交付セサル時ハ同人ヲリ訴訟ヲ提起セラレ更ニ紛議ヲ生スルノ恐レアリ止ムナク役場吏員村会議員区長等評議ノ上監督官庁ヘハ富樫ニ対シ前記五百三拾七円拾六銭壱厘交付ノ者ヲ被告シ内実ハ五千円ノ内ヨリ報告全額ヲ減シタル差金四千四百六拾弐円八拾三銭九厘ヲ村長助役并ニ村会議員各一己人名義ニテ連帯責任ノ借金ヲ為シ昭和三十三年一月十日富樫ガ支払費別紙領収証ヲ取リ置ケリ

(六)　前記四千四百六十弐円八拾三銭九厘ノ支払ハ村会ニ附議スルコソ当然ナルモ第五号ニ述フル如キ事情ノ為メニ附議スル事能ハスシテ執行シタル次第ニシテ村会議員等ノ一到ニ出テタルモノナレハ今日村長、助役議員ニ於テ自己ノ資産ヲ以テ弁償スル事ハ如何ニモ当惑ノ事柄ナルモ、当時如何トモ詮術ナク今日ニ至リシ次第ナリ爾後借金ハ利息ノミ相嵩ミ此侭ニ経過スル時ハ証書署名者一同家資分散等ノ危ニオチイルモ計リ難又村民一同ニ於テモ右等ノモノヨリ弁償セシムル意趣ニアラサル事明ナルモ下附ノ土地立木アル以上ハ是ヲ売却シ其代金ヲ以テ弁償ニ充ツルハ穏当ト認ム難キカ故ニ種々内評議ヲ遂ケタルニ現在基本財産ニ編入シアル並木代金ハ右ニ充用スルノ許可ヲ請ヒ費消シ猶ホ不足ノ分ハ戸数割ニ賦課ノ方法ヲ執リ此ノ整理ヲ完フスル事ニ全村協議纏アリタリ

(七)　然レモ右基本財産ノ費消并ニ戸数割課税ヲ為スニハ相当ノ名義ヲ付シ村会ノ決議ヲ要スルニ付其名義ハ並木下附ノ周施料トスルカ若クハ村長カ右下附ニ関シ支出シタル実費弁償トスルカ或ハ報酬トスルカ孰レカノ名義ノ下ニ本村歳入出予算ニ組込ミ議決ノ上是等ノ者ニ支払ハントス

以上ノ方法ニ依リ整理ヲ為ストキハ村内ニ何等苦情ナク多年懸ノ限ヲ断ツヲ得ベシ

かくして明治四十年にはこの並木事件の終末に至るべく宮城村挙村の努力は次の如く調定条件をあげて終結させようとした。

並木事件調定ニ関スル条件

一　宮城村永久ノ平和ヲ謀ル為メ根本的村政ノ改革之第一序トシテ議員ノ配置左ノ如シ

一　各字二名ツヽ撰定スルコト

二　議員ノ選定ハ有志会ヲ以テ一名ヲ選定シ尚一名ハ村民ヨリ選定スルコト

二　大字馬場村同大前田村ノ消失費用ニ関スル件

本件ハ新選議員ノ処置ニ一任スルコト

三　基本金ヲ以テ旧並木敷地ノ植林事業ヲ行フコト

四　旧並木敷地ノ配当ハ各区ノ戸数ヲ標準トシ按分比例ヲ以テ割当ルコト

但落葉間抜等ノ収益ハ各区ノ収得トス

五　並木事件ニ関スル私債額ハ全部人民ヨリ徴収セサルコト

六　本件終局ノ後ハ第一項ノ議員ハ宮城村村会議員ニ選挙スルコト

七　第三項ノ事業ヨリ生シタル収得金ハ一期全部調和条件トシテ私債ノ内ヘ寄付スルコト

八　並木枯損木ニ対スル歩合四分六分ノ村会ノ議決並ニ契約ハ廃止スルコト

右ノ通リニ候也

明治三十九年十二月

調和取扱人　東宮保佐次㊞

前原　寿次㊞

三十九年十二月三十一日迄ノ計

一　金参拾六円弐拾壱銭　決算後雑費支払計

一　金四百拾九円弐拾九銭七厘　横野銀港ヘ

利子計卅八年七月廿五日ヨリ三十九年十二月卅一日マテノ分

一　金参阡百七拾円也　決算借入償還残金

一　金七百七円拾弐銭五厘　支払見込

合計金四阡八百三拾弐円六拾参銭弐厘

内金百弐拾六円九厘　村長支払残額預リ

内金百五拾円也　長岡道三郎預リ

差引残金四阡五百五拾六円六拾弐銭三厘

(貸主)	(元金)	(利子)		
石原弥市郎	七〇円	一八・三七・五	三八・四〜三九・一三	二一カ月
鵜飼　長平	一〇〇	二三・五〇・〇	三七・七〜三九・一三	一八カ月
東宮六郎治	一〇〇〇	九〇、——	三九・四〜三九・一三	九カ月

藍原　二〇七・一六　二三・四四・一五　三六・三〜三九・三　三三カ月
横野銀行残　二四八・一五・七

決算後新規支払　三六・二一
支払見込　五〇〇
合計　二三四・八四銭三・五

（明治三九年三月二九日調）

拠出金は各戸に最大の努力をおしまなかった。その一例——

自約証

一　金五百七拾五円也

数年間宿題ヲ呈セル並木紛擾事件ニ付キ今回貴殿ノ御裁扱ノ結果弥々調和解決ノ実施ヲ看ルニ至リ候ハ本村ノ為メ並ニ自己ノ幸福是ニ不過候就テハ曩ニ夥多ノ私債モ有之候事ハ兼テ承知致居候間

右私債額中ヘ前記之金円ヲ寄付可仕候間可然御取計ヒ相成度尚ホ出金ニ関スル期日ハ何時タリトモ貴殿ヨリ御通知被下候節直ニ出金可仕候

右自約証書依而如件

明治四十年一月十日

東宮六郎治㊞

裁扱人
東宮保佐次殿
前原　寿次殿

領収証

一　金弐千四百参拾円也
但自約証ノ惣金額也

右正ニ領収候也

明治四拾年六月弐拾四日

整理委員　阿久沢友次郎㊞
同　前原芳雄㊞

裁扱人　東宮保佐次殿
同　前原　寿次殿

内訳

六本木　春吉　二〇円
前原　寿次　二五
阿久沢　良造　五〇
北爪　弥文治　五〇
北爪　桂雄　二五
前原　勝馬　二〇〇
豊島　秋太郎　二五
阿久沢　源吉　二〇

東宮　保佐次　五〇円
六本木　豊太郎　五〇
大崎　鍋吉　五〇
北爪　弥三次　七〇
東宮　伴一郎　二〇〇
長岡　朝太郎　二〇
上野　東太郎　五〇
前原　芳雄　二五〇

奈良原　晴麿　㊞　　星野　三郎　㊞　　長岡　道太郎　㊞

阿久沢　友次郎　㊞　　東宮　六郎治　㊞

並木の経営については次の様に新しい進展をはかった。

自約之証

今回宮城村基本財産を確保する為め旧並木敷地爾対し植栽致シ候ハ実施本村の為め起生の秋我等一同一歩も怠爾外観すべきの時期ニ非らざる事ハ勿論なりと雖も刻下薄暑の候植樹生存の如何を慮り候故へ本年中の適当の時期を見計ひ御指揮ニ従ひ直爾植付ヶ可任候間

右自約之証仍而如件

明治四十年五月

群馬県勢多郡宮城村

大字

村民連名　検印アリ

村財政の進展をはかり将来を見通した中での運動が宮城村の大問題に発展したのであるが、この時、明治四十年の植林は昭和二十年の敗戦後の学校建設、役場建設をはじめとして大きな村財政への貢献として村民の利益となっている。このことへの努力は大きかったが、ここにはその一端のみ記した。

第九節　新農村建設事業

本事業のねらい

昭和三十一年、政府は重要農林施策として「新しい村づくり」の構想を発表し、これが「新農山漁村建設総合対策」として具体化されてきた。本村も、昭和三十二年度よりこの指定を受け、新農村建設に取り組んだが、そのねらいについて昭和三十一年に刊行された「新農村建設総合対策の解説」（全国農業会議所発行）は次のように記してい

る。

(1) 国内的にみた場合、農林水産業就業者の所得水準は他産業部門にくらべ低位であり、わずか三六・七%にすぎない。農林産業の生産水準が低い。工業部門において三十年度には戦前の二倍の水準に達しているのに対し、農業は戦前の水準に止まっている。

(2) これは農林部門における経営が零細であり、過剰就業によって生産性が低くなっていることによる。

(3) 農家戸数、農家人口、農業人口ともに終戦後数年間に戦前よりも二割ノ三割大幅に増加し、二十四年前後をピークとして停滞傾向を示していることは、農林部門における人口収容力が限界に来ていることを示すとともに、兼業農家が相対的に増加している。

その他の国内的要因とともに、国際的には、農産物の過剰化が目立ち、わが国の農業を圧迫しつつある。これら、海外競争に打ち勝つためには、わが国の農産物のコストを引き下げ生産性の向上を実現する以外にない。新農建設計画は、これらの条件に対し、新しい農業協同の村として、農林漁業地域を設定し、これを農林漁業経営の新しい場として適地適産を推進し、適正経営の確立を実現することを目標としている。適地適産とは、下からの農家の自発的な意見に発した振興方式である。

新農村建設対策は、農家経済の目立を速かに達成することを基本目標として生産基盤の強化を図らんとするものである。

このようなねらいのもとに、政府では、全国に指定村をおき、農林業の振興をはかった。

本村でも、昭和三十二年度と三十三年度の二ヶ年間指定を受け、新農村へと脱皮するための事業を推進したが、これより先三十一年度には、「宮城村農業振興綜合五ヶ年計画」をたて、農村の近代化への歩みをはじめている。

宮城村農業振興五ヶ年計画

昭和三十一年というと、終戦後の食糧難も次第に解消し、それとともに、農産物の売れ行きもにぶるとともに、農村人口は増加し、農家の二・三男対策が問題となっていた頃である。また、本村の重要産業である養蚕も、ナイロンの普及によって、生糸の対米輸出が激減し、前途に不安な影をおとしていた時である。

このような時に、農業経営の近代化と生活改善を目途にたてられたのが、農業振興五ヶ年計画である。

計画書によると、その内容は次のようなものである。

趣旨

「終戦後の農地改革は、農業生産上、物心両面において絶大なる効果をもたらしましたが、最近本村の農家経済の実態は、内外諸情勢の悪化に依り、依然として前進多難であると信じます。思うにこれを克服打開する途は、近代農法に立脚し、立地条件に適応せる適地適産方策を計画的に、然かも多角的に経営し得る如く推進する事であると信じます。偶々今般上司の御指導の下農業委員会が中核となり、村内各種機関及農家等多数各位の御協力を煩わし、陽春以来数次にわたり慎重討議の結果、玆に農業振興総合五ヶ年計画の樹立を見たことは、極めて意義深いものがあり……（以下略）

宮城村農業振興総合五ヶ年計画推進委員長
宮城村長　田島清一郎

五ヶ年計画

最近我国の農家経済状勢は、食糧事情の好転を機として、急速に下降悪化し、蚕糸業の前途も暗たんたるものである。一方、農地改革は、有史以来の大英断により、多大の成果を収めて終結を見たとはいいながら、未だに過少農家あり、畑作偏重農家あり農業経営形態は、必ずしも万全とは言い難い。

特に、本村の如きは、高冷軽鬆土地帯であり、土地はやせ、畑作依存農家数は二〇%の多きを示し、農地は各所に分散しあり、最も不安定、不合理な農業経営形態といわざるを得ない。之が為には、先ず農地の交換分合はもとより、あらゆる手段により、生産条件を整備した上に立ち、適地適産の原則を基調とした万般の施策を計画推進することが急務であると信ずる。……農業五ヶ年計画を樹立し、之を強力に推進するを以て村農政の基盤とするとともに、全村農家の経営

指針たらしめ農家経済の安定、農民の文化水準の飛躍的発展を期待するものである。

計画要綱

一　方針

先ず、生産条件の整備に努め経営を合理化するとともに、天恵の森林資源を愛護活用して有機質肥料の増施を図り植物蛋白の高度利用に依り、従来の米麦養蚕重点主義より、さらに進んで畜産、水産、煙草、果樹園芸等を併営した多角的経営形態たらしむるとともに、農業放送を新設して経営技術の改善導入を拡充強化し、関係機関、団体の密接なる連けいを保持して、農家個々の所得増大と農民地位の向上を図り、以って文化新農村の建設に万進せんとするものである。

二　部門別計画の大要

◎生産条件の整備

㈠　農地の交換分合

㈡　農道の新設と改修整備

大前田中央より半之木を経て馬場南端に至る新農道は早急に着工の要あり、中央農道の荒砥川橋梁の早期改修

㈢　耕土培養法による考巧化、過酸性地の解消対策として、各筆調査並に改良案導（三十町歩対称）

㈣　畑地灌漑（掘抜井戸の新設と揚水ポンプの施設）暗渠排水施工の推進

㈤　農作業の機械化、畜力化の推進

㈥　その他

◎農業経営、改善合理化、生活改善

㈠　農業放送の新設（三十二年度）

㈡　標準模範農家の指定

㈢　農業技術の改善合理化、高度化

㈣　農業生産物の計画栽培と販売処理の能率化、合理化を図る

㈤　環境衛生の改善――改良便所

㈥　生活改善の強力推進

(1)　時間の励行

(2)　衣・食・住改善の指導

(3)　粉食の徹底と共同加工施設の設置

農協、馬場部落に加工所を新設

(4)　簡易水道施設　三夜沢部落を先ず施設する

(5)　冠婚葬祭の簡素化

(6)　学校の完全給食を実施する

◎農業協同組合並農業共済組合の拡充強化対策

㈠　農業協同組合

新設される農業放送を高度に利用して組合運動を強力に展開する

(3)　販売、購買、利用事業の合理的且能率的推進

(4)　農業技術指導部の強化

(5)　信用事業の適正にして積極的活動の推進

その他

(ニ) 農業共済事業

(1) 共済組合意識の徹底を図り、組合員の積極的協力を促進する

(3) 家屋並家畜共済の積極的推進と全戸加入運動の展開

◎部落組織の整備強化

(イ) 部落農業協同組合

(ロ) 養蚕組合

(ハ) 講組

◎ 林業振興対策

(イ) 基本方針

現況山林として存置してある奥地林及中間林の一部は主として保安林（水源涵養、土砂止、干害防備、防風）等として公共的なる山林の使命を達する如く林相を整える。中間林の一部及平地林、宅地林等は、農業経営上必要な薪炭、落葉、採草等の供給源として最高度に之を利用する。又、赤城山開発計画に呼応して保健観光事業に協力する。

(ロ) 実施要項

(1) 林業に関する各種指導、奨励事業

(4) 特殊林産業の奨励普及

○椎茸原木及種駒の購入斡旋代金の一部補助

○乾燥場設置

○かん詰工場を他産業（副業）と協同して設置する

(9) 山林愛護事業

○正月用門松の使用禁止及代用印刷物配布

◎副業振興対策

(イ) 基本方針

光輝ある伝統と歴史を有する養蚕業の合理的振興はもとより、近く指定せらるる見込の酪農振興法に基き、之が飛躍的発展を期するとともに、各種副業を適宜選択せしめて天災地変に対応せしむるとともに、農閑期現金収入の方途については万全の指導対策を期す。

(ロ) 実施要項

A 養蚕業

(1) 桑園に関する事項（五項目）

(2) 飼育法に関する事項

推蚕飼育の共同化促進他七項目

(3) 蚕種、産繭に関する事項

蚕品種の統一と産繭共同販売体制の強化徹底他二項目

(4) 競技会、講話会、視察に関する事業

桑園能率増進競技会繭質改善競技会の開催他二項目

(5) 養蚕組合の拡充強化と簡素化

B 畜産

○酪農、養豚、養鶏と関連あるにつき、総合的に計画する。

(1) 組合組織の強化拡充
養鶏は、食生活改善を考慮し全戸飼育運動を展開する。
(2) 優良品種の導入並に仔牛の生産、さらに、肥育中の増産
(3) 飼養管理の合理化
(4) 飼糧経済の合理化と自給化促進
○飼糧作物の導入及種子斡旋
○サイロの全農家設置の徹底他八項目

C　養魚
(1) 休閑貯水池を活用して養鯉、養鱒等を励行し、食生活改善の一助とする。

D　煙草栽培
立地条件の特異性に鑑み畑作地帯の陸稲依存より脱却して養蚕業と両立せしむる万般の施策と、養蚕農家の協力を要請しつつ計画的栽培増加を図り、以って名実兼備の「赤城たばこ」模範生産村たらんことを期す。

E　園芸
都市に遠隔せる為、蔬菜園芸は里芋に主力を注ぎ、又気候其の他の立地条件に適合せる果樹、花木に重点を指向する
(1) 果樹
○中央農道を境として北部をりんご、桃の地帯、南部を梨の地帯とする
○二、三男対策、観光村対策を併行せしめる
○昭和三十三年度迄に二十町歩植付完了（四十年には成木二〇町歩とする）他
(2) 花木
大前田、三夜沢等先進地に対する助成
(3) 里芋
○県の東毛唯一の指定村としての名声保持に努む。他四項目

F　農村工業
従来農村の特異性は経営の不合理による年間を通じての収入面に於けるアンバランスにて、経済の危弱性にある事は論を持たない処である。こうした盲点を解消する一手段として農閑期を利用して農村工業を振興せんとす。
実施要項
(2) 自家保有蚕等を利用し、蚕網、皆川等を生産し、自家用として現金支出の削減を図る
(3) 製工品（繭）其の他(2)の生産の増加を図り移出品として現金化を図る。
(4) 竹工、木工品の振興を図る。

以上のように農業経営方針から生活改善にまで及ぶ多方面にわたっての細かい計画がたてられ、それが実践への努力がはらわれたがこのような下地ができ、新生活への意気込みが芽ばえはじめた時、即ち、右計画のたてられた翌三十二年、新農村建設の指定を受けた。

新農村建設計画

三十一年度の五ヶ年計画の立案によって、新農村建設総合対策の指定を受ける態勢が整うとともに、それが指定の運動を展開し、三十二年度より二ヶ年間指定されるにいたった。

この指定を受けることにより、上から押しつけられた事業に対してではなく、それぞれの地域の実状に応じ、農地交換整備事業、適地適産奨励施設、農山漁村振興共同施設、技術研修及び生活改善施設等について、独自にたてた計画実現のために、国より特別助成金が交付されるのであり、本村の五ヶ年計画実現のためには最も適したものであった。

指定決定とともに、「宮城村地域農山村振興協議会」が設立され、三十一年十二月には、同協議会の規約ができた。

規　約

第一条（目的）この規約は、新農山村建設総合対策要綱に基き、地域内農民の自主的総意を結集し、農林業に関する生産施設の整備、経営の改善及び技術の改良、農山村民の生活の改善並びに農林産物の生産及び販売の調整等、総合的な地域農村振興計画の樹立実施を推進するため、地域農山村振興協議会について、その組織、会議其の他必要な事項を定めることを目的とする。

第三条（所在地）この協議会の主たる事務所は宮城村役場内におく。

第四条（構成）この協議会は、左に掲げる者で、当該地域に関係のある四十人以内の委員をもって組織する。

(一)　村長

(二)　村議会の議長

(三) 農業委員会の会長
(四) 農業協同組合及び農業共済組合の組合長
(五) 農事実行組合、農事研究会等部落団体を代表する者若干名
(六) 農青連、青少年クラブ、農業協同組合青年、婦人部、青年団、農業部落等の組織を代表する者若干名
(七) 学識経験者若干名
(以下略)

○協議会役員

会長	田島清一郎	委員	宮田紋三郎　大崎　清　真隅田幸四郎
副会長	中村惣一郎　前原　盤根　中村　定寿		井上　民司　青木　雅三　北爪　勝
監事	樺沢　映　阿久沢俊夫　大崎与平治		月田幾太郎　梅沢　栄　常味　巳蔵
			北爪　正一　場　寿衛　品川　久馬
			松村忠次郎　桜井　君雄　小林　勝秋
			大崎　春代　桜井　美知　吉田　時雄
			町田甚太郎　北爪　福二　深津利三郎
			小堀　寅雄　豊島源之助　上野丑之助
			井上　治郎　前原英四郎　田村　定吉
			堤　浩一　下田勇一郎　神尾　平吉
			金子　一雄

なお、三十二年二月段階での農業振興に関する希望調査の集計結果が「みやぎ情報」五二号に出ている。それによると

1　農業生産の基礎条件の整備に関しては、「畑地かんがいをしたい」「農道を良くしたい」「開田をしたい」が上位三位を占めてい。

2　農業経営の改善をはかるという項目に関しては、「家畜を増殖したい」「米麦の優良品種を導入したい」「稚蚕共同飼育をやりたい」が多くなっている。

3　農協に対する希望事項は、「部落集荷所を作りたい」「生産物の農協利用販売を強化したい」等に多く集まっている。

現在の本村の農産物は、従来からの米麦、繭の他にしいたけ、果樹、花木、肉（豚、牛、ブロイラー）牛乳の他に鱒といったように、他の町村には見られないほど多角化がすすんでいる。そして、どの産物も宮城産として東京市場をはじめ各地で評判をとるほどに成長してきている。これら各種の商品作物が本格的に栽培されだしたのは、三十年代に入ってからであり、その間における本村民の努力も特筆すべきものがあるが、三十二、三年度にかけての新農村建設事業の果した役割も大きかったと言えよう。

新農村建設計画第一年次の本村の概況は次のようになる。

土　地　利　用

区　分	面　積	比　率
	ha	
耕　田	341.0	6.9%
畑	928.0	18.9
地　小　計	1,269.0	25.8
山　林	2,596.0	52.6

家　畜　飼　養　状　況

区　分	飼養戸数	頭　羽　数
乳　牛	70戸	86（1,324）
役肉牛	709	762（740）
馬	353	361（14）
豚	359	508（3,955）
緬　羊	193	288（41）
山　羊	439	491（211）
兎	522	1,201（155）
鶏	708	6,205（62,086）

（　）内数字は昭和43年の概数